

平成 29 年 度

年 次 報 告

公正取引委員会

本書は再生紙を使用しております

この報告書は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
第44条第1項の規定に基づき、公正取引委員会の平成29年度にお
けるこの法律の施行状況を国会に報告するものである。

・ 凡 例 ・

独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）
下請法	下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）
景品表示法	不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）
独占禁止法施行令	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和52年政令第317号）
入札談合等関与行為防止法	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）
消費税転嫁対策特別措置法	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）

目 次

第1部 総論	1
第2部 各論	27
第1章 独占禁止法制等の動き	29
第1 独占禁止法の改正	29
第2 その他所管法令の改正等	33
第3 独占禁止法と他の経済法令等の調整	33
第2章 違反被疑事件の審査及び処理	35
第1 違反被疑事件の審査及び処理の状況	35
第2 法的措置等	49
第3 警告等	69
第4 告 発	71
第3章 審 判	73
第1 概 説	73
第2 審 決	76
第4章 訴 訟	91
第1 審決取消請求訴訟	91
第2 排除措置命令等取消請求訴訟	99
第3 その他の公正取引委員会関係訴訟	102
第4 独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟	103
第5 独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟	104
第5章 競争環境の整備	107
第1 ガイドラインの策定・公表等	107
第2 実態調査等	108
第3 独占禁止法適用除外の見直し等	143
第4 競争評価に関する取組	153
第5 入札談合の防止への取組	154
第6 独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた取組	159
第7 独占的状態調査	159
第6章 競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備	161
第7章 株式取得，合併等に関する業務	183
第1 概 説	183
第2 独占禁止法第9条の規定による報告・届出	183
第3 銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有	183
第4 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等	184
第5 主要な事例	196
第8章 不公正な取引方法への取組	209
第1 概 説	209

第2	不当廉売に対する取組	209
第3	優越的地位の濫用に対する取組	211
第9章	下請法に関する業務	215
第1	概説	215
第2	違反事件の処理	215
第3	下請法の普及・啓発	226
第10章	消費税転嫁対策特別措置法に関する業務	229
第1	概説	229
第2	消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置	229
第3	消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置	233
第4	消費税転嫁対策特別措置法の普及・啓発	235
第11章	国際関係業務	237
第1	独占禁止協力協定等	237
第2	競争当局間協議	238
第3	経済連携協定への取組	238
第4	多国間関係	239
第5	海外の競争当局等に対する技術支援	245
第6	海外調査	246
第7	海外への情報発信	247
第12章	広報・広聴等に関する業務	249
第1	広報・広聴	249
第2	政策評価	252
第13章	景品表示法に関する業務	253
第1	概説	253
第2	景品表示法違反事件の調査	254
第3	公正競争規約の認定	258
第14章	相談その他の業務	259
第1	独占禁止法及び関係法令に関する相談等	259
第2	事業活動に関する相談状況	259

第 1 部

総 論

公正取引委員会は、平成29年度において、次のような施策に重点を置いて競争政策の運営に積極的に取り組んだ。

また、平成29年7月に、独占禁止法の施行70年を迎えるに当たり、この70年間における公正取引委員会の活動についての歴史的回顧と競争政策の現代的意義をまとめた委員長談話（「独占禁止法施行70周年を迎えるに当たって ～イノベーション推進による経済成長の実現～」）を後記 **5** のとおり公表した。

1 独占禁止法改正等

(1) 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律の成立

平成28年2月4日に我が国を含む12か国により署名された環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）には「各締約国は、自国の国の競争当局に対し、違反の疑いについて、当該国の競争当局とその執行の活動の対象となる者との間の合意により自主的に解決する権限を与える。」とする規定が含まれているところ（第16.2条5）、同規定は、現行の独占禁止法上担保されていないことから、同規定を担保するため、独占禁止法を改正し、「合意により自主的に解決する」制度である確約手続を導入することとした。確約手続の導入を内容とする独占禁止法の一部改正を含む「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」は、同年3月8日に第190回通常国会へ提出され、継続審議とされた後、同年12月9日、第192回臨時国会において可決・成立し、同月16日に公布された（施行期日は、TPP協定が日本国について効力を生ずる日）。

その後、米国がTPP協定からの離脱を表明したことを受けて、平成30年3月8日に、米国を除く11か国により署名された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴い、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」について、所要の改正を行うため、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案」が同月27日に第196回通常国会へ提出された。同法律案は、同年5月24日に衆議院において、同年6月29日に参議院において、それぞれ可決・成立した（平成30年法律第70号）。この法律は、一部の規定を除き、公布の日（平成30年7月6日）から施行された。

(2) 独占禁止法研究会報告書の公表

独占禁止法における課徴金制度は、違反行為者に対して金銭的不利益処分を課すことによって違反行為を抑止するための行政上の措置として、昭和52年に導入された後、約40年が経過し、その間、数次の改正が行われてきた。しかし、近年、事業者の経済活動や企業形態のグローバル化・多様化・複雑化は一層進展しており、硬直的な現行課徴金制度では事業活動の実態を反映せず適正に対応できていない場面も生じているため、経済・社会環境の不断の変化にも対応できる制度の在り方について検討する必要性が高まってきた。公正取引委員会は、このような認識の下、平成28年2月以降、課徴金制度の在り方について専門的見地から検討を行うことを目的として、各界の有識者からなる「独占禁止法研究会」を開催してきた。同研究会は、平成29年3月までの間、15回の会

合を重ね、検討結果を踏まえ、報告書を取りまとめ、当委員会は、同年4月25日にこれを公表した。同報告書で示された事項については、広く国民から意見を募集し、同年8月8日にこの意見募集の結果を公表した。

2 厳正・的確な法運用

(1) 独占禁止法違反行為の積極的排除

ア 公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売など、社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対処することとしている。

イ 独占禁止法違反被疑事件として平成29年度に審査を行った事件は143件である。そのうち同年度内に審査を完了したものは118件であった。

ウ 平成29年度においては、13件の排除措置命令を行った（詳細は第2部第2章第2を参照）。これを行為類型別にみると、価格カルテルが1件、入札談合が5件、受注調整が5件、不公正な取引方法が1件、その他が1件となっている（第1図参照）。また、延べ32名に対し総額18億9210万円の課徴金納付命令を行った（第2図参照）。

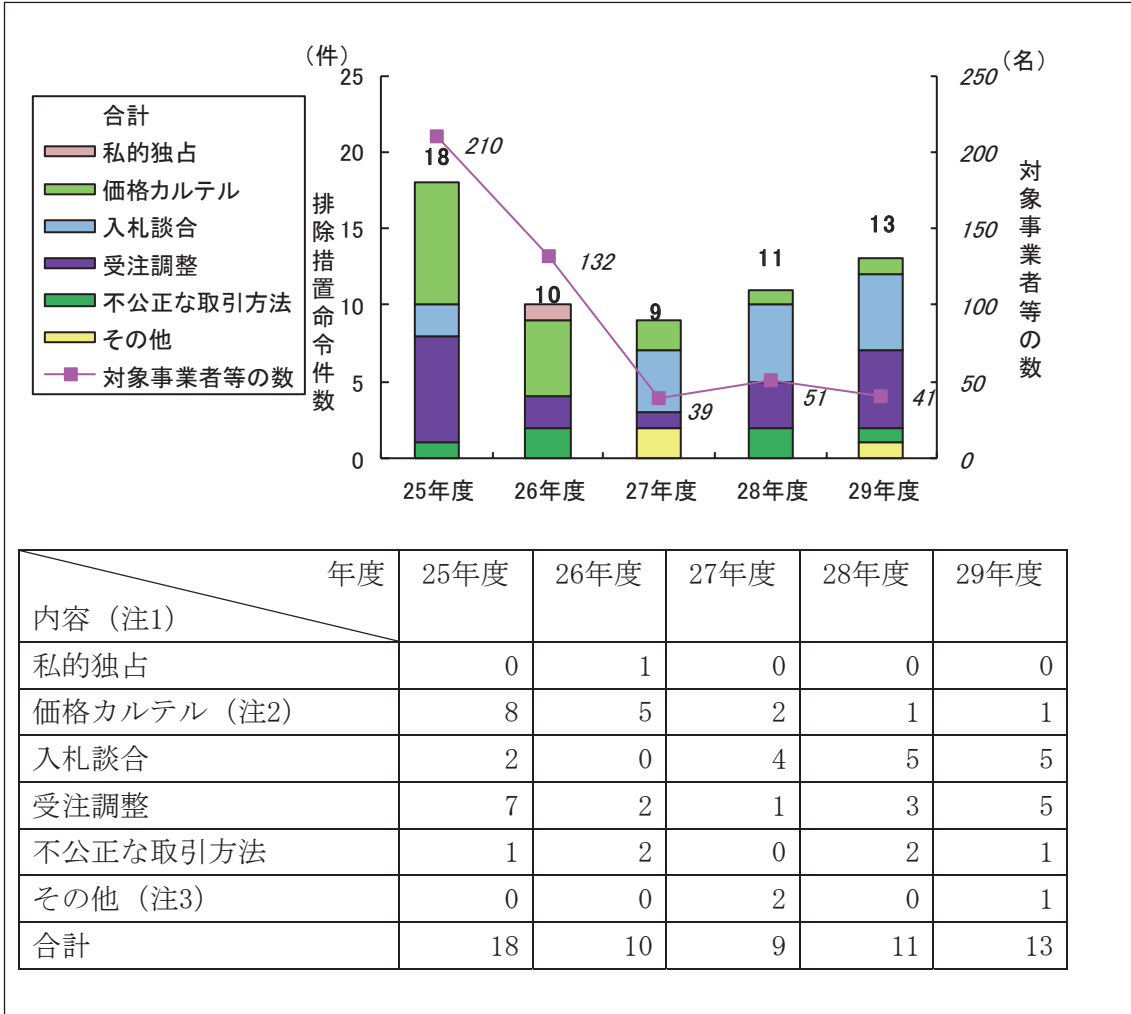
なお、平成29年度においては、課徴金減免制度に基づき事業者が自らの違反行為に係る事実の報告等を行った件数は103件であった。

エ また、平成29年度においては、違反行為は認定したが、排除措置命令を行うことができる期間を経過していたため、審査を終了し、公表した事例が1件あった。

＜平成29年度における法的措置事件＞	
価格カルテル	○ ハードディスクドライブ用サスペンションの製造販売業者に対する件
入札談合	○ 東京都が平成26年度に発注する個人防護具の入札参加業者らに対する件 ○ 東京都が平成27年度に発注する個人防護具の入札参加業者らに対する件 ○ 東京都が発注する二層式低騒音舗装工事の工事業者に対する件 ○ 東京港埠頭(株)が発注する舗装工事の工事業者に対する件 ○ 成田国際空港(株)が発注する舗装工事の工事業者に対する件

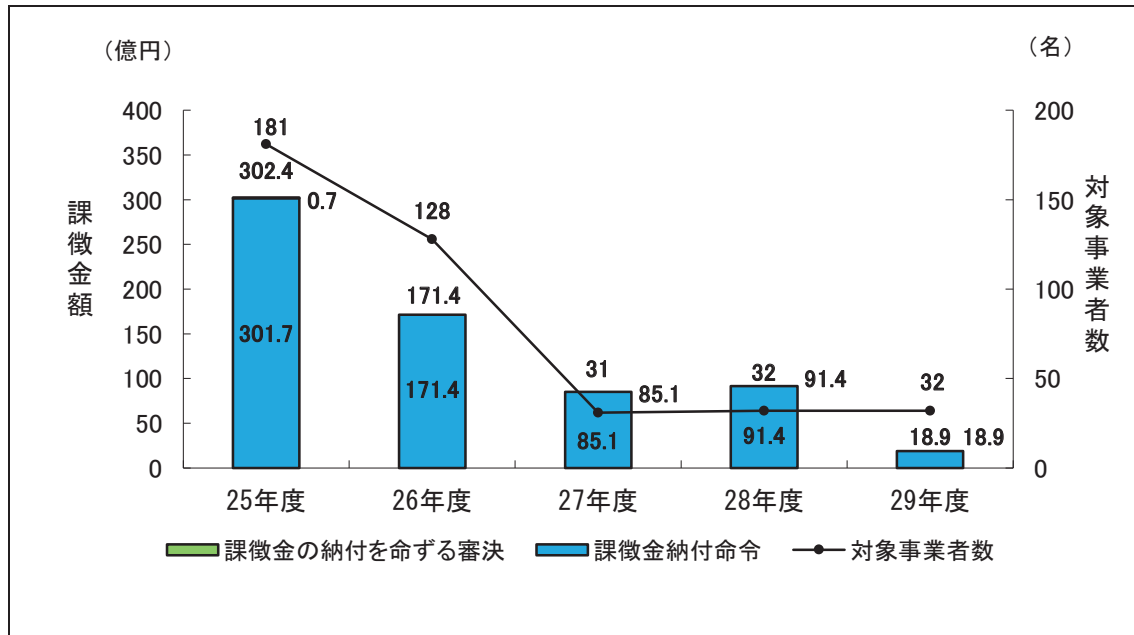
受注調整	○ 東日本旅客鉄道㈱が発注する接客型制服の販売業者に対する件 ○ 東日本旅客鉄道㈱が発注する技術型制服及び検修型制服の販売業者に対する件 ○ 東日本旅客鉄道㈱が発注する盛夏シャツ・ズボンの販売業者に対する件 ○ 西日本旅客鉄道㈱が発注する制服の販売業者に対する件 ○ 東日本電信電話㈱が発注する作業服の入札参加業者らに対する件
取引条件等の差別取扱い	○ 大分県農業協同組合に対する件
事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限	○ (公社)神奈川県LPガス協会に対する件

第1図 排除措置命令件数等の推移



(注1) 複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類している。
(注2) 価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。
(注3) 「その他」とは、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限等である。

第2図 課徴金額等の推移



(注) 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決に係る金額を含む。

オ このほか、違反するおそれのある行為に対する警告3件（詳細は第2部第2章第3を参照）、違反につながるおそれのある行為に対する注意545件（不当廉売事案について迅速処理による注意を行った457件を含む。）を行うなど、適切かつ迅速な法運用に努めた。

カ 公正取引委員会は、独占禁止法違反行為についての審査の過程において、競争政策上必要な措置を講じるべきと判断した事項について、関係官庁等に要請等を行っている。

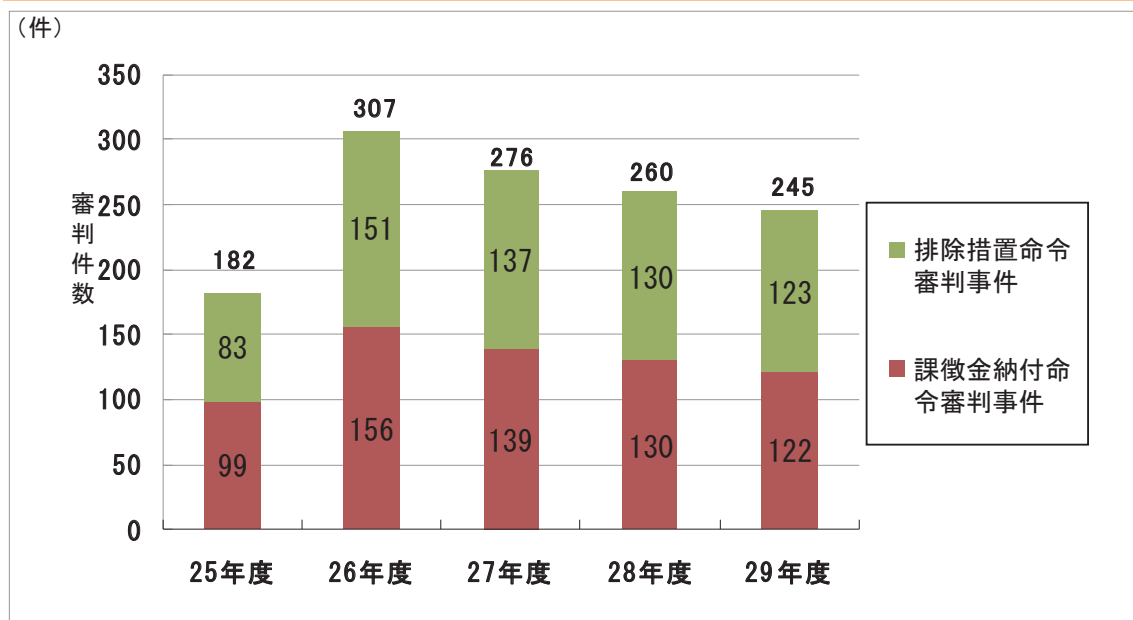
平成29年度においては、（公財）日本ユニフォームセンターに対して申入れを、経済産業省に対して要請を、それぞれ行った。

キ 公正取引委員会は、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案等については、刑事処分を求めて積極的に告発を行うこととしている。平成29年度においては、東海旅客鉄道㈱が発注する中央新幹線に係る建設工事の受注調整事件について、平成30年3月23日、競争見積参加業者4社及び当該4社のうち2社で東海旅客鉄道㈱が発注する中央新幹線に係る建設工事の受注等に関する業務に従事していた従業者2名を、検事総長に告発した。

ク 平成29年度当初における審判件数は、前年度から繰り越されたもの245件（排除措置命令に係るものが123件、課徴金納付命令に係るものが122件）であった（第3図参照）。平成29年度においては、審判開始を行った事件はなく、平成25年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成

25年法律第100号]をいう。)による改正前の独占禁止法に基づく審決を66件(排除措置命令に係る審決33件,課徴金納付命令に係る審決33件)行ったほか,被審人による審判請求の取下げが1件あった。この結果,平成29年度末における審判件数(平成30年度に繰り越すもの)は178件となった(詳細は第2部第3章を参照)。

第3図 審判件数の推移



(注) 審判件数は,行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

(2) 公正な取引慣行の推進

ア 優越的地位の濫用に対する取組

(7) 公正取引委員会は,以前から,独占禁止法上の不公正な取引方法に該当する優越的地位の濫用行為が行われないよう監視を行うとともに,独占禁止法に違反する行為に対しては厳正に対処している。また,優越的地位の濫用行為に係る審査を効率的かつ効果的に行い,必要な是正措置を講じていくことを目的とした「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し,審査を行っている。

平成29年度においては,優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして49件の注意を行った。

(4) 公正取引委員会は,中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野について,実態調査等を実施し,優越的地位の濫用規制の普及・啓発等に活用している。

平成29年度においては,「大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書」を平成30年1月31日に公表した(詳細は第2部第5章第2 **3**を参照)。

(6) 公正取引委員会は,過去に優越的地位の濫用規制に対する違反がみられた業種,各種の実態調査で問題がみられた業種等の事業者に対して一層の法令遵守を促すことを目的として,業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う業種別講習会を実施している。

平成29年度においては、荷主・物流事業者向けに10回の講習会を実施した。

- (エ) 公正取引委員会は、下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、当委員会事務総局の職員が出向いて、下請法等の内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成29年度においては、「中小事業者のための移動相談会」を全国60か所で実施した。このほか、事業者団体が開催する優越的地位の濫用規制に係る研修会等に職員を講師として29回派遣した。

イ 不当廉売に対する取組

公正取引委員会は、小売業における不当廉売について、迅速に処理を行うとともに、大規模な事業者による不当廉売事案又は繰り返し行われている不当廉売事案であって、周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについて、周辺の販売業者の事業活動への影響等について個別に調査を行い、問題がみられた事案については、法的措置を採るなど厳正に対処している。

平成29年度においては、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業において、不当廉売につながるおそれがあるとして457件（酒類96件、石油製品352件、家庭用電気製品4件、その他5件）の注意を行った。

ウ 下請法違反行為の積極的排除等

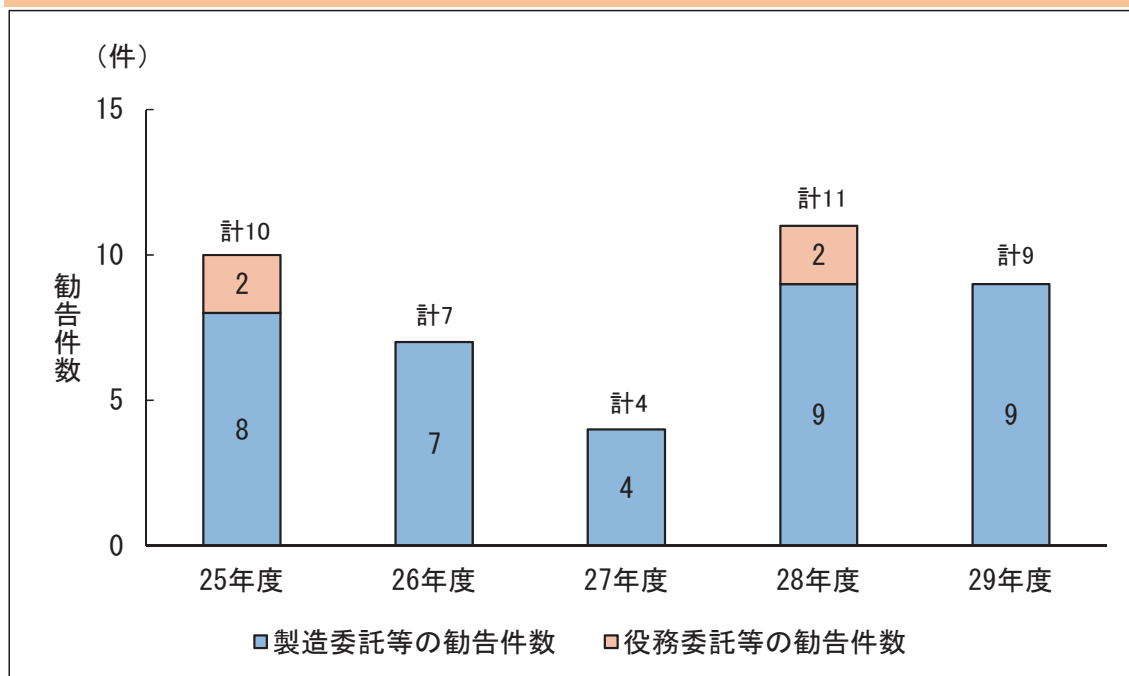
- (7) 公正取引委員会は、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくいという下請取引の実態に鑑み、中小企業庁と協力し、親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として定期的に書面調査を実施するなど違反行為の発見に努めている。また、中小事業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況において、中小事業者の自主的な事業活動が阻害されることのないよう、下請法の迅速かつ効果的な運用により、下請取引の公正化及び下請事業者の利益の保護に努めている。

平成29年度においては、親事業者6万名及びこれらと取引している下請事業者30万名を対象に書面調査を行い、書面調査等の結果、下請法に基づき9件の勧告を行い、6,752件の指導を行った（第4図参照。詳細は第2部第9章第2 **6** を参照）。

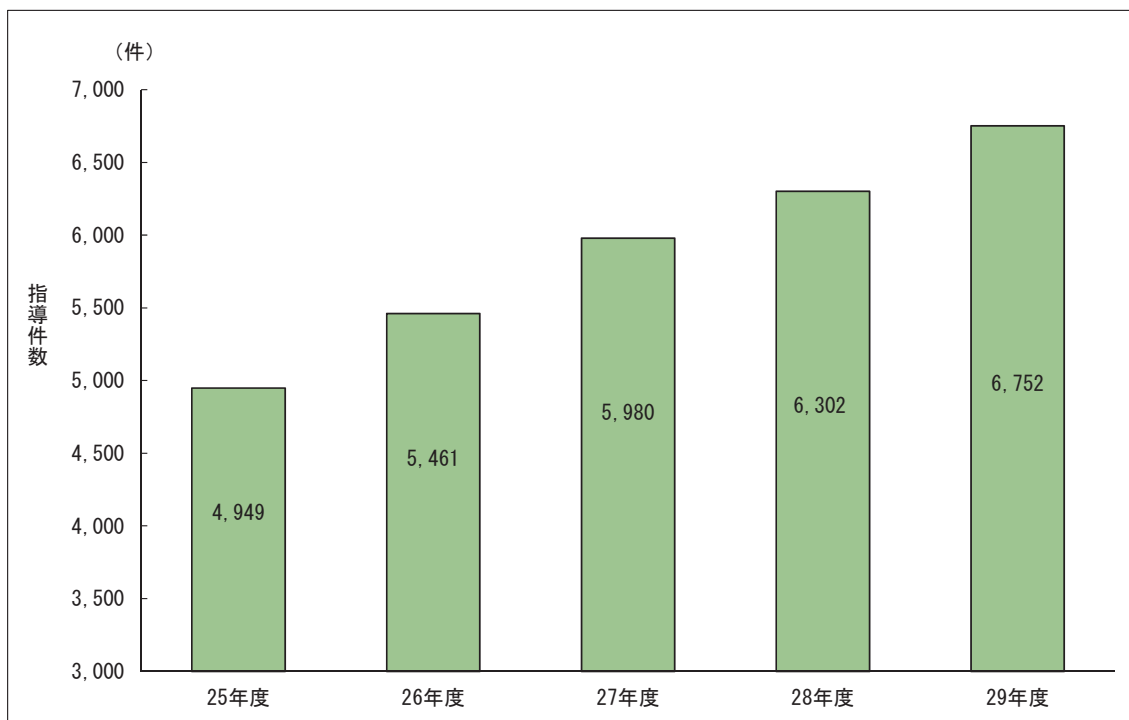
<平成29年度における主な勧告事件>

- 食料品等の卸売業等における下請代金の減額事件
- フランチャイズ・システムによるコンビニエンスストア事業における下請代金の減額事件
- 自動車部品等の製造業における下請代金の減額事件
- 緑茶、麦茶、ウーロン茶等の清涼飲料及び茶葉製品の製造販売事業における下請代金の減額事件
- シール、ラベル等の製造販売業における下請代金の減額事件
- アンテナ、テレビ受信関連機器等の製造業における下請代金の減額事件
- 冷凍食品の企画、開発及び販売事業における下請代金の減額事件

第4図 下請法の事件処理件数の推移



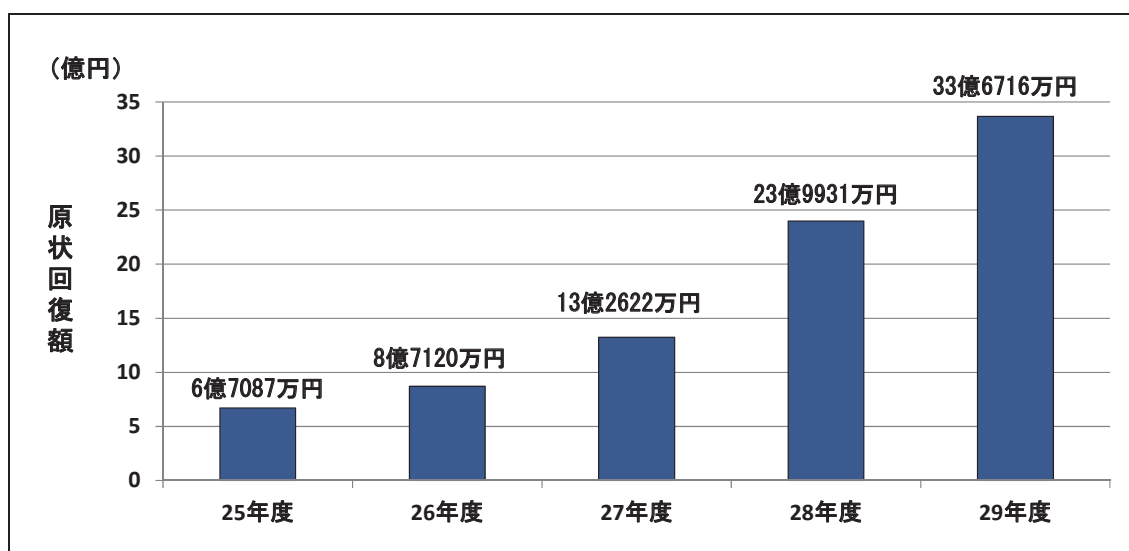
(注1) 勧告を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本図においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。
 (注2) このほか、勧告に相当するような自発的な申出事案もある。



(イ) 平成29年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者308名から、下請事業者1万1025名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額33億6716万円相当の原状回復が行われた(第5図参照)。このうち、主なものとしては、①下請

代金の減額事件においては、親事業者は総額16億7800万円を下請事業者に返還し、②受領拒否事件においては、親事業者は総額14億7624万円相当の商品を下請事業者から受領し、③下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は遅延利息等として総額1億9675万円を下請事業者に支払い、④不当な経済上の利益の提供要請事件においては、親事業者は総額633万円の利益提供分を下請事業者に返還した。

第5図 原状回復の状況



- (㊦) 公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表）。

平成29年度においては、上記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は47件であった。また、同年度に処理した自発的な申出は46件であり、そのうちの5件については、違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当するような事案であった。

- (㊧) 公正取引委員会は、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、買いたたき等の行為が行われることのないよう、平成29年11月15日、約21万名の親事業者及び約650の関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣連名の文書をもって要請を行った。

エ 消費税転嫁対策に関する取組

- (ア) 公正取引委員会は、様々な情報収集活動によって把握した消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）に関する情報を踏まえ、立入検査等の調査を積極的に実施している。これらの調査の結果、転嫁拒否行為が認められた事業者に対しては、転嫁拒否行為に係る不利益の回復等の必要な改善指導を迅速に行っている。

平成29年度においては、中小企業庁と合同で、中小企業・小規模事業者等（売手側。約280万名）に対する悉皆的（しっかいてき）な書面調査を実施した。また、中小企業庁と合同で、個人事業者（売手側。約350万名）に対する書面調査を実施した。書面調査等の結果、消費税転嫁対策特別措置法に基づき勧告を行ったものは5件、指導を行ったものは370件であった。

- (イ) 公正取引委員会は、転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けるための相談窓口を設置し、平成29年度においては、392件の相談に対応した。また、事業者にとって、より一層相談しやすい環境を整備するため、平成29年度においては、移動相談会を43回実施した。
- (ロ) 公正取引委員会は、転嫁拒否行為を受けた事業者にとって、自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから、転嫁拒否行為を受けた事業者からの情報提供を受動的に待つだけではなく、中小企業庁と合同で書面調査を実施し、転嫁拒否行為に関する情報収集を積極的に行った。また、様々な業界における転嫁拒否行為に関する情報や取引実態を把握するため、平成29年度においては、1,009名の事業者及び346の事業者団体に対してヒアリング調査を実施した。
- (ハ) 公正取引委員会は、平成29年度においては、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為7件及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為1件の合計8件の届出を受け付けたほか、事業者又は事業者団体からの届出書の記載方法等に関する相談に対応した。
- (ニ) 公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施している。

平成29年度においては、42回の説明会を実施した。また、商工会議所、商工会、事業者団体等が開催する説明会等に公正取引委員会事務総局の職員を講師として15回派遣した。

(3) 企業結合審査の充実

独占禁止法は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる会社の株式取得・所有、合併等を禁止している。公正取引委員会は、我が国における競争的な市場構造が確保されるよう、迅速かつ的確な企業結合審査に努めている。個別事案の審査に当たっては、必要に応じ、経済分析を積極的に活用している。

平成29年度においては、独占禁止法第9条から第16条までの規定に基づく企業結合審査に関する業務として、銀行又は保険会社の議決権取得・保有について1件の認可を行い、持株会社等について105件の報告、会社の株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等について306件の届出をそれぞれ受理し、必要な審査を行った。

平成29年度における主要な企業結合事例としては、(株)第四銀行と(株)北越銀行による共同株式移転について審査を行った結果、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められたため、本件審査を終了し、その内容を公表した（詳細は第2部第7章第5を参照）などの例がある。

3 競争環境の整備

(1) 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の改正

公正取引委員会は、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成3年7月11日公表。以下「流通・取引慣行ガイドライン」という。）が制定されてから約25年が経過しており、我が国における流通・取引慣行の実態が大きく変化していることから、そうした実態に即したガイドラインの見直しに関して必要な検討を行うことを目的として、平成28年2月から平成29年3月までの間、各界の有識者からなる「流通・取引慣行と競争政策の在り方に関する研究会」を開催した。

そして、同研究会により取りまとめられた報告書（平成28年12月16日公表）において、「最近の実態を踏まえつつ、分かりやすく、汎用性のある、事業者及び事業者団体にとって利便性の高い流通・取引慣行ガイドラインを目指すべき」とされたことを受け、公正取引委員会は流通・取引慣行ガイドラインを改正し、平成29年6月16日に公表した（詳細は第2部第5章第1 **1**を参照）。

(2) 液化天然ガスの取引実態に関する調査

液化天然ガス（以下「LNG」という。）の需給については、近年、①東日本大震災後に停止していた原子力発電所の再稼動及び今後のエネルギー供給構成の多様化に伴う国内需給の緩和、②電力小売市場及びガス小売市場の全面自由化に伴う国内需給の見通しの不透明化、③アジアを始めとする世界的な需要量の増加、④非在来型天然ガスの開発等による世界的な供給量の増加といった要因による大きな環境変化が指摘されている。

前記①及び②により、国内需要者は、現在、LNGの余剰発生を見込んでいるものの、供給者の仕向地制限等により、今後、国内外にLNGの余剰を再販売することが妨げられること等を懸念している。

また、政府は、仕向地制限の撤廃等を働きかけるという方針を閣議決定している。

公正取引委員会は、このような状況を踏まえ、LNGの取引における独占禁止法又は競争政策上問題となるおそれのある取引慣行、契約条件等の有無等を明らかにするため、LNGの取引実態に関する調査を実施し、平成29年6月28日、「液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書」を取りまとめ、公表した（詳細は第2部第5章第2 **1**を参照）。

(3) 公立中学校における制服の取引実態に関する調査

公立中学校の制服は、学校が指定することが一般的であるところ、その価格は入学に当たって準備する品目の中でも比較的高額なものとなっており、また、制服の販売価格は、近年、上昇傾向にある。

公正取引委員会は、このような状況を踏まえ、公立中学校の制服取引において、制服を指定する学校が制服の製造業者及び販売業者に対して行う行為のほか、製造業者及び販売業者が行う行為について、独占禁止法又は競争政策上問題となるおそれのある取引慣行等の有無を明らかにするため、公立中学校における制服の取引実態に関する調査を実施し、平成29年11月29日、「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」を取りまとめ、公表した（詳細は第2部第5章第2 **2** を参照）。

(4) 大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査

公正取引委員会は、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制及び下請法に基づき、納入業者に不当に不利益を与える行為に対し厳正に対処するとともに、違反行為の未然防止に係る取組を行っている。また、この未然防止の取組の一環として、当委員会は、優越的地位の濫用規制上又は下請法上問題となり得る事例が見受けられる取引分野について、取引の実態を把握するための調査を実施している。

大規模小売業者の間では、消費者のニーズに対応するための競争が活発に行われる一方で、公正取引委員会は、優越的地位の濫用行為について、平成25年度から平成28年度までの間、小売業者に対して毎年度20件前後の注意を行っている。このような実情を踏まえ、当委員会は、大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査を実施し、平成30年1月31日、「大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書」を公表した（詳細は第2部第5章第2 **3** を参照）。

(5) 電力卸売分野に関する競争政策上の考え方

公正取引委員会では、平成28年4月の小売全面自由化後の電力市場において公正かつ有効な競争を確保するため、引き続き、独占禁止法違反行為に厳正かつ迅速に対応していくとともに、その未然防止に努めている。また、電力市場における公正かつ有効な競争が着実に行われていくよう状況を注視し、必要に応じて、競争の在り方について検討を行っている。

公正取引委員会は、平成30年2月20日に開催された経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の第4回「競争的な電力・ガス市場研究会」において、電力市場に関する最近の当委員会の取組を紹介しつつ、電力卸売分野の現状とそれを踏まえた競争政策上の考え方について意見表明を行った（詳細は第2部第5章第2 **4** を参照）。

(6) 携帯電話市場のフォローアップ調査

公正取引委員会は、平成28年8月2日に「携帯電話市場における競争政策上の課題について」を公表したが、国民の消費支出における移動系通信費の割合が増加傾向にあること、携帯電話市場の競争が依然として十分ではない状況にあると考えられることから、フォローアップを含めた調査を行い、平成30年6月28日、「携帯電話市場における競争政策上の課題について（平成30年度調査）」を取りまとめ、公表した（詳細は第2部第5章第2 **5** を参照）。

(7) 競争評価に関する取組

平成19年10月以降、各府省が規制の新設又は改廃を行おうとする場合、原則として、規制の事前評価の実施が義務付けられ、規制の事前評価において、競争状況への影響の把握・分析（以下「競争評価」という。）についても行うこととされ、平成22年4月から試行的に実施されてきた。平成29年7月28日、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」が改正され、同年10月1日に施行されたことに伴い、競争評価が同日から本格的に実施されることとなった。規制の事前評価における競争評価において、各府省は、競争評価チェックリストを作成し、規制の事前評価書の提出と併せて総務省に提出し、総務省は、受領した競争評価チェックリストを公正取引委員会へ送付する。

平成29年度においては、試行的実施に係る競争評価チェックリストを19件、本格的実施に係る競争評価チェックリストを125件、総務省から受領し、内容を精査した。

(8) 入札談合の防止への取組

公正取引委員会は、入札談合の防止を徹底するためには、発注者側の取組が極めて重要であるとの観点から、地方公共団体等の調達担当者等に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会を開催するとともに、国、地方公共団体等が実施する調達担当者等に対する同様の研修会への講師の派遣及び資料の提供等の協力を行っている。

平成29年度においては、研修会を全国で32回開催するとともに、国、地方公共団体等に対して275件の講師の派遣を行った。

また、公正取引委員会は、発注機関の職員が入札談合等に関与した事件が依然として多くみられる現状を踏まえ、発注機関におけるコンプライアンスの向上に資することを目的として、発注機関（2,018機関）に対し官製談合防止に向けた取組について調査を実施し、その結果を取りまとめた報告書「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書」を平成30年6月13日に公表した（詳細は第2部第5章第5を参照）。

(9) 独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた取組

公正取引委員会は、独占禁止法コンプライアンスの向上に関連した企業の取組を促していく観点から、企業における独占禁止法に関するコンプライアンス活動の状況を調査し、改善のための方策等と併せて、報告書の取りまとめ・公表を行うとともに、その周知に努めている。

平成29年度においては、事業者団体における独占禁止法に関するコンプライアンスを推進するために有効と考えられる方策や留意点を取りまとめた報告書「事業者団体における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について」（平成28年12月21日公表）に基づき、経済団体等からの依頼による講演（10回）及び公正取引委員会が主催する説明会（8回）を通じて周知を行った。

4 競争政策の運営基盤の強化

(1) 競争政策に関する理論的・実証的な基盤の整備

競争政策研究センターは、平成15年6月の発足以降、独占禁止法等の執行や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基盤を強化するための活動を展開し

ている。平成29年度においては、国際シンポジウムを2回、公開セミナーを3回開催したほか、以下の2テーマについて検討会を開催し、それぞれ報告書を取りまとめ公表した。

ア 「データと競争政策に関する検討会」

I o T (Internet of Things) の普及や人工知能関連技術の高度化を背景として、「ビッグデータ」の解析等を通じて、データを事業活動に生かすことの重要性が高まる中で、データの利活用を促すことに資するような競争政策上の課題について検討を行うことが必要となっている状況を踏まえ、データの収集・利活用に関連する競争政策及び独占禁止法上の論点を整理するための検討を行い、平成29年6月6日、「データと競争政策に関する検討会」報告書を公表した（詳細は第2部第6章 **3** を参照）。

イ 「人材と競争政策に関する検討会」

個人の働き方が多様化するとともに、労働人口の減少による深刻な人手不足のおそれから、人材の獲得を巡る競争の活発化が予想される。その一方で、活発化した競争を制限する行為が行われる可能性もある。このような状況を踏まえ、個人が個人として働きやすい環境を実現するために、人材の獲得を巡る競争に対する独占禁止法の適用関係及び適用の考え方を理論的に整理するための検討を行い、平成30年2月15日「人材と競争政策に関する検討会」報告書を公表した（詳細は第2部第6章 **4** を参照）。

(2) 経済のグローバル化への対応

近年、複数の国・地域の競争法に抵触する事案、複数の国・地域の競争当局が同時に審査を行う必要のある事案等が増加するなど、競争当局間の協力・連携の強化の必要性が高まっている。このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、二国間独占禁止協力協定、経済連携協定等に基づき、関係国の競争当局と連携して執行活動を行うなど、外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。

また、公正取引委員会は、国際競争ネットワーク（I C N）、経済協力開発機構（O E C D）、アジア太平洋経済協力（A P E C）、国連貿易開発会議（U N C T A D）等といった多国間会議にも積極的に参加している。

さらに、発展途上国において、既存の競争法制を強化する動きや、新たに競争法制を導入する動きが活発になっていることを受け、公正取引委員会は、これら諸国の競争当局等に対し、当委員会事務総局の職員の派遣や研修の実施等による技術支援活動を行っている。

このほか、我が国の競争政策の状況を広く海外に発信することにより公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させるため、英文ウェブサイトに掲載する報道発表資料の一層の充実、海外の弁護士会等が主催するセミナー等へのスピーカーの派遣等を行っている。

平成29年度においては、主に以下の事項に取り組んだ。

ア 競争当局間における連携強化

公正取引委員会は、カナダの競争当局であるカナダ競争局との間で、平成29年5月11日に「日本国公正取引委員会とカナダ政府競争局競争長官との執行活動の情報伝達に関する協力取決め」を締結し、同取決めに基づく協力が開始された。また、シンガポール共和国の競争当局である競争委員会との間で、平成29年6月22日に「日本国公正取引委員会とシンガポール競争委員会との間の協力に関する覚書」を締結し、同覚書に基づく協力が開始された（詳細は第2部第11章第1参照）。

イ 競争当局間協議

公正取引委員会は、我が国と経済的交流が特に活発な国・地域の競争当局等との間で競争政策に関する協議を定期的に行っている（詳細は第2部第11章第2参照）。

ウ 経済連携協定への取組

我が国は、EU、中国・韓国、トルコ等との間で経済連携協定等の締結交渉を行い、また、東アジア地域包括的経済連携（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）及び環太平洋パートナーシップに関する包括的かつ先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）の締結交渉を行ってきた。

公正取引委員会は、経済連携協定等において競争政策を重要な要素と位置付け、競争分野における協力枠組みに係る条項等を盛り込む方向で交渉に参加している（詳細は第2部第11章第3を参照）。

エ 多国間協議への参加

国際競争ネットワーク（ICN）においては、その設立以来、ICNの活動全体を管理する運営委員会のメンバーを公正取引委員会委員長が務めている。また、当委員会は、平成23年5月から平成26年4月までカルテル作業部会の共同議長を、平成26年4月から平成29年5月まで同作業部会サブグループ（SG1）の共同議長を務め、平成29年5月からは企業結合作業部会の共同議長を務めている。加えて、当委員会主導の下で設立された「（カルテルに関する）非秘密情報の交換を促進するためのフレームワーク」及び「企業結合審査に係る国際協力のためのフレームワーク」を運用するなど各作業部会の取組に参画している（詳細は第2部第11章第4 **1**を参照）。

また、公正取引委員会は、経済協力開発機構（OECD）に設けられている競争委員会の各会合に参加し、ラウンドテーブル討議において我が国の経験を紹介するなどして、議論への貢献を行っている（詳細は第2部第11章第4 **2**を参照）。

このほか、インドネシアにおいて東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンスを共催した（詳細は第2部第11章第4 **3**を参照）。

オ 技術支援

公正取引委員会は、東アジア地域等の発展途上国の競争当局等に対し、当委員会

事務総局の職員の派遣や研修の実施等の技術支援活動を行っている。平成29年度においては、独立行政法人国際協力機構（JICA）の枠組みを通じて、インドネシア及びモンゴルに対して技術支援を行ったほか、競争法制を導入しようとする国や既存の競争法制の強化を図ろうとする国の競争当局等の職員を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施した（詳細は第2部第11章第5-1を参照）。

また、日・ASEAN統合基金（JAIF）を活用した技術支援として、ASEAN加盟国の競争当局の職員等24名を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施したほか、マレーシア、インドネシア及びブルネイ・ダルサラームにおいて開催された現地ワークショップに当委員会事務総局の職員及び学識経験者を派遣するなどした（詳細は第2部第11章第5-2を参照）。

(3) 競争政策の普及啓発に関する広報・広聴活動

競争政策に関する意見・要望等を聴取して施策の実施の参考とし、併せて競争政策への理解の促進に資するため、独占禁止政策協力委員から意見聴取を行った。

また、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が広く有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、独占禁止懇話会を開催しており、平成29年度においては、3回開催した。

さらに、全国8都市において、公正取引委員会委員と各地の有識者との懇談会を、また、全国各地区において、地方事務所長等の当委員会事務総局の職員と各地区の有識者との懇談会を、全国7都市において、当委員会委員による弁護士会に対する講演会等を、それぞれ開催した。

前記以外の活動として、本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、「一日公正取引委員会」を開催するとともに、一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動を紹介する「消費者セミナー」を開催した。

加えて、中学校、高等学校及び大学（短期大学等を含む。）に職員を講師として派遣し、経済活動における競争の役割等について授業を行う独占禁止法教室（出前授業）の開催など、学校教育等を通じた競争政策の普及啓発に努めた。

<平成29年度における主な取組>

- 独占禁止政策協力委員150名に対する意見聴取の実施
- 独占禁止懇話会の開催（3回）
- 地方有識者との懇談会の開催（北海道旭川市、福島市、新潟県長岡市、静岡市、京都市、広島市、高知市及び鹿児島市）
- その他の地方有識者との懇談会の開催（89回）
- 弁護士会等に対する講演会等の開催（9回）
- 一日公正取引委員会の開催（北海道旭川市、盛岡市、千葉市、三重県四日市市、京都市、島根県浜田市、松山市及び熊本市）
- 消費者セミナーの開催（92回）

- 独占禁止法教室の開催（中学生向け58回，高校生向け46回，大学生等向け110回）

5 独占禁止法施行70周年を迎えるに当たっての公正取引委員会委員長談話の公表

平成29年7月に，独占禁止法の施行70年を迎えるに当たり，この70年間における公正取引委員会の活動についての歴史的回顧と競争政策の現代的意義をまとめた委員長談話（「独占禁止法施行70周年を迎えるに当たって ～イノベーション推進による経済成長の実現～」）を次のとおり公表した。

(1) はじめに

戦後間もない昭和22（1947）年に独占禁止法が制定・施行され，平成29年で70年を迎える。同時に，独占禁止法の執行機関である公正取引委員会も70年の歴史を刻んできた。

現下の経済社会において，今後とも経済の持続的・安定的な成長を図っていくためには，公正かつ自由な競争環境という経済活動のインフラを確保していくことが不可欠である。市場経済の活性化による資源の最適配分，消費者利益・社会全体の豊かさの実現等のため，市場メカニズムが適切に働くよう，競争環境の整備を行うことが公正取引委員会の使命である。競争のないところに競争をもたらし，競争のあるところにはより公正かつ自由な競争が行われるよう，ルール作りや法執行によって貢献することがその役割であると考えているところである。

独占禁止法施行70年を迎えるに当たり，我が国における競争政策の来し方を振り返った上で，IT・デジタル化の進展等，急速に変化する経済社会に対しての競争政策の課題について述べることとする。

(2) 独占禁止法施行70年

ア 独占禁止法の制定

独占禁止法は，戦後，財閥の解体，競争制限的な統制法制の廃止等により経済の民主化が図られる中で，市場経済の考え方に基づく経済の再生を目指し，こうした経済民主化を担保する制度として，カナダ，米国に次いで世界で三番目に制定されたものである。新時代における「経済憲法」として，市場経済の基本的なルールを定め，競争を活性化することで我が国経済の豊かさを実現するための基盤として機能するという役割を担ったものである。

イ 競争政策の定着へ向けて

連合国による占領の終結とともに，戦後の急速な産業の民主化政策が見直され，昭和26（1951）年の朝鮮戦争休戦後に反動不況が訪れると，昭和28（1953）年には不況カルテルが一定の要件の下に許容されるなど，独占禁止法的大幅緩和改正が行われた。また，勧告操短等の競争制限的な行政指導が行われるようになったほか，一定のカルテルを独占禁止法の適用除外とする旨の個別の立法措置が次々と採られた。ま

た、昭和20～30年代は法の執行活動も低調であった。この時期は経済的自立を目指して産業の保護・育成策が優先された時期であったといえよう。ただし、そのような時代においても、独占禁止法の基本原則を守りつつ、公正で自由な競争を促進するという競争政策を定着させようとする努力が続けられてきた。

まず、競争政策を日本に根ざしたものとするための取組が行われた。すなわち、昭和28年改正を契機として不公正な取引方法の規制の強化が図られ、大企業と中小企業の格差という経済の二重構造を背景として優越的地位の濫用を不公正な取引方法として規定したほか、下請取引の公正を確保するべく、より実効的な規制を行うため、昭和31（1956）年に下請法が制定された。また、不当表示からの消費者保護等の観点から、昭和37（1962）年に景品表示法が制定された。さらに、昭和40年代後半（1970年代半ば）には、再販売価格維持行為が許容されていた商品を大幅に減らす取組も行われた。

高度経済成長期においては、企業間の活発な競争がみられた一方で、資本の自由化等も背景として、産業の寡占化傾向が強まり、物価上昇も問題視されるようになった。この時期に、公正取引委員会は、価格・料金の値上げカルテル事件や再販売価格維持行為に関する違反事件のほか、急速に発展してきたスーパー店に対する妨害（ボイコット）事件などに取り組んだ。

また、昭和43（1968）年の八幡製鉄㈱と富士製鉄㈱の合併計画、昭和49（1974）年の石油カルテル事件等、社会的に大きな影響を及ぼす事案にも対処したところである。

昭和52（1977）年には制定以降初めての独占禁止法の強化改正が行われ、カルテルを実効的に抑止するために、課徴金制度が導入された。本改正以後、実効的な違反抑止の観点から、課徴金制度は違反事業者に対する独占禁止法の厳格な執行に寄与していると認識している。

ウ 規制緩和の推進と競争政策の役割の増大

昭和50年代以降、公正取引委員会は、規制緩和を推進し、自由貿易を進展させる方向で、多岐にわたって競争政策を積極的に展開してきた。

第一に、昭和50年代は、我が国市場の閉鎖性への批判もあり、規制緩和の取組が求められた。公正取引委員会は、昭和57（1982）年8月、政府規制制度等の見直しに関する見解を明らかにし、各省庁にも適切な措置を採るよう要望するなど、政府規制を緩和し、民間活力を活用して事業者間の競争を促進する観点から、政府規制制度の見直しを提言してきた。

昭和54（1979）年にOECDが公表した「競争政策と適用除外又は規制分野に関するOECD理事会勧告」、また、昭和61（1986）年に公表されたいわゆる「前川レポート」において、市場原理を基本とすること、規制緩和の推進が必要なことが確認された。

規制緩和により、事業者による自由な経済活動の領域が広がり、より良い品質の商品・サービスをより安く提供するように事業者が競い合うことから、利用者のメリットの増加が期待できる。公正取引委員会は、規制緩和に向けた提言を積極的に行った

ほか、規制緩和や民営化が行われた後の市場で新規参入者を含めた事業者が活発に競争することが可能となるような競争環境を整備することが重要であると考え、そのような市場についても、ガイドラインの策定等により、適正な取引のためのルールを示してきた（電力ガイドライン、ガスガイドライン等）。

また、平成9（1997）年には、もともと事業支配力の過度の集中の防止を具体化するものとして独占禁止法で禁止されていた持株会社の設立等が、経済社会の現実を踏まえ、解禁されるという法改正も行われた。

第二に、独占禁止法の適用除外制度についても見直しが行われた。戦後の一時期に産業育成等の観点から創設された各種の適用除外カルテルは昭和40（1965）年のピーク時には1,000件を超えていたが、我が国経済社会の構造改革を図り、活力ある経済社会を実現するためには、適用除外制度を抜本的に見直し、公正かつ自由な競争を一層促進することが重要な課題であった。平成9年には、個別法に基づく適用除外のうち20法律35制度について廃止等の措置を採るいわゆる一括整理法が施行されるなどし、平成28（2016）年度末現在では、適用除外は17法律、24制度となっている（適用除外カルテルは36件）。

第三に、昭和40年代ごろから、繊維製品等の日本からの輸出急増による日米間の貿易摩擦が問題となっていたが、これに対応するため、例えば、自動車については昭和56（1981）年から輸出自主規制が実施され、半導体については昭和61（1986）年に日米半導体協定が締結された。しかしながら、そのような政府主導の措置によっても摩擦は完全には解消されず、非関税障壁と呼ばれるような市場アクセスの問題への対処が求められた。公正取引委員会としても、輸入制限的行為への対処などの取組を行った。

平成元（1989）年に開始された日米構造問題協議（S I I）では、日本側は6項目の問題点が採り上げられたが、そのうち4項目は、流通や排他的取引慣行など競争政策に関係するものであった。これを受けて、元々非効率・高コストなどの問題が指摘されており、また、昭和50年代から公正取引委員会が競争阻害的な行為の実態を調査していた流通取引慣行に関して、ガイドラインを策定し、市場アクセスの改善にも寄与した。

エ 独占禁止法の執行力強化の取組

前記のとおり、経済の発展、規制緩和や貿易摩擦といった経験を経て、我が国においても競争政策の役割がより重要になってきたことから、公正取引委員会は、反競争的な行為には独占禁止法をより厳正に適用するべく、執行力の強化に取り組んできた。

平成2（1990）年には刑事告発の方針を公表したほか、平成3（1991）年には課徴金の算定率の引上げ、平成4（1992）年にはカルテル等の独占禁止法違反に関する法人に対する罰金を加重する独占禁止法改正が行われた。

そして、平成17（2005）年には、次のような我が国の法制度上極めて重要な内容を含む独占禁止法の改正が行われ、抜本的な執行体制強化も行われた。

- ・ 課徴金の算定率引上げ（昭和52年改正で導入された課徴金について、不当利得相

当額に加え、違反行為抑止という行政目的に照らして合理的に必要なと考えられる水準に算定率を設定する趣旨）や累犯に対する加算の導入

- ・ 課徴金減免制度の導入（カルテル等の摘発，事案の真相究明，違反行為の防止を十分に図るため）
- ・ 犯則調査手続の導入と犯則審査部門の設置 等

さらに，平成21（2009）年の独占禁止法改正では，課徴金の適用対象の拡大，不当な取引制限等の罪の懲役刑の引上げ（3年から5年へ）や企業結合規制の見直し（株式取得を事前届出制としたほか，届出基準を会社の資産額から売上額へ変更）を行った。

また，執行体制を十分なものとすべく，人員も充実させてきた。平成元年には約460名だった公正取引委員会の定員数は，平成29年には832名となっている。特に，平成初期には審査部門の人員が重点的に強化され，執行力強化に寄与した。

このような制度面・人員面を含む執行体制の強化もあって，大手企業が参加するような談合・カルテル等に対して，刑事告発も含めたよりインパクトのある措置を積極的に採ることができるようになった。例えば，大手企業である事業者だけでなく，発注側職員も共犯として有罪となった橋梁談合事件（平成17（2005）年告発）や，ある違反行為者1社に100億円を超える課徴金納付命令を発出した海運カルテル事件（平成26（2014）年）などが代表的である。

(3) 今日の競争政策の課題

ア 企業活動のグローバル化への対応

国境を越えた貿易や投資の一層の自由化が進み，特に1980年代以降，公正取引委員会には国際的な対応の必要性も増大してきている。近年，より一層企業活動がグローバル化するのに伴って，反競争的行為や企業結合が国境を越えて行われるようになったため，企業は我が国の独占禁止法だけでなく，諸外国の競争法規範に従う必要がある。このため，各国における競争法規範の収れんが必要となる。競争法の執行自体は，各国の公権力の発動であり，反競争的な行為に対して，米国では司法制度で対応し，欧州では国家連合体であるEUが行政措置として執行しているのに対し，我が国では行政処分と刑事訴追が並存しているというように，執行方法に差があるのはやむを得ないところであるが，反競争的行為に対する規範については，国際的調和を図った上で，それが遵守される必要がある。当委員会は，多国間協力又は二国間協力を通じて競争政策の国際的な調和に向けた努力を行っているところである。

多国間協力の場については，昭和39（1964）年以降，OECDの競争委員会での議論に参加している。また，平成13（2001）年に設立された国際競争ネットワーク（ICN）は，現在では120以上の国の当局が参加する世界最大規模の組織に成長しており，公正取引委員会はICNの活動全体を管理する運営委員会のメンバー等として，中心的な役割を果たしている。

さらに，近年，東アジア地域等の発展途上国において競争政策の重要性が認識されてきており，既存の競争法制の強化や新たに競争法を導入する動きが活発化していることを受け，これら諸国の競争当局等に対し，職員の派遣等の技術支援活動を行って

いる。加えて、東アジア地域については、公正取引委員会が提唱して平成17（2005）年から東アジア競争政策トップレベル会合を開催して、当局間の連携強化を図っている。

また、二国間協力については、日米等の二国間で競争政策に関する協定や取決めに締結し、それに基づいて情報交換や定期的な意見交換を行ってきた。例えば、個別事件における海外当局との協力・連携についていえば、BHPビリトンとリオ・ティントの企業結合審査において、欧州委員会や豪州競争・消費者委員会等の関係海外当局と情報交換をしながら審査に当たった（平成22（2010）年1月事前相談の申出、同年10月JV設立計画撤回のため審査中止）ほか、自動車部品に係る独占禁止法違反事件審査では、米国やEU当局とほぼ同時に調査を開始した（ワイヤーハーネス事件：平成22（2010）年2月調査開始、オルタネータ事件：平成23（2011）年3月調査開始）。毎年実施している日米競争当局意見交換は35回を数え、両当局にとって最も長く続いている二国間の意見交換の枠組みとなっているほか、日EU競争当局意見交換も32回の開催を重ねており、その他の当局との間でも活発に意見交換を行っている。

今後も、このような協力関係をより深化させるべく、審査を含む執行活動を通じて入手した情報の伝達をより円滑に実施できる、いわゆる「第二世代協定」をオーストラリア及びカナダとの間で締結しており、EUとの間においても締結に向けた交渉の準備を進めているところである。

このように、国境をまたいだ企業活動が一層活発となっていることに伴い、我が国市場において公正かつ自由な競争環境を確保するためには、一国のみで競争法・政策の運用を行えば足りるものではなく、公正取引委員会としては従前以上に他の競争当局との一層の連携を図りつつ、独占禁止法の執行に当たる必要があると考えている。

競争法が制定・運用される国・地域がますます増加している中、世界の競争当局との連携強化等は、我が国市場の競争環境を整備するのみならず、一定の競争ルールの下で企業が自由な活動を行うことができる市場を拡大するものであり、世界経済の健全な発展にも貢献するものである。

イ デジタル化への対応

我が国が直面する課題として、経済のデジタル化の奔流への対応がある。これは、我が国だけではなく、世界的な動きであることは言うまでもない。情報技術の発達等により、人々はかつてないほどの選択の自由の下で、便利な商品を手にし、メリットを享受している。一方で、ネットワーク効果によって、デジタル・プラットフォーム企業は独占化、寡占化する傾向にある。デジタルエコノミーにおいては、独占的事業者が運営するプラットフォームが複数の市場が組み合わさった多面性を有するものとなっていることが多く、また、新しいビジネスモデルが次々と現出している。

競争政策の重要な役割は、競争を活発にする環境を整えることにより、イノベーションを推進することである。今後、デジタルエコノミーの更なる革新の恩恵が人々にもたらされるよう、反競争的行為によって新たなイノベーションが芽吹く環境が阻害されたり、価格や品質による競争が制限されることにより、我が国の生産性向上の妨げとなったり、消費者の利益が害されたりすることのないように監視していく必要

がある。

また、デジタルエコノミーにおける競争政策上の問題を迅速に取り除いていくとともに、事業者が、競争促進的であるようなビジネスまで萎縮しないようにするためには、これらの市場において特に独占禁止法上問題となりやすい行為を特定し、公正取引委員会としてどのような対応策を採り得るかを明らかにすることが重要である。

例えば、OECDや海外の競争当局における議論では、データの収集及び活用が、新規参入を困難にするおそれなど、競争政策上の課題を指摘している。公正取引委員会においても、我が国におけるデータに関連する競争政策上の論点を整理するとともに、今後、継続的にデジタル市場関連分野に係る実態調査を行うなど、この課題に真摯に取り組んでいるところである。今後とも、効果的な対応ができるよう、IT・デジタル関連分野における情報収集能力の強化、経済分析の更なる活用を図っていききたい。

ウ より実効的・効率的な法執行を可能にする制度の導入

複雑かつ技術発展のスピードが速い現代社会において、競争政策上の問題を速やかに解決していくため、実効的かつ効率的な法執行を行っていくには、既存の制度も不断に見直していく必要がある。

平成29年4月には、近年の経済活動のグローバル化・多様化・複雑化の進展に機動的に対応できるよう課徴金制度の改善について提言する独占禁止法研究会の報告書が出されている。今後、関係各方面の意見も参考にしつつ、改正法案の国会提出に向けた検討を進めていきたい。

また、独占禁止法違反の疑いについて公正取引委員会と事業者との間の合意により解決する仕組み、いわゆる確約手続については、競争上の問題の早期是正、当局と事業者が協調的に事件処理を行う領域の拡大に資するものである。環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部として立法措置されているが、独占禁止法の法目的の達成のため積極的に活用していくことができるものであると考えている。

(4) 新しい時代における競争政策の意義

我が国が直面している課題として、生産年齢人口の減少、生産性の低さ、所得格差が挙げられる。今後20年で我が国の人口は1割、生産年齢人口は2割減少するとの予測がある。我が国の労働生産性は、米国の6割程度である。世界的な潮流と違わず、我が国でも所得格差への対応は国民的関心事項となっている。

我が国経済は、高度成長やその後の不況を経験し、今や成熟したものとなっている。今後、更に経済を発展させ、国民生活を豊かにするためには、市場メカニズムを適切に機能させることにより、イノベーションを不断に起こしていく必要がある。

我が国では、市場メカニズムは格差を拡大し、「弱肉強食」を推進する非情な仕組みであり、「日本的」ではないとの伝統的な批判もある。しかし、市場メカニズムは、アイデアやイノベーションによる事業者の切磋琢磨を通じて、経済成長を促す仕組みである。イノベーションが不断に生まれ、活かされることによって、生産性が向上する。生

産性が高い事業者・市場に労働者を含む生産資源が移転することで、結果として労働者の賃金上昇にもつながる。また、競争政策を通じて経済全体が効率化し、経済が成長する、つまり、全体のパイを拡大することができれば、社会保障政策などの所得再分配政策を通じて、格差の拡大を抑制することも可能となる。

さらに、競争政策は、カルテル・入札談合や独占的企業による競争を妨げる不当な手段を通じた利潤（レント）の発生を防止し、また、企業結合審査を通じて競争を阻害するような独占や寡占の発生を防止することにより、効率的な資源配分の実現にも資するものである。これらのレント部分等が消費者や新規参入事業者といった社会のより広範な範囲に配分されることになり、ひいては格差の拡大に対する一定の歯止めにもつながるものである。

引き続き、社会保障などの所得再分配政策が格差の拡大という課題を解決するのに重要な役割を担うことは間違いない。しかし、これに加えて競争政策も活用することで、市場メカニズムの活用による生産性・賃金向上、資源の最適配分が期待され、中長期的な観点から、我が国の課題の解決が見込まれることとなる。

(5) おわりに

公正かつ自由な競争環境の確保により、市場メカニズムが機能する状態を維持することは、経済の発展にとって非常に重要な要素であるが、こうした点については、国民に広く理解されることが不可欠である。

今や、世界に130以上の競争当局が存在しているが、公正取引委員会はその中でもカナダ、米国に次いで、世界で三番目に長い歴史を有している。当委員会は海外の競争当局と連携しつつ、市場経済活性化のために強力に取り組んでいく必要がある。独占禁止法・当委員会が70周年を迎えた今、これまで独占禁止法、当委員会が辿ってきた道程に思いを馳せながら、経済のグローバル化、格差の拡大、デジタルエコノミーの進展といった現代的な課題をも念頭におき、この先10年、20年後の未来を見据えて、イノベーションや消費者利益、経済成長につながる競争政策を更に推進していくことが必要であると考えている。

第 2 部

各 論

第1章 独占禁止法制等の動き

第1 独占禁止法の改正

1 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律の成立

(1) 経緯

平成28年2月4日に我が国を含む12か国により署名された環太平洋パートナーシップ協定（以下「T P P協定」という。）には「各締約国は、自国の国の競争当局に対し、違反の疑いについて、当該国の競争当局とその執行の活動の対象となる者との間の合意により自主的に解決する権限を与える。」とする規定が含まれているところ（第16.2条5）、同規定は、現行の独占禁止法上担保されていないことから、同規定を担保するため、独占禁止法を改正し、「合意により自主的に解決する」制度である確約手続を導入することとした。確約手続の導入を内容とする独占禁止法の一部改正を含む環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案は、同年3月8日に第190回通常国会へ提出され、継続審議とされた後、同年12月9日、第192回臨時国会において可決・成立し、同月16日に公布された（施行期日は、T P P協定が日本国について効力を生ずる日）。

その後、米国がT P P協定からの離脱を表明したことを受けて、平成30年3月8日に、米国を除く11か国により署名された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「T P P11協定」という。）の締結に伴い、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」（以下「T P P整備法」という。）について、所要の改正を行うため、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案」が同月27日に第196回通常国会へ提出された。同法律案は、同年5月24日に衆議院において、同年6月29日に参議院において、それぞれ可決・成立した（平成30年法律第70号）。この法律は、一部の規定を除き、公布の日（平成30年7月6日）から施行された。

(2) 法律の内容

「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律」の内容は以下のとおりである。

ア 題名の改正

T P P整備法の題名を「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」に改正する。

イ 施行期日の改正

T P P整備法の規定（一部の規定を除く。）について、施行期日をT P P11協定が日本国について効力を生ずる日に改正する。

(3) 確約手続の概要

改正後のTPP整備法により導入される確約手続の概要は以下のとおりである。

ア 通知

公正取引委員会は、私的独占の禁止等の規定に違反する事実があると思料する場合において、その疑いの理由となった行為について、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるときは、当該行為をしている者に対し、当該行為の概要、違反する疑いのある法令の条項及び後記イの申請をすることができる旨を書面により通知することができる。

イ 申請

前記アの通知を受けた者は、疑いの理由となった行為を排除するために必要な措置を自ら策定し、実施しようとするときは、その実施しようとする措置（以下「排除措置」という。）に関する計画（以下「排除措置計画」という。）を作成し、これを当該通知の日から60日以内に公正取引委員会に提出して、その認定を申請することができる。

ウ 認定

公正取引委員会は、前記イの申請があった場合において、当該排除措置が、疑いの理由となった行為を排除するために十分なものであり、かつ、確実に実施されると見込まれるものであると認めるときは、当該排除措置計画の認定をする。

エ 却下

公正取引委員会は、前記イの申請があった場合において、当該排除措置計画が前記ウの要件のいずれかに適合しないと認めるときは、決定でこれを却下しなければならない。

オ 変更

前記ウの認定を受けた者は、当該認定に係る排除措置計画を変更しようとするときは、公正取引委員会の認定を受けなければならない。

カ 認定の効果

前記ウ又はオの認定をした場合において、当該認定に係る疑いの理由となった行為及び排除措置に係る行為については、排除措置命令及び課徴金納付命令は行われない。

キ 認定の取消し

公正取引委員会は、前記ウ若しくはオの認定を受けた排除措置計画に従って排除措置が実施されていないと認めるとき又は前記ウ若しくはオの認定を受けた者が虚偽若しくは不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したときは、認定を取り消さなければならない。

2 独占禁止法研究会報告書の公表等

(1) 経緯

独占禁止法における課徴金制度は、違反行為者に対して金銭的不利益処分を課すことによって違反行為を抑止するための行政上の措置として、昭和52年に導入された後、約40年が経過し、その間、数次の改正が行われてきた。しかし、近年、事業者の経済活動や企業形態のグローバル化・多様化・複雑化は一層進展しており、硬直的な現行課徴金制度では事業活動の実態を反映せず適正に対応できていない場面も生じているため、経済・社会環境の不断の変化にも対応できる制度の在り方について検討する必要性が高まってきた。公正取引委員会は、このような認識の下、平成28年2月以降、課徴金制度の在り方について専門的見地から検討を行うことを目的として、各界の有識者からなる「独占禁止法研究会」を開催してきた。同研究会は、平成29年3月までの間、15回の会合を重ね、検討結果を踏まえ、報告書を取りまとめ、当委員会は、同年4月25日にこれを公表した。同報告書で示された事項については、広く国民から意見を募集し、同年8月8日にこの意見募集の結果を公表した。

(2) 報告書の概要

報告書における主要な論点は後記アからオであり、各論点についての結論の概要は以下のとおりである。

ア 課徴金制度の見直しの方向性

- (ア) 一層進展する事業者の経済活動や企業形態のグローバル化・多様化・複雑化や、経済・社会環境の不断の変化に対応するためには、また、事業者に調査協力インセンティブを与えるためには、課徴金制度に一定の柔軟性を認めることが適当である。
- (イ) 前記のような制度は、一定の範囲で公正取引委員会がその専門的知見により事案に応じて個別に課徴金の算定・賦課の内容を決定する裁量を認める制度となるが、
 - ①過去の違反行為に対する道義的責任・非難ではなく、将来の違反行為の抑止という展望的な行政目的を達成するために合理的であること、
 - ②違反行為に対して刑事罰に加えて課徴金を賦課することが著しく均衡を失って過重となり比例性を欠かないこと、
 - ③行政の恣意が実体要件と手続により排除されること等の原則を満たす限り、そのような制度の導入により憲法第39条（二重処罰の禁止）などの憲法問題は生じない。
- (ウ) 前記①から③を踏まえると、少なくとも、諸外国のように当局の広範な裁量に問題の解消を委ねる方法ではなく、可能な限り問題を解消するための対処規定を個別に設け、公正取引委員会がその専門的知見により事案に応じて個別に課徴金の算定・賦課の内容を決定する裁量は、それによらなければ解消できない範囲に限定して認める方法を採用する限り、憲法問題が生じることはない。
- (エ) 具体的な制度設計に当たっては、前記①から③のような点に配慮しながら、現行課徴金制度の問題を解消できるよう、また、違反被疑事業者の従業員等が供述聴取に応じる負担を軽減するなどの観点から、過剰な要件や立証負担の見直し及び手続保障の整備も含め、事業者と公正取引委員会が協力して効率的・効果的な実態解明・事件処理を行う領域を拡大できるよう、留意する。

イ 現行課徴金制度の法的位置付け

- (7) 現行課徴金制度は、「違反行為を抑止するために行政庁が違反行為者等に対して不当利得相当額以上の金銭的不利益を課すもの」であり、報告書で示された見直しの方
向性は現行制度の趣旨・目的の範囲内での改正と評価できる。
- (4) 違反行為を抑止という行政目的を達成する観点から、違反行為の抑止に不十分と認
められるような事態が生じた場合には、制度設計の見直しを含めて必要な措置が講じ
られるべきである。

ウ 課徴金の算定・賦課方式の基本的な枠組み

- (7) 課徴金の算定基礎となる売上額の見直し
 - ・ 機動的・効率的な運用を確保するための売上高の規定の見直し（例：カルテル、
談合事案の「当該商品又は役務」の売上額に係る相互拘束・具体的競争制限効果
要件の撤廃等）
 - ・ 売上額がない場合（国際市場分割カルテル等）の算定基礎を、利得を観念でき
る類型ごとに法定化（事前に想定し切れないものについては、一般的規定や政令
への委任で対応）
 - ・ 売上額が課徴金制度の趣旨・性格に照らして必要な範囲を超えると認められる
場合（例：諸外国の制裁金等の対象となる商品の売上額と重複する場合等）、公正
取引委員会が必要と認める範囲で売上額を控除
- (4) 算定期間の上限（3年間）撤廃又は延長，必要に応じて基本算定率の見直し
- (5) 業種別算定率の廃止，中小企業算定率の適用対象の適正化
- (2) 繰り返し違反・主導的役割への加算は原則維持，早期離脱の減算は課徴金減免制度
に取り込んで廃止
- (6) 課徴金納付命令の義務的賦課は原則維持

エ 調査協力インセンティブを高める制度

- (7) 現行課徴金減免制度の拡充
 - ・ 課徴金減免制度の適用事業者数の限定（最大5名）や申請期限（調査開始後20
営業日まで）を撤廃
 - ・ 事業者が提出する証拠の価値等に応じて公正取引委員会が一定の幅の中で減算
率を決定
 - ・ 継続協力義務（当委員会に速やかに情報提供すること，当委員会による供述聴
取に応じるよう従業員等に命じること，減免申請した事実・内容を第三者に明ら
かにしないこと等）の導入
- (4) 調査妨害行為に対する課徴金の加算制度の新設，検査妨害罪の法人に対する罰金刑
の引上げ

オ 新制度の下での手続保障

新たな課徴金減免制度の利用に係る弁護士と事業者との間のコミュニケーションに
限定して、実態説明機能を損なわない範囲において、証拠隠滅等の弊害防止措置を併

せて整備することを前提に、運用により秘匿特権に配慮することが適当である。

第2 その他所管法令の改正等

1 TPP整備法の改正に伴う公正取引委員会規則の改正

TPP整備法により確約手続が導入されることに伴い制定された「公正取引委員会の確約手続に関する規則」（平成29年公正取引委員会規則第1号）、「公正取引委員会の審査に関する規則の一部を改正する規則」（平成29年公正取引委員会規則第2号）及び「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則の一部を改正する規則」（平成29年公正取引委員会規則第3号）について、TPP整備法の改正に伴い、TPP整備法の施行日とされていたこれら委員会規則の施行期日を、改正後のTPP整備法の施行日に改正した。

2 公正取引委員会事務総局組織令の改正

政策立案総括審議官を設置すること等を内容とする公正取引委員会事務総局組織令の改正を行った（公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令（平成30年政令第79号。平成30年3月30日公布、同年4月1日施行））。

第3 独占禁止法と他の経済法令等の調整

1 法令協議

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から経済法令の制定又は改正を行おうとする際に、これら法令に独占禁止法の適用除外や競争制限的效果をもたらすおそれのある行政庁の処分に係る規定を設けるなどの場合には、その企画・立案の段階で、当該行政機関からの協議を受け、独占禁止法及び競争政策との調整を図っている。

2 行政調整

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から行う行政措置等について、独占禁止法及び競争政策上の問題が生じないよう、当該行政機関と調整を行っている。

第2章 違反被疑事件の審査及び処理

第1 違反被疑事件の審査及び処理の状況

1 排除措置命令等

独占禁止法は、事業者が私的独占又は不当な取引制限をすること、不公正な取引方法を用いること等を禁止している。公正取引委員会は、一般から提供された情報、自ら探知した事実、違反行為をした事業者からの課徴金減免申請等を検討し、これらの禁止規定に違反する事実があると思料するときは、独占禁止法違反被疑事件として必要な審査を行っている。

平成29年度においては、審査事件のうち、必要なものについては独占禁止法の規定に基づく権限を行使して審査を行い（法第47条）、違反する事実があると認められ、排除措置命令等をしようとするときは、意見聴取を行い（法第49条等）、意見聴取官が作成した意見聴取調書及び意見聴取報告書の内容を参酌し（法第60条）、排除措置命令等を行っている。

また、排除措置命令を行うに足る証拠が得られなかった場合であっても、違反の疑いがあるときは、関係事業者等に対して警告を行い、是正措置を採るよう指導している（注1）。

さらに、違反行為の存在を疑うに足る証拠は得られなかったが、違反につながるおそれのある行為がみられた場合には、未然防止を図る観点から注意を行っている。

なお、法的措置又は警告をしたときは、その旨公表している。また、注意及び打ち切りについては、競争政策上公表することが望ましいと考えられる事案であり、かつ、関係事業者から公表する旨の了解を得た場合又は違反被疑対象となった事業者が公表を望む場合は、公表している。

平成29年度における審査件数（不当廉売事案で迅速処理したもの〔第1－2表〕を除く。）は、前年度からの繰越しとなっていたもの21件及び年度内に新規に着手したものの122件の合計143件であり、このうち年度内に処理した件数は118件であった。118件の内訳は、排除措置命令が13件、違反行為は認定したが、排除措置命令を行うことができる期間を経過していた（注2）ため、審査を終了し、公表した事例が1件、警告が3件、注意が88件及び違反事実が認められなかったため審査を打ち切ったものが13件となっている（第1－1表参照）。

（注1）公正取引委員会は、警告を行う場合にも、公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）に基づき、事前手続を経ることとしている。

（注2）公正取引委員会は、独占禁止法の規定に基づき、違反行為がなくなった日から5年を経過したときは、排除措置命令等を行うことができない。

第1－1表 審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理（注1）を行ったものを除く。）

年 度			25	26	27	28	29
審査 件数	前年度からの繰越し		13	10	11	15	21
	年度内新規着手		137	118	127	134	122
	合 計		150	128	138	149	143
処理 件数	措 置 法 的	排除措置命令	18	10	9	11	13
		対象事業者等の数	210	132	39	51	41
	そ の 他	終 了（違反認定）	0	0	0	1	1
		警 告	1	1	6	10	3
		注 意	114	102	106	84	88
		打 切 り	7	4	2	22	13
		小 計	122	107	114	117	105
	合 計		140	117	123	128	118
次年度への繰越し		10	11	15	21	25	
令 等 課 徴 金 納 付 命	対象事業者数	176	128	31	32 (注3)	32	
	課徴金の納付を命ずる審決	5	0	0	0	0	
	課徴金額（円）（注2）	302億4283万	171億4303万	85億1076万	91億4301万 (注3)	18億9210万	
告 発			1	0	1	0	1

（注1）申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

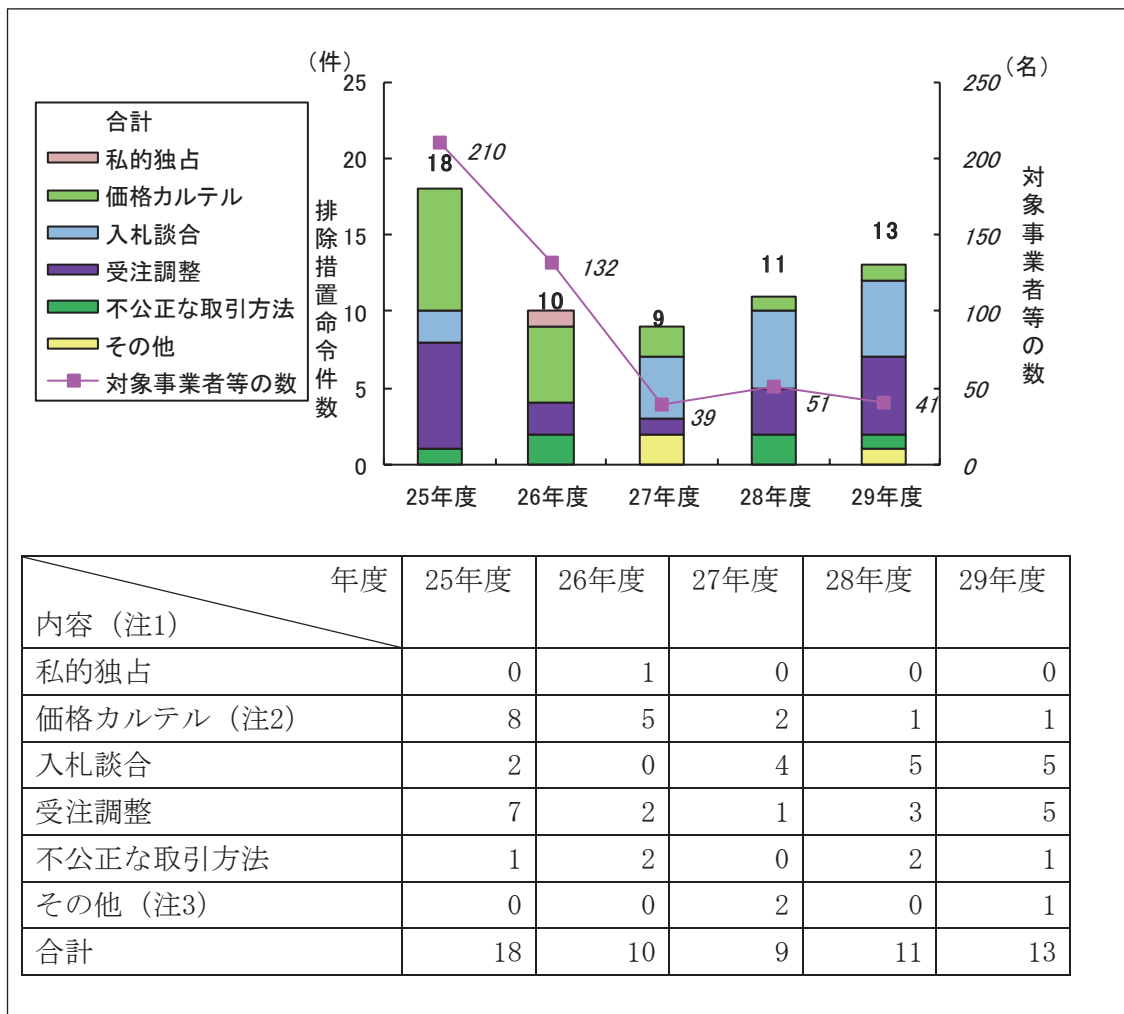
（注2）平成17年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成17年法律第35号〕をいう。以下同じ。）による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決に係る金額を含む。

（注3）課徴金納付命令後に刑事事件裁判が確定した9名の事業者に対して、独占禁止法第63条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する決定を、また、1名の事業者に対して、同条第2項に基づき、課徴金納付命令を取り消す決定を行った結果、課徴金納付命令の対象となった事業者数及び課徴金額である。

第1－2表 不当廉売事案における注意件数（迅速処理によるもの）の推移

年 度	25	26	27	28	29
不当廉売事案における注意件数 （迅速処理によるもの）	1,366	982	841	1,155	457

第1図 排除措置命令件数等の推移



(注1) 複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類している。
(注2) 価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。
(注3) 「その他」とは、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限等である。

平成29年度における処理件数を行為類型別にみると、価格カルテル5件、入札談合5件、受注調整6件、不公正な取引方法98件、その他4件となっている（第2表参照）。排除措置命令は13件であり、この内訳は、価格カルテル1件、入札談合5件、受注調整5件、不公正な取引方法1件、その他1件となっている（第2表及び第3表参照）。

第2表 平成29年度審査事件（行為類型別）一覧表

処理 行為類型（注1）		法的措置	終了 （違反認定）	警告	注意	打切り	合計
私的独占		0	0	0	0	0	0
不当な取引制限	価格カルテル（注2）	1	0	0	4	0	5
	入札談合	5	0	0	0	0	5
	受注調整	5	1	0	0	0	6
	小 計	11	1	0	4	0	16
不公正な取引方法 （注3）	再販売価格の拘束	0	0	0	4	0	4
	その他の拘束・ 排除条件付取引	0	0	0	2	0	2
	優越的地位の濫用	0	0	0	49	0	49
	不当廉売	0	0	2	26	13	41
	その他	1	0	1	0	0	2
	小 計	1	0	3	81	13	98
そ の 他（注4）		1	0	0	3	0	4
合 計		13	1	3	88	13	118

（注1）複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類している。

（注2）価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。

（注3）事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにする行為（独占禁止法第8条第5号）は、不公正な取引方法に分類している。

（注4）「その他」とは、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限等である。

第3表 法的措置件数（行為類型別）の推移

年度 行為類型（注1）		25	26	27	28	29	合計
私的独占		0	1	0	0	0	1
不当な取引制限	価格カルテル（注2）	8	5	2	1	1	17
	入札談合	2	0	4	5	5	16
	受注調整	7	2	1	3	5	18
	小 計	17	7	7	9	11	51
不公正な取引方法	再販売価格の拘束	0	0	0	1	0	1
	その他の拘束・排除条件付取引	0	0	0	1	0	1
	取引妨害	0	1	0	0	0	1
	優越的地位の濫用	1	1	0	0	0	2
	その他	0	0	0	0	1	1
	小 計	1	2	0	2	1	6
その他（注3）		0	0	2	0	1	3
合 計		18	10	9	11	13	61

（注1）複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類している。

（注2）価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。

（注3）「その他」とは、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限等である。

2 課徴金納付命令等

(1) 課徴金納付命令の概要

独占禁止法は、カルテル・入札談合等の未然防止という行政目的を達成するために、行政庁たる公正取引委員会が違反事業者等に対して金銭的不利益である課徴金の納付を命ずることを規定している（同法第7条の2第1項、第2項及び第4項、第8条の3、第20条の2、第20条の3、第20条の4、第20条の5並びに第20条の6）。

課徴金の対象となる行為は、①事業者又は事業者団体の行うカルテルのうち、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務について供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、②いわゆる支配型私的独占で被支配事業者が供給する商品若しくは役務について、その対価に係るもの又は供給量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、③いわゆる排除型私的独占のうち供給に係るもの、④独占禁止法で定められた不公正な取引方法である、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売及び再販売価格の拘束のうち、一定の要件を満たしたもの並びに優越的地位の濫用のうち継続して行われたものである。

平成29年度においては、延べ32名に対し総額18億9210万円の課徴金納付命令を行った。

(2) 課徴金減免制度の運用状況

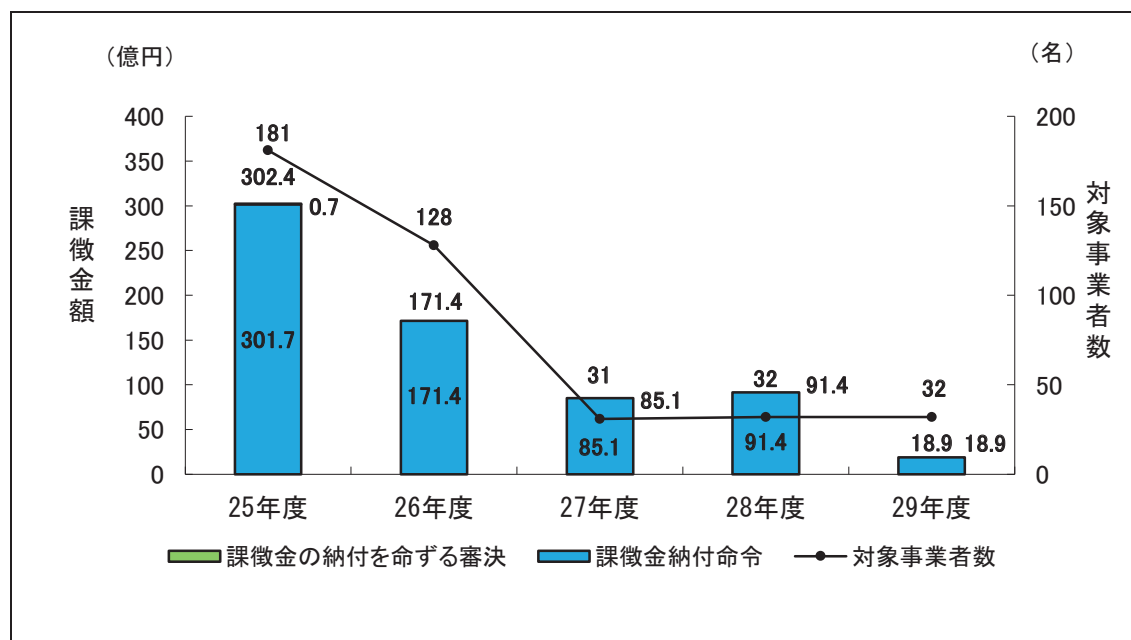
平成29年度における課徴金減免制度に基づく事業者からの報告等の件数は103件であった（課徴金減免制度導入〔平成18年1月〕以降の件数は1,165件）。

なお、平成29年度においては、11事件延べ35名の課徴金減免申請事業者について、これらの事業者の名称、免除の事実又は減額の率等を公表した（注）。

（注）公正取引委員会は、法運用の透明性等の観点から、課徴金減免制度が適用された事業者について、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイト（<https://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html>）に、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし、平成28年5月31日以前に課徴金減免の申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に、公表している。）。

公表された事業者数には、課徴金減免の申請を行った者であるものの、①独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない者及び②算出された課徴金の額が100万円未満であったため独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない者のうち、公表することを申し出た事業者の数を含む。

第2図 課徴金額等の推移



(注) 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決に係る金額を含む。

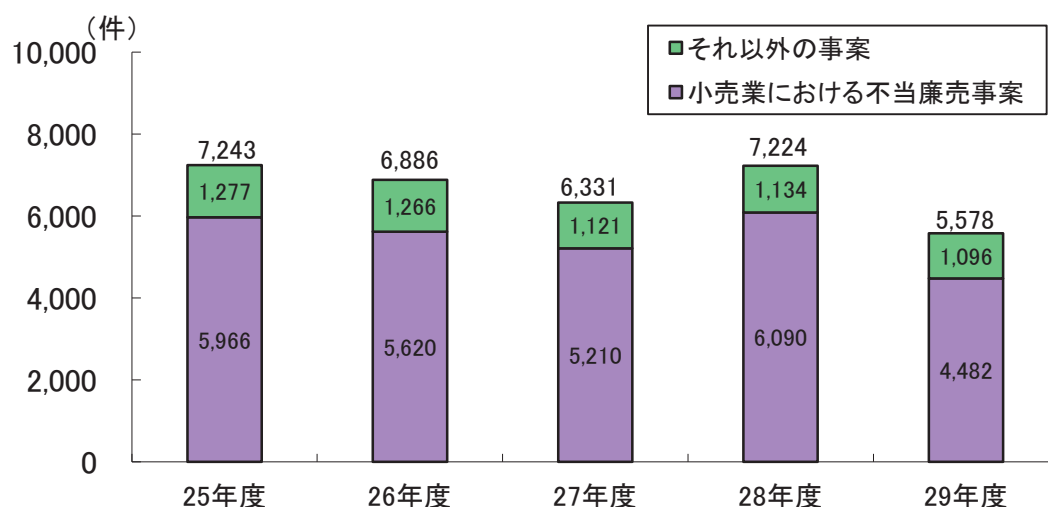
3 申告等

平成29年度においては、独占禁止法の規定に違反する事実があると思われ、公正取引委員会に報告（申告）された件数は5,578件であった（第3図参照）。この報告が書面で具体的な事実を摘示して行われた場合には、当該報告をした者に措置結果を通知することとされており（法第45条第3項）、平成29年度においては、5,902件の通知を行った。

また、公正取引委員会は、独占禁止法違反被疑行為の端緒情報をより広く収集するため、平成14年4月からインターネットを利用した申告が可能となる電子申告システムを当委員会のウェブサイト上に設置しているところ、平成29年度においては、同システムを利用した申告が873件あった。

さらに、平成29年度においては、電力分野、農業分野、IT・デジタル関連分野に係る情報提供窓口（平成28年3月、4月、10月設置）に加え、ガス分野に係る情報提供窓口を設置（平成29年6月）し、これら分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報収集に積極的に取り組んだ。

第3図 申告件数の推移



4 関係官庁等への要請等

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為についての審査の過程において、競争政策上必要な措置を講じるべきと判断した事項について、関係官庁等に要請等を行っている。平成29年度においては、以下のとおり要請等を行った。

- (1) (公財)日本ユニフォームセンターに対する申入れ(平成30年2月20日)(事件詳細については後記第2 **1** (4)参照)

東日本電信電話㈱が発注する作業服の入札参加業者らによる受注調整事件の審査の過程において、東日本電信電話㈱から調達に係る相談、生地検査等の業務を受託していた(公財)日本ユニフォームセンターの担当者が、特定の販売業者に対し、入札参加予定者、入札の目標価格等の情報を教示し、独占禁止法違反行為を助長していたことから、今後、同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。

- (2) 経済産業省に対する要請(平成30年3月9日)(事件詳細については後記第2 **2** 参照)

(公社)神奈川県LPガス協会による一定の事業分野における事業者の数の制限事件の審査の過程において、(公社)神奈川県LPガス協会に入会せずに神奈川県の区域内にのみ販売所を設置してLPガス販売事業を行おうとする者にとって、LPガス損害賠償責任保険の契約の締結が一般的に困難な状況にある事実が認められたため、LPガス販売事業を行おうとする者にとってLPガス損害賠償責任保険の契約が容易となるような環境整備を図るよう経済産業省に要請した。

5 審査官の処分に対する異議申立て及び任意の供述聴取に係る苦情申立て

独占禁止法第 47 条の規定に基づいて審査官がした立入検査、審尋等の処分を受けた者が、当該処分に不服があるときは、公正取引委員会の審査に関する規則（平成 17 年公正取引委員会規則第 5 号）第 22 条第 1 項の規定により、当該処分を受けた日から 1 週間以内に、その理由を記載した文書をもって、当委員会に異議の申立てをすることができる。

平成29年度において、アマゾンジャパン（同）から審査官がした処分に対し、異議申立てがなされ、調査の結果、当該処分について違法性又は不当性は認められないとして、平成30年5月11日、これを却下した。

また、任意の供述聴取については、聴取対象者等が、聴取において「独占禁止法審査手続に関する指針」（平成27年12月25日公正取引委員会決定。以下「審査手続指針」という。）第2の「2 供述聴取」に反する審査官等による言動があったとする場合には、原則として、当該聴取を受けた日から 1 週間以内に、書面により、公正取引委員会に苦情を申し立てることができる（審査手続指針第2の4）。

平成29年度における任意の供述聴取に係る苦情申立ての処理状況は第4表のとおりであり、調査の結果、審査手続指針に反する審査官等の言動等があったとは認められなかったとして却下している。

第4表 任意の供述聴取に係る苦情申立ての処理状況

苦情申立て の類型 処理結果	供述聴取時の手続・ 説明事項に関するもの (審査手続指針第2 の2(2))	威迫・強要など審査 官等の言動に関する もの (審査手続指針第2 の2(3)ア)	聴取時間・休憩時間 に関するもの (審査手続指針第2 の2(4))	供述調書の作成・署 名押印の際の手続に 関するもの (審査手続指針第2 の2(5))	合計
処理件数	0	1	0	0	1
却下したもの	0	1	0	0	1
必要な措置を講 じたもの	0	0	0	0	0

第5表 平成29年度法的措置一覧表

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	課徴金の総額 (最低額～最高額)	法的措置 対象事業 者等の数	違反法条	排除措置 命令 年月日
1	29 (措) 8	東京都が発注する個人防護具の入札参加業者らに対する件	東京都発注（平成26年度）の個人防護具の入札参加業者らが、受注予定者、受注予定者の入札価格及び受注予定者が当該価格で受注できるようにする旨を合意していた。	-	2	第3条後段	29.12.12
2	29 (措) 9	東京都が発注する個人防護具の入札参加業者らに対する件	東京都発注（平成27年度）の個人防護具の入札参加業者らが、受注予定者、受注予定者の入札価格及び受注予定者が当該価格で受注できるようにする旨を合意していた。	-	2	第3条後段	29.12.12
3	30 (措) 1	東日本旅客鉄道株が発注する接客型制服の販売業者に対する件	J R 東日本向け接客型制服の販売業者が、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	1644万円 (196万円～ 819万円)	4	第3条後段	30.1.12

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	課徴金の総額 (最低額～最高額)	法的措置 対象事業 者等の数	違反法条	排除措置 命令 年月日
4	30 (措) 2	東日本旅客鉄道 株が発注する技 術型制服及び検 修型制服の販売 業者に対する件	J R 東日本向け技術型制服及び検修型制服の 販売業者が、供給予定者を決定し、供給予定者 が供給できるようにしていた。	325万円 (156万円～ 169万円)	2	第3条後 段	30. 1. 12
5	30 (措) 3	東日本旅客鉄道 株が発注する盛 夏シャツ・ズボ ンの販売業者に 対する件	J R 東日本向け盛夏シャツ・ズボンの販売業 者が、発注単価を既存の発注単価と同額又はそ れ以上の額となるようにし、継続して供給でき るようにしていた。	645万円 (115万円～ 394万円)	3	第3条後 段	30. 1. 12
6	30 (措) 4	西日本旅客鉄道 株が発注する制 服の販売業者に 対する件	J R 西日本向け制服の販売業者が、受注予定 者を決定し、受注予定者が受注できるようにし ていた。	1915万円 (125万円～ 979万円)	8	第3条後 段	30. 1. 12
7	30 (措) 5	ハードディスク ドライブ用サス ペンションの製 造販売業者に 対する件	我が国のHDD製造販売業者向けサスペン ションの製造販売業者が、相互に協調し、販売 価格を維持する旨を合意していた。	10億7616万円 (3億6194万円～ 7億1422万円)	2	第3条後 段	30. 2. 9
8	30 (措) 6	東日本電信電話 株が発注する作 業服の入札参加 業者らに対する 件	N T T 東日本等向け作業服の入札参加業者ら が、受注予定者を決定し、目標価格を上回る価 格で入札し、受注予定者が受注できるようにし て、既存の納入者が引き続き納入できるように する旨を合意していた。	-	2	第3条後 段	30. 2. 20
9	30 (措) 7	大分県農業協同 組合に対する件	大分県農協は、こねぎの販売受託に関し、個 人出荷を理由として味一ねぎ部会を除名された 5名に対して、味一ねぎに係る販売事業及び集 出荷施設に係る利用事業を利用させない行為を 行っている。	-	1	第 19 条 (一 般 指定第4 項)	30. 2. 23
10	30 (措) 8	(公社) 神奈川 県 L P ガス協会 に対する件	神奈川県 L P ガス協会は、切替営業を行う入 会希望者の入会申込みについて否決し、もって 当該入会希望者が協会団体保険に加入できなく なることにより、神奈川県内の L P ガス販売事 業に係る事業分野における現在又は将来の事業 者の数を制限している。	-	1	第8条第 3号	30. 3. 9
11	30 (措) 9	東京都が発注す る二層式低騒音 舗装工事の工事 業者に対する件	東京都発注の二層式低騒音舗装工事の工事業 者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注 できるようにしていた。	3億4064万円 (1806万円～ 8796万円)	6	第3条後 段	30. 3. 28
12	30 (措) 10	東京港埠頭株が 発注する舗装工 事の工事業者に 対する件	東京港埠頭株発注の舗装工事の工事業者が、 受注予定者を決定し、受注予定者が受注でき るようにしていた。	1億7619万円 (922万円～ 9412万円)	5	第3条後 段	30. 3. 28
13	30 (措) 11	成田国際空港株 が発注する舗装 工事の工事業者 に対する件	成田国際空港株発注の舗装工事の工事業者 が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注で きるようにしていた。	2億5382万円 (1744万円～ 7982万円)	7	第3条後 段	30. 3. 28
合 計				18億9210万円	45		

(注) 一般指定とは、不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)を指す。

第6表 平成29年度に違反認定したものの排除措置命令を行わなかった事例

件名	内容	違反法条	公表年月日
米国ドル建て国際機関債の取引を行う事業者に対する件	外国に所在する金融機関2社が、我が国に所在する特定の金融機関が見積依頼を行った米国ドル建て国際機関債に係る取引について、英国ロンドンに所在するトレーダーの間で、情報ベンダーが提供するチャット機能を利用して顧客からの既発債の購入について情報交換を行い、2社のうち一方が、他方が顧客に提示したとするスプレッド（注）よりも大きいスプレッドを提示することにより、他方が当該取引を受注できるようにする旨を合意した。 （注）米国ドル建て国際機関債の利回りと、当該債券と償還期間が同程度の米国債の利回りとの差をいう。スプレッドが大きいほど当該債券の価格は低下する。	第3条後段	30. 3. 29

（注）本件は、違反行為を認定したが、排除措置命令を行うことができる期間（違反行為がなくなった日から5年）を経過していたため、審査を終了した。

第7表 課徴金制度の運用状況（注1）

年度	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
昭和52年度	0	0
53年度	4	507万円
54年度	134	15億7174万円
55年度	203	13億3111万円
56年度	148	37億3020万円
57年度	166	4億8354万円
58年度	93	14億9257万円
59年度	5	3億5310万円
60年度	38	4億747万円
61年度	32	2億7554万円
62年度	54	1億4758万円
63年度	84	4億1899万円
平成元年度	54	8億349万円
2年度	175	125億6214万円
3年度	101	19億7169万円
4年度	135	26億8157万円
5年度	406	35億5321万円
6年度	512	56億6829万円
7年度	741	64億4640万円
8年度	368	74億8616万円
9年度	369	（注2）28億2322万円
10年度	576	31億4915万円
11年度	335	54億5891万円
12年度	719	85億1668万円
13年度	248	21億9905万円
14年度	561	43億3400万円
15年度	468	（注3）38億6712万円
16年度	219	111億5029万円
17年度	399	188億7014万円
18年度	158	92億6367万円
19年度	162	112億9686万円
20年度	87	（注4）270億2546万円
21年度	106	360億7471万円
22年度	156	720億8706万円
23年度	277	（注5、6）411億9965万円

24年度	113	250億7644万円
25年度	181	302億4283万円
26年度	128	171億4303万円
27年度	31	85億1076万円
28年度	32	91億4301万円
29年度	32	18億9210万円
合計	8,810	4007億1400万円

(注1) 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決を含み、同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令を除く。

(注2) 平成15年9月12日、協業組合カンセイに係る審決取消請求事件について、審決認定(平成10年3月11日、課徴金額1934万円)の課徴金額のうち967万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が出された(同判決は確定した。)

(注3) 平成16年2月20日、土屋企業㈱に係る審決取消請求事件について、審決認定(平成15年6月13日、課徴金額586万円)の課徴金額のうち302万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が出された(同判決は確定した。)

(注4) 三菱樹脂㈱に対する審判事件について、平成28年2月24日、課徴金納付命令(平成21年2月18日、課徴金額37億2137万円)のうち、37億1041万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

(注5) エア・ウォーター㈱に係る審決取消請求事件について、審決を取り消す旨の判決が出され、同判決が確定したことを受け、平成26年10月14日、課徴金納付命令(平成23年5月26日、課徴金額36億3911万円)のうち、7億2782万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

(注6) 日本トイザらス㈱に対する審判事件について、平成27年6月4日、課徴金納付命令(平成23年12月13日、課徴金額3億6908万円)のうち、2億2218万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

6 独占禁止法審査手続に関する指針に基づく事件調査の運用状況

(1) 本件に係る経緯等

公正取引委員会は、平成27年12月25日に、「独占禁止法審査手続に関する指針」(以下「審査手続指針」という。)について、平成28年1月4日から適用する旨と併せて、「公表後2年を経過した後、本指針に基づく事件調査の運用についてフォローアップを実施し、関連する法制度の状況等を踏まえながら、本指針の原案に対する意見募集において違反被疑事業者等が防御を行うことを確保する観点から意見が提出された事項(いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権、審尋調書の形式等)についての検討を含め、必要に応じ本指針の見直しを行っていくこととする。」と公表している。

これを受け、今般、公正取引委員会は、審査手続指針に基づく事件調査の運用状況について確認を行った。その運用状況を概括すると、審査官等は審査手続指針を遵守していると評価できる。

(2) 審査手続指針に基づく事件調査の運用状況

審査手続指針の対象となる行政調査手続を行った事件について、後記アからウまでの事件調査手続の内容ごとに審査手続指針に示された標準的な実施手順や留意事項等について、運用状況の確認を行った。

ア 立入検査

イ 供述聴取

ウ 報告命令・報告依頼

対象期間は、平成28年1月4日から平成29年12月31日までであり、対象事件数は47件(私的独占1件、不当な取引制限28件、不公正な取引方法17件、その他1件)であった。

ア 立入検査

立入検査を行った事件数と立入検査先の総数は、下表のとおりであった。

事件数	立入検査先の総数（注）
21件	432件

（注）延べ数である。

(7) 立入検査時の手続・説明事項（審査手続指針第2の1(2)）

立入検査先の総数432件の全て（100％）について、立入検査場所の責任者等に対し、審査官証の提示及び被疑事実等の告知書の交付等を行った。事業者等向け説明資料の手交については、既に手交済みであったことから同説明資料を手交しなかったものなど14件を除く418件（96.8％）で行った。

(4) 立入検査の対象範囲（審査手続指針第2の1(3)）

a 居宅検査

立入検査先の総数432件のうち、会社に保管されているべき資料が居宅に保管されていることが疑われたなどの事情により、審査官が事件調査に必要であると判断して居宅を検査した事例が38件（8.8％）あった。

b 法務部門の検査

立入検査先の総数432件のうち、過去に営業部門に在籍していた者が立入検査時に法務部門に在籍しており、被疑事実に係る資料が法務部門にある同人の机等に保管されている可能性があったなどの事情により、審査官が事件調査に必要であると判断して法務部門を検査した事例が3件（0.7％）あった。

(5) 立入検査当日の謄写対応（審査手続指針第2の1(4)ウ）

a 立入検査当日の謄写対応の状況

立入検査当日に提出物件の謄写の求めがあった224件の全て（100％）について、謄写を認めた。

b 立入検査翌日以降の閲覧・謄写の状況

立入検査の翌日以降に提出物件の閲覧・謄写の求めがあった88件の全て（100％）について、閲覧・謄写を認めた。このうち、4件（4.5％）は会議室の確保が出来なかったなどの事情により相手方の希望日の数日後に閲覧・謄写の対応を行ったが、それ以外の84件（95.5％）は相手方の希望日どおりに閲覧・謄写の対応を行った。

(6) 立入検査における弁護士の立会い（審査手続指針第2の1(5)）

立入検査先の総数432件の全て（100％）について、立入検査場所の責任者等を立ち合わせた。また、立入検査の際に弁護士の立会いの求めがあった21件の全て（100％）について、弁護士の立会いを認めた。

イ 供述聴取

供述聴取の総数は、4,790件であった。

(7) 供述聴取時の手続・説明事項（審査手続指針第2の2(2)）

供述聴取に際して審査官等が行うべき手続等のうち、供述聴取の法的性格の説明については、供述聴取の総数4,790件のうち、2件を除く4,788件（99.9％）で行わ

れた。また、事業者等向け説明資料のウェブ掲載場所の教示又は同説明資料の手交については、3件を除く4,787件（99.9%）で適切に行われた。供述聴取の法的性格の説明又は事業者等向け説明資料の教示若しくは手交が適切に履行されなかったものは、審査手続指針適用直後の平成28年1月に行われた供述聴取であって審査官等の認識が足りていなかったなどの事情によるものであった。

また、供述を録取した書面について審査官等から意見聴取手続等における開示可能性を説明した場合などにおいて、今後の事業活動に与える影響について懸念が示された事例等9件（0.2%）については、聴取対象者に対して、意見聴取手続における閲覧・謄写はマスキングによる部分開示も有り得る旨や閲覧・謄写した供述調書等の内容の目的外使用が禁止されている旨などを説明することにより対応した。

(イ) 供述聴取における留意事項

a 威迫、強要等（審査手続指針第2の2(3)ア）

供述聴取における威迫、強要その他供述の任意性を疑われるような方法等については、審査手続指針に基づく苦情申立ての対象となるところ、審査手続指針の適用後、5件の苦情申立てがあったものの、いずれも苦情申立制度が対象とする審査官等の言動等に該当するものではない、又は審査手続指針に反する審査官等の言動等があったとは認められなかったとして却下された。

b 弁護士を含む第三者の立会い等（審査手続指針第2の2(3)イ）

(a) 弁護士等の立会い

供述聴取において、弁護士等の立会いを認めた事例はなかった。

(b) 録音・録画及び調書の写しの交付

供述聴取において、録音・録画を認めた事例及び調書の写しの交付を認めた事例はいずれもなかった。

(c) メモの録取

供述聴取において、聴取対象者によるメモの録取を認めた事例はなかった。審査官等が供述聴取の適正円滑な実施の観点から聴取対象者による書き取りを認めた事例は256件（5.3%）あった。書き取りの内容は、次回聴取までの確認事項、聴取の要旨などであった。

(ロ) 聴取時間・休憩時間（審査手続指針第2の2(4)）

a 聴取時間

審査手続指針において、供述聴取は、1日につき8時間（休憩時間を除く。）までを原則としているところ、供述聴取の総数4,790件のうち4,775件（99.7%）については8時間以内に聴取を終えており、聴取時間が8時間を超えたものは15件（0.3%）であった。この15件のうち13件（86.7%）は聴取対象者の同意を得ていたが、2件（13.3%）については同意を得ていなかった。

なお、この2件は、いずれも8時間以内に聴取を終える予定であったところ、聴取終了間際に行われた次の供述聴取までの確認事項を整理する過程で、聴取対象者からの質問とその回答に時間を費やした結果として聴取時間が8時間を超えてしまったため、聴取時間が8時間を超えることについて聴取対象者の同意を得ることが出来なかったなどの理由によるものであった。

また、審査手続指針において、供述聴取はやむを得ない事情がない限り午後10時以降に及ぶ聴取は避けなければならないとしているところ、聴取が午後10時以降に及んだものは5件（0.1%）であった。この5件は、いずれも審査官等が審査長等の了解を経て聴取対象者の同意を得た上で行われたものであった。

b 休憩時間（昼食のための比較的長めの休憩を含む。）

審査手続指針において、供述聴取の休憩時間については、①長時間に及ぶ供述聴取では適時適切に確保、②休憩中、原則として聴取対象者の行動を制約（付添い）せず、外部への連絡やメモ取りは妨げない（口裏合わせ等のおそれがある場合は除く）、③食事時間等の比較的長めの休憩時間には、供述聴取に支障が生じない範囲で、聴取対象者が必要に応じて弁護士と相談できる時間となるよう配慮するとしている。

供述聴取1回当たりの平均休憩回数は、2.1回であった。他方、1回の聴取において全く休憩時間を確保しなかったものは545件（11.4%）あったが、これらのうち聴取時間が3時間未満のものは501件（91.9%）であった。

また、少なくとも1回以上の休憩時間を確保した4,245件のうち95件（2.2%）において、休憩時間（食事時間以外のもの）に審査官等が付添いを行ったものの、これらは聴取対象者自らの求めによるトイレの道案内などのための付添いであった。

加えて、食事時間等のための休憩時間を取った3,135件のうち、休憩時間を1時間以上としたものは2,926件（93.4%）であり、休憩時間を短くして早く聴取を終了してほしいなどの聴取対象者からの求めに対応して休憩時間を1時間未満としたものは209件（6.6%）であった。また、3,135件のうち76件（2.4%）では、審査官等が付添いを行ったものの、これらはいずれも聴取対象者が弁当を持参し、会議室で食事を済ませたいなどの聴取対象者自らの求めに対応したものであった。

(イ) 調書の作成・署名押印の際の手続（審査手続指針第2の2(5)）

審査手続指針では、審査官等が供述調書等を作成した場合には、これを聴取対象者に読み聞かせ、又は閲覧させて、誤りがないかを問うなどの手続面で遵守すべき事項が記載されているところ、審査官等が作成した供述調書等の総数2,353通の全て（100%）について、これらが履行された。このうち、読み聞かせ・閲覧の際の増減変更（調書の記載の追加、削除及び訂正）に関する聴取対象者からの申立ては、260通（11.1%）の供述調書等においてなされた。このうち230通（88.5%）について審査官等が全部又は一部を認め、調書末尾に訂正内容を追記する方法により対応した。残る30通（11.5%）については、審査官等が申立ての趣旨を確認した後、聴取対象者に録取内容の趣旨等を説明した結果、聴取対象者が申立てを取り下げた。

また、供述調書等の総数2,353通のうち、聴取対象者が誤りのないことを申し立てたにもかかわらず、記憶が曖昧な部分を会社に戻って確認したいなどの理由により署名押印を拒絶したとしてその旨を供述調書等に記載したものは10通（0.4%）であった。

ウ 報告命令・報告依頼（審査手続指針第2の3）

審査手続指針では、報告命令を行う場合には、法的根拠、報告の期限や命令に応じ

ない場合の罰則について記載した報告命令書を送達するなどの手続面で遵守すべき事項が記載されているところ、報告命令を行った652件の全て（100％）において、これらが履行された。

また、審査手続指針では、報告依頼を行う場合においても、報告期限等を記載した報告依頼書を送付するなどの手続面で遵守すべき事項が記載されているところ、報告依頼を行った1,019件の全て（100％）において、これらが履行された。

第2 法的措置等

平成29年度においては、13件について法的措置を採った。また、違反行為は認定したが、排除措置命令を行うことができる期間を経過していたため、審査を終了し、公表した事例が1件あった。これら14件の違反法条をみると、独占禁止法第3条後段（不当な取引制限の禁止）違反12件、同法第8条3号（事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限）違反1件及び同法第19条（不公正な取引方法の禁止）違反1件となっている。

これら14件の概要は次のとおりである。

1 独占禁止法第3条後段違反事件

(1) 東京都が発注する个人防护具（注1）（注2）の入札参加業者らに対する件（平成29年（措）第8号・第9号）

排除措置年月日	違反法条
29.12.12	独占禁止法第3条後段

（注1）「个人防护具」とは、防護服、手袋、ゴーグル、マスクその他着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具をいう。

（注2）本件違反行為の対象となった个人防护具は、東京都が平成26年5月26日に「个人防护具（ガウン等セット）外3点の買入れ」と称する件名で入札公告をした个人防护具（以下「平成26年度発注の个人防护具」という。）及び東京都が平成27年5月27日に「个人防护具（ガウン等セット）外9点の買入れ」と称する件名で入札公告をした个人防护具（以下「平成27年度発注の个人防护具」という。）である。

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令（注4）	
				平成26年度発注の個人防護具	平成27年度発注の個人防護具
1	エア・ウォーター・メディエイチ㈱（注3）	東京都品川区西五反田二丁目12番3号	代表取締役 石川 直由	○	
2	新成物産㈱	東京都中央区日本橋兜町13番2号	代表取締役 五十嵐 勤	○	○
3	センチュリーメディカル㈱	東京都品川区大崎一丁目11番2号	代表取締役 茂谷 貴彦		○
4	丸紅㈱	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	代表取締役 國分 文也	—	—

（注3）エア・ウォーター・メディエイチ㈱は、平成28年4月1日、ヘルスケアードック㈱から現商号に変更したものである。

（注4）「排除措置命令」欄の記載の意味は次のとおりである。

- ・「○」は、当該事業者が排除措置命令の対象事業者（以下(1)において「名宛人」という。）であることを示している。
- ・「—」は、排除措置命令の対象とならない違反事業者であることを示している。
- ・「／」は、当該事業者が違反事業者ではないことを示している。

イ 違反行為の概要

(7) 平成26年度発注の個人防護具に係る違反行為

エア・ウォーター・メディエイチ㈱（以下「エア・ウォーター・メディエイチ」という。）、丸紅㈱（以下「丸紅」という。）及び新成物産㈱（以下「新成物産」という。）は、平成26年7月7日に開催した営業責任者等による会合において、平成26年度発注の個人防護具について、各社の利益を確保するため

- エア・ウォーター・メディエイチ側（エア・ウォーター・メディエイチ及びエア・ウォーター・メディエイチが平成26年度発注の個人防護具の入札に参加させる者をいう。以下同じ。）の入札参加者を受注すべき者（以下(1)において「受注予定者」という。）とし、受注予定者の入札価格をおおむね11億円とすること
- 丸紅及び新成物産は、エア・ウォーター・メディエイチ側が丸紅及び新成物産から平成26年度発注の個人防護具のうち一部の製品を購入して東京都に納入し、丸紅及び新成物産がおおむね1億5000万円の利益を得られるようにすることを条件として、受注予定者が前記aで定めた価格で受注できるように協力すること
- 入札が不調となり2回目の入札が行われる場合には、受注予定者は入札価格を1000万円引き下げ、それにより生じる利益の減少分を丸紅及び新成物産並びにエア・ウォーター・メディエイチが折半することとし、受注予定者以外の入札参加者は2回目の入札を辞退すること

を合意することにより、公共の利益に反して、平成26年度発注の個人防護具の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(4) 平成27年度発注の個人防護具に係る違反行為

センチュリーメディカル㈱（以下「センチュリーメディカル」という。）、丸紅及び新成物産は、平成27年7月7日に開催した営業責任者等による会合において、平

成27年度発注の個人防護具について、各社の利益を確保するため

- a センチュリーメディカル側（センチュリーメディカル及びセンチュリーメディカルが平成27年度発注の個人防護具の入札に参加させる者をいう。以下同じ。）の入札参加者を受注予定者とし、受注予定者の入札価格をおおむね15億8000万円とすること
- b 丸紅及び新成物産は、センチュリーメディカル側が丸紅及び新成物産から平成27年度発注の個人防護具のうち一部の製品を購入して東京都に納入し、丸紅及び新成物産がおおむね2億5000万円の利益を得られるようにすることを条件として、受注予定者が前記aで定めた価格で受注できるように協力することを合意することにより、公共の利益に反して、平成27年度発注の個人防護具の取引分野における競争を実質的に制限していた。

ウ 排除措置命令の概要

前記イの違反行為ごとに、次のとおり排除措置命令を行った。

- (7) 名宛人は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - a 前記イの合意が消滅していることを確認すること。
 - b 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、東京都が発注する個人防護具について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に販売活動を行うこと。
- (4) 名宛人は、それぞれ、前記(7)に基づいて採った措置を、相互に通知するとともに、東京都に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (5) 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、東京都が発注する個人防護具について、受注予定者を決定してはならない。

(2) 東日本旅客鉄道(株)又は西日本旅客鉄道(株)が発注する制服の販売業者に対する件（平成30年（措）第1号～第4号）

排除措置年月日	違反法条
30. 1. 12	独占禁止法第3条後段

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令及び課徴金額 (上段：排除措置命令，下段：課徴金額)				
				東日本旅客鉄道(株)向け				合計
				接客型制服 (注1)	技術型制服及び検修型制服 (注2)	盛夏シャツ・ズボン (注3)	西日本旅客鉄道(株)向け制服 (注4)	
1	(株)三越伊勢丹	東京都新宿区新宿三丁目14番1号	代表取締役 杉江 俊彦	○ 819万円				1件 819万円
2	東洋物産(株)	東京都渋谷区神宮前一丁目17番5号	代表取締役 岡崎 正夫	○ 391万円		○ 115万円		2件 506万円
3	丸紅メイト(株)	東京都千代田区神田錦町三丁目20番地	代表取締役 岸 晴彦	○ 238万円	○ 169万円	○ 136万円	○ 199万円	4件 742万円

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令及び課徴金額 (上段：排除措置命令，下段：課徴金額)				
				東日本旅客鉄道(株)向け			西日本旅客鉄道(株)向け制服 (注4)	合計
				接客型制服 (注1)	技術型制服及び検修型制服 (注2)	盛夏シャツ・ズボン (注3)		
4	(株)大丸松坂屋百貨店	東京都江東区木場二丁目18番11号	代表取締役 好本 達也	○				1件
				196万円				196万円
5	双日ジーエムシー(株)	東京都港区赤坂八丁目1番22号	代表取締役 林屋 治夫	—	—		—	—
6	東洋紡 S T C (株)	大阪市北区堂島浜二丁目2番8号	代表取締役 西山 重雄		○		○	2件
					156万円		233万円	389万円
7	新陽(株)	東京都中央区日本橋室町四丁目3番5号	代表取締役 倉持 真一			○		1件
						394万円		394万円
8	(株)ジェイアール西日本伊勢丹	京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町901番地	代表取締役 瀬良 知也				○	1件
							979万円	979万円
9	(株)そごう・西武	東京都千代田区二番町5番地25	代表取締役 林 拓二				○	1件
							379万円	379万円
10	(株)岩本商会	大阪市中央区安堂寺町一丁目2番2号	代表取締役 岩本 敬介				○	1件
							125万円	125万円
11	ニッケ商事(株)	大阪市中央区瓦町三丁目3番10号	代表取締役 石井 徹男				○	1件
							—	—
12	伊藤忠商事(株)	大阪市北区梅田三丁目1番3号	代表取締役 岡藤 正広				○	1件
							—	—
13	(株)チクマ	大阪市中央区淡路町三丁目3番10号	代表取締役 堀松 渉				○	1件
							—	—
違反事業者数				5社	3社	3社	9社	延べ20社 (実数13社)
排除措置命令対象事業者数				4社	2社	3社	8社	延べ17社 (実数12社)
課徴金納付命令対象事業者数				4社	2社	3社	5社	延べ14社 (実数9社)
課徴金額				1644万円	325万円	645万円	1915万円	4529万円

(注1)「東日本旅客鉄道㈱(以下「JR東日本」という。)向け接客型制服」とは、JR東日本の運転士、駅員等の接客業務に従事する者が着用する制服のうち、JR東日本向け盛夏シャツ・ズボンを除くものをいう。

(注2)「JR東日本向け技術型制服」とは、JR東日本の線路上の保守点検、工事等の技術業務に従事する者が着用する制服をいう。また、「JR東日本向け検修型制服」とは、JR東日本の車両の点検修理業務に従事する者が着用する制服をいう。

(注3)「JR東日本向け盛夏シャツ・ズボン」とは、JR東日本の運転士、駅員等の接客業務に従事する者が着用する制服のうち、盛夏時に着用する男性用のシャツ及びズボンをいう。

(注4)「西日本旅客鉄道㈱(以下「JR西日本」という。)向け制服」とは、JR西日本の業務に従事する者が着用する制服をいう。

(注5)表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注6)表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

(注7)表中の「/」は、当該取引分野における違反事業者ではないことを示している。

イ 違反行為の概要

(7) J R東日本発注の制服

a J R東日本向け接客型制服

前記アの表記載の5社（番号1ないし5記載の事業者）は、遅くとも平成24年9月5日以降、J R東日本向け接客型制服について、発注単価の低落防止等を図るため、供給すべき者（以下(2)において「供給予定者」という。）を決定し、供給予定者が供給できるように協力する旨の合意の下に

- (a) 既存業者（見積り合わせが行われる時点で当該制服の品目をJ R東日本に供給している者をいう。後記bにおいて同じ。）を供給予定者とする
- (b) i 過去の発注実績から供給者が1者となることが見込まれる品目については、供給予定者が提示する見積価格は自ら定め、供給予定者以外の者は、供給予定者が提示する見積価格よりも高い見積価格を提示する
- ii 過去の発注実績から供給者が2者となることが見込まれる品目については、供給予定者が提示する見積価格は自ら又は供給予定者間で定め、供給予定者以外の者は、供給予定者が提示する見積価格よりも高い見積価格を提示し、最も低い見積価格を提示する供給予定者が㈱ジェイアール東日本商事（以下「ジェイアール東日本商事」という。）（注8）との価格交渉において最初に応諾する
- iii 過去の発注実績から供給者が4者となることが見込まれる品目については、供給予定者間で最も低い見積価格を提示する者を定め、最も低い見積価格を提示する者以外の供給予定者は、最も低い見積価格よりも高い見積価格を提示し、最も低い見積価格を提示する供給予定者がジェイアール東日本商事との価格交渉において最初に応諾する

などにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにすることにより、公共の利益に反して、J R東日本向け接客型制服の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注8）J R東日本が、制服の調達事務を委託している者。

b J R東日本向け技術型制服及び検修型制服

前記アの表記載の3社（番号3、5及び6記載の事業者）は、遅くとも平成24年9月5日以降、J R東日本向け技術型制服及び検修型制服について、発注単価の低落防止等を図るため、供給予定者を決定し、供給予定者以外の者は、供給予定者が供給できるように協力する旨の合意の下に

- (a) 既存業者を供給予定者とする
- (b) i 過去の発注実績から供給者が1者となることが見込まれる品目については、供給予定者が提示する見積価格は自ら定め、供給予定者以外の者は、供給予定者が提示する見積価格よりも高い見積価格を提示する
- ii 過去の発注実績から供給者が2者となることが見込まれる品目については、供給予定者が提示する見積価格は自ら又は供給予定者間で定め、供給予定者以外の者は、供給予定者が提示する見積価格よりも高い見積価格を提示し、最も低い見積価格を提示する供給予定者がジェイアール東日本商事との価格

交渉において最初に応諾する

などにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにすることにより、公共の利益に反して、J R東日本向け技術型制服及び検修型制服の取引分野における競争を実質的に制限していた。

c J R東日本向け盛夏シャツ・ズボン

前記アの表記載の3社（番号2，3及び7記載の事業者）は、遅くとも平成24年9月5日以降、J R東日本向け盛夏シャツ・ズボンについて、発注単価が既存の発注単価と同額又はそれ以上の額となるようにし、3社が継続して供給できるようにする旨の合意の下に

- (a) 帝国繊維(株)（以下「帝国繊維」という。）（注9）、丸紅メイト(株)及び東洋物産(株)がジェイアール東日本商事に提示する見積価格等について情報交換する
- (b) ジェイアール東日本商事とのそれぞれの価格交渉の状況を踏まえつつ、帝国繊維の価格交渉に新陽が同席して対応し、3社が供給できる額で帝国繊維が最初に応諾する

などにより、発注単価が既存の発注単価と同額又はそれ以上の額となるようにし、3社が継続して供給できるようにすることにより、公共の利益に反して、J R東日本向け盛夏シャツ・ズボンの取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注9）帝国繊維がジェイアール東日本商事に提示する見積価格は、新陽(株)（以下「新陽」という。）が実質的に策定し、さらに、新陽は、ジェイアール東日本商事と帝国繊維の価格交渉に同席して自らが対応することにより、発注単価の応諾に実質的に関与していた。

(イ) J R西日本発注の制服

前記アの表記載の9社（番号3，5，6及び8ないし13記載の事業者）は、遅くとも平成23年6月13日以降（伊藤忠商事(株)にあつては平成26年4月11日以降）、J R西日本向け制服について、受注価格の低落防止等を図るため、受注すべき者（以下(2)において「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるよう協力する旨の合意の下に

- a (a) 既存業者（見積り合わせが行われる時点で当該制服の品目を受注している者をいう。）を受注予定者とする
- (b) 受注予定者が提示する見積価格（再提示する見積価格を含む。）は受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者から直接又は見積り合わせ参加者の見積価格を取りまとめていた者を通じて連絡を受けた見積価格よりも高い見積価格を提示する
- b (株)チクマは、(株)ジェイアール西日本伊勢丹（以下「ジェイアール西日本伊勢丹」という。）と共に前記aの行為を実施し、かつ、ジェイアール西日本伊勢丹が提示する見積価格を調整する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、J R西日本向け制服の取引分野における競争を実質的に制限していた。

ウ 排除措置命令の概要

公正取引委員会は、前記イの違反行為ごとに、次のとおり排除措置命令を行った。

(7) J R東日本発注の制服

- a 各取引分野における排除措置命令の対象事業者（以下(2)において「名宛人」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (a) 前記イ(7) a, b 又は c の行為を取りやめていることを確認すること。
 - (b) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、J R東日本向け接客型制服若しくはJ R東日本向け技術型制服及び検修型制服について、供給予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に販売活動を行うこと、若しくはJ R東日本向け盛夏シャツ・ズボンについて、発注単価が既存の発注単価と同額若しくはそれ以上の額となるようにし、継続して供給できるようにする行為をせず、各社がそれぞれ自主的に販売活動を行うこと。
- b 名宛人は、それぞれ、前記 a に基づいて採った措置を、自社を除く名宛人並びにJ R東日本及びジェイアール東日本商事に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- c 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、J R東日本向け接客型制服若しくはJ R東日本向け技術型制服及び検修型制服について、供給予定者を決定し、若しくはJ R東日本向け盛夏シャツ・ズボンについて、発注単価が既存の発注単価と同額若しくはそれ以上の額となるようにし、名宛人が継続して供給できるようにする行為をしてはならない。

(4) J R西日本発注の制服

- a 名宛人は、それぞれ、次の事項を、取締役会（関岩本商会にあつては株主総会）において決議しなければならない。
 - (a) 前記イ(4)の行為を取りやめていることを確認すること。
 - (b) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、J R西日本向け制服について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。
- b 名宛人は、それぞれ、前記 a に基づいて採った措置を、自社を除く名宛人並びにJ R西日本及びジェイアール西日本商事に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- c 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、J R西日本向け制服について、受注予定者を決定してはならない。

エ 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成30年8月13日までに、それぞれ前記アの表の「課徴金額」欄記載の額（J R東日本発注の制服について総額2614万円。J R西日本発注の制服について総額1915万円。）を支払わなければならない。

(3) ハードディスクドライブ（注1）用サスペンション（注2）の製造販売業者に対する件（平成30年（措）第5号）

排除措置年月日	違反法条
30. 2. 9	独占禁止法第3条後段

(注1) 「ハードディスクドライブ」(以下「HDD」という。)とは、磁性面を持つ「メディア」と呼ばれる円盤を高速回転させ、磁気ヘッド(情報を読み書きする部品。以下同じ。)によって磁氣的にデータをメディアに書き込む又はメディアからデータを読み取る記録装置をいう。

(注2) 「サスペンション」とは、磁気ヘッドを支える精密板ばねをいう。

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	日本発條㈱	横浜市金沢区福浦三丁目10番地	代表取締役 茅本 隆司	○	7億1422万円
2	ナット・ペリフェラル (ホンコン)・カンパニー・リミテッド	中華人民共和国香港特別行政区 クーロン カントン ロード33 チャイナホンコン シティタワー3 ナ インスフロア スイートナ ンバー15B-17	大竹 一彦	○	3億6194万円
3	TDK㈱	東京都港区芝浦三丁目9番1号	代表取締役 石黒 成直	—	—
4	エスエーイー・マグネ ティクス (ホン コン)・リミテッド	中華人民共和国香港特別行政区 シャーティン ホン コンサイエンスパーク サ イエンスパークイーストア ベニュー6 エスエーイー テクノロジーセンター	リチャード ハン	—	—
5	マグネコンプ・プレシ ジョン・テクノロ ジー・パブリック・カン パニー・リミテッド	タイ王国 アユタヤ ワン ノイアンプー ラムサイ タムボン パホンヨーティ ンロード ムー5 162	アルバート オン	—	—
合計				2社	10億7616万円

(注3) 表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象であることを示している。

(注4) 表中の「—」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象ではないことを示している。

イ 違反行為の概要

(7) 前記アの表記載の日本発條㈱(以下「日本発條」という。), 日本発條の子会社であるナット・ペリフェラル(ホンコン)・カンパニー・リミテッド(以下「NAT」という。)及びTDK㈱(以下「TDK」という。)は、平成19年8月31日から平成21年1月28日までの間、営業責任者による会合を複数回にわたり開催し、HDD用サスペンション(以下「サスペンション」という。)の販売分野において、共同して、国外のサスペンション製造販売業者に対抗し、日本発條及びNATの2社(以下「日本発條2社」という。)と、TDK、前記アの表記載のTDKの子会社であるエスエーイー・マグネティクス(ホンコン)・リミテッド(以下「SAE」という。)及びマグネコンプ・プレシジョン・テクノロジー・パブリック・カンパニー・リミテッド(以下「MPT」という。)の3社(以下「TDK3社」という。)がそれぞれの市場シェア及び利益を確保するため、相互に協調し、サスペンションの販売価格を維持する旨の認識を相互に確認した。

(4) TDKは、SAE及びMPTに対し、前記(7)の認識を伝達し、サスペンションの販売分野において日本発條2社と協調するよう指示した。

- (ウ) 前記アの表記載の5社は、前記(イ)の確認を行った以降、我が国のHDD製造販売業者向けサスペンションの販売分野における市場シェアを拡大するために協力するとともに、HDD製造販売業者に対するサスペンションの販売価格、市場シェア等について情報交換を行っていたところ、遅くとも平成25年4月頃以降、我が国のHDD製造販売業者向けのサスペンションについて、日本発條2社とTDK3社がそれぞれの市場シェア及び利益を確保するため、相互に協調し、販売価格を維持する旨を合意していた。
- (エ) 前記アの表記載の5社は、前記(ウ)の合意をすることにより、公共の利益に反して、我が国におけるサスペンションの販売分野における競争を実質的に制限していた。

ウ 排除措置命令の概要

- (イ) 日本発條2社は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
- a 前記イ(ウ)の合意が消滅していることを確認すること。
 - b 今後、他の事業者（日本発條にあってはNATを、NATにあっては日本発條を除く。以下(3)において同じ。）と共同して、我が国のHDD製造販売業者向けサスペンションの販売価格を決定せず、自主的に決めること。
 - c 今後、他の事業者と、我が国のHDD製造販売業者向けサスペンションの販売価格に関して情報交換を行わないこと。
- (ロ) 日本発條2社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、TDK3社に通知するとともに、我が国のHDD製造販売業者に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (ハ) 日本発條2社は、今後、それぞれ、他の事業者と共同して、我が国のHDD製造販売業者向けサスペンションの販売価格を決定してはならない。
- (ニ) 日本発條2社は、今後、それぞれ、他の事業者と、我が国のHDD製造販売業者向けサスペンションの販売価格に関する情報交換を行ってはならない。
- (ホ) 日本発條は、サスペンションの販売活動に関する独占禁止法の遵守について、サスペンションの営業に関わる自社の役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者による定期的な監査を行うために必要な措置を講じなければならない。

エ 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成30年9月10日までに、それぞれ前記アの表の「課徴金額」欄記載の額（総額10億7616万円）を支払わなければならない。

- (4) 東日本電信電話㈱が発注する作業服の入札参加業者らに対する件（平成30年（措）第6号）

排除措置年月日	違反法条
30.2.20	独占禁止法第3条後段

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令
1	伊藤忠商事(株)	大阪市北区梅田三丁目1番3号	代表取締役 岡藤 正広	○
2	(株)チクマ	大阪市中央区淡路町三丁目3番10号	代表取締役 堀松 渉	○
3	双日ジーエムシー(株)	東京都港区赤坂八丁目1番22号	代表取締役 林屋 治夫	—
4	丸紅メイト(株)	東京都千代田区神田錦町三丁目20番地	代表取締役 岸 晴彦	—

(注1) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「—」は、排除措置命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

イ 違反行為の概要

- (7) a 伊藤忠商事(株) (以下「伊藤忠商事」という。)、双日ジーエムシー(株) (以下「双日ジーエムシー」という。)) 及び丸紅メイト(株) (以下「丸紅メイト」という。)) の3社 (以下(4)において「3社」という。)) は、東日本電信電話(株) (以下「NTT東日本」という。)) 等向け作業服 (注3) について、平成27年2月9日に開催した営業責任者らによる会合において、3社の中から受注すべき者 (以下(4)において「受注予定者」という。)) を決定し、受注予定者は、受注予定者以外の者が納入している品目を当該受注予定者以外の者から購入することにより、それぞれが納入している品目を引き続き納入できるようにすることを合意した。
- b (株)チクマ (以下「チクマ」という。)) は、平成27年3月頃、双日ジーエムシーに対し、NTT東日本等向け作業服について、競争入札が実施される場合は入札に参加する旨を伝え、双日ジーエムシーの協力を得て自社の入札参加資格を取得し、受注予定者が受注できるように協力することを同意し、これにより前記aの合意に加わった。
- (4) 双日ジーエムシー及び丸紅メイトは、(公財)日本ユニフォームセンター (以下「日本ユニフォームセンター」という。)) の担当者から、平成27年4月中旬頃、本件入札 (注4) において3社及びチクマの4社 (以下(4)において「4社」という。)) 以外には入札参加に必要な生地見本等を提出した事業者がいらない旨、また、同年5月中旬頃、本件入札の目標価格 (注5) が既存の総価 (注6) と同程度である旨、情報を得て3社で共有した。さらに、3社は、同年5月中旬頃、日本ユニフォームセンターの担当者から、本件入札が不落となった場合は、NTT東日本が入札者と協議した上で複数の者と随意契約を締結する可能性がある旨の情報を得た。
- (7) a 3社は、遅くとも平成27年5月21日までに、NTT東日本等向け作業服について
- (a) 目標価格を上回る価格で複数回入札し、本件入札を不落にしてNTT東日本との協議に持ち込むこと
 - (b) 双日ジーエムシー及び丸紅メイトを受注予定者とし、伊藤忠商事は辞退すること
 - (c) 受注する品目 (以下「受注予定品目」という。)) については、双日ジーエム

シーは伊藤忠商事が納入している6品目を購入した上で、当該6品目を含めた10品目、丸紅メイトは4品目とすること

(d) 総価については、双日ジーエムシーを最も低い価格とし、同社が全品目を受注した場合には、伊藤忠商事及び丸紅メイトが納入している品目を同社が購入すること

(e) 双日ジーエムシー及び丸紅メイトの品目ごとの単価については、それぞれの受注予定品目の単価が最も低くなるように入札することを合意した。

b チクマは、遅くとも平成27年5月21日までに、双日ジーエムシーに対し、NTT東日本等向け作業服について、双日ジーエムシーから連絡された総価及び品目ごとの単価で入札することを同意し、これにより前記a(a)の合意に加わった。

(イ) 4社は、前記のとおり、NTT東日本等向け作業服について、受注予定者を決定し、目標価格を上回る価格で入札し、受注予定者が受注できるようにして、既存の納入者が引き続き納入できるようにする旨を合意（以下「本件合意」という。）することにより、公共の利益に反して、NTT東日本等向け作業服の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注3)「NTT東日本等向け作業服」とは、NTT東日本が仕様を定め、NTT東日本及びその子会社等が購入する14品目の作業服をいう。

(注4) NTT東日本が平成27年5月21日に実施したNTT東日本等向け作業服に係る一般競争入札をいう。以下同じ。

(注5) NTT東日本が本件入札において落札決定の上限として定める価格をいう。以下同じ。

(注6) 品目ごとの単価に品目ごとの調達予定数量を乗じた総額をいう。以下同じ。

ウ 排除措置命令の概要

(7) 伊藤忠商事及びチクマの2社（以下(4)において「2社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

a 本件合意が消滅していることを確認すること。

b 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、NTT東日本等向け作業服について、受注予定者又は納入すべき者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に販売活動を行うこと。

(イ) 2社は、それぞれ、前記(7)に基づいて採った措置を、相互に通知するとともに、NTT東日本等向け作業服を購入する事業者へ通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

(ウ) 2社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、NTT東日本等向け作業服について、受注予定者又は納入すべき者を決定してはならない。

エ 日本ユニフォームセンターに対する申入れについて

(7) 本件審査の過程において認められた事実

a 日本ユニフォームセンターは、NTT東日本等向け作業服に係る意見招請から調達までの各種相談、仕様書監修、生地検査、縫製品審査等に関する業務につい

て、NTT東日本との間で受託契約を締結しており、その際に、NTT東日本に対して秘密保持義務を負っていた。

b 日本ユニフォームセンターの担当者は、本件入札の実施に当たり、特定の販売業者に対し、

- (a) 4社以外には入札参加に必要な生地見本等を提出した事業者がない旨の情報を教示した。
- (b) 本件入札における目標価格が既存の総価と同程度である旨の情報を教示した。
- (c) 本件入札が不落となった場合は、NTT東日本が入札者と協議した上で複数の者と随意契約を締結する可能性がある旨の情報を教示した。

(4) 申入れの概要

前記(7) bの行為は、前記イの違反行為を助長したものと認められることから、公正取引委員会は、公正かつ自由な競争を確保するため、日本ユニフォームセンターに対し、今後、前記(7) bと同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。

(5) 東京都、東京港埠頭㈱又は成田国際空港㈱が発注する舗装工事の工事業者に対する件
(平成30年(措)第9号・第10号・第11号)

排除措置年月日	違反法条
30.3.28	独占禁止法第3条後段

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事	東京港埠頭㈱発注の特定舗装工事	成田国際空港㈱発注の特定舗装工事	合計
				排除措置命令	排除措置命令	排除措置命令	
				課徴金額	課徴金額	課徴金額	
1	日本道路㈱	東京都港区新橋一丁目6番5号	代表取締役 久松 博三	○ 8766万円	○ 9412万円	○ 6348万円	3件 2億4526万円
2	㈱NIPPON	東京都中央区八重洲一丁目2番16号	代表取締役 岩田 裕美	○ 8796万円	○ —	○ 4628万円	3件 1億3424万円
3	東亜道路工業㈱	東京都港区六本木七丁目3番7号	代表取締役 森下 協一	○ 6174万円	○ 922万円	○ 2259万円	3件 9355万円
4	前田道路㈱	東京都品川区大崎一丁目11番3号	代表取締役 今枝 良三	○ 3547万円	○ 4477万円	○ —	3件 8024万円
5	大成ロテック㈱	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号	代表取締役 西田 義則	—	—	○ 7982万円	1件 7982万円
6	大林道路㈱	東京都千代田区神田猿樂町二丁目8番8号	代表取締役 福本 勝司	— 4975万円	—	— 1744万円	— 6719万円
7	世紀東急工業㈱	東京都港区芝公園二丁目9番3号	代表取締役 佐藤 俊昭	—	— 2808万円	—	— 2808万円
8	鹿島道路㈱	東京都文京区後楽一丁目7番27号	代表取締役 増永 修平	△	△	— 2421万円	— 2421万円

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事	東京港埠頭(株)発注の特定舗装工事	成田国際空港(株)発注の特定舗装工事	合計
				排除措置命令	排除措置命令	排除措置命令	
				課徴金額	課徴金額	課徴金額	
9	福田道路(株)	新潟市中央区川岸町一丁目53番地1	代表取締役 河江 芳久	○			1件
				1806万円			1806万円
違反事業者数				8社	7社	8社	延べ23社 (実数9社)
排除措置命令対象事業者数				5社	4社	5社	延べ14社 (実数6社)
課徴金納付命令対象事業者数				6社	4社	6社	延べ16社 (実数9社)
課徴金額				3億4064万円	1億7619万円	2億5382万円	7億7065万円

(注1) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「－」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

(注3) 表中の「／」は、当該取引分野における違反事業者ではないことを示している。

イ 違反行為の概要

(7) 東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事（注4）

前記アの表記載の8社（番号1ないし7及び9記載の事業者）は、遅くとも平成23年12月15日以降、東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事について、受注価格の低落防止等を図るため

- a (a) 受注すべき者又は特定建設工事共同企業体（以下(5)イ(7)及び(ウ)において「受注予定者」という。）を決定する
- (b) 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する

旨の合意の下に

- b (a) 受注を希望する者（以下「受注希望者」という。）が1社のときは、その者又はその者を代表者とする特定建設工事共同企業体を受注予定者とする
- (b) 受注希望者が複数社のときは、当該工事に関する営業努力又は当該工事の施工場所を勘案して、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注4) 「東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事」とは、東京都が希望制指名競争入札（施工能力審査型総合評価方式によるものを含む。）の方法により発注する舗装工事（当該工事以外の工事が併せて発注されるものを含む。）であって、道路舗装工事の有資格者（道路舗装工事の競争入札参加資格者として東京都に登録されている者をいう。以下同じ。）又は道路舗装工事の有資格者を構成員とする特定建設工事共同企業体を入札参加者とするもののうち、二層式低騒音舗装工事（タイヤ及び路面から発生する騒音の低減機能を向上させるために、空隙率の高いポーラスアスファルト混合物を二層構造とし、上層に下層より小粒径の骨材を用いる舗装工事のうち、二層を同時に舗装する工法の

みを用いるものをいう。)が含まれるものをいう。

(イ) 東京港埠頭(株) (以下「東京港埠頭」という。) 発注の特定舗装工事 (注5)

前記アの表記載の7社(番号1ないし7記載の事業者)は、遅くとも平成24年1月26日以降、東京港埠頭発注の特定舗装工事について

- a 受注すべき者(以下(5)イ(イ)において「受注予定者」という。)を決定する
- b 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する

旨の合意の下に、当該工事に関する営業努力を勘案するなどにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、東京港埠頭発注の特定舗装工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注5)「東京港埠頭発注の特定舗装工事」とは、東京港埠頭が一般競争入札の方法により発注するコンテナ埠頭等の整備、改良又は補修工事であって、道路舗装工事の有資格者を入札参加者とするものをいう。

(ロ) 成田国際空港(株) (以下「NAA」という。) 発注の特定舗装工事 (注6)

前記アの表記載の8社(番号1ないし8記載の事業者)は、遅くとも平成23年9月30日以降、NAA発注の特定舗装工事について、受注価格の低落防止等を図るため

- a (a) 受注予定者を決定する
- (b) 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

- b (a) 次のいずれかの方法により受注予定者を決定する
 - i 受注希望者が1社のときは、その者又はその者を代表者とする特定建設工事共同企業体を受注予定者とする
 - ii 受注希望者が複数社のときは、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する
- (b) 受注予定者が提示する見積価格は、受注予定者が定め(受注予定者が特定建設工事共同企業体である場合にあってはその代表者が他の構成員と調整して定め)、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた見積価格よりも高い見積価格を提示する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、NAA発注の特定舗装工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注6)「NAA発注の特定舗装工事」とは、NAAが簡易型総合評価方式(平成24年4月1日以降は簡易型総合評価方式〔通常型〕)による公募型競争の方法により発注する舗装工事(当該工事以外の工事が併せて発注されるものを含む。)であって、空港舗装工事の契約参加資格者としてNAAに登録されていることを応募資格とするものをいう。

ウ 排除措置命令の概要

前記イの違反行為ごとに、次のとおり排除措置命令を行った。

(7) 各取引分野における排除措置命令の対象事業者(以下(5)において「名宛人」という。)は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

- a 前記イの行為を取りやめていることを確認すること。

- b 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、
- (a) 東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事
 - (b) 東京港埠頭が発注するコンテナ埠頭等の整備、改良又は補修工事その他の舗装工事（当該工事以外の工事が併せて発注されるものを含む。）であって、道路舗装工事の有資格者を入札参加者とするもの
 - (c) N A Aが発注する舗装工事（当該工事以外の工事が併せて発注されるものを含む。）であって、空港舗装工事の契約参加資格者としてN A Aに登録されていることを応募資格とするもの

について、受注予定者（注7）を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。

（注7）(a)及び(c)にあつては受注すべき者又は特定建設工事共同企業体をいい、また、(b)にあつては受注すべき者をいう。以下(ウ)においても同じ。

- (イ) 名宛人は、それぞれ、前記(ア)に基づいて採った措置を、自社を除く名宛人及び発注者に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (ウ) 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、前記(ア) b の工事について、受注予定者を決定してはならない。

エ 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成30年10月29日までに、それぞれ前記アの表の「課徴金額」欄記載の額（総額7億7065万円）を支払わなければならない。

(6) 米国ドル建て国際機関債の取引を行う事業者に対する件（平成29年度に違反認定したものの排除措置命令を行わなかった事例）

公表年月日	違反法条
30. 3. 29	独占禁止法第3条後段

ア 事業者

名称	所在地	代表者
ドイチェ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト	ドイツ連邦共和国 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーゲ 12	ジョン・クライアン
メリルリンチ・インターナショナル	英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国） ロンドン キング・エドワード・ストリート 2	アレクサンダー・ウィルモット・シットウェル

イ 本件違反行為等

(7) 見積依頼等

我が国に所在する特定の金融機関（以下「特定顧客」という。）は、平成24年5月30日、特定の国際機関が新たに発行する額面金額計3億ドルの米国ドル建て国際機関債（以下「新発債」という。）を購入する取引及び自社の保有する当該国際機関が発行した額面金額計2億5000万ドルの米国ドル建て国際機関債（以下「既発債」という。）を売却する取引を同一の金融機関との間で行う入替取引（以下「本

件取引」という。)を実施するため、新発債の主たる引受幹事会社であった、ドイチェ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(以下「ドイチェバンク」という。)及びメリルリンチ・インターナショナル(以下「メリルリンチ」という。また、以下(6)において、両社を併せて「2社」という。)を含む英国ロンドンに本店又は営業所が所在する金融機関3社(以下(6)において「金融機関3社」という。)に対して、本件取引の取引条件について、見積依頼を行った。

特定顧客は、金融機関3社のうち、新発債を特定顧客に売却でき、かつ、特定顧客にとって最も有利な既発債の取引条件を提示した者と本件取引を行うこととしており、金融機関3社は、このことを認識していた。

(4) 合意内容

2社は、平成24年5月30日、それぞれ、本件取引に関する見積依頼の連絡を受け、2社の英国ロンドンに所在する本店又は営業所において米国ドル建て国際機関債の値付けを行うトレーダーの間で、情報ベンダーが提供するチャット機能を利用して既発債の購入に関する情報交換を行った。その上で、2社は、既発債について、メリルリンチが、ドイチェバンクが特定顧客に提示したとするスプレッド(注1)よりも大きい値(注2)を特定顧客に提示することにより、ドイチェバンクが本件取引を受注できるようにすることに合意した。この際、2社は、金融機関3社のうち2社以外の1社が本件取引に消極的であるとの認識を共有していた。

(5) 実施状況

2社は、平成24年5月30日、それぞれ、特定顧客に対し、新発債を売却できる旨を回答するとともに、メリルリンチは、前記(4)の合意に基づき、既発債について、ドイチェバンクが特定顧客に提示したとするスプレッドよりも大きい値を提示した。

その結果、同日、特定顧客は、既発債について、自社にとって最も有利なスプレッドを提示したドイチェバンクとの間で取引条件の交渉を行い、ドイチェバンクとの間で本件取引を実施することを決定し、これにより、ドイチェバンクが本件取引を受注した。

(注1) ここでいう「スプレッド」とは、米国ドル建て国際機関債の利回りと、当該債券と償還期間が同程度の米国債の利回りとの差をいう。

(注2) 正の値のスプレッドが大きい値となるにつれて米国ドル建て国際機関債の価格は低下することとなる。

ウ 本件の処理等

(7) 法令の適用

以上の事実によれば、2社は、共同して、本件取引について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨合意することにより、公共の利益に反して、本件取引に係る取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

(4) 本件の処理

本件取引は平成24年5月30日に終了しており、前記の違反行為は同年5月31日以降既になくなっている。したがって、独占禁止法第7条第2項ただし書及び同法第

7条の2第27項に規定する期間（5年）が経過しているものと認められるため、公正取引委員会は、本件において2社に対して排除措置命令及び課徴金納付命令を行うことはできない。

また、公正取引委員会は、2社が、米国ドル建て国際機関債の取引に関する独占禁止法違反行為の未然防止に向けた取組及び同法の遵守に向けた取組を行っていることを確認している。

よって、当委員会は、本件審査を終了することとした。

2 独占禁止法第8条違反事件

（公社）神奈川県ＬＰガス協会に対する件（平成30年（措）第8号）

排除措置年月日	違反法条
30.3.9	独占禁止法第8条第3号

(1) 関係人

名称	所在地	代表者	正会員
（公社）神奈川県ＬＰガス協会	横浜市中区北仲通三丁目33番地	代表理事 古川 武法	神奈川県内でＬＰガス販売事業（注1）、 ＬＰガスの卸売事業及びＬＰガスのスタンド事業を行う者（注2）

（注1）「ＬＰガス」とは、液化石油ガスのことをいう。また、「ＬＰガス販売事業」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第2条第3項に定める「液化石油ガス販売事業」をいう。

（注2）神奈川県内においてＬＰガス販売事業を行おうとする者は、あらかじめ、液化石油ガス法第3条第1項に基づき、神奈川県を含む二以上の都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあっては経済産業大臣の登録を、また、神奈川県内の区域内にのみ販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあっては神奈川県知事の登録を受けなければならない。

（注3）前記（注2）の登録を受けようとする者は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第6条において定められた要件に適合するＬＰガス損害賠償責任保険（注4）の契約を損害保険会社と締結する必要がある。

（注4）「ＬＰガス損害賠償責任保険」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第6条に規定する損害賠償責任保険契約に係る保険をいう。ＬＰガス損害賠償責任保険には、平成29年3月末時点で、①協会団体保険（一般社団法人全国ＬＰガス協会〔以下「全国ＬＰガス協会」という。〕が損害保険会社と契約している団体保険）、②全農団体保険（全国農業協同組合連合会が損害保険会社と契約している団体保険）、③個別保険（ＬＰガス損害賠償責任保険のうち、損害保険会社がＬＰガス販売事業者との間で個別に契約を締結するもの）がある。

(2) 違反行為の概要

ア 神奈川県ＬＰガス協会は、遅くとも平成26年11月以降、入会希望者の入会の可否を決定する理事会において、切替営業（注5）を行う入会希望者の入会申込みについて否決している。

イ(7) 神奈川県ＬＰガス協会は、神奈川県内の区域内にのみ販売所を設置する同一のＬＰガス販売事業者から、平成26年10月22日から平成28年10月20日までの間に5回の入会申込みを受け、当該ＬＰガス販売事業者が所在する支部（注6）の支部長から当該ＬＰガス販売事業者が切替営業を行う者であること等の報告がなされ、平成26年11月、平成27年7月、同年11月、平成28年4月及び同年11月に開催した5回の理事会において「公益社団法人神奈川県ＬＰガス協会入会及び退会規程」の特定の規定

等によりいずれも入会申込みについて否決した。

- (イ) 前記(ア)のL Pガス販売事業者は、前記(ア)のとおり神奈川県L Pガス協会に入会できなかったため、協会団体保険（注7）に加入することができなかった。

また、当該L Pガス販売事業者は、平成26年10月14日から平成28年10月14日までの間、協会団体保険に加入するまでという前提で損害保険会社と個別保険の契約を締結していたが、当該損害保険会社は、当該L Pガス販売事業者が神奈川県L Pガス協会に入会できていないことを理由に、当該L Pガス販売事業者に対し、平成28年8月頃に個別保険の契約の更新を拒否する旨連絡した。

その後、当該L Pガス販売事業者は、代理人である弁護士を通じて当該損害保険会社に個別保険の契約の更新を求め、その結果、1年間の個別保険の契約の更新が認められたが、当該損害保険会社から、当該L Pガス販売事業者が神奈川県L Pガス協会に入会し、平成29年10月からは協会団体保険に加入することを求められた。しかし、当該L Pガス販売事業者は、前記(ア)のとおり平成28年11月に開催された理事会においても入会申込みについて否決され、神奈川県L Pガス協会に入会できなかったため、協会団体保険に加入することができなかった。

- ウ 神奈川県L Pガス協会は、前記のとおり、切替営業を行う入会希望者の入会申込みについて否決し、もって当該入会希望者が協会団体保険に加入できなくなることにより、神奈川県内のL Pガス販売事業に係る事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限している。

（注5）「切替営業」とは、既に他のL Pガス販売事業者からL Pガスの供給を受けている一般消費者等に対する、供給元を自社に切り替えることを目的とした勧誘等の営業活動をいう。

（注6）神奈川県L Pガス協会は、神奈川県を17の地域に分けて、それぞれ支部を置いている。

（注7）「協会団体保険」とは、L Pガス損害賠償責任保険の一つである。協会団体保険には、全国L Pガス協会の会員である神奈川県L Pガス協会等の会員又は全国L Pガス協会の会員しか加入することができない。

(3) 排除措置命令の概要

- ア 神奈川県L Pガス協会は、入会希望者の入会の可否についての決定に際して、切替営業を行う入会希望者の入会申込みについて否決する行為を取りやめなければならない。

- イ 神奈川県L Pガス協会は、前記アの行為を取りやめる旨及び今後、前記アの行為と同様の行為を行わない旨を、理事会において決議しなければならない。

- ウ 神奈川県L Pガス協会は、前記ア及びイに基づいて採った措置を正会員に通知し、かつ、正会員以外の神奈川県の区域内に販売所を設置するL Pガス販売事業者に周知しなければならない。

- エ 神奈川県L Pガス協会は、今後、前記アの行為と同様の行為を行ってはならない。

オ 神奈川県ＬＰガス協会は、今後、神奈川県ＬＰガス協会の活動に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前記エの措置が遵守されるために十分なものでなければならない。

(4) 経済産業省に対する要請

本件審査の過程において、神奈川県ＬＰガス協会に入会せずに神奈川県の区域内にのみ販売所を設置してＬＰガス販売事業を行おうとする者にとって、ＬＰガス損害賠償責任保険の契約の締結が一般的に困難な状況にある事実が認められたため、公正取引委員会は、競争政策の観点から、液化石油ガス法を所管する経済産業省に対し、ＬＰガス販売事業を行おうとする者にとってＬＰガス損害賠償責任保険の契約が容易となるような環境整備を図るよう要請した。

3 独占禁止法第19条違反事件

大分県農業協同組合に対する件（平成30年（措）第7号）

排除措置年月日	違反法条
30. 2. 23	独占禁止法第19条（一般指定第4項）

(1) 関係人

名称	所在地	代表者	組合員	事業の概要
大分県農業協同組合	大分市大字羽屋600番地の10	代表理事 力徳 昌史	大分県の区域内において農業を営む者等	こねぎ（注1）（味一ねぎ〔注2〕）等の農産物の販売等

（注1）「こねぎ」とは、土耕栽培により生産されるこねぎをいう。こねぎは、大分県内においては、中津市、豊後高田市、杵築市、宇佐市及び国東市の5市（以下 3 において「5市」という。）で主に栽培されている。

（注2）「味一ねぎ」とは、大分県農業協同組合（以下「大分県農協」という。）が「味一ねぎ」の銘柄で出荷するこねぎをいう。味一ねぎは、大分県内で生産されるこねぎの中で最も生産量が多く、国、大分県等によって生産者育成支援がなされている。

以下、大分県農協における味一ねぎに係る販売事業並びに大分県農協の運営施設である調整場及びパッケージセンター（以下「集出荷施設」という。）に係る利用事業を「味一ねぎに係る販売事業等」という。

(2) 違反行為の概要

ア 大分県農協は、大分味一ねぎ生産部会（以下「味一ねぎ部会」という。〔注3〕）による除名の措置（注4）を受け、味一ねぎに係る販売事業等における5名の取扱いについて検討を行い、5名が出荷するこねぎを「味一ねぎ」の銘柄で販売せず、別の新たな銘柄で販売する方針を決定し、平成26年5月22日頃、5名に対し、口頭で当該方針を通知した。

イ 5名は、前記アの方針について、大分県農協に対し、5名が出荷するこねぎを引き続き「味一ねぎ」の銘柄で販売するよう要請した。しかし、大分県農協は、同要請を拒否し、その後も5名に対して「味一ねぎ」とは別の新たな銘柄での販売を検討するよう繰り返し求め、また、平成27年3月10日付けの文書により、5名に対し、前記ア

と同内容の方針を改めて通知した。

ただし、この段階では、大分県農協は、別の新たな銘柄が決まるまでの当面の措置として、5名が味一ねぎに係る販売事業等を利用することを認めていた。

なお、5名のうち1名は、前記アの大分県農協からの通知以降、5名を代表して大分県農協と交渉を行っていたが、5名の要請が認められないため、平成26年11月頃以降、大分県農協に対するこねぎの販売委託を取りやめた。

ウ 5名のうち前記イの1名を除く4名（以下 **3** において「4名」という。）は、大分県農協から前記イの対応等をされたことによって、味一ねぎに係る販売事業の利用を諦めざるを得なくなり、平成27年6月29日付けの文書により、4名が出荷するこねぎの販売に係る新たな銘柄の決定を大分県農協に一任した。

エ 大分県農協は、平成27年8月28日頃、4名に対し、4名のこねぎについて、出荷場所をパッケージセンターから他の施設に変更すること等を通知した。これに伴い、4名は、大分県農協に出荷するこねぎについて、集出荷施設を利用することができなくなった。

オ 大分県農協は、平成27年9月1日以降、4名から販売を受託するこねぎについて、出荷前作業（注5）を行わず、無銘柄のこねぎとして共同販売するようになった（注6）。

カ 4名は、前記オの共同販売では販売単価が低く、採算が合わなかったこと等から、平成27年9月以降、順次、大分県農協に対するこねぎの販売委託を取りやめた（注7）。

（注3）味一ねぎ部会は、5市においてこねぎの生産を行っている大分県農協の組合員によって構成されている、大分県農協の事業推進組織である。

（注4）味一ねぎ部会は、平成26年3月頃、大分県農協の組合員であり、味一ねぎ部会の会員であった大分県中津市及び宇佐市においてこねぎの生産等の事業を行っている会社5名（以下 **3** において「5名」という。）に対し、味一ねぎ部会の承認を得ていない個人出荷（こねぎを生産する大分県農協の組合員が大分県農協以外にこねぎを出荷すること）を取りやめなければ除名の対象となり得ることを通知し、4月14日、当該承認を得ずに個人出荷を続けていることを理由に5名を除名した。

（注5）「出荷前作業」とは、調整作業後のこねぎについて、一定の重量ごとに結束して袋詰めにした上で一定の数量ごとに梱包する作業をいう。

（注6）無銘柄で共同販売されていたこねぎに係る対価は、味一ねぎに係る販売事業を利用する場合の対価と比べて低い金額であった。

（注7）5名の中には、平成27年9月以降（前記イの1名にあっては、平成26年11月以降）、こねぎの出荷量を1割ないし4割程度減少させた者がいた。

(3) 排除措置命令の概要

ア 大分県農協は、組合員からこねぎの販売を受託する取引（以下「こねぎの販売受託」という。）に関し、個人出荷を理由として味一ねぎ部会を除名された5名に対して行っている味一ねぎに係る販売事業等を利用させない行為を取りやめなければならない。

- イ 大分県農協は、前記アの行為を取りやめる旨及び今後、こねぎの販売受託に関し、個人出荷をしている組合員に対し、味一ねぎに係る販売事業等において他の組合員よりも不利な取扱いをしない旨を、経営管理委員会において決議しなければならない。
- ウ 大分県農協は、前記ア及びイに基づいて採った措置を、味一ねぎ部会の会員である組合員及び5名に通知しなければならない。
- エ 大分県農協は、今後、こねぎの販売受託に関し、個人出荷をしている組合員に対し、味一ねぎに係る販売事業等において他の組合員よりも不利な取扱いをしてはならない。
- オ 大分県農協は、今後、自らに農産物を出荷する組合員との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成及び当該取引に係る事業に関わる役職員に対する周知徹底を行うために必要な措置を講じなければならない。

第3 警告等

1 警告

平成29年度において警告を行ったものの概要は、次のとおりである。

第8表 平成29年度警告事件一覧表

一連番号	件名	内容	関係法条	警告年月日
1	北海道電力㈱に対する件	北海道電力㈱は、次の①及び②の行為により、不当に、相手方により差別的な対価をもって取引していた疑い。 ① 北海道において特別高压又は高压で供給する電気に関して、平成28年3月3日、新設の需要家に対しては、当該需要家の利用形態において最も電気料金が安くなることが見込まれる契約種別（最適メニュー）を適用する一方、戻り需要家に対しては、利用形態のいかんにかかわらず、戻り需要家であるという理由により、その小売供給契約における供給開始日から1年間、標準約款を適用する方針（基本方針）を決定した。 ② 基本方針に基づき、平成29年3月までの間に北海道電力と小売供給契約を締結した全ての戻り需要家に対し標準約款を適用した。これらの戻り需要家のうち産業用の戻り需要家の全て及び業務用の戻り需要家の過半については、従前、最適メニューとしてオプション契約約款を適用していたにもかかわらず、これを認めなかった。このため、少なくとも料金比較の試算が可能であった産業用の戻り需要家の大部分に対し、最適メニューが適用された場合に比して高額な電気料金で電気を供給した。	第19条（第2条第9項第2号、一般指定第3項）	29. 6. 30

一連 番号	件 名	内 容	関係法条	警告年月日
2	(株)カネスエ商事 に対する件	(株)カネスエ商事は、愛知県犬山市に所在する「カネスエ五郎丸店」と称する食品スーパーにおいて、平成29年5月11日から同月18日までの間に、野菜の主力商品であり、消費者の購買頻度が高い、キャベツ、ほうれん草、もやし、大根、レタス及び小松菜の6品目の野菜をいずれも1円で販売し、また、きゅうりを3本3円で販売し、当該店舗の周辺地域に所在する野菜等の販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。	第19条（第2条第9項第3号）	29. 9. 21
3	(株)ワイストアに に対する件	(株)ワイストアは、愛知県犬山市に所在する「ワイストア犬山店」と称する食品スーパーにおいて、平成29年5月11日から同月18日までの間に、野菜の主力商品であり、消費者の購買頻度が高い、キャベツ、ほうれん草、もやし、きゅうり、大根及びレタスの6品目の野菜をいずれも1円で販売し、当該店舗の周辺地域に所在する野菜等の販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。	第19条（第2条第9項第3号）	29. 9. 21

2 注意

平成29年度において注意・公表を行ったものの概要は、次のとおりである。

第9表 平成29年度注意・公表事件一覧

件 名	内 容	関係法条	注意年月日
阿寒農業協同組合 に対する件	阿寒農業協同組合は、組合員に対し、取引上優越した地位にあると認められる可能性があるところ、同農協は、組合員が出荷する農畜産物の出荷量等に応じた賦課金を徴収すること及び組合員が同農協へ出荷を行う場合に徴収する販売手数料から賦課金に相当する額を減額することにより、生乳の取引について、同農協以外へ出荷を開始した組合員1名に対し、金銭的不利益を課しており、独占禁止法違反につながるおそれがあった。	第19条（第2条第9項第5号）	29. 10. 6

3 自発的な措置に関する公表

平成29年度において、審査の過程において、事業者から自発的な改善措置の報告を受け、法運用の透明性や事業者の予見可能性を高める観点から、事案の概要を公表したものの概要は、次のとおりである。

第10表 平成29年度自発的な措置に関する公表事案一覧

一連 番号	件 名	内 容	公表年月日
1	アマゾンジャパン（同）に対する件	アマゾンジャパン（同）が、Amazon マーケットプレースの出品者との間の出品関連契約において価格等の同等性条件（注1）及び品揃えの同等性条件（注2）を定めることにより、出品者の事業活動を制限している疑いがあった。 （注1）出品者が Amazon マーケットプレースに出品する商品の販売価格及び販売条件について、購入者にとって、他の販売経路のものと比べて有利か又は同等のものとする条件。 （注2）色やサイズ等のバリエーションについて、出品者が他の販売経路で販売している全てのバリエーションを、Amazon マーケットプレースにも出品する条件。	29. 6. 1
2	アマゾン・サービス・インターナショナル・インクからの報告	アマゾン・サービス・インターナショナル・インクが、Amazon.co.jp ウェブサイト上で配信される電子書籍に関する出版社等との間の契約において、出版社等の一般消費者等に対する小売価格を他の電子書籍配信プラットフォームにおける小売価格と同等とすること等を定めていた。	29. 8. 15

第4 告発

私的独占、カルテルなどの重大な独占禁止法違反行為については、排除措置命令等の行政上の措置のほか罰則が設けられているところ、これらについては公正取引委員会による告発を待つて論ずることとされている（第96条及び第74条第1項）。

公正取引委員会は、平成17年10月、平成17年独占禁止法改正法の趣旨を踏まえ、「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」を公表し、独占禁止法違反行為に対する抑止力強化の観点から、積極的に刑事処罰を求めて告発を行っていくこと等を明らかにしている。

平成29年度においては、東海旅客鉄道㈱が発注する中央新幹線に係る建設工事の受注調整事件について、以下のとおり、検事総長に告発した。

東海旅客鉄道㈱が発注する中央新幹線に係る建設工事の受注調整に係る告発（平成30年3月23日告発）

(1) 被告発人

ア 被告発会社（下表記載の4社）

イ 被告発会社大成建設㈱及び同鹿島建設㈱で中央新幹線に係る建設工事の受注等に関する業務に従事していた者2名（以下「被告発人2名」という。）

被告発会社	代 表 者	本店の所在地
大成建設㈱	代表取締役 村田 誉之	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
鹿島建設㈱	代表取締役 押味 至一	東京都港区元赤坂一丁目3番1号
㈱大林組	代表取締役 蓮輪 賢治	東京都港区港南二丁目15番2号
清水建設㈱	代表取締役 井上 和幸	東京都中央区京橋二丁目16番1号

(2) 告発の根拠

ア 事実

被告発会社4社は、いずれも土木工事の請負業等を営む事業者であり、被告発人2名は、それぞれの所属する被告発会社の従業者として東海旅客鉄道㈱（以下「JR東海」という。）が発注する中央新幹線に係る建設工事の受注等に関する業務に従事していたものであるが、被告発人2名並びに被告発会社㈱大林組及び同清水建設㈱に所属して前記同様の業務に従事していた従業者らにおいて、それぞれその所属する被告発会社の他の従業者らと共謀の上、それぞれその所属する被告発会社の業務に関し、平成26年4月下旬頃から平成27年8月下旬頃までの間、東京都内の飲食店等において、面談等の方法により、JR東海が被告発会社4社を指名して競争見積の方法により順次発注する品川駅・名古屋駅間の中央新幹線に係る地下開削工法によるターミナル駅新設工事について、受注予定事業者を決定すること及び当該受注予定事業者が受注できるような価格で見積りを行うこと等を合意した上、同合意に従って、前記ターミナル駅新設工事である品川駅新設（北工区）、品川駅新設（南工区）及び名古屋駅新設（中央工区）の各工事について、それぞれ受注予定事業者を決定し、当該各工事に係る競争見積において、見積書をJR東海に提出する前に、受注予定事業者である被告発会社が代表者となっている共同企業体の見積価格等に関する情報を、当該被告発会社の従業者が他の被告発会社の従業者に連絡するなどし、もって被告発会社4社が共同して、前記ターミナル駅新設工事の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記ターミナル駅新設工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限したものである。

イ 罰条

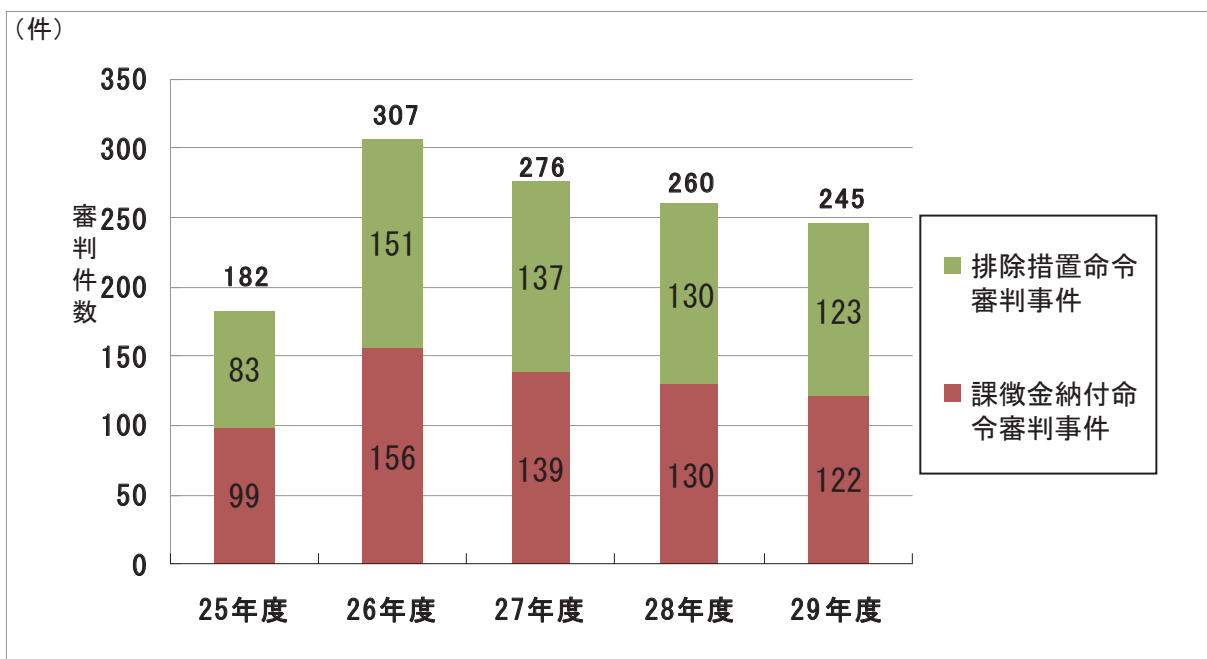
独占禁止法第89条第1項第1号、第95条第1項第1号及び第3条並びに刑法第60条

第3章 審判

第1 概説

平成29年度当初における審判件数は、前年度から繰り越されたもの245件（排除措置命令に係るものが123件，課徴金納付命令に係るものが122件）であった。平成29年度においては，審判開始を行った事件はなく，平成25年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成25年法律第100号〕をいう。）による改正前の独占禁止法（以下，特段の断りがない限り第3章において単に「独占禁止法」という。）に基づく審決を66件（排除措置命令に係る審決33件，課徴金納付命令に係る審決33件）行ったほか，被審人による審判請求の取下げが1件あった。この結果，平成29年度末における審判件数（平成30年度に繰り越すもの）は178件となった。

図 審判件数の推移



(注) 審判件数は，行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

表 平成29年度末における係属中の審判事件一覧

一連 番号	事件 番号	被審人	事件の内容	関係法条	審判手続 開 始 年 月 日	審判開催状況 (30. 3. 31現在)
1	22 (判) 1	クアルコム・ インコーポレ イテッド	クアルコム・インコーポレイテッド等が保有し又は保有することとなるCDMA携帯無線通信に係る知的財産権について、国内端末等製造販売業者等に対してその実施権等を一括して許諾する契約を締結するに当たり、国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権について実施権等を無償で許諾することを余儀なくさせ、かつ、国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権に基づく権利主張を行わない旨を約することを余儀なくさせていた。 (排除措置命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (一般指定 第12項 (注1))	22. 1. 5	31回開催
2 ・ 13	22 (判) 17 ・ 28	三和シャッター工業(株)ほか3名	共同して全国におけるシャッターの需要者向け販売価格を引き上げる旨を合意していた。近畿地区におけるシャッターについて、共同して受注予定者を決定していた。 (22 (判) 17ないし21につき排除措置命令審判事件、22 (判) 22ないし28につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	22. 10. 4	38回開催
14 ・ 15	23 (判) 82 ・ 83	(株)山陽マルナカ	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して、新規開店、全面改装、棚替え等に際し、当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品について、当該納入業者の従業員等が有する技術又は能力を要しない商品の移動、陳列、補充、接客等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、その費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させる行為等を行っていた。 (23 (判) 82につき排除措置命令審判事件、23 (判) 83につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (第2条第9項 第5号 (注2)) 及び 第20条の6	23. 10. 19	14回開催

一連 番号	事件 番号	被審人	事件の内容	関係法条	審判手続 開 始 年 月 日	審判開催状況 (30. 3. 31現在)
16 ・ 17	24 (判) 40 ・ 41	(株)エディオン	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して、当該納入業者の従業員等が有する販売に関する技術又は能力を要しない作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、その費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させる行為を行っていた。 (24 (判) 40につき排除措置命令審判事件、24 (判) 41につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (第2条第9項 第5号 (注2)) 及び 第20条の6	24. 4. 24	29回開催
18 ・ 27	25 (判) 11 ・ 20	(株)小糸製作所	自動車メーカーが発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、共同して受注予定者を決定していた。 (25 (判) 11, 13, 15, 17及び19につき排除措置命令審判事件、25 (判) 12, 14, 16, 18及び20につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	25. 7. 17	14回開催
28	25 (判) 22	N T N(株)	産業機械用軸受及び自動車用軸受について、共同して販売価格を引き上げる旨を合意していた。 (課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第7条の2 (第3条後段)	25. 7. 17	7回開催
29 ・ 30	25 (判) 28 ・ 29	(株)ラルズ	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して、新規開店又は改装開店に際し、当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列、補充、撤去等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、派遣のために必要な費用のほとんど全てを負担せずに、当該納入業者の従業員等を派遣させる行為等を行っていた。 (25 (判) 28につき排除措置命令審判事件、25 (判) 29につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (第2条第9項 第5号 (注2)) 及び 第20条の6	25. 10. 17	12回開催
31 ・ 36	25 (判) 30 ・ 35	王子コーン スターチ(株)ほか 2名	段ボール用でん粉について、共同して需要者渡し価格を引き上げる旨を合意していた。 (25 (判) 30ないし32につき排除措置命令審判事件、25 (判) 33ないし35につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	25. 11. 7	15回開催

一連 番号	事件 番号	被審人	事件の内容	関係法条	審判手続 開 始 年 月 日	審判開催状況 (30.3.31現在)
37 ・ 38	26 (判) 1 ・ 2	ダイレックス (株)	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して、新規開店又は改装開店に際し、当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の移動、陳列等の作業を開店前に行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させる行為等を行っていた。 (26(判)1につき排除措置命令審判事件、26(判)2につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (第2条第9項 第5号(注2)) 及び 第20条の6	26.8.27	6回開催
39 ・ 174	26 (判) 3 ・ 138	レンゴー(株)ほ か36名	特定段ボールシート及び特定段ボールケースについて、共同して販売価格を引き上げる旨を合意していた。 (26(判)3ないし34、65ないし101につき排除措置命令審判事件、26(判)35ないし64、102ないし138につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	26.11.7	5回開催
175 ・ 178	26 (判) 139 ・ 142	レンゴー(株)ほ か1名	大口需要者向け段ボールケースについて、共同して販売価格等を引き上げる旨を合意していた。 (26(判)139及び140につき排除措置命令審判事件、26(判)141及び142につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	26.11.7	5回開催

(注1) 平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前は、一般指定(不公正な取引方法〔昭和57年公正取引委員会告示第15号〕をいう。以下同じ。)第13項

(注2) 平成21年独占禁止法改正法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成21年法律第51号〕をいう。以下同じ。)施行日前の行為については、平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前の一般指定第14項

第2 審決

1 植野興業(株)ほか22名に対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決(山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事の入札談合)

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金(円)
平成23年(判)第8号及び第30号	23.7.27	20	29.6.15	6670万
平成23年(判)第9号及び第31号	23.7.27	20	29.6.15	5134万
平成23年(判)第10号及び第32号	23.7.27	20	29.6.15	4778万
平成23年(判)第11号及び第33号	23.7.27	20	29.6.15	3305万
平成23年(判)第12号及び第34号	23.7.27	20	29.6.15	3265万
平成23年(判)第13号及び第35号	23.7.27	20	29.6.15	2772万

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（円）
平成23年(判)第14号及び第36号	23. 7. 27	20	29. 6. 15	2680万
平成23年(判)第15号及び第37号	23. 7. 27	20	29. 6. 15	2390万
平成23年(判)第16号及び第38号	23. 7. 27	20	29. 6. 15	2129万
平成23年(判)第17号及び第39号	23. 7. 27	20	29. 6. 15	2036万
平成23年(判)第40号	23. 7. 27	20	29. 6. 15	1929万
平成23年(判)第18号及び第41号	23. 7. 27	20	29. 6. 15	1866万
平成23年(判)第19号及び第42号	23. 7. 27	20	29. 6. 15	1843万
平成23年(判)第20号及び第43号	23. 7. 27	20	29. 6. 15	1520万
平成23年(判)第21号及び第44号	23. 7. 27	20	29. 6. 15	1434万
平成23年(判)第22号及び第45号	23. 7. 27	20	29. 6. 15	1394万
平成23年(判)第23号及び第46号	23. 7. 27	20	29. 6. 15	1244万
平成23年(判)第24号及び第47号	23. 7. 27	20	29. 6. 15	1237万
平成23年(判)第25号及び第48号	23. 7. 27	20	29. 6. 15	942万
平成23年(判)第26号及び第49号	23. 7. 27	20	29. 6. 15	926万
平成23年(判)第27号及び第50号	23. 7. 27	20	29. 6. 15	854万
平成23年(判)第28号及び第51号	23. 7. 27	20	29. 6. 15	806万
平成23年(判)第29号及び第52号	23. 7. 27	20	29. 6. 15	656万

(1) 被審人

事件番号	名 称	代 表 者	所 在 地
平成23年(判)第8号及び第30号	植野興業㈱	植野 正人	山梨県甲州市塩山上於曾1896番地
平成23年(判)第9号及び第31号	昭和建設㈱	浅野 正一	山梨県甲州市塩山熊野80番地1
平成23年(判)第10号及び第32号	㈱高野建設	高野 敬司	山梨県甲州市勝沼町勝沼2893番地
平成23年(判)第11号及び第33号	天川工業㈱	天川 住夫	山梨県甲州市塩山熊野1414番地1
平成23年(判)第12号及び第34号	岩波建設㈱	岩波 太生	山梨県甲州市塩山上栗生野1076番地
平成23年(判)第13号及び第35号	㈱廣川工業所	廣川 哲也	山梨県甲州市塩山上萩原142番地
平成23年(判)第14号及び第36号	㈱内田組	内田 光司	山梨県山梨市東407番地
平成23年(判)第15号及び第37号	峽東建設㈱	岩波 廣志	山梨県甲州市塩山熊野143番地
平成23年(判)第16号及び第38号	㈱タナベエンジニアリング	田邊 弘	山梨県甲州市塩山竹森3020番地
平成23年(判)第17号及び第39号	㈱甲斐建設	渡辺 博仁	山梨県山梨市牧丘町窪平19番地
平成23年(判)第40号	㈱渡辺建設	渡辺 泰明	山梨県山梨市牧丘町城古寺358番地
平成23年(判)第18号及び第41号	㈱天川組	天川 貴	山梨県甲州市塩山千野559番地
平成23年(判)第19号及び第42号	甲信建設㈱	三森 一	山梨県甲州市勝沼町菱山1063番地
平成23年(判)第20号及び第43号	野澤工業㈱	野沢 孝之	山梨県甲州市大和町初鹿野1953番地の1
平成23年(判)第21号及び第44号	三森建設㈱	齊藤 潤一	山梨県甲州市勝沼町菱山3687番地
平成23年(判)第22号及び第45号	㈱大和工務店	神戸 和男	山梨県甲州市塩山赤尾451番地1
平成23年(判)第23号及び第46号	山梨建設㈱	辻 真由美	山梨県山梨市上神内川1126番地1
平成23年(判)第24号及び第47号	㈱飯島工事	飯島 明生	山梨県甲州市塩山藤木1971番地
平成23年(判)第25号及び第48号	㈱広瀬土木	廣瀬 一哉	山梨県山梨市三富下萩原387番地
平成23年(判)第26号及び第49号	㈱藤ブランド建設	藤原 栄一	山梨県山梨市三ヶ所309番地1
平成23年(判)第27号及び第50号	㈱佐藤建設工業	佐藤 正明	山梨県山梨市小原西1274番地
平成23年(判)第28号及び第51号	(有) 山梨技建	芳賀 恒雄	山梨県山梨市下井尻480番地
平成23年(判)第29号及び第52号	奥山建設㈱	奥山 知孝	山梨県山梨市万力1147番地

(2) 事件の経過

本件は、平成23年4月15日、公正取引委員会が、前記(1)の被審人23社（以下(2)及び(3)において「被審人ら」という。）のうち被審人㈱渡辺建設を除く22社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき排除措置命令を、被審人らに対し、同法第7条の2第1

項の規定に基づき課徴金納付命令をそれぞれ行ったところ、被審人らは、両命令に対して審判請求を行ったので、被審人らに対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録並びに被審人ら（被審人㈱飯島工事及び被審人㈱藤プラント建設を除く。）から提出された異議の申立書及び同被審人らから聴取した陳述に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人らに対して審決案と同じ内容（審判請求を棄却する旨）の審決を行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

被審人ら及び7社（注1）（以下、両者を併せて「30社」という。）は、遅くとも平成18年4月1日以降（被審人三森建設㈱については、遅くとも平成19年5月15日以降）、共同して、塩山地区特定土木一式工事（注2）について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすること（以下「本件合意」という。）により、公共の利益に反して、塩山地区特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していた（以下「本件違反行為」という。）。

被審人らの本件違反行為の実行期間は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、下表の各被審人に係る「実行期間」欄記載のとおりであり、独占禁止法第7条の2の規定により算出された課徴金の額は、同表の各被審人に係る「課徴金」欄記載のとおりである。

（注1）川口土建㈱、宮原土建㈱、㈱島崎建設、三枝産業㈱、大和開発㈱、㈱中川工務所及び㈱坂本組の7社をいう。

（注2）「塩山地区特定土木一式工事」とは、山梨県が、一般競争入札又は指名競争入札の方法により土木一式工事として発注する工事のうち、同県山梨市又は甲州市の区域（以下「塩山地区」という。）を施工場所とするものであって、次のいずれかに該当するものをいう。

- 1 山梨県から土木一式工事についてAの等級に格付されている事業者のみを入札の参加者とするもの。
- 2 山梨県から土木一式工事についてBの等級に格付されている事業者のみを入札の参加者とするもの。
- 3 山梨県から土木一式工事についてAの等級に格付されている事業者及びBの等級に格付されている事業者のみを入札の参加者とするもの。
- 4 特定建設工事共同企業体のみを入札の参加者とするもの。

被審人	課徴金納付命令	
	実行期間	課徴金（円）
植野興業㈱	平成19年3月31日～平成22年3月30日	6670万
昭和建設㈱	平成19年3月24日～平成22年3月23日	5134万
㈱高野建設	平成19年3月31日～平成22年3月30日	4778万
天川工業㈱	平成19年3月24日～平成22年3月23日	3305万
岩波建設㈱	平成19年3月31日～平成22年3月30日	3265万
㈱廣川工業所	平成19年3月25日～平成22年3月24日	2772万
㈱内田組	平成19年3月31日～平成22年3月30日	2680万
峡東建設㈱	平成19年3月31日～平成22年3月30日	2390万
㈱タナベエンジニアリング	平成19年3月24日～平成22年3月23日	2129万
㈱甲斐建設	平成19年3月31日～平成22年3月30日	2036万
㈱渡辺建設	平成18年9月28日～平成21年9月27日	1929万

被 害 人	課徴金納付命令	
	実行期間	課徴金（円）
(株)天川組	平成19年3月31日～平成22年3月30日	1866万
甲信建設(株)	平成19年3月24日～平成22年3月23日	1843万
野澤工業(株)	平成19年3月24日～平成22年3月23日	1520万
三森建設(株)	平成19年5月15日～平成22年3月30日	1434万
(株)大和工務店	平成19年3月24日～平成22年3月23日	1394万
山梨建設(株)	平成19年3月24日～平成22年3月23日	1244万
(株)飯島工事	平成19年3月24日～平成22年3月23日	1237万
(株)広瀬土木	平成19年3月24日～平成22年3月23日	942万
(株)藤プラント建設	平成19年4月1日～平成22年3月31日	926万
(株)佐藤建設工業	平成19年4月1日～平成22年3月31日	854万
(有) 山梨技建	平成19年3月24日～平成22年3月23日	806万
奥山建設(株)	平成19年4月1日～平成22年3月31日	656万

イ 主要な争点及びそれに対する判断

(7) 30社は、塩山地区特定土木一式工事について、受注予定者を決定し、その者が受注できるように協力する旨合意していたか（争点1）

山梨県では、平成17年度頃までは指名競争入札の方法により土木一式工事を発注することが多かったが、30社を含む塩山地区の建設業者は、塩山支部に対する平成6年の勧告審決（注3）以降も、塩山地区を施工場所とする土木一式工事の指名競争入札において受注調整を行うなど、協調関係にあったことが認められる。

また、山梨県では、平成18年度頃から一般競争入札の方法により土木一式工事を発注することが増え、平成19年頃からは、一般競争入札の方法により発注する土木一式工事の一部について総合評価落札方式（注4）を導入したが、30社は、平成18年4月1日以降も、これらの塩山地区に係る土木一式工事について、塩山支部等において入札参加情報を集約し、受注希望者が1社又は1JV（注5）の場合はその者又はJVを受注予定者とし、受注希望者が複数の場合は地域性（注6）、継続性（注7）等を勘案して受注希望者間の話し合い等により受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力していたことが認められる。

さらに、本件対象期間に発注された塩山地区特定土木一式工事である312物件のうち、少なくとも、44物件（注8）について本件合意の内容に沿った受注調整が行われたこと、60物件（注9）について本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為が行われたことが客観的な証拠によって認められる。

また、これらの工事の発注方法は、指名競争入札、通常の一般競争入札、総合評価落札方式による一般競争入札のいずれも含んでおり、発注担当部署をみても、山梨県県土整備部等、峡東農務事務所及び峡東林務環境事務所のいずれも含まれ、工事の内容も土木工事、林務工事、農務工事に及び、発注時期も本件対象期間の全般にわたっている。

加えて、312物件は、いずれも30社又は30社のいずれかで構成されるJVが受注したものであり、312物件の平均落札率も、96.3パーセントという相当高いものであったことが認められる。

以上の事情に鑑みれば、30社のうち被審人三森建設㈱を除く29社は、遅くとも平成18年4月1日までに、塩山地区特定土木一式工事について、受注価格の低落防止を図るために本件合意をし、被審人三森建設㈱は、遅くとも平成19年5月15日までに本件合意に参加したこと、30社は、遅くとも平成18年4月1日以降、本件合意に基づいて本件受注調整を行っていたことが認められる。

(注3)「塩山支部に対する平成6年の勧告審決」とは、平成6年(勸)第14号社団法人山3梨県建設業協会塩山支部に対する勧告審決をいう。

(注4)「総合評価落札方式」とは、価格に加え評価項目ごとの評価点を考慮する一般競争入札をいう。

(注5)特定建設工事共同企業体の略。

(注6)「地域性」とは、工事の施工場所が自社の事務所等の所在地に近く地域住民からの協力を得やすいなどといった事情をいう。

(注7)「継続性」とは、過去に関連する工事を受注したことがあるなどといった事情をいう。

(注8)「44物件」とは、審決案別紙9の「別紙12」欄に「○」の付された44件をいう。

(注9)「60物件」とは、審決案別紙9の「別紙13」欄に「○」の付された60件をいう。

(イ) 前記(7)の合意は、独占禁止法第2条第6項にいう不当な取引制限に該当するか(争点2)

本件合意は、30社が、塩山地区特定土木一式工事について、話し合い等によって受注予定者をあらかじめ決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力するという内容の取決めであり、入札参加者は、本来的には自由に入札価格を決めることができるはずのところを、このような取決めがされたときは、これに制約されて意思決定を行うことになるという意味において、その事業活動が事実上拘束される結果となることは明らかであるから、本件合意は、独占禁止法第2条第6項にいう「その事業活動を拘束し」の要件を充足する。そして、本件合意の成立により、30社の間に、前記の取決めに基づいた行動をとることを互いに認識し認容して歩調を合わせるという意味の連絡が形成されたものといえるから、本件合意は、同項にいう「共同して…相互に」の要件も充足する。

また、独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいい、本件合意のような一定の入札市場における受注調整を行うことを取り決める行為によって競争制限が行われる場合には、当該取決めによって、その当事者である事業者らとその意思で当該入札市場における落札者及び落札価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらすことをいうものと解される。

そして、本件合意の当事者及びその対象となった工事の規模、内容によれば、本件合意は、それによって前記の状態をもたらすものであったといえる。しかも、①本件対象期間に発注された塩山地区特定土木一式工事のほとんどにおいて30社又は30社のいずれかで構成されるJVのみが入札に参加等していたこと、②本件対象期間に発注された塩山地区特定土木一式工事の全てを、30社又は30社のいずれかで構成されるJVが受注しており、その平均落札率も、96パーセントを超える相当高いものであること、③実際に、本件対象期間に発注された塩山地区特定土木一式工事の中に、30社が本件合意の内容に沿った受注調整を行ったこと等を裏付ける客観的な証拠が存在する工事が多数あることなどからすると、本件合意は、本件対象期間中、塩山地区特定土木一式工事に係る入札市場において、事実上の拘束力をもつ

て有効に機能し、前記の状態をもたらしていたものといえる。

したがって、本件合意は、独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」の要件を充足する。

さらに、このような本件合意が、独占禁止法第2条第6項にいう「公共の利益に反して」の要件を充足するものであることも明らかである。

以上によれば、本件合意は、独占禁止法第2条第6項にいう不当な取引制限に該当する。

- (ウ) 被審人らが受注した審決案別紙10の1ないし23記載の各工事は、独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該…役務」（以下「当該役務」という。）に該当するか（争点3）

a 当該役務

不当な取引制限等の摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、不当な取引制限等の予防効果を強化することを目的とする課徴金制度の趣旨に鑑みると、独占禁止法第7条の2第1項所定の課徴金の対象となる当該役務とは、本件においては、本件合意の対象とされた工事であって、本件合意に基づく受注調整等の結果、具体的競争制限効果が発生するに至ったものをいうと解される。

30社は、遅くとも平成18年4月1日以降、塩山地区特定土木一式工事について、受注価格の低落防止を図るため、本件合意の下、本件受注調整を行っていたものである。

そして、本件においては、以下の①ないし⑤の各事情がみられることから、塩山地区特定土木一式工事に該当し、かつ、30社のうちいずれかが入札に参加して受注した工事については、当該工事について本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情のない限り、本件合意に基づく受注調整が行われ、具体的競争制限効果が発生したものと推認するのが相当である。

- ① 30社は、塩山支部等において、受注調整のために、あらかじめ30社の入札参加及び受注希望に関する情報を取りまとめ、塩山支部等において入札参加者取りまとめ表を作成し、これにより話合いをするなど本件受注調整を組織的に行っていた。
- ② 本件対象期間に発注された塩山地区特定土木一式工事のうち、9割以上の工事において、30社のみが入札に参加していたことから、30社は、塩山地区特定土木一式工事の全てを対象に受注調整を行うことが容易な立場にあり、実際に、本件対象期間に発注された塩山地区特定土木一式工事の全てを、30社又は30社のいずれかで構成されるJVが受注しており、その平均落札率も96パーセントを超える相当高いものであった。
- ③ 312物件のうち、審決案別紙12及び同13記載の合計104件の工事について、30社が本件合意の内容に沿った受注調整を行ったこと等が認められ、これらの工事は、発注方法、発注担当部署、工事内容及び発注時期において特段の偏りはみられない。
- ④ 30社の代表者のうち約半数の者が、本件合意への参加を認める旨の供述をしているが、同人らは塩山地区特定土木一式工事に該当する特定の工事について

本件合意に基づく本件受注調整が行われなかった旨を供述していない。

- ⑤ 本件合意の目的が受注価格の低落防止にあることに照らすと、塩山地区特定土木一式工事の全てを受注調整の対象とするのが合理的である。

b 審決案別紙10の1ないし23記載の各工事について

本件対象期間に被審人らが受注した塩山地区特定土木一式工事のうち、本件各課徴金納付命令において課徴金算定の対象とされた工事は、審決案別紙10の1ないし23の「4 対象物件一覧」記載のとおりである。

これらの工事は、いずれも本件合意の対象である塩山地区特定土木一式工事に該当し、30社のうちいずれか又は30社のいずれかで構成されるJVが入札に参加して受注した工事であるところ、かかる工事については、特段の事情がない限り、当該工事について本件合意に基づく受注調整が行われ、具体的競争制限効果が発生したと推認される。また、これらの工事の中には、本件合意の内容に沿った個別の受注調整が行われたこと又は本件合意の内容に沿った個別の受注調整に関わる行為が行われたことを裏付ける客観的な証拠が存在する工事（審決案別紙12及び同13記載の各工事）も104件含まれている。

c 特段の事情の有無について

被審人らは、審決案別紙10の1ないし23記載の各工事の中にも具体的競争制限効果が発生していないものが存在する旨主張し、具体的には、①総合評価落札方式の工事、②受注希望者が初めから1社しかいない工事、③受注予定者を1社に絞り込めず、2社以上で争われた工事、④落札率が90パーセント未満の工事、⑤具体的な受注調整に関与しない入札参加者がいる工事、⑥アウトサイダーが入札に参加した工事、⑦地域性、継続性がある工事を挙げるが、いずれも、当該工事について本件合意に基づく受注調整が行われ、具体的競争制限効果が発生したとの推認を妨げるものとは認められず、被審人らの主張を採用することはできない。

d 小括

被審人らが受注した審決案別紙10の1ないし23記載の各工事は、いずれも、本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情はなく、当該工事について本件合意に基づく受注調整が行われ、具体的競争制限効果が発生したと認められる。

よって、これらの工事は、いずれも独占禁止法第7条の2第1項にいう当該役務に該当する。

(イ) 本件立入検査後に契約が締結された工事の対価は、本件違反行為の実行期間における売上額に含まれるか（争点4）

独占禁止法第7条の2第1項にいう「実行期間」とは、違反行為の対象となった商品又は役務に係る売上額を算定するための基準であるところ、①前記条項は、「実行としての事業活動がなくなる日」と定めて、違反行為の終了日と明確に区別して規定していること、②仮に違反行為の終了時をもって実行期間終了日と解した場合、違反行為終了後に発生した違反行為による売上げを一律に課徴金の対象から除外することとなり、適切でないこと、③売上額の確定に係る実行期間を違反行為者間で同時期とすべきものとも解されないことから、同項にいう「実行としての事

業活動がなくなる日」とは、違反行為の終了日ではなく、違反行為者につき、それぞれ違反行為に係る事業活動が終了したと認められる日と解すべきである。

また、契約が締結されれば、当該契約に基づく対価に係る債権債務関係が発生するのが通常であるから、独占禁止法施行令第6条により契約基準が適用される場合において、違反行為終了前に受注調整に係る入札が行われて受注予定者が落札し、当該工事の契約を違反行為終了後に締結した時には、契約締結時をもって違反行為に係る事業活動の終了日、すなわち「実行としての事業活動がなくなる日」と解し、当該契約における対価を課徴金算定の基礎とするのが相当である。

(カ) 受注者が工事を中止したことにより、本件違反行為の実行期間後に工事代金が出来高に減額された場合、減額後の金額が課徴金算定の基礎となるか（争点5）

独占禁止法施行令第6条は、「実行期間において締結した契約により定められた…対価の額」をもって独占禁止法第7条の2の売上額を算定するものと規定しているところ、実行期間において一旦有効に契約が成立した以上、そこに定められた請負代金額をもって前記売上額を算定すべきであり、仮に、実行期間の終期において、当該工事の出来高が客観的に確定していたとしても、この出来高によることはできず、その後の契約変更による請負代金額の増減についても、実行期間経過後の変更契約についてはこれを考慮することはできないものと解すべきである。

物件234（注10）については、平成21年5月26日、被審人(株)渡辺建設が受注し、同月27日、同工事に係る契約は有効に成立した。同年9月27日、同被審人は、山梨県から有資格者名簿への登載を抹消され、塩山地区土木一式工事の入札に参加することができなくなったが、同日までに前記契約は変更されなかった。同年10月6日、同被審人は、山梨県との間で、物件234の出来高を確認した。

前記のとおり、塩山地区特定土木一式工事の入札に参加することができなくなったことで被審人(株)渡辺建設の本件違反行為の実行としての事業活動は終了したと認められる。

また、仮に被審人(株)渡辺建設の実行期間を平成21年9月27日までと認定したとしても、その時点で物件234の工事の出来高が客観的に確定していた事実は立証されておらず、また、仮にかかる事実があったとしても、前記のとおり、独占禁止法施行令によれば、契約の変更がない以上、出来高をもって請負代金額とすることはできない。

以上のとおり、物件234の工事に係る当初の契約によって定められた請負代金額をもって、課徴金を算定するのが相当である。

（注10）林道塩平徳和線（小檜山東工区）開設工事（平成21年4月24日公告，同年5月26日開札）。

(カ) 本件排除措置命令及び本件各課徴金納付命令（以下、併せて「本件各命令」という。）の発出手続等は適法か（争点6）

a 本件各命令書の記載

本件排除措置命令書には、本件合意が存在するに至った時期、内容、行為者等のほか、本件合意に基づいて被審人らによって行われていた行為が具体的に記載されていると認められるところ、かかる記載から、被審人らのうち被審人(株)渡辺建設を除く22社が具体的にいかなる行為を行ったために本件排除措置命令を発せ

られたのかを了知することは可能であり、同命令に対する不服申立てに十分な便宜を与える程度に記載されていると認められる。

したがって、本件排除措置命令書における「公正取引委員会の認定した事実」の記載は独占禁止法第49条第1項に違反するものでなく、本件各課徴金納付命令書における「課徴金に係る違反行為」の記載も同法第50条第1項に違反するものではない。

b 本件各命令の事前説明手続

(a) 認定した事実の特定

本件排除措置命令書の記載に不備がないことは、前記 a のとおりである。

(b) 事前説明

i 事前説明手続の際に関係人に示す証拠は、公正取引委員会が、その認定した事実に関する説明のために示すものであり、それを謄写することは、そもそも事前説明手続では予定されておらず、また、当委員会が留置した留置物の謄写が認められるのは公正取引委員会の審査に関する規則第18条が定める場合に限られる。

したがって、公正取引委員会が事前説明手続において前記証拠の閲覧、謄写に応じなかったとしても、かかる行為は違法となるものではない。

ii 本件においては、事前説明手続における意見申述期間について、公正取引委員会において当初3週間の期間を設定し、被審人天川工業㈱ら10社（注11）については、その申出を踏まえ更にこれを1週間延長して、合計4週間の期限を設定したものであることからすると、被審人天川工業㈱ら10社の主張する事情を考慮しても、かかる期間の設定は、適正に行われたものであり、違法となるものではない。

（注11）「被審人天川工業㈱ら10社」とは、被審人天川工業㈱、被審人岩波建設㈱、被審人㈱内田組、被審人㈱タナベエンジニアリング、被審人㈱甲斐建設、被審人㈱渡辺建設、被審人㈱広瀬土木、被審人㈱佐藤建設工業、被審人（有）山梨技建及び被審人奥山建設㈱の10社をいう。

(4) 法令の適用

独占禁止法第66条第2項

2 ㈱飯塚工業ほか10名に対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決（山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事の入札談合）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（円）
平成23年（判）第53号及び第65号	23. 7. 27	25	29. 10. 4	5151万
平成23年（判）第54号及び第66号	23. 7. 27	25	29. 10. 4	3245万
平成23年（判）第55号及び第67号	23. 7. 27	25	29. 10. 4	3080万
平成23年（判）第56号及び第68号	23. 7. 27	25	29. 10. 4	2631万
平成23年（判）第57号及び第69号	23. 7. 27	25	29. 10. 4	2629万
平成23年（判）第59号及び第71号	23. 7. 27	25	29. 10. 4	1164万
平成23年（判）第60号及び第72号	23. 7. 27	25	29. 10. 4	1008万
平成23年（判）第61号及び第73号	23. 7. 27	25	29. 10. 4	960万
平成23年（判）第62号及び第74号	23. 7. 27	25	29. 10. 4	488万

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（円）
平成23年（判）第63号及び第75号	23. 7. 27	25	29. 10. 4	155万
平成23年（判）第64号	23. 7. 27	25	29. 10. 4	

(1) 被審人

事件番号	名 称	代 表 者	所 在 地
平成23年（判）第53号及び第65号	㈱飯塚工業	飯塚 三郎	山梨県笛吹市御坂町井之上1511番地
平成23年（判）第54号及び第66号	㈱中村工務店	中村 庄吾	山梨県笛吹市境川町藤垜880番地1
平成23年（判）第55号及び第67号	風間興業㈱	風間 隆二	山梨県笛吹市八代町北1047番地1
平成23年（判）第56号及び第68号	友愛工業㈱	天川 克夫	山梨県笛吹市石和町八田320番地
平成23年（判）第57号及び第69号	矢崎興業㈱	矢崎 勝教	山梨県笛吹市八代町北1991番地
平成23年（判）第59号及び第71号	㈱栗田工業	武川 正一	山梨県笛吹市石和町小石和1842番地1
平成23年（判）第60号及び第72号	風間建設㈱	風間 純哉	山梨県笛吹市石和町市部522番地
平成23年（判）第61号及び第73号	㈱芦沢組土木	芦澤 幸男	山梨県笛吹市石和町井戸111番地の1
平成23年（判）第62号及び第74号	小泉建設㈱	小泉 茂	甲府市上曽根町646番地1
平成23年（判）第63号及び第75号	長田建設㈱	長田 仁	甲府市下向山町1667番地
平成23年（判）第64号	中楯建設㈱	中楯 勇人	山梨県中央市大鳥居2760番地

(2) 事件の経過

本件は、平成23年4月15日、公正取引委員会が、前記(1)の被審人11社（以下(2)及び(3)において「被審人ら」という。）に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき排除措置命令を、被審人らのうち被審人中楯建設㈱を除く10社に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令をそれぞれ行ったところ、被審人らは、両命令に対して審判請求を行ったので、被審人らに対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである（被審人らのほかに、審判請求を行ったが後に取り下げた者が1名いる。）。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録並びに被審人らから提出された異議の申立書及び被審人ら（被審人㈱中村工務店を除く。）から聴取した陳述に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人らに対して審決案と同じ内容（審判請求を棄却する旨）の審決を行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

被審人ら及び10社（注1）（以下、両者を併せて「21社」という。）は、遅くとも平成18年4月1日以降平成22年3月23日まで（以下「本件対象期間」という。）、共同して、石和地区特定土木一式工事（注2）について、受注すべき者又はJV（以下まとめて「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにすること（以下「本件合意」という。）により、公共の利益に反して、石和地区特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していた（以下「本件違反行為」という。）。

被審人らのうち被審人中楯建設㈱を除く10社（以下「10社」という。）の本件違反行為の実行期間は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、下表の各被審人に係る「実行期間」欄記載のとおりであり、独占禁止法第7条の2の規定により算出され

た課徴金の額は、同表の各被審人に係る「課徴金」欄記載のとおりである。

(注1) ㈱筒井建設, ㈱八木沢興業, ㈱地場工務店, ㈱宮川工務所, サノ工業㈱, ㈱須田組, ㈱窪川組, ㈱小林組, 信玄土木㈱及び㈱三興産業の10社をいう。

(注2) 「石和地区特定土木一式工事」とは、山梨県が、一般競争入札又は指名競争入札の方法により土木一式工事として発注する工事のうち、同県笛吹市（平成18年4月1日から同年7月31日までの間にあっては、同県笛吹市又は東八代郡芦川村）の区域（以下「石和地区」という。）を施工場所とするものであって、次のいずれかに該当するものをいう。

- 1 山梨県から土木一式工事についてAの等級に格付されている事業者のみを入札の参加者とするもの。
- 2 山梨県から土木一式工事についてBの等級に格付されている事業者のみを入札の参加者とするもの。
- 3 山梨県から土木一式工事についてAの等級に格付されている事業者及びBの等級に格付されている事業者のみを入札の参加者とするもの。
- 4 特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）のみを入札の参加者とするもの。

被審人	課徴金納付命令	
	実行期間	課徴金（円）
㈱飯塚工業	平成19年3月24日～平成22年3月23日	5151万
㈱中村工務店	平成19年3月24日～平成22年3月23日	3245万
風間興業㈱	平成19年3月31日～平成22年3月30日	3080万
友愛工業㈱	平成19年3月24日～平成22年3月23日	2631万
矢崎興業㈱	平成19年3月24日～平成22年3月23日	2629万
㈱栗田工業	平成19年3月24日～平成22年3月23日	1164万
風間建設㈱	平成19年3月24日～平成22年3月23日	1008万
㈱芦沢組土木	平成19年6月19日～平成22年3月23日	960万
小泉建設㈱	平成19年3月24日～平成22年3月23日	488万
長田建設㈱	平成19年3月24日～平成22年3月23日	155万

イ 主要な争点及びそれに対する判断

- (7) 21社は、石和地区特定土木一式工事について、受注予定者を決定し、その者が受注できるように協力する旨合意していたか（争点1）

山梨県では、平成17年度頃までは指名競争入札の方法により土木一式工事を発注することが多かったが、21社を含む石和地区の建設業者は、石和支部に対する平成6年の勧告審決（注3）以降も、石和地区を施工場所とする土木一式工事の指名競争入札において受注調整を行うなど、協調関係にあったことが認められる。

また、山梨県では、平成18年度頃から一般競争入札の方法により土木一式工事を発注することが増え、同時期から、一般競争入札の方法により発注される土木一式工事の一部について総合評価落札方式（注4）を導入したが、21社は、平成18年4月1日以降も、これらの石和地区に係る土木一式工事について、石和支部等において入札参加情報等を集約し、受注希望者が1社の場合はその者を受注予定者とし、受注希望者が複数の場合は地域性（注5）、継続性（注6）等を勘案して受注希望者同士の話し合いなどにより受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力していたことが認められる。

さらに、本件対象期間に発注された石和地区特定土木一式工事である158物件（注7）のうち、少なくとも40物件（注8）について本件合意の内容に沿った受注調整が行われたことを裏付ける客観的な証拠が存在し、少なくとも4物件（注9）

について本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為が行われたことを裏付ける客観的な証拠が存在する。また、これらの工事の発注方法は、指名競争入札、通常の一般競争入札、総合評価落札方式による一般競争入札のいずれも含んでおり、発注担当部署は、山梨県県土整備部等（注10）、同県農政部峡東農務事務所及び同県森林環境部峡東林務環境事務所のいずれも含まれ、発注時期も本件対象期間の全般にわたっている。

加えて、158物件は、いずれも21社が受注したものであり、158物件の平均落札率も、94.0パーセントという高いものであったことが認められる。

以上の事情に鑑みれば、21社のうち被審人㈱芦沢組土木（以下「被審人芦沢組土木」という。）、㈱八木沢興業（以下「八木沢興業」という。）及び㈱地場工務店（以下「地場工務店」という。）を除く18社は、遅くとも平成18年4月1日までに、石和地区特定土木一式工事について、受注価格の低落防止を図るために本件合意をし、本件合意の下に受注調整を行っていたことが認められる。

また、被審人芦沢組土木、八木沢興業及び地場工務店は、いずれも平成18年4月1日時点においては石和地区特定土木一式工事の入札参加資格を有していなかったが、被審人芦沢組土木については、平成19年度からB等級業者に格付されたことにより、八木沢興業については、平成20年10月1日に㈱窪川組から同社の事業の全部を譲り受けたことにより、地場工務店については、平成21年度にB等級業者に格付されたことにより、石和地区特定土木一式工事の入札参加資格を有するようになったことが認められる。

これらの事実からすると、被審人芦沢組土木、八木沢興業及び地場工務店は、遅くとも、自社が石和地区特定土木一式工事の入札参加資格を有するようになって以降に最初に入札に参加した石和地区特定土木一式工事の入札書提出締切日である、被審人芦沢組土木については平成19年6月19日、八木沢興業については平成20年10月2日、地場工務店については平成21年7月30日までに、それぞれ本件合意に参加していたと認められる。

（注3）「石和支部に対する平成6年の勧告審決」とは、平成6年（勸）第15号社団法人山梨県建設業協会石和支部（以下「石和支部」という。）に対する勧告審決をいう。

（注4）「総合評価落札方式」とは、価格に加え評価項目ごとの評価点を考慮する一般競争入札をいう。

（注5）「地域性」とは、工事の施工場所が自社の事務所等に近いといった事情をいう。

（注6）「継続性」とは、過去に受注した工事との継続性をいう。

（注7）審決案別紙9に記載の174物件から物件6、物件7、物件13、物件30、物件64、物件67、物件68、物件77、物件86、物件98、物件99、物件101、物件102、物件107、物件134及び物件144を除いた158件をいう。

（注8）「40物件」とは、審決案別紙9の「別紙11等」欄に「○」の付された40件をいう。

（注9）「4物件」とは、審決案別紙9の「別紙11等」欄に「●」の付された4件をいう。

（注10）山梨県県土整備部（平成20年3月31日以前は土木部。以下同じ。）道路整備課、同部道路管理課、同部峡東建設事務所、同部流域下水道事務所の4部署をまとめたものをいう。

- (イ) 10社が受注した審決案別紙10の1ないし10記載の各工事は、独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該…役務」（以下「当該役務」という。）に該当するか（争点2）

a 当該役務

不当な取引制限等の摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さく

し、不当な取引制限等の予防効果を強化することを目的とする課徴金制度の趣旨に鑑みると、独占禁止法第7条の2第1項所定の課徴金の対象となる当該役務とは、本件においては、本件合意の対象とされた工事であって、本件合意に基づく受注調整等の結果、具体的な競争制限効果が発生するに至ったものをいうと解される。

21社は、遅くとも平成18年4月1日以降、石和地区特定土木一式工事について、受注価格の低落防止を図るため、本件合意の下、受注調整を行っていたものである。

そして、本件においては、以下の①ないし⑤の各事情がみられることから、石和地区特定土木一式工事に該当し、かつ、21社のうちいずれかが入札に参加して受注した工事については、当該工事について本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情のない限り、本件合意に基づく受注調整が行われ、具体的競争制限効果が発生したものと推認するのが相当である。

① 21社は、石和支部等において、受注調整のために、あらかじめ21社の入札参加及び受注希望に関する情報を取りまとめ、石和支部において入札参加者等取りまとめ表を作成し、受注希望者が複数の場合には受注希望者同士で話し合いなどをし、時には石和支部等の執行部の助言を勘案するなどして、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるよう協力し合っていたものであり、受注調整を組織的に行っていた。

② 本件対象期間に発注された石和地区特定土木一式工事のうち、指名競争入札の方法により発注された工事は、そのほとんどにおいて21社の中から当該入札の参加者が指名され、一般競争入札の方法により発注された工事も、21社が入札参加者の大部分を占めていたことから、21社は、石和地区特定土木一式工事の全てを対象に受注調整を行うことが容易な立場にあり、実際に、本件対象期間に発注された石和地区特定土木一式工事のほとんどを、21社又は21社のいずれかで構成されるJVが受注しており、158物件の平均落札率も94.0パーセントという高いものであった。

③ 158物件のうち、少なくとも44物件（注11）について、21社が本件合意の内容に沿った受注調整を行ったこと又は本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為を行ったことを裏付ける客観的な証拠が存在するところ、これらの工事は、発注方法、発注担当部署、工事内容及び発注時期において特段の偏りはみられない。

④ 21社の代表者及び従業員のうち、本件合意への参加を認める旨の供述をする者が複数いるが、これらの者の中に、石和地区特定土木一式工事に該当する特定の工事について本件合意に基づく受注調整が行われなかった旨を供述している者はいない。

⑤ 本件合意の目的が受注価格の低落防止にあることに照らすと、石和地区特定土木一式工事の全てを受注調整の対象とするのが合理的である。

b 審決案別紙10の1ないし10記載の各工事について

本件対象期間に10社が受注した石和地区特定土木一式工事のうち、本件各課徴

金納付命令において課徴金算定の対象とされた工事は、審決案別紙10の1ないし10の「4 対象物件一覧」記載のとおりである。

これらの工事は、いずれも本件合意の対象である石和地区特定土木一式工事に該当し、21社のうちいずれかが入札に参加して受注した工事であるところ、かかる工事については、特段の事情がない限り、本件合意に基づく受注調整が行われ、具体的競争制限効果が発生したと推認される。また、これらの工事の中には、本件合意の内容に沿った受注調整が行われたこと又は本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為が行われたことを裏付ける客観的な証拠が存在する工事（44物件）も相当数含まれている。

c 特段の事情の有無について

被審人らは、審決案別紙10の1ないし10記載の各工事の中にも具体的競争制限効果が発生していないものが存在する旨主張し、具体的には、①総合評価落札方式の工事、②受注予定者を1社に絞り込めず、2社以上で争われた工事、③落札者以外の入札参加者のうち一部の者が、予定価格より相当低い価格で入札している工事、④落札者の入札率が入札価格の2番目に低い者より相当低い工事、⑤2番目に入札価格が低かった者が評価値で逆転して受注している工事、⑥一部の入札参加者が受注調整に非協力的な振る舞いをした工事等を挙げるが、いずれも、当該工事について本件合意に基づく受注調整が行われ、具体的競争制限効果が発生したとの推認を妨げるものとは認められず、被審人らの主張を採用することはできない。

d 小括

被審人らが受注した審決案別紙10の1ないし10記載の各工事は、いずれも、本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情はなく、当該工事について本件合意に基づく受注調整が行われ、具体的競争制限効果が発生したと認められる。

よって、これらの工事はいずれも独占禁止法第7条の2第1項にいう当該役務に該当する。

（注11）「44物件」とは、40物件（注8）と4物件（注9）を併せた44件をいう。

（ウ）被審人小泉建設㈱、被審人長田建設㈱及び被審人中楯建設㈱（以下「3社」という。）に対し、排除措置を特に命ずる必要があるか（争点3）

独占禁止法第7条第2項本文は、違反行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、違反行為者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる旨規定しているところ、同項の「特に必要があると認めるとき」とは、排除措置を命じた時点では既に違反行為はなくなっているが、当該違反行為が繰り返されるおそれがある場合や、当該違反行為の結果が残存しており競争秩序の回復が不十分である場合などをいうものと解される。

平成22年3月24日に、本件について公正取引委員会の立入検査が行われ、被審人らは同日以降本件違反行為を行っていないことからすると、本件違反行為は、同日以降事実上消滅していると認められる。

しかし、これは、公正取引委員会が立入検査を行ったことによるものであり、被審人らの自発的意思に基づくものではなかったこと、被審人らは平成18年4月1日から平成22年3月24日までの約4年間という長期間にわたり本件違反行為を継続していたことなどの事情を総合的に勘案すれば、3社についても、本件排除措置命令の時点において本件違反行為と同様の行為を繰り返すおそれがあると認められ、特に排除措置を命ずる必要があることは明らかである。

(4) 法令の適用

独占禁止法第66条第2項

第4章 訴 訟

第1 審決取消請求訴訟

1 概説

平成29年度当初において係属中の審決取消請求訴訟は6件であったところ、同年度中に新たに9件の審決取消請求訴訟が提起されたため、平成29年度に係属した審決取消請求訴訟は15件となった。

平成29年度においては、これらのうち、最高裁判所が、①上告棄却及び上告不受理決定をしたことにより終了したものが2件（うち1件は、同年度中に東京高等裁判所が請求棄却判決をして、原告が上訴したもの）、②上告不受理決定をしたことにより終了したものが1件、③上告受理決定（併せて上告棄却決定）をした上で上告棄却判決をしたことにより終了したものが1件あった。

また、平成29年度中に東京高等裁判所が請求棄却判決をして、同年度末（平成30年3月末）時点で上訴期間中のものが1件あった。

以上のとおり、平成29年度に終了した審決取消請求訴訟は4件であり、同年度末時点において係属中の審決取消請求訴訟は11件となった。

第1表 平成29年度係属事件一覧

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
1	サムスン・エスディーアイ・カンパニー・リミテッドによる件	国内及び海外の事業者によるテレビ用ブラウン管（我が国ブラウン管テレビ製造販売業者の海外現地製造子会社等向けのもの）の価格カルテル事件について、我が国独占禁止法第3条後段を適用することができることを認めた。	審決年月日 平成27年 5月22日 提訴年月日 平成27年 6月19日 判決年月日 平成28年 4月22日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成28年 5月 6日 （上告及び上告受理申立て，原審原告） 決定年月日 平成29年12月12日 （上告棄却及び上告不受理，最高裁判所）
2	サムスン・エスディーアイ（マレーシア）・ビーイーアールエイチエーディーによる件	国内及び海外の事業者によるテレビ用ブラウン管（我が国ブラウン管テレビ製造販売業者の海外現地製造子会社等向けのもの）の価格カルテル事件について、我が国独占禁止法第3条後段を適用することができ、その売上額が課徴金の対象となることを認めた（課徴金額 13億7362万円）。	審決年月日 平成27年 5月22日 提訴年月日 平成27年 6月19日 判決年月日 平成28年 1月29日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成28年 2月10日 （上告及び上告受理申立て，原審原告） 決定年月日 平成29年11月28日 （上告棄却及び上告受理，最高裁判所） 判決年月日 平成29年12月12日 （上告棄却，最高裁判所）

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
3	MT映像ディスプレイ(株)ほか3名による件	国内及び海外の事業者によるテレビ用ブラウン管（我が国ブラウン管テレビ製造販売業者の海外現地製造子会社等向けのもの）の価格カルテル事件について、我が国独占禁止法第3条後段を適用することができ、その売上額が課徴金の対象となることを認めた（課徴金額 17億9724万円〔課徴金納付命令の対象である3名の合計額〕）。	審決年月日 平成27年 5月22日 提訴年月日 平成27年 6月19日 判決年月日 平成28年 4月13日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成28年 4月26日 （上告受理申立て，原審原告ら） 決定年月日 平成29年12月12日 （上告不受理，最高裁判所）
4	積水化学工業(株)による件	被審人が，他の事業者と共同して，塩化ビニル管等の販売価格を引き上げる旨を合意し，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた（課徴金額 79億6532万円）。	審決年月日 平成28年 2月24日 提訴年月日 平成28年 3月24日 判決年月日 平成29年 6月30日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成29年 7月13日 （上告及び上告受理申立て，原審原告） 決定年月日 平成30年 1月23日 （上告棄却及び上告不受理，最高裁判所）
5	積水化成品工業(株)ほか1名による件	被審人らが，他の事業者と共同して，EPSブロックについて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，EPSブロックの取引分野における競争を実質的に制限していたと認め，被審人らが違反行為により販売したEPSブロックの売上額をそれぞれ課徴金の対象として認めた（課徴金額 7618万円〔積水化成品工業(株)〕，649万円〔(株)積水化成品北海道〕）。	審決年月日 平成29年 2月 8日 提訴年月日 平成29年 3月10日 判決年月日 平成30年 3月23日 （請求棄却，東京高等裁判所） 平成29年度末時点 上訴期間中
6	カネカケンテック(株)ほか1名による件	被審人らが，他の事業者と共同して，EPSブロックについて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，EPSブロックの取引分野における競争を実質的に制限していたと認め，被審人らが違反行為により販売したEPSブロックの売上額をそれぞれ課徴金の対象として認めた（課徴金額 2524万円〔カネカフォームプラスチック(株)〕，349万円〔カネカケンテック(株)〕）。	審決年月日 平成29年 2月 8日 提訴年月日 平成29年 3月10日
7	(株)飯島工事ほか1名による件	被審人らが，他の事業者と共同して，山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする旨を合意し，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め，被審人らが違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 1237万円〔(株)飯島工事〕，926万円〔(株)藤プラント建設〕）。	審決年月日 平成29年 6月15日 提訴年月日 平成29年 7月12日

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
8	三森建設(株)による件	被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め、被審人が違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 1434万円）。	審決年月日 平成29年 6月15日 提訴年月日 平成29年 7月13日
9	(株)天川組による件	被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め、被審人が違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 1866万円）。	審決年月日 平成29年 6月15日 提訴年月日 平成29年 7月13日
10	天川工業(株)ほか8名による件	被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め、被審人らが違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 1億5922万円〔課徴金納付命令の対象である9名の合計額〕）。	審決年月日 平成29年 6月15日 提訴年月日 平成29年 7月14日
11	(株)廣川工業所による件	被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め、被審人が違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 2772万円）。	審決年月日 平成29年 6月15日 提訴年月日 平成29年 7月18日
12	植野興業(株)ほか7名による件	被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め、被審人らが違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 2億4973万円〔課徴金納付命令の対象である8名の合計額〕）。	審決年月日 平成29年 6月15日 提訴年月日 平成29年 7月18日

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
13	友愛工業(株)による件	被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め、被審人が違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 2631万円）。	審決年月日 平成29年10月 4日 提訴年月日 平成29年11月 1日
14	(株)飯塚工業ほか5名による件	被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め、被審人らが違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 1億1975万円〔課徴金納付命令の対象である5名の合計額〕）。	審決年月日 平成29年10月 4日 提訴年月日 平成29年11月 2日
15	(株)中村工務店による件	被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め、被審人が違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 3245万円）。	審決年月日 平成29年10月 4日 提訴年月日 平成29年11月 2日

2 東京高等裁判所における判決

(1) 積水化学工業(株)による審決取消請求事件（平成28年（行ケ）第3号）（第1表一連番号4）

ア 主な争点及び判決の概要

(7) 課徴金減免申請者の従業員の信用性の評価について

原告は、本件審決は課徴金減免申請者の供述等により本件合意があったと認定しているが、課徴金減免申請者やその従業員は、違反行為が認定されれば免責が約束される立場にあるので被告に全面的に協力するインセンティブを有し、被告の好むシナリオに沿って虚偽の供述をする可能性があること等からすれば、かかる供述の信用性は慎重に判断されるべきところ、同供述は客観的事実と矛盾し、信用性が無いと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

課徴金減免制度は、あらかじめ定められた基準に従い非裁量的に適用される取引的要素のない制度であって、被告に対して協力的な態度をとったなどの違反事業者

の情状を考慮する余地のないものであり、虚偽申告に対しては課徴金減免が認められないことからして、課徴金減免申請者及びその従業員が、自らの関与を超えて被告の調査に迎合すべき理由は乏しいというべきである。また、そもそもカルテルの合意が存在しないのであれば、課徴金を納付する必要もないのであるから、事業者において、カルテルの合意が存在しないにもかかわらず、これが存在すると虚偽の申告をする合理的な理由は想定し難いし、その従業員が客観的には存在していないカルテルの合意をこれが存在するとあえて虚偽の供述を行うべき必要性も通常は見出し難い。

これらによれば、課徴金減免申請者の従業員の供述の信用性の判断に当たっては、それが不利益事実の自認を含む点に目を奪われて全体の信用性を過大評価すべきでないものの、カルテル合意の存在について虚偽の供述がなされる強い動機が存在するものとして、類型的に信用性の低いものとみることも相当ではなく、一般的な供述証拠の信用性の評価手法に従って判断すべきものというべきである。

なお、課徴金減免申請をしようとする事業者はできるだけ速やかに申請を行う必要があるし、正当な理由なく申請の事実を第三者に明らかにしてはならないとされているのであるから、申請手続をした事業者の従業員の当初の供述は、自社の資料等にもみ基づいてなされることになるため、その後、他の事業者等への調査が進むにつれて客観的証拠が集積され、その供述内容が再検討され記憶違いが正されるなどして、その供述内容の細部について改められることは十分想定されることであり、かかる供述内容の細部の変更のみを捉えて当該従業員の供述の全体の信用性を否定することは相当ではない。

(4) 「当該商品」該当性について

原告は、本件審決が課徴金算定の対象とした商品には、インサート継手を始めとして本件合意の対象となっていなかったものが含まれており、課徴金の算定には誤りがあるなどと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

a インサート継手について

インサート継手は、原材料のうち銅合金のコスト比が塩化ビニル樹脂に対して高いといっても、塩化ビニル樹脂等を原料とする塩化ビニル管継手であるから、塩化ビニル管等にあたり、本件違反行為の対象商品の範疇に属するところ、塩化ビニル樹脂の値上げがあれば、製品の販売価格を値上げする必要のあることは一般の塩化ビニル管等と同様であり、現に第1次ないし第3次値上げの際に3社はインサート継手を値上げの対象としていたことに照らしてもインサート継手が本件合意から除外されている特段の事情があるとはいえない。

また、第4次値上げにあたり、原告は、インサート継手について、塩化ビニル樹脂の価格の値上がりという要因とともに、銅合金価格の値上がりという別の値上げ要因を加味して値上げを検討し、他の塩化ビニル管等に先立って値上げを実施したものにすぎず、塩化ビニル樹脂の値上がりに基因する本件合意及びこれに基づく塩化ビニル管等の値上げの実施と無関係に実施されたものとはいえないから、第4次値上げのみ、インサート継手の値上げにつき塩化ビニル樹脂の値上が

り分を考慮しなかったと認めることもできない。

以上のとおり、本件では、インサート継手は本件違反行為の対象商品の範疇に属し、本件違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情が存するとは認められない。

b インサート継手以外の商品について

原告が主張するインサート継手以外の商品についても、上記特段の事情を認めることもできないから、「当該商品」にあたると認められる。

イ 訴訟手続の経過

本件は、原告が上告及び上告受理申立てを行ったところ、最高裁判所は後記 **3** (4) のとおり決定を行った。

(2) 積水化成品工業(株)ほか1名による審決取消請求事件（平成29年（行ケ）第3号）（第1表一連番号5）

ア 主な争点及び判決の概要

(7) 争点1の本件合意の存否について

原告らは、本件合意の存在を認める本件審決の認定は、1月19日の広報委員会において、原告積水化成品工業が最終図面方式に反対したことを認定しながら、その事実を無視しており、他方、1月19日の広報委員会で確認された合意の内容及び議論の状況等が記載された議事録等は存在せず、本件合意の内容について社内で伝達、周知がされた痕跡すらないなどとして実質的証拠を欠いていると主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

いずれも実質的な証拠があると認められる各認定事実に鑑みれば、9社がいずれも、遅くとも平成19年1月以降、特定EPSブロックについて、詳細設計協力業者のうち最終図面を作成した者を受注予定者とし、受注予定者以外の者は受注予定者が受注することができるように協力する旨の意思を有し、本件合意が存在していたものと認定することは、合理的なものというべきである。そして、材料部会会員事業者等の間で最終的な合意がされた日時及び場所等を特定することができないものとしても、本件合意のようなインフォーマルな合意の成立を明確に認めるに足りる事実が証拠上認められないことはやむを得ない面があり、1月19日の広報委員会における材料部会会員事業者等の間での確認、同確認に沿った材料部会会員事業者等の実際の営業活動の事実が認められる以上、本件審決での認定が合理的なものであるという上記の判断を何ら左右するものではない。したがって、本件審決が認定した、遅くとも平成19年1月以降、9社の間に本件合意が存在していたという事実については、実質的な証拠があると認めることが相当である。

(4) 争点2の不認識物件等が本件合意の対象か否かについて

原告らは、受注したEPSブロック業者以外のEPSブロック業者が存在すら把握していない物件（不認識物件）等については、本件合意の対象外であり、課徴金算定対象外となると主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

本件合意の内容及びその効果に照らせば、本件合意の実質的な意義は、他の8社が、特定EPSブロックの販売の段階で、当該特定EPSブロックの受注を目指して競争的な営業活動を行うことはないと期待することができるというところであり、このことは、他の8社が当該EPS工法採用工事の存在を認識していたか、認識していなかったかに関わるものではない。そうすると、本件合意は、不認識物件等の場合に係る特定EPSブロックを本件合意の対象から特段除外するものではなかったという本件審決における認定判断は、合理的なものであるから、同事実については、実質的な証拠があると認められる。

(ウ) 争点3の本件合意が「公共の利益に反し」、又は「競争を実質的に制限する」と認められないものであるか否かについて

原告らは、本件合意は対象工事及び競争業者の範囲等が無制限で、その合意内容があまりにも広範に過ぎるから、そもそも「不当な取引制限」に該当しないと主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

本件合意をすることにより、当該詳細設計協力業者は、少なくとも他の8社が、当該EPSブロック工事に係る特定EPSブロックの受注を目指して競争的な営業活動を行うことはないと期待することができるため、特定EPSブロックを確実に受注することができ、受注価格の面でも、競合他社の存在を意識して販売価格を設定する必要がなく、需要者である建設業者等との交渉を有利に進めることが可能となるという利益を得ることができることとなる。そうすると、本件審決において認定された、このような取決めは、本来的には自由に特定EPSブロックの受注活動を行うことができるはずの9社が、これに制約された意思決定を行うことになるという意味において、各社の事業活動が事実上拘束される結果となるから、本件合意は、独占禁止法第2条第6項にいう「その事業活動を拘束し」の要件を、また、本件合意の成立により、9社の間に、上記の取決めに基づいた行動をとることを互いに認識し、認容して歩調を合わせるという意味の連絡が形成されたものといえるから、同項にいう「共同して・・・相互に」の要件を、それぞれ充足し、さらに本件合意は、特定EPSブロックの販売に係るものであるところ、9社は、特定EPSブロックのほとんど全てを受注していたことからすれば、本件合意により、9社がその意思で特定EPSブロックの販売分野における販売者及び販売価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらしたと認められるから、本件合意は、独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」の要件を充足し、以上のような本件合意が、独占禁止法第2条第6項にいう「公共の利益に反して」の要件を充足するものであるとした判断が、合理的なものであることは明らかである。

イ 訴訟手続の経過

本件は、平成29年度末時点において上訴期間中であった。

3 最高裁判所における決定等

- (1) サムスン・エスディーアイ（マレーシア）・ビーイーアールエイチエーディーによる
審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成28年（行ツ）第210号，平
成28年（行ヒ）第233号）（第1表一連番号2）

ア 決定の概要

最高裁判所は，本件上告理由は，民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当しないものとして，上告棄却の決定を行った。

また，最高裁判所は，上告受理申立て理由の一部を排除した上，民事訴訟法第318条第1項の事件に当たるとして，本件を上告審として受理する旨の決定を行った（受理後の判決は後記イのとおり）。

イ 判決の概要（平成28年（行ヒ）第233号）

(7) 我が国独占禁止法の適用の可否について

独占禁止法は，国外で行われた行為についての適用の有無及び範囲に関する具体的な定めを置いていないが，同法が，公正かつ自由な競争を促進することなどにより，一般消費者の利益を確保するとともに，国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的としていること（同法第1条）等に鑑みると，国外で合意されたカルテルであっても，それが我が国の自由競争経済秩序を侵害する場合には，同法の排除措置命令及び課徴金納付命令に関する規定の適用を認めていると解するのが相当である。したがって，公正取引委員会は，同法所定の要件を満たすときは，当該カルテルを行った事業者等に対し，上記各命令を発することができるものというべきである。

そして，不当な取引制限の規定について定める独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは，当該取引に関する市場が有する競争機能を損なうことをいうものと解される。そうすると，本件のような価格カルテル（不当な取引制限）が国外で合意されたものであっても，当該カルテルが我が国に所在する者を取引の相手方とする競争を制限するものであるなど，価格カルテルにより競争機能が損なわれることとなる市場に我が国が含まれる場合には，当該カルテルは，我が国の自由競争経済秩序を侵害するものといえることができる。

本件の事実関係の下では，本件ブラウン管を購入する取引は，我が国テレビ製造販売業者と現地製造子会社等が経済活動として一体となって行ったものと評価できるから，本件合意は我が国に所在する我が国テレビ製造販売業者をも相手方とする取引に係る市場が有する競争機能を損なうものであったといえることができる。

以上によれば，本件合意は，日本国外で合意されたものではあるものの，我が国の自由競争経済秩序を侵害するものといえるから，本件合意を行った上告人に対し，我が国の独占禁止法の課徴金納付命令に関する規定の適用があるものと解するのが相当である。

(4) 課徴金額の算定の基礎について

独占禁止法の定める課徴金の制度は，カルテルの摘発に伴う不利益を増大させて

その経済的誘因を小さくし、カルテルの予防効果を強化することを目的として、既存の刑事罰の定め（同法第89条）やカルテルによる損害を回復するための損害賠償制度（同法第25条）に加えて設けられたものであり、カルテル禁止の実効性を確保するための行政上の措置である。また、独占禁止法施行令は、独占禁止法第7条の2第1項を受けて、課徴金額の算定基礎となる売上額の算定方法について定めるが（同施行令第5条及び第6条）、その中に国内で引渡しがされた商品の売上額に限る旨の定めはない。

前記のとおり本件の事実関係に鑑みれば、本件合意は、我が国に所在する我が国テレビ製造販売業者をも相手方とする取引に係る市場が有する競争機能を損なうものであったといえることができる。そうすると、上記の課徴金制度の趣旨及び法令の定めにも照らせば、本件ブラウン管の引渡しは国外で行われていたとしても、その売上額が課徴金額の算定基礎となる当該商品の売上額に含まれないと解すべき理由はない。

したがって、本件合意の対象である本件ブラウン管が現地製造子会社等に販売され日本国外で引渡しがされたものであっても、その売上額は、独占禁止法第7条の2第1項にいう当該商品の売上額に当たるものと解するのが相当である。

(2) サムスン・エスディーアイ・カンパニー・リミテッドによる審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成28年（行ツ）第265号、平成28年（行ヒ）第310号）（第1表一連番号1）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

(3) MT映像ディスプレイ(株)ほか3名による審決取消請求上告受理事件（平成28年（行ヒ）第364号）（第1表一連番号3）の決定の概要

最高裁判所は、本件は民事訴訟法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告不受理の決定を行った。

(4) 積水化学工業(株)による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成29年（行ツ）第332号、平成29年（行ヒ）第391号）（第1表一連番号4）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

第2 排除措置命令等取消請求訴訟

1 概要

平成29年度当初において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟（注1）は5件であったところ、同年度中に新たに2件の排除措置命令等取消請求訴訟が東京地方裁判所に提起さ

れた（このうち1件については併せて執行停止の申立てがなされた。）。

これら平成29年度の係属事件7件（注2）について、同年度に判決がなされたものはない（執行停止の申立て1件については、同年度中に東京地方裁判所において却下決定が出され、確定した。）。

この結果、平成29年度末時点において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は7件となった。

（注1）平成25年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成25年法律第100号〕をいう。）により審判制度が廃止されたことに伴い、平成27年度以降、独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟は、東京地方裁判所に提起する制度となっている。

（注2）排除措置命令等取消請求訴訟の件数は、訴訟ごとに裁判所において付される事件番号の数である。

第2表 平成29年度に係属していた排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連 番号	件 名	事件の内容	関係法条	判決等	
1	ルビコン㈱による件	アルミ電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた（課徴金額 10億6774万円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	措置年月日 提訴年月日	平成28年 3月29日 平成28年 9月23日
2	ニチコン㈱による件	アルミ電解コンデンサ及びタンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた（課徴金額 36億4018万円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	措置年月日 提訴年月日	平成28年 3月29日 平成28年 9月26日
3	松尾電機㈱による件	タンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた（課徴金額 4億2765万円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	措置年月日 提訴年月日	平成28年 3月29日 平成28年 9月27日
4	奥村組土木興業㈱による件	東日本高速道路㈱東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 （排除措置命令取消請求事件及び執行停止申立事件）	独占禁止法 第3条後段	措置年月日 提訴年月日 申立年月日 決定年月日	平成28年 9月 6日 平成28年 9月28日 平成28年 9月29日 平成28年12月14日 （執行停止の申立てについて、却下決定〔確定〕，東京地方裁判所）
5	常盤工業㈱による件	東日本高速道路㈱東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた（課徴金額 5544万円）。 （課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法 第7条の2 （第3条後段）	措置年月日 提訴年月日	平成28年 9月 6日 平成29年 3月 3日
6	土佐あき農業協同組合による件	なすの販売を受託することができ組合員を支部員又は支部園芸部から集出荷場の利用を了承された者に限定していたところ、次のとおり、組合員からなすの販売を受託していた。 ① 自ら以外の者になすを出荷したことにより支部園芸部を除名されるなどした者からなすの販	独占禁止法 第19条 （一般指定 第12項）	措置年月日 提訴年月日 申立年月日 決定年月日	平成29年 3月29日 平成29年 5月 2日 平成29年 5月 2日 平成29年 7月31日 （執行停止の申立てについて、却下決定〔確定〕，東京地方裁判所）

一連 番号	件 名	事件の内容	関係法条	判決等
		売を受託しないこととして、なすの販売を受託していた。 ② 支部員が集出荷場を利用することなく農協以外への出荷を行った場合に徴収される系統外出荷手数料について、自らの販売事業の経費（農協職員の人件費等）に充当していた。 ③ 支部園芸部の定めた罰金等を収受し、これを系統出荷が行われたなすに関して自らが控除する諸掛預り金と同様に販売事業に係る経費に充てていた。 （排除措置命令取消請求事件及び執行停止申立事件）		
7	(株)富士通ゼネラルによる件	消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意していた（課徴金額 48億円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	措置年月日 平成29年 2月 2日 提訴年月日 平成29年 8月 1日

2 土佐あき農業協同組合による執行停止申立事件（平成29年（行ク）第122号）の決定

(1) 主な争点及び決定の概要

ア 本件排除措置命令により重大な損害が生じ、それを避けるため緊急の必要があるか

本件においては、次のとおり、本件排除措置命令により申立人に重大な損害が生じると認めることはできず、しかも申立人が主張する損害はいずれも財産的損害にすぎないのであって、事後的な金銭賠償によって回復することが困難であるということもできない。

(7) なすや柚子酢の販売量への影響について

申立人は、本件排除措置命令により、今後、なすや柚子酢の販売量が大幅に減少する旨主張するが、同主張を認めるに足りる証拠はない。

(4) 申立人の農作物販売以外の事業への影響について

申立人は、本件排除措置命令によって申立人の信用が著しく毀損されることにより、農作物販売以外の事業で深刻な顧客離れが進むおそれがある旨主張するが、申立人の信用事業や共済事業に関し、貯金や融資の他の事業者への切替えや共済契約の解約が多発するなどの動きは認められない。

(5) 国や地方公共団体からの補助金への影響について

申立人は、国の産地パワーアップ事業推進費補助金及び高知県や市町村の園芸用ハウス整備事業補助金について、本件排除措置命令によりこれらの補助金の交付が取り消され、あるいは交付を受けられなくなるおそれがある旨主張するが、同主張に係る補助金交付の取消し等の可能性が高いことを認めるに足りる的確な証拠はない。

(エ) 園芸農産物の消費宣伝活動への影響について

本件排除措置命令により、申立人の消費宣伝活動に支障が生じ、申立人に重大な損害が生じると認めるに足りる証拠はない。

(オ) 申立人の信用への影響について

本件排除措置命令において、申立人が過去に本件違反行為をしていたことを自認するかのような文言での理事会決議や通知が求められているわけではなく、仮にそのようなおそれがあるならば、同命令に従い通知を発することが違反行為の自認を意味しない旨を同時に周知すれば足りること等からすると、申立人が本件排除措置命令を履行することによって申立人の信用が毀損され、これを重大な損害であると認めることは困難である。

イ 結論

以上によれば、本件申立ては、その余の点について判断するまでもなく理由がないから、これを却下することとし、主文のとおり決定する。

(2) 訴訟手続の経過

本件決定は、即時抗告期間の経過をもって確定した。

なお、本件申立ては取消訴訟に付随して申し立てられたものであり、取消訴訟は、平成29年度末現在、東京地方裁判所に係属中である。

第3 その他の公正取引委員会関係訴訟

1 概要

平成29年度当初において係属中のその他の公正取引委員会関係訴訟（審決取消請求訴訟及び排除措置命令等取消請求訴訟以外の訴訟で公正取引委員会が処分行政庁又は所管行政庁であるものをいう。以下同じ。）は1件であったところ、同年度中に新たに提起された事件はなかった。

この平成29年度の係属事件1件について同年度に判決はなされていない。

この結果、平成29年度末時点において係属中の訴訟は1件となった。

2 平成29年度に係属していたその他の公正取引委員会関係訴訟

(1) 事件の表示

損害賠償等請求事件

原告 X

被告 国

提訴年月日 平成26年7月22日

(2) 事案の概要

本件は、防衛省航空自衛隊が発注する什器類の製造業者らによる入札談合に関し、原告が、防衛省の調査報告書等により名誉を棄損されたとして慰謝料の支払及び防衛省のホームページへの謝罪文の掲載を求めるとともに、防衛省による違法な損害賠償請求に

より損害を被ったとして損害賠償を求めるものである。

(3) 訴訟手続の経過

本件は、平成29年度末現在、東京地方裁判所に係属中である。

第4 独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

平成29年度当初において係属中の独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟は6件であったところ、同年度中に3件の訴えが提起された。

これら平成29年度の係属事件9件のうち、最高裁判所が上告棄却及び上告不受理の決定をしたことにより終了したものが1件、さいたま地方裁判所川越支部に係属していたものについて請求認諾により終了したものが1件、大阪地方裁判所が請求棄却の判決を下したものが1件、東京地方裁判所に係属していたものについて訴えの取下げを行ったことにより終了したものが2件あった。

この結果、平成29年度末時点において係属中の訴訟は5件となった（注）。

（注）係属中の訴訟5件には、平成30年3月23日に請求棄却の判決が出されたものの、同年4月10日付けで控訴された訴訟1件を含む。

第3表 平成29年度に係属していた独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

裁判所 事件番号 提訴年月日	内 容	判 決 等
東京地方裁判所 27（ワ）9337 平成27年4月3日 ↓ 東京高等裁判所 28（ネ）5514 平成28年10月20日 ↓ 最高裁判所 30（オ）177 30（受）223 平成29年11月8日	太陽電池に用いられるポリシリコンの供給者である被告らが、優越的地位を利用して原告に対し一方的に、10年にわたり固定の長期契約価格で購入する旨や転売禁止の旨等を含む不利な契約を設定し実施している行為は、優越的地位の濫用に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	平成28年10月6日 訴え却下 平成29年10月25日 控訴棄却 (係属中)
東京地方裁判所 27（ワ）27595 平成27年10月1日 ↓ 東京高等裁判所 28（ネ）2359 平成28年5月2日 ↓ 最高裁判所 29（オ）284 29（受）348 平成28年11月7日	訴外A学園は、同学園の顧問弁護士だった原告X1が、顧問契約解消後に、同学園の一部理事の利益相反行為を内部告発した原告X2の弁護を行ったことにつき、原告X1が所属する被告弁護士会に懲戒請求を行ったところ、これを受けて、被告弁護士会が、原告X1の上記行動を懲戒相当とした上で原告X2の弁護を受任してはならないと決定したことは、共同の取引拒絶、取引妨害に該当するものとして、当該行為の差止めを求めるもの。	平成28年4月14日 訴え却下及び請求棄却（独占禁止法第24条に基づく部分については却下） 平成28年10月27日 控訴棄却 平成29年5月12日 上告棄却及び上告不受理決定

裁 判 所 事件番号 提訴年月日	内 容	判 決 等
大阪地方裁判所 28（ワ）229 平成28年1月13日	医薬部外品、化粧品の製造者である被告が、「定価」より低い価格で被告の商品をインターネットで販売している原告に対し、平成27年4月に発売された新商品の供給を行わなかったこと、及び平成28年4月以降従来品の供給も停止するとしていることは、再販売価格維持行為に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	平成30年3月23日 請求棄却
東京地方裁判所 28（ワ）20683 平成28年6月23日	原告は、訴外Aとの間で、LPガス供給設備を無償で施工する代わりに、本件賃貸物件に継続的、安定的にLPガスを供給する覚書を交わした。それにも関わらず、原告と競争関係にある被告が、建物所有者である共同被告Yとの合意により、供給設備を交換し、本件建物へのLPガス供給を始めたことは、競争者に対する取引妨害に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	（係属中）
神戸地方裁判所 28（ワ）1708 平成28年9月1日	第一種旅行者である被告が、被告との間で募集型企画旅行契約を締結する消費者に対し、当該契約締結後、優越的地位を利用して、旅行中に消費者に被害が発生した場合の被告に対する損害賠償請求権の一部免責を内容とする特約の締結をさせる行為は、優越的地位の濫用に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	（係属中）
さいたま地方裁判所 川越支部 28（ワ）870 平成28年11月21日	被告は原告に対し、新車自動車を販売する際に、検査登録手続代行契約を伴わない新車自動車の販売はしないとの販売方法を採用した。これが抱き合わせに該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	平成29年5月9日 請求認諾
東京地方裁判所 29（ワ）20940 平成29年6月22日	原告は、原告を懲戒相当とする被告の決定が取引妨害等に該当するとして、懲戒処分差止めの差止めを求める前訴（民事訴訟）を提起した。しかし、裁判所は、かかる差止めの訴えは、行政訴訟によるべきであるとして、これを却下した。そこで、原告は行政訴訟として、かかる懲戒処分差止めの差止めを求めるとともに、当該処分が会員の機能又は活動を不当に制限するものであることから、民事訴訟として、懲戒手続の進行の差止めを求めるもの。	平成29年7月12日 訴え取下げ
東京地方裁判所 29（ワ）22876 平成29年7月7日	原告及び被告は、訴外A1が製造するソフトの輸入販売代理店であり、ソフトの一部を、それぞれ訴外A2を介して顧客に販売している。訴外A2は顧客にソフトを販売するとともに、顧客との間でソフトの保守契約を締結している。原告は、訴外A2から、顧客Xの保守契約の延長を受注した旨連絡を受けたため、訴外A1に保守契約延長に必要なメンテナンスコードの発行を依頼したが、被告は、別途、顧客Xから保守契約の延長を受注した旨虚偽の情報を訴外A1に伝えていたことから、原告は訴外A1からメンテナンスコードを入手できず、訴外A2にメンテナンスコードを納品することができなかった。被告のかかる行為は、原告の訴外A2に対するメンテナンスコードの納品をできなくさせる行為であるから、競争者に対する取引妨害に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	平成29年8月25日 訴え取下げ
東京地方裁判所 30（ワ）6919 平成30年3月6日	被告は、原告が宣伝広告に用いている表示とほぼ同一の表示を顧客誘引のための宣伝広告に使用している。しかし、被告は、被告が使用している表示に記載された実績を上げた事実はなく、かかる行為は虚偽表示によるぎまんの顧客誘引に該当するとして、当該表示の使用禁止及び抹消を求めるもの。	（係属中）

第5 独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟

平成29年度当初において係属中の独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟は、1件

であったところ、同年度中に新たに提起された事件はなかった。

平成29年度の係属事件1件については、最高裁判所が上告棄却及び上告不受理の決定をしたことにより終了した（注）。

（注）独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟の件数は、公正取引委員会がその存在を把握したものについて記載したものである。

1 岡山県北生コンクリート協同組合による取引妨害事件

(1) 事件の表示

東京高等裁判所平成27年（ワ）第1号 損害賠償請求事件

事件番号	原告	被告	提訴年月日
平成27年（ワ）第1号	X	岡山県北生コンクリート協同組合	平成27年7月14日

(2) 事案の概要

公正取引委員会は、岡山県北生コンクリート協同組合が、独占禁止法第19条（一般指定第14項〔競争者に対する取引妨害〕に該当）の規定に違反する行為を行っているとして、平成27年2月27日、岡山県北生コンクリート協同組合に対し、当該行為の排除等を命ずる排除措置命令を行った。当該命令確定後、原告は、岡山県北生コンクリート協同組合に対して、独占禁止法第25条の規定に基づく損害賠償請求訴訟を東京高等裁判所に提起した。

(3) 訴訟手続の経過

本件については、東京高等裁判所から公正取引委員会に対し、平成27年8月12日、独占禁止法第84条第1項の規定に基づき、同法違反行為によって生じた損害額についての求意見がなされ、同年10月16日、当委員会は意見書を提出した。

本件については、平成29年4月21日、東京高等裁判所が請求を棄却する判決を下したため、原告は同年5月1日、上告及び上告受理申立てを行ったが、同年11月24日、最高裁判所が上告棄却及び上告不受理の決定を行い、原判決が確定した。

事件番号	求意見日	意見書提出日	経過等
平成27年（ワ）第1号	平成27年 8月12日	平成27年10月16日	平成29年 4月21日 請求棄却 平成29年 5月 1日 上告及び上告受理 申立て 平成29年11月24日 上告棄却及び上告 不受理決定

第1 ガイドラインの策定・公表等

1 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の改正

(1) 経緯

公正取引委員会は、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成3年7月11日公表。以下「流通・取引慣行ガイドライン」という。）が制定されてから約25年が経過しており、我が国における流通・取引慣行の実態が大きく変化していることから、そうした実態に即したガイドラインの見直しに関して必要な検討を行うことを目的として、平成28年2月から平成29年3月までの間、各界の有識者からなる「流通・取引慣行と競争政策の在り方に関する研究会」を開催した。

そして、同研究会により取りまとめられた報告書（平成28年12月16日公表）において、「最近の実態を踏まえつつ、分かりやすく、汎用性のある、事業者及び事業者団体にとって利便性の高い流通・取引慣行ガイドラインを目指すべき」とされたことを受け、公正取引委員会は流通・取引慣行ガイドラインを改正し、平成29年6月16日に公表した。

(2) 改正内容

ア 構成の変更

全体の構成について、適法・違法性判断基準が同一の行為類型を統合するなどして、改正前の流通・取引慣行ガイドラインの第2部「流通分野における取引に関する独占禁止法上の指針」を中心として再構築し、「取引先事業者の事業活動に対する制限」といった、より一般的な整理の下で構成変更を行った。また、過去に問題となった審判判決等がない項目や他のガイドラインが存在する項目は原則として削除する一方、具体的措置事例や相談事例が複数ある「抱き合わせ販売」を項目として新たに記載した。

イ 適法・違法性判断基準の更なる明確化

(7) 分析プロセスの明確化

「垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準の考え方」、「公正な競争を阻害するおそれ」といった分析プロセスについて、構成を整理し、その考え方を明確化した。また、ビジネスモデルの多様化に対応できるようにするために内容を更に明確化し、特に市場閉鎖効果の考え方について、経済学的な考え方を踏まえ、内容を充実化した。さらに、原則として違法となる行為類型の考え方及びセーフ・ハーバーの対象となる行為類型についてそれぞれ明確化した。

(4) オンライン取引に関連する垂直的制限行為

インターネットを利用した取引は、実店舗の場合と比べ、より広い地域や様々な顧客と取引することができるなど、事業者にとっても顧客にとっても有用な手段で

ある旨、インターネットを利用した取引か実店舗を利用した取引かで基本的な考え方を異にするものではない旨明記した。また、プラットフォーム事業者に係る考え方を追記し、適法・違法性判断に当たっての基本的な考え方は同じである旨、その適法・違法性判断に当たっての考慮事項としてネットワーク効果を踏まえた市場における地位等も含まれる旨明記した。

(ウ) 審判決例や相談事例の積極的な活用

相談事例において独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例等、可能な限り事業者の理解の助けになるようなものを追加した。

2 その他のガイドラインの策定・公表

公正取引委員会は、事業者及び事業者団体による独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な活動に役立てるため、事業者及び事業者団体の活動の中でどのような行為が実際に独占禁止法違反となるのかを具体的に示した「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」（平成5年4月公表）、「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成6年7月公表）、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成7年10月公表）、「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成19年4月公表）、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（平成19年9月公表）、「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」（平成21年10月公表）、「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」（平成21年12月改定）、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月公表。以下「優越ガイドライン」という。）等を策定・公表している。

第2 実態調査等

1 液化天然ガスの取引実態に関する調査

(1) 調査趣旨

液化天然ガス（以下「LNG」という。）の需給については、近年、①東日本大震災後に停止していた原子力発電所の再稼動及び今後のエネルギー供給構成の多様化に伴う国内需給の緩和、②電力小売市場及びガス小売市場の全面自由化に伴う国内需給の見通しの不透明化、③アジアを始めとする世界的な需要量の増加、④非在来型天然ガスの開発等による世界的な供給量の増加といった要因による大きな環境変化が指摘されている。

前記①及び②により、国内需要者は、現在、LNGの余剰発生を見込んでいるものの、供給者の仕向地制限等により、今後、国内外にLNGの余剰を再販売することが妨げられること等を懸念している。

また、政府は、仕向地制限の撤廃等を働きかけるという方針を閣議決定している。

公正取引委員会は、このような状況を踏まえ、LNGの取引における独占禁止法又は競争政策上問題となるおそれのある取引慣行、契約条件等の有無等を明らかにするため、LNGの取引実態に関する調査を実施した。

(2) 調査方法

ア 需要者に対する書面調査

LNGの取引慣行、契約条件等の詳細について、国内需要者14社（合計シェア約96%）に対し、独占禁止法第40条に基づく報告命令を実施した（回答数14社。回答率100%）。また、LNGの取引慣行及び契約条件に関する見解について、国外需要者6社に対し、報告依頼を実施した（回答数4社。回答率約67%）。

イ 供給者に対する書面調査

LNGの取引慣行及び契約条件に関する見解について、国内外供給者32社（合計シェア約95%）に対し、報告依頼を実施した（回答数24社。回答率75%）。

ウ 聴取調査

需要者17社（国内需要者14社、国外需要者3社）、供給者10社（国内供給者3社、国外供給者7社）及びその他4社の合計31社に対し、聴取調査を実施した。

(3) LNGの取引実態

ア 概要

(7) 天然ガスの輸送方法

天然ガスは常温常圧で気体であるため、一般に、パイプラインを用いて生産地から消費地まで輸送することが多い。他方、生産地と消費地が相当程度離れている場合、長距離のパイプラインは敷設コストが高く、費用対効果が低下するため、LNGに液化した上で船舶により輸送することが多い。LNGの船舶輸送においては、約マイナス162℃の低温の液体を輸送又は貯蔵するための特別な輸送施設として、①天然ガスをLNGに液化する出荷基地、②LNGを天然ガスに気化する受入基地、③LNGを輸送する専用のLNG船がそれぞれ必要となる。

(4) LNGプロジェクト

LNGプロジェクトとは、石油会社によるLNG生産・販売の事業計画及び計画に基づく事業活動をいう。天然ガスの生産施設の建設等には数百億円から数千億円規模の資金が必要となるほか、LNGの出荷基地の建設等には数千億円から数兆円規模の巨額の資金が必要となるため、石油会社が開発段階において事業性を評価する必要があるとともに、融資の可否を審査する金融機関に対し、事業収益による返済の確実性を示す必要がある。そのため、石油会社は、最終投資決定前にLNGの販売先を確保しておく必要がある。

(5) 世界事情

天然ガスの長期契約による輸出入取引は、現状、主に輸送距離の関係上、北米域内、欧州向け及びアジア向けに大きく区分できる。しかし、LNGのスポット輸出入取引は、販売価格とコストが見合えば世界全体で取引が実施されている。

アジアにおいては、一般に天然ガスの生産地から離れていること、島国であること等の理由から、パイプラインに経済性がない国も少なくないなどの事情により、

LNG取引が基本である国が多い。

イ LNG売買契約

(7) 契約期間・契約数量

a 概要

LNG売買契約は、一般に、契約期間の長短により、期間契約（長期契約、中期契約及び短期契約）（注1）とスポット契約（注2）に区分されている。世界のLNGの大部分は、長期契約により取引されている。期間契約においては、通常、1年間当たりの取引数量を「年間契約数量」として規定しており、売主と買主には年間契約数量の供給義務と引取義務がそれぞれ課されている。

（注1）ここでは、1年以上4年未満の契約を短期契約、4年以上10年未満の契約を中期契約、10年以上の契約を長期契約という。

（注2）ここでは、カーゴ単位又は1年未満の契約をスポット契約という。

b 数量弾力条項

期間契約においては、通常、年間契約数量のうち一定の範囲について、一定の条件の下、買主が引取数量を増減させることを可能とする「数量弾力条項」を規定している。買主が引取数量を削減することができる範囲を「削減許容量」といい、買主が引取数量を増加することができる範囲を「増加許容量」という。

c Take or Pay 条項

期間契約においては、数量弾力条項に基づき買主が年間契約数量を増減した後の年間取引数量について買主に引取義務が発生するところ、この引取義務数量について、買主の現実の引取数量が不足する場合、買主が当該不足分の代金全額を支払う義務を負うとする「Take or Pay 条項」を規定している。

(4) 引渡条件

LNG売買契約のほとんど全ては、DES（Delivered Ex Ship）条件又はFOB（Free On Board）条件を採用している。DES条件は、引渡地点を輸入国の仕向港とする揚地渡し取引条件をいい、売主が仕向港まで物品を輸送するとともに、輸送に伴う一切の費用と危険を負担する。LNG売買契約においては、輸入国の受入基地が仕向港に該当する。FOB条件は、引渡地点を輸出国の船積港とする積地渡し取引条件をいい、買主が船積港から物品を輸送するとともに、輸送に伴う一切の費用と危険を負担する。LNG売買契約においては、輸出国の出荷基地が船積港に該当する。

(5) 仕向地条項

「仕向地条項」とは、契約書において、仕向地すなわちLNG船の目的地である仕向港として、一定の範囲の受入基地を指定している条項をいう。

DES条件の契約においては、引渡地点が受入基地であり、受入基地までの輸送責任を売主が負うことから、売主の輸送先となる引渡地点を特定するため、引渡地点を定める仕向地条項は必要不可欠な条項である。

FOB条件の契約においては、引渡地点が出荷基地であり、出荷基地からの輸送責任を買主が負うことから、売主の引渡地点ではない受入基地を定める仕向地条項

は必要不可欠な条項とはいえない。

(イ) 仕向地変更

期間契約を締結している買主は、個別のカーゴの仕向地について、仕向地として指定している範囲外の受入基地に変更することを希望する場合がある。

契約書を改定することなく、個別のカーゴの仕向地について、仕向地条項で指定した仕向地の範囲外の受入基地へ運用上変更することを「仕向地変更」といい、このような仕向地変更の条件を定める条項を契約書に規定している場合、当該条項を「仕向地変更条項」という。

仕向地変更の条件としては、①売主同意（売主が同意すること）、②安全性（仕向地変更先の受入基地の安全性が確認されていること）、③追加コスト支払（仕向地変更により売主に発生する追加費用を買主が全額支払うこと）、④配船上の許容性（売主が配船上対応可能であること。具体的には、仕向地変更により年間配船計画に支障が生じないこと）、⑤操業理由限定（買主の操業上の理由による仕向地変更の場合に限定すること）、⑥商業理由禁止（買主の商業上の理由による仕向地変更でないこと）、⑦売主顧客再販売禁止（売主の他の顧客への再販売を目的とした仕向地変更ではないこと）又は⑧買主直接再販売禁止（売主が仕向地変更先の第三者に直接販売すること）が挙げられる。

(ロ) 仕向地制限

契約上又は運用上、買主が仕向地を自由に設定・変更することに対する一定の制限を「仕向地制限」といい、契約上又は運用上、買主が仕向地を自由に設定・変更することができる程度を「仕向地柔軟性」という。

(ハ) 利益分配条項

「利益分配条項」とは、買主が第三者にLNGを再販売した場合に、買主が取得した利益の一部を売主に分配することを義務付ける条項をいう。分配の対象となる「利益」の算定方法として、売上総利益による場合と純利益による場合がある。

ウ 取引価格

(1) 概要

長期契約におけるLNGの取引価格は、通常、一定の算定式を用いて決定されている。代表的な算定式は、 $Y = aX + b$ （Y：取引価格、X：価格指標、a：係数、b：定数）である。基本的に、価格指標Xは、石油価格又は天然ガス市場価格が採用されている。係数a及び定数bは、個別交渉により決定されている。

日本の長期契約においては、現在、JCC価格（注3）を価格指標とする石油価格連動方式を採用する契約が大部分である。ただし、今後、HH価格（注4）等を価格指標とする市場価格連動方式を採用する契約が増加していく見込みである。また、石油価格連動方式と市場価格連動方式を組み合わせるハイブリッド方式の契約も増加していく見込みである。

なお、北米域内取引においては、市場価格連動方式が基本である。また、欧州向け取引においては、従来は石油価格連動方式が多かったものの、近年は市場価格連

動方式が増加している。アジア向け取引においては、石油価格連動方式が基本である。

(注3) J C C 価格 (Japan Crude Cocktail) は、財務省が貿易統計で月次公表している日本輸入原油平均価格。

(注4) ヘンリーハブ価格。ヘンリーハブは、北米における代表的な天然ガス現物価格形成地点である。

(4) 価格動向

天然ガスの価格指標は、特に平成21年以降、北米域内取引、欧州向け取引、アジア向け取引で大きく異なる水準にあり、LNGの平均輸入価格は、欧州とアジアで大きく異なる傾向がみられる。

また、LNGのスポット契約における取引価格は、平成26年以前の原油価格高騰期において、特に東アジアの需要が多いこともあり、地域に応じた価格差が存在した。しかし、平成27年以降の原油価格下落期において、新規プロジェクトの稼動や短期的な需要の拡大により、スポット契約が増大した結果、現在、スポット契約における取引価格の水準は世界的に同一となっている。

(4) 実証分析

一部の供給者は、仕向地制限を緩和すると取引価格が高くなる可能性を指摘している。そのため、期間契約において、仕向地柔軟性を含む契約条件が取引価格に与えている影響等について、計量分析（重回帰分析等）を行った。その結果、一部の契約条件を除き、仕向地柔軟性を含む契約条件と取引価格の間には、有意な関係が認められなかった。

(4) LNG取引の市場環境

ア 商品の範囲

日本の需要者は、基本的には一定数量の期間契約を締結して安定的にLNG需要を満たしているものの、需給変動に対応することや、予測しない需要の増加に対応することを目的として、カーゴ単位のスポット契約を締結している。このため、期間契約とスポット契約の間には、基本的に代替性は存在しないと考えられる。

以上を踏まえると、商品の範囲は、期間契約のLNG（以下「期間契約市場」という。）とスポット契約のLNG（以下「スポット契約市場」という。）とすることができ。

イ 地理的範囲

LNGについては、既に出荷基地を有している供給国と受入基地を有している需要国の間であれば、巨額の初期投資を要せず取引可能である。ただし、輸送距離が大きくなる場合に、燃料費、人件費等の変動費が高くなることや航海日数の不確実性が高まることとの関係上、需要者は、通常、比較的近距離の供給国から期間契約によりLNGを調達している。

したがって、アジアの需要者は、主に、中東、東南アジア、豪州等から期間契約によりLNGを調達している。他方、欧州の需要者は、主に、欧州域内、アフリカ、中東等から期間契約によりLNGを調達している（注5）。

期間契約におけるLNGの価格決定方式及び価格水準は、欧州とアジアで大きく異なる。アジアでは、各国の国内消費量、国内生産量等の条件は異なるものの、価格決定方式は各国共通で主に石油価格連動方式を採用しているほか、例えば日本と韓国では価格水準にも大きな差異はない。

他方、スポット契約については、裁定取引による利益が見込める場合や、急な需要に対応する場合、カーゴ単位の取引が行われているため、輸送距離は重要な要素ではあるものの、世界の供給者と需要者の間でLNGのスポット契約による取引が行われている。また、スポット契約におけるLNGの価格は、世界的に相対交渉で決定されている。スポット契約による取引の価格水準は、平成26年までの原油価格高騰時には欧州とアジアで異なるものの、平成27年以降の原油価格下落時には世界的に同一水準となっている。

以上を踏まえると、期間契約市場における地理的範囲は、日本を含むアジアの需要者を対象とする中東、東南アジア、豪州等の供給者によるLNG販売市場（以下「アジア市場」という。）とすることができる（注6）。

また、スポット契約市場における地理的範囲は、世界の需要者を対象とする世界の供給者によるLNG販売市場（以下「世界市場」という。）とすることができる（注7）。

（注5）アジア及び欧州の需要者は、今後、北米等からもLNGを調達する見込みである。

（注6）日本を含むアジアの需要者を対象とする北米等の供給者によるLNG販売は、今後増加することが確実と見込まれており、近い将来のアジア市場への競争圧力として考慮することが適当と考えられるものの、現時点でほとんど取引が開始されていないため、地理的範囲には含めていない。

（注7）スポット契約の増加を希望する需要者の声はみられるものの、現時点では限定的であり、期間契約の市場に対する競争圧力としても十分には機能していないと考えられる。

ウ 小括

本実態調査においては、以上を踏まえ、主に、期間契約市場のうち日本向けの仕向地制限が、①期間契約市場（アジア市場）及び②スポット契約市場（世界市場）における競争に与えている影響を検討している。

なお、多くのLNGが期間契約により取引されている現状においては、需要者にとっては、スポット契約市場で調達可能な数量は限られており、かつ、期間契約においては売主の供給義務及び買主の引取義務があるため、需要者が新たに調達することの可能なLNGの数量は、①供給者が供給可能なLNGの数量から期間契約締結済みの数量を除いた残余の数量と、②供給者と期間契約を締結済みの需要者から再販売されるLNGの数量に限られている。

(5) 競争政策上の考え方

ア 仕向地制限

(7) 競争制限効果

LNGの期間契約の売主である供給者が、仕向地制限によって買主である需要者が行うLNGの再販売を制限することにより、再販売を行おうとする又は行っている需要者が、期間契約の売主である供給者の競争者として期間契約市場（アジア市

場)に参入する機会を排除し若しくは当該市場で取引する機会を減少させ、又は、供給者若しくはトレーダーの競争者としてスポット契約市場(世界市場)に参入する機会を排除し若しくは当該市場で取引する機会を減少させるような状態をもたらすおそれ(以下「市場閉鎖効果」という。)が生じる場合には、原則として、独占禁止法上問題となる(拘束条件付取引)。

LNGの期間契約の売主である供給者の期間契約市場(アジア市場)又はスポット契約市場(世界市場)におけるシェアは、個々にみれば必ずしも高いとはいえないが、LNGの期間契約における仕向地制限は、複数の供給者がそれぞれ並行的に行っていることから、一の供給者のみが行う場合と比べ、期間契約市場(アジア市場)又はスポット契約市場(世界市場)全体として市場閉鎖効果が生じる可能性が高い。

また、多くのLNGが長期契約により取引されている現状においては、多くの需要者にとっては、契約中の期間契約の期間満了・更新の機会においても、期間契約により調達している規模の数量について代替的な供給者を見出すことは容易でない。すなわち、契約中の期間契約においては、売主の供給義務及び買主の引取義務があるため、需要者が期間契約市場において新たに供給者から調達することの可能な数量は、供給者が供給可能な数量から期間契約締結済みの数量を除いた残余の数量に限られている。また、現状ではスポット契約市場の規模が小さいため、需要者がスポット契約市場において供給者から調達可能な数量をもって、期間契約により調達している規模の数量を満たすこともできない。加えて、他の需要者が供給者と締結中の期間契約により購入しているLNGを当該他の需要者から期間契約市場又はスポット契約市場で調達することも、多くの場合は当該他の需要者が供給者から仕向地制限を受けているために困難である上、仕向地制限の問題がない場合であっても調達可能な数量は、当該他の需要者から再販売される数量に限られている。このように、需要者が新たに調達することの可能なLNGの数量が限られていることから、一の供給者のみが行う仕向地制限であっても、期間契約市場(アジア市場)又はスポット契約市場(世界市場)全体として市場閉鎖効果が生じる可能性が高い。

なお、市場閉鎖効果が生じる場合は、それ自体、原則として独占禁止法上問題となるものであるが、再販売先の市場価格よりも低い価格による再販売が制限されることから、仕向地制限を行っているLNGの期間契約の売主である供給者の期間契約市場(アジア市場)又はスポット契約市場(世界市場)における販売価格を維持する効果も生じるものと考えられる(注8)。

(注8) スポット契約市場(世界市場)の価格低下は期間契約市場(アジア市場)の価格低下につながる競争圧力として一定程度機能すると考えられる。

(4) FOB条件

FOB条件の契約においては、引渡地点は船積港の出荷基地であり、出荷基地からの輸送責任等を買主が負うことから、仕向地条項は引渡地点を定める条項ではないという意味において、売主の引渡地点ではない受入基地を定める仕向地条項は必要不可欠な条項とはいえない。

FOB条件の契約においては、通常、出荷基地の引渡時点でLNGの所有権、危険負担等が売主から買主へと移転する。したがって、FOB条件の契約においては、仕向地制限は、既に買主に所有権、危険負担等が移転したLNGについて、買主が自ら適切と判断する形で再販売する自由を制限するものであることから、仕向地条項を定めた上で仕向地変更を制限することに、通常、合理性は認められない。

以上を踏まえれば、通常、FOB条件の期間契約において、仕向地条項を規定すること自体、必要性があるとまではいえず、合理性があるともいい難いと考えられ、独占禁止法上問題となるおそれがある（拘束条件付取引）。

また、仕向地条項を規定するとともに仕向地変更を制限することは、DES条件の場合に比して必要性・合理性が認められる範囲がより狭いと考えられ、独占禁止法上問題となるおそれが強い（拘束条件付取引）。

(7) DES条件

DES条件の契約においては、引渡地点は仕向港の受入基地であり、仕向港までの輸送責任等を売主が負うことから、仕向地条項が引渡地点を定める条項であるという意味において、仕向地条項は必要不可欠な条項である。ただし、買主が、操業上又は商業上の理由により、個別のカーゴの仕向地を運用上変更することを希望する場合があります、このような場合、買主は、仕向地変更の希望を売主に伝えて売主の同意を得ることができれば、個別のカーゴの仕向地を変更することができる。

DES条件の期間契約において、仕向地変更の条件を契約に規定していなくても、運用上合理的な変更が認められていれば、独占禁止法上問題となるものではない。ただし、仕向地変更の条件を明示することにより、買主の予見可能性を高めることが望ましい。

a 売主同意

仕向地変更条項を規定している契約についても、契約書に「売主が同意すること」が必要という条件しか定められていないため、同意を得るための具体的な条件が不明確な場合がある。

供給者からは、DES条件では売主が輸送責任等を負うため、仕向地変更の内容が売主として責任を負担できるものかどうか、事前に調査した上で同意する必要があるという指摘がみられるところ、「売主が同意すること」は、必要性・合理性を満たしていることを売主が確認するという意味において、自然な手続であると考えられる。

他方、需要者からは、売主に操業上の支障が生じる場合を除き、売主が同意を留保することに合理性があるとは考えられないという指摘や、同意しない理由について売主から説明がなされない場合もあるという指摘もみられるところ、必要性・合理性のある条件を満たしているにもかかわらず同意しない場合には、運用上合理的な変更が認められていないものと考えられる。

b 一定の必要性・合理性が認められる条件

安全性の条件について、紛争当事国や経済制裁対象国の受入基地その他安全性に問題のある受入基地への仕向地変更は、スケジュールの遅延等が発生し、売主

のオペレーションに支障が生じるおそれがあるとする供給者の指摘には、合理性が認められる。また、買主が仕向地変更を希望するカーゴのLNG船が、変更後の受入基地のある仕向港に過去に入港したことがない場合についても、売主が船陸整合性を確認する必要がある、確認できない場合には売主のオペレーションに支障が生じるおそれがあるという限りにおいて、供給者の指摘には、合理性が認められる。

追加コスト支払の条件について、買主が希望した仕向地変更に伴い売主に実際に生じた追加コストの範囲内であれば、買主が追加コストを支払うよう求められることには、合理性が認められる。

配船上の許容性の条件について、当初の仕向地と比較して輸送距離や輸送時間が増加する受入基地への仕向地変更は、売主のオペレーションに支障が生じるおそれがあるという供給者の指摘には、合理性が認められる。ただし、具体的に、LNG船が出荷基地に到着するタイミングが何日又は何時間遅延するとその後のスケジュールに影響が及ぶこととなるかは出荷基地により異なり、また、その時点の具体的な配船日程の状況次第と考えられる。買主の負担において売主のオペレーションに支障が生じない代替的な措置（買主が別の船を用意するなど）が可能な場合には、売主が仕向地変更を拒否することに合理性は見出し難い。

c 競争制限的な条件

操業理由限定の条件及び商業理由禁止の条件は収益目的の再販売のための仕向地変更を禁止するものであり、売主顧客再販売禁止の条件は売主と競合する顧客への再販売のための仕向地変更を禁止するものであり、買主直接再販売禁止の条件は一切の再販売を禁止するものであり、いずれも競争制限的な目的を有することは明らかと考えられる。

d 小括

以上を踏まえれば、DES条件の期間契約において、引渡地点を定めるために、仕向地条項を規定すること自体は、独占禁止法上問題となるものではない。

また、仕向地変更条項に「売主が同意すること」を条件として定めることや、一定の必要性・合理性のある条件を定めること自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。ただし、仕向地変更条項を規定していない場合も含め、運用において、必要性・合理性のある条件を満たしているにもかかわらず、条件を満たしていないものと主張して同意を拒否する場合、独占禁止法上問題となるおそれがある（拘束条件付取引）。

他方、仕向地変更条項に競争制限的な条件を定めることや、運用において、競争制限的な条件を仕向地変更の条件とすることは、通常、合理性がないと考えられ、独占禁止法上問題となるおそれが強い（拘束条件付取引）。

イ 利益分配条項

(7) 競争制限効果

LNGの期間契約における利益分配条項は、売主に分配する再販売利益の算定方

法及び分配割合に応じて、買主の収益が悪化するため、収益目的の場合を中心に、再販売の機会を喪失させる効果があり、事実上、日本の需要者がLNGを他の需要者等に再販売することを間接的に制限しているものと考えられる。

また、再販売利益の算定方法及び分配割合が不明確な場合や、売主が買主に競争上機微な情報を提供するように求める場合には、再販売の機会を喪失させる効果は更に強くなるものと考えられる。

LNGの期間契約の売主である供給者が、利益分配条項によって買主である需要者が行うLNGの再販売を間接的に制限することにより、市場閉鎖効果が生じる場合には、原則として、独占禁止法上問題となる（拘束条件付取引）。

(4) FOB条件

FOB条件の契約においては、通常、出荷基地の引渡時点でLNGの所有権、危険負担等が売主から買主へと移転する。したがって、FOB条件の契約においては、利益分配条項は、既に買主に所有権、危険負担等が移転したLNGについて、買主が自ら適切と判断する形で再販売する自由を間接的に制限するものであることから、利益分配条項を規定することに、通常、合理性は認められない。

以上を踏まえれば、FOB条件の期間契約において、利益分配条項を規定することは、通常、合理性がないと考えられ、独占禁止法上問題となるおそれが強い（拘束条件付取引）。

(5) DES条件

DES条件の契約においては、通常、受入基地の引渡時点でLNGの所有権、危険負担等が売主から買主へと移転する。したがって、DES条件の契約においては、利益分配条項は、まだ買主に所有権、危険負担等が移転していないLNGについて、買主が売主の同意を得て契約条件（仕向地）を変更して再販売を行うことの引換えとして、売主に再販売利益を分配するものであることから、買主が再販売することを間接的に制限しているものの、買主には自ら適切と判断する形で再販売する自由があるわけではないため、一概に合理性がないとはいえない。買主の希望する仕向地変更により、売主に生じる定量化が困難なリスクについて、事前に利益の分配方法を定めることで、迅速かつ円滑な解決を図るという考え方にも、一定の合理性は認められる。

以上を踏まえれば、DES条件の期間契約において、買主の希望に応じて契約条件（仕向地）を変更することに同意し、買主の再販売を可能にするものの代償を売主が求めることに、一概に合理性がないとはいえず、その手段として利益分配条項を規定すること自体が直ちに独占禁止法上問題となるものではない。ただし、後記a又はbの場合、独占禁止法上問題となるおそれがある（拘束条件付取引）。

a 算定方法及び分配割合

再販売の実現に対する売主の具体的な貢献の如何にかかわらず売主への分配割合を高くすることや、再販売「利益」として売上総利益を用いることによって、合理性が認められない分配結果をもたらす場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（拘束条件付取引）。

また、再販売「利益」の算定方法及び分配割合が事前に明確にされていない場合には、一層、独占禁止法上問題となるおそれがある（拘束条件付取引）。

したがって、あらかじめ契約書上に再販売「利益」の算定方法及び分配割合を規定しておくことが望ましい。

b 再販売に係る情報開示

D E S 条件の場合、船積港を出港後の輸送責任等は売主にあることから、買主は変更後の受入基地を売主に伝える必要があるものの、再販売先が誰かという情報は、売主が輸送責任等を果たす上でも再販売利益を算定する上でも、必要な情報とまではいえないと考えられる。また、利益分配を行う場合、買主は再販売利益を売主に伝える必要があるが、再販売「利益」として純利益を用いるときは、再販売価格及び（再販売利益から除く）再販売コストはいずれも、再販売利益を算定する上で、必要な情報とまではいえないと考えられる。

一般に、利益構造やコスト構造は、事業者の価格交渉力を確保する観点から重要な情報であることから企業秘密として管理されており、当該情報を売主に片務的に開示させることは、買主が価格交渉において不利な立場に立つため、買主の再販売を妨げる効果を有するものである。

以上を踏まえば、売主が買主に対し、買主の利益構造やコスト構造の開示を要求することにより買主の再販売を妨げる効果を有する場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（拘束条件付取引）。

したがって、少なくとも、再販売コストの詳細な内訳やその証拠まで提供するように求めることはせず、必要最小限の情報の共有にとどめることが望ましい。

ウ Take or Pay条項

巨額の初期投資と融資を必要とするL N Gプロジェクトにおいては、需要者による安定的な代金全額の支払保証が最終投資決定の重要な要素となる。この意味において、L N G取引の期間契約にTake or Pay条項を規定することには、一定の必要性・合理性は認められ、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。ただし、売主の取引上の地位が買主に対して優越している場合に、初期投資回収後において、買主と十分協議することなく一方的に、厳格な引取義務数量を定めた上でTake or Pay条項を課すことは、独占禁止法上問題となるおそれがある（優越的地位の濫用）。

(6) 今後の対応

L N Gの売主においては、本実態調査を踏まえ、新規契約締結時や契約期間満了後の更新時において、再販売の制限等につながる競争制限的な契約条項や取引慣行を定めないことが必要である。また、契約期間満了前の既存契約においても、少なくとも、再販売の制限等につながる競争制限的な取引慣行を見直すことが必要である。

L N Gの買主においては、期間契約市場及びスポット契約市場の競争が促進されることで、L N G調達コストの低減が実現した場合、電気料金や都市ガス料金に適正に反映し、消費者利益の向上を図ることを期待する。

公正取引委員会としては、引き続き、LNGに関する取引の動向を注視していくとともに、独占禁止法に違反する行為に対しては厳正に対処していく。

2 公立中学校における制服の取引実態に関する調査

(1) 調査趣旨

公立中学校の制服は、学校が指定することが一般的であるところ、その価格は入学に当たって準備する品目の中でも比較的高額なものとなっており、また、制服の販売価格は、近年、上昇傾向にある。

公正取引委員会は、このような状況を踏まえ、公立中学校の制服取引において、制服を指定する学校が制服の製造業者及び販売業者に対して行う行為のほか、製造業者及び販売業者が行う行為について、独占禁止法又は競争政策上問題となるおそれのある取引慣行等の有無を明らかにするため、公立中学校における制服の取引実態に関する調査を実施した。

(2) 調査対象等

ア 調査対象

入学者選抜（学力検査、適性検査等）を実施していない公立中学校の制服に関する取引について調査を行った。

イ 調査方法

(7) 書面調査

全国の公立中学校約1万校の中から、600校に対し、制服の指定・仕様、学校と制服の製造業者との関係、学校と制服の販売業者との関係、制服の販売価格等に関して、書面調査を行った（回答数447校／回収率74.5%）。

(4) 聴取調査

制服の製造業者4社、制服の販売業者7社、公立中学校27校及びその他7名に対し、聴取調査を行った。

(3) 制服の取引実態

ア 制服の概要

(7) 制服について

公立中学校（以下「学校」という。）が指定する制服には、男子生徒の場合、詰め襟又はブレザー（いずれもスラックスを含む。以下同じ。）があり、また、女子生徒の場合、セーラー服、ブレザー又はイートン服（いずれもスカート等を含む。以下同じ。）がある。制服の製造業者（以下「制服メーカー」という。）は、いずれの種類の制服も製造することができる。

制服は、一般に、学校単位の小ロット生産であり、スケールメリットが小さい商品である。また、制服は一般的な既製服とは異なり、通常、制服を着用する生徒の保護者から、①制服を購入した後の生徒の成長に伴うサイズ直し、補修等のアフ

ターサービス、②在学中の3年間着用できる品質、③入学式に着用可能となるための確実な納品が求められるといわれている。さらに、④制服の仕様は定期的に変更されることは少なく、長期間同じ仕様となる場合が多いため、制服を指定する学校は、一定期間、同じ仕様の制服を常時提供できることを制服メーカーに求めている。

(イ) 制服の市場

中学校、高等学校等における制服、夏服の学生服、体操服等を含んだ制服等の市場規模は、約1100億円とされているところ、制服メーカーの大手4社（以下、単に「大手4社」という。）が制服等の市場の7割以上のシェアを占めているとみられ、学校の制服の市場においても大手4社が高いシェアを有しているものと考えられる。

制服は、洋品店、スポーツ用品店、学生服専門店、量販店、百貨店といった販売業者（以下「販売店」という。）で販売されているほか、最近では、インターネット通信販売や中古販売店でも制服が販売されている。制服の仕様は学校ごとに異なるため、学校ごとで販売店間による競争が行われている。

(ウ) 制服の流通

制服は、一般に、制服メーカーが、直接又は卸売業者（制服メーカーの販売子会社を含む。）を経由して、販売店に卸売を行い、生徒・保護者は販売店から制服を購入している。

学校は、通常、自ら直接制服を購入することはないが、学校活動に必要な制服を生徒・保護者に購入させることにより生徒・保護者に一定の経済的負担を負わせているため、生徒や保護者の要望を考慮して、制服メーカー及び販売店に対して、制服の取引に関し一定の関与を行っている場合がある。

イ 制服の指定

書面調査において回答があった学校（447校）のうち、制服を指定していると回答した学校は98.4%であり、全国のほとんど全ての学校で制服が指定されていた。

学校が制服を指定する理由としては、「秩序維持、生徒指導のため」が最も多く、次いで、「学校への所属意識を高めるため」、「生徒や保護者の経済的負担を軽減するため」であった。

ウ 制服の仕様

制服の各種類における学校の指定状況は、男子生徒の制服については、詰め襟を指定する学校が一番多く、次いでブレザーであり、女子生徒の制服については、セーラー服、ブレザー、イートン服の順であった。

学校が指定する制服の具体的な仕様の内容は、学校独自の仕様（学校が制服メーカーによるコンペ等の選定手続を実施して採用するなど、広く一般には製造、販売されていない制服の仕様）を定めるもの、色・種類のみを定めるもの等、学校間でまちまちであった。詰め襟には、日本被服工業組合連合会が一定の仕様を定めた標準型学生服があり、当該標準型学生服を制服の仕様として定めている学校も全国的に多くみられたが、女子生徒の制服には、標準型学生服のように統一された仕様の制服はな

かった。

エ 制服の仕様変更

(7) 仕様変更の手続

制服の仕様変更は、制服検討委員会（注）を設置して、新制服を導入する数年前から検討を行い、複数の制服メーカー等が参加するコンペを開催するなどして実施されている。その後、制服メーカーから提案を受けた制服のデザイン、機能性、販売価格、制服メーカーの生産能力等の検討、生徒、保護者、学区に所在する小学生等へのアンケートの実施をするなどして、新制服を決定する例が多い。

制服を指定している学校（441校）のうち、制服の仕様変更は、直近5年度（平成24年4月から平成29年3月までの期間をいう。以下同じ。）において、39校で行われていた。制服の仕様変更に当たり、制服メーカー又は販売店が参加するコンペ等の選定手続を実施した学校が56.4%、次いで、コンペ等の選定手続を実施せず、特定の制服メーカーに依頼した学校が20.5%であった。

（注）学校長、教職員、生徒の代表、PTAの代表者等から構成される組織をいう。

(4) 仕様変更の際の価格条件

直近5年度において、制服の仕様変更を行った学校（39校）のうち、制服の仕様変更に当たり、価格条件を提示した学校は23.1%であった。

オ 学校と制服メーカーとの関係

(7) 制服メーカーの指定

学校は、特定の制服メーカーを指定し、自校の制服の製造を依頼している場合があるところ、制服を指定している学校（441校）のうち、制服メーカーを指定している学校は、21.3%であった。

(4) 指定する制服メーカーの見直し

制服メーカーを指定している学校は、指定した制服メーカーの見直しを行っていないことが多く、また、いつ、どのような経緯で制服メーカーの指定を行ったのか分からないまま、今も同じ制服メーカーを指定し続けている事例も一部あった。

カ 学校と制服の販売店との関係

(7) 学校による販売店の案内

学校は、新入生及びその保護者に対して実施する入学説明会等において、制服の仕様、制服の採寸方法、自校の制服を取り扱っている販売店の案内を行うことが多い。

学校による販売店の案内方法は、以下のとおり大別される（学校が指定する制服の仕様を満たすのであれば、どこの販売店から購入してもよいとする場合もある。）。

- ① 学校が指定する販売店から制服を購入するよう案内する（当該販売店を以下「指定販売店」という。）。
- ② 制服を取り扱う販売店の案内はするものの、学校の制服の仕様を満たすのであ

れば、学校が案内する販売店以外で制服を購入してもよいと案内する（当該販売店を以下「取扱販売店」という。）。

(イ) 販売店の新規参入・見直し

a 販売店から学校への申入れ

直近5年度において、販売店が学校に対し、制服の販売店として案内してほしいと申入れを行った件数は30件あり、このうち、当該申入れを受け入れた学校が63.3%、当該申入れを受け入れたものの、既存の販売店との調整等を求めた学校が13.3%、多忙等の理由により申入れに対する回答を保留した学校が6.7%であった。

b 今後販売店から申入れがあった場合の学校の対応

今後、販売店から自校の制服を取り扱っている旨を生徒・保護者に案内してほしいとの申入れがあった場合、どのような観点から検討するかについては、直近5年度において、販売店から学校に対し、制服の販売店として案内してほしい旨の申入れが行われなかった学校（410校）のうち、販売価格（26.6%）、利便性（22.4%）、仕様（17.1%）、安定供給（8.3%）、品質、機能性（7.6%）、アフターサービス（4.6%）といった制服の価格・品質、販売店の利便性・信頼性の観点から検討するという回答が多くみられた。

他方、制服の価格・品質や販売店の利便性・信頼性ではなく、既に案内している販売店や複数の販売店が集まり組織された組合（法律の規定に基づいて設立されたものではない任意の組合をいい、以下「任意組合」という。）との協議、加入等を条件とする学校も一部（7.6%）あった。

c 指定販売店等の見直し

指定販売店又は取扱販売店（以下「指定販売店等」という。）を案内している学校（323校）のうち、指定販売店等の定期的な見直しを行っていない学校は83.6%であり、大部分の学校は指定販売店等の定期的な見直しを行っていなかった。

キ 制服の販売価格の決定者

指定販売店等を案内している学校（323校）のうち、制服の販売価格の決定者は、「販売店が決定」が35.3%で最も多かったものの、学校が販売価格の決定に関与する場合もあり、「学校が決定」が1.2%、「学校、販売店が協議の上決定」が8.4%、「学校、制服メーカーが協議の上決定」が4.6%、「学校、制服メーカー、販売店が協議の上決定」が12.1%であり、合計で26.3%の学校が販売価格の決定に関与していた。

なお、販売価格の決定者に関する回答は、学校の認識によるものである。

ク 制服の販売価格

(7) 制服一式の販売価格

制服一式の販売価格は、男子生徒、女子生徒ともに、最も多い販売価格帯は3万

円以上3万5000円未満、次いで、男子生徒の場合は、2万5000円以上3万円未満、女子生徒の場合は、3万5000円以上4万円未満であった。

制服一式の種類別に販売価格をみると、男子生徒、女子生徒ともにブレザー一式が高い傾向がみられた。

(イ) 自治体が制服の仕様の共通化を行っている場合の販売価格

制服は学校ごとに仕様が定められているが、一部の市では、同一市内における学校の制服の仕様について共通化を行っているところ、仕様の共通化を行っている自治体の平均販売価格は、行っていない自治体の平均販売価格よりも安い傾向がみられた。

(ロ) 指定販売店等の販売店数の違いによる販売価格

案内する指定販売店等が4販売店以上の場合の平均販売価格は、イートン服を除いて、案内する指定販売店等が1販売店の場合の平均販売価格よりも安い傾向がみられた。

(ハ) 学校が販売価格の決定に関与している場合の販売価格

学校が制服の販売価格の決定に関与する場合の平均販売価格は、イートン服を除いて、関与しない場合の平均販売価格よりも安い傾向がみられた。

ケ 実証分析

制服の販売価格について、指定販売店等の販売店数等による制服の販売価格への影響について、計量分析（重回帰分析）を実施した結果、以下の場合には、制服の販売価格が統計的に有意に安くなるという分析結果が得られた。

- ① 自治体が制服の仕様の共通化を行っている場合
- ② 学校が案内する指定販売店等の販売店数が増加した場合
- ③ 指定販売店等を案内している学校のうち、学校が販売価格の決定に関与した場合

(4) 制服の取引における公正な競争の確保

ア 制服メーカー及び販売店の販売活動等に対する学校の関与

(7) 留意する必要がある行為

学校が制服の取引に関与する際に、関与の方法によっては、制服メーカー又は販売店の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがあり、次の点に留意する必要がある。

a 制服メーカーの販売活動に対する学校の関与

①学校が、制服メーカーに対して、コンペや見積り合わせにおいて、制服メーカーが提示した価格を実際に保護者が購入する際の販売店における販売価格にすように求めること、②学校、制服メーカー及び販売店の三者で制服の販売価格を取り決めること又は③学校が制服メーカーに対して販売店の販売価格を統一させるように求めることにより、制服メーカーが販売店の販売価格の自由な決定を拘束する場合は、制服メーカーの行為が独占禁止法上問題となり得る（再販売価格の拘束）。

b 販売店の販売活動に対する学校の関与

学校が販売店に対して販売価格を抑制するよう一般的に依頼することがあるが、①学校が制服の仕様変更時に制服メーカーが提示した販売価格を販売店に提示すること又は②学校が販売店間で販売価格を合わせることを依頼することにより、販売店が共同して販売価格の決定を行う場合は、販売店の行為が独占禁止法上問題となり得る（不当な取引制限）。

c 販売店の参入に対する学校の関与

①学校が指定販売店等の選定基準として既存の指定販売店等の意見や了承を求めることを設け、新たに指定販売店等としての案内を希望する販売店について、既存の指定販売店等に対して意見、了承を求めること、②学校が新たに指定販売店等としての案内を希望する販売店に対して、既存の指定販売店等との調整等を求めることに対して、既存の指定販売店等が不当に対応を拒む場合は、既存の指定販売店等の行為が独占禁止法上問題となり得る（競争者に対する取引妨害）。

また、学校が新たに指定販売店等としての案内を希望する販売店に対して任意組合との協議、加入等を求めた際に、任意組合が応じない場合は、任意組合の行為が独占禁止法上問題となり得る（競争者に対する取引妨害、事業者団体の一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数の制限）。

(i) 学校に対して期待する取組

学校が制服の取引に関与する際には、制服メーカー間及び販売店間の競争が有効に機能するよう、次の取組が行われることを期待する。

a 制服メーカー及び指定販売店等の選定について

制服メーカー間や販売店間の競争を促すことは、生徒・保護者に対して安価で良質な制服が提供される可能性を高めることとなるため、学校においては、①コンペ、入札、見積り合わせといった方法で制服メーカーや指定販売店等を選ぶこと、②制服の仕様が学校独自であることを理由に制服メーカーを指定している場合においては、その指定の必要性を確認すること、③新規参入希望者から制服の仕様開示を求められた際には特段の事情がない限り仕様の開示に応じること、④販売店から参入希望の申入れが行われた際には合理的な理由のない限り回答の保留は行わないことが望まれる。

また、学校が、指定販売店等を案内している状況において、新規の販売店から指定販売店等としての案内の申入れを受け入れるなどして指定販売店等を増やすことは、制服の購入窓口の増加を通じて、生徒・保護者にとってより好ましい取引環境を作り出すこととなるため、指定販売店等を案内している状況では、指定販売店等を増やすことが望まれる。

b 制服の販売価格への関与について

学校が制服メーカーに対してコンペや見積り合わせを行う際に、学校が制服の販売価格に関与する場合には、①コンペや見積り合わせにおいて制服メーカーに求める提示価格を販売店への卸売価格とすること、②コンペの参加要件の基準として、既存の制服又は他の中学校の制服の販売価格と同程度以下の想定販売価格

を提示できることを定めること、③コンペにおいて、新制服の販売価格を既存の制服の販売価格以下の価格にするよう要望することといった方法によることが望まれる。

また、学校が販売店に対して販売価格を抑制するよう依頼する場合には、販売店が共同して販売価格の決定を行うといった独占禁止法違反行為を誘発しない方法で行われることが望まれる。

イ 制服メーカー及び販売店に対して期待する取組

制服メーカー及び販売店においては、自ら独占禁止法違反行為を行う場合はもちろんのこと、学校の関与を契機として行われた行為であっても、当該行為が独占禁止法違反行為の要件に該当する場合には直接法的責任を問われることに留意して、適正な取引が行われることを期待する。

(5) 今後の対応

公正取引委員会は、制服の取引について、競争が促進されることによって生徒・保護者に良質で安価な制服が提供されることを期待している。また、学校も制服の購入者たる生徒の保護者の経済的負担を軽減させる観点から取組を行っているところ、当委員会としては、学校関係者等に対して積極的に調査結果の周知を図るとともに、引き続き、学校における制服の取引の動向を注視し、独占禁止法に違反する行為に対しては厳正に対処していく。

3 大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書

(1) 調査の趣旨・方法

ア 調査の趣旨

公正取引委員会は、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制及び下請法に基づき、納入業者に不当に不利益を与える行為に対し厳正に対処するとともに、違反行為の未然防止に係る取組を行っている。また、この未然防止の取組の一環として、当委員会は、優越的地位の濫用規制上又は下請法上問題となり得る事例が見受けられる取引分野について、取引の実態を把握するための調査を実施している。

大規模小売業者の間では、消費者のニーズに対応するための競争が活発に行われる一方で、公正取引委員会は、優越的地位の濫用行為について、平成25年度から平成28年度までの間、毎年度20件前後の注意を小売業者に対して行っている。このような実情を踏まえ、当委員会は、大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査を実施した。

イ 調査方法

特定地域で高いシェアを有する小売業者との取引も対象とするため、大規模小売業告示の規制対象となる大規模小売業者（注1）だけでなく、年間売上高70億円以上の全国の小売業者いずれかと取引があると思われる納入業者3万1955名を無作為に抽出

し、調査票を送付して、書面調査を実施した（調査票の発送数、回答者数及び大規模小売業者との取引があると回答した者の数は第1表参照）。

（注1）一般消費者により日常使用される商品の小売業者で、次の①又は②のいずれかに該当する者（コンビニエンスストア本部等のフランチャイズチェーンの形態を採る事業者を含む。）

- ① 前事業年度の売上高が100億円以上の者
- ② 次のいずれかの店舗を有する者
 - ・東京都特別区及び政令指定都市においては店舗面積が3,000㎡以上
 - ・その他の市町村においては店舗面積が1,500㎡以上

第1表 調査票の回答状況

発送数（A）	回答者数（B） （回答率B/A）	大規模小売業者との取引が あると回答した者（C） （回答率C/A）
31,955	11,233 (35.2%)	8,201 (25.7%)

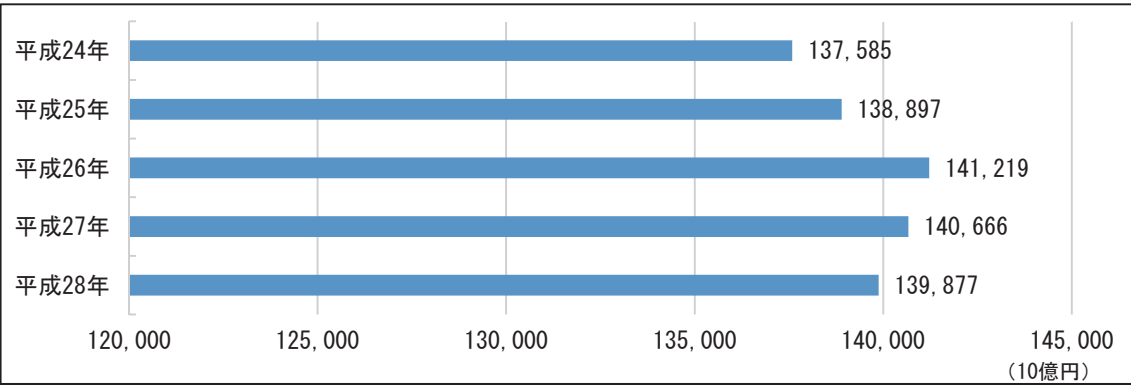
※ 調査対象期間：平成28年7月1日～平成29年6月30日

(2) 小売業界の動向

小売業販売額の推移

直近5年間の国内小売業における販売額をみると、平成28年の国内小売業販売額は約140兆円であり、2年連続減少している（第1図参照）。

第1図 国内小売業販売額の推移（注2）



（注2）出所：経済産業省「商業動態統計」

(3) 調査結果

ア 納入業者の概要

(7) 資本金の額

納入業者の資本金の額は、「1000万円以下」が44.6%と最も多く、次いで「1000万円超5000万円以下」が34.6%であった（第2表参照）。

第2表 納入業者の資本金の額

資本金区分	回答者数	割合(%)
1000万円以下	3,591	44.6
1000万円超5000万円以下	2,787	34.6
5000万円超1億円以下	1,078	13.4
1億円超3億円以下	167	2.1
3億円超	422	5.2
合計	8,045	100.0（注3）

（無回答156名）

（注3）各欄の割合は少数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合がある。以下同じ。

(4) 主要取引先への取引依存度

主要取引先への取引依存度（納入業者の売上高に対する主要取引先の売上割合）は、「10%以下」が60.3%と最も多く、次いで「10%超30%以下」が27.3%であった（第3表参照）。

第3表 主要取引先への取引依存度

取引依存度	取引数	割合(%)
10%以下	10,874	60.3
10%超30%以下	4,924	27.3
30%超50%以下	1,062	5.9
50%超	1,163	6.5
合計	18,023	100.0

（無回答1,266取引）

(5) 主要取引先との取引年数

主要取引先との取引年数は、「20年超」が35.1%と最も多く、次いで「5年超10年以下」が19.3%であった（第4表参照）。

第4表 主要取引先との取引年数

取引年数	取引数	割合(%)
5年以下	2,405	14.4
5年超10年以下	3,225	19.3
10年超15年以下	2,419	14.4
15年超20年以下	2,818	16.8
20年超	5,879	35.1
合計	16,746	100.0

(無回答2,543取引)

イ 大規模小売業者と納入業者との取引の状況

(7) 問題となり得る行為がみられた取引数及び割合（行為類型別）

問題となり得る行為がみられた取引の状況を行為類型別にみると、「協賛金等の負担の要請」が6.7%（1,302取引）と最も多く、次いで「返品」が6.4%（1,232取引）、「取引の対価の一方的決定（買ったたき）」が3.6%（693取引）と続いている。

問題となり得る行為が1つ以上みられた取引は、集計対象取引（注4）全体の15.9%（3,063取引）であった（第5表参照）。

（注4）集計対象取引は、1万9289取引である。

第5表 問題となり得る行為がみられた取引数及び割合（行為類型別）

行為類型	問題となり得る行為がみられた取引数	集計対象取引に占める割合
協賛金等の負担の要請	1,302	6.7%（1,302/19,289）
返品	1,232	6.4%（1,232/19,289）
取引の対価の一方的決定（買ったたき）	693	3.6%（693/19,289）
購入・利用の要請	657	3.4%（657/19,289）
従業員等の派遣の要請	522	2.7%（522/19,289）
減額	370	1.9%（370/19,289）
受領拒否	214	1.1%（214/19,289）
支払遅延	180	0.9%（180/19,289）
合計（上記行為が1つ以上みられた取引数）	3,063	15.9%（3,063/19,289）

④ 主要取引先の業態における問題となり得る各行為類型の割合

主要取引先の業態別に問題となり得る各行為類型の割合をみると、他の業態と比較し、特に割合が大きいものは、「ドラッグストア」による「返品」が17.3%、「ホームセンター」による「協賛金等の負担の要請」が13.8%、「ディスカウントストア」による「従業員等の派遣の要請」が8.5%、「ドラッグストア」、「ディスカウントストア」及び「100円ショップ」による「買ったたき」がそれぞれ、7.6%、7.5%及び7.1%とほかの業態に比べて多く行われていた（第6表参照）。

第6表 主要取引先の業態における問題となり得る各行為類型の割合

	購入・利用の要請	協賛金等の負担の要請	従業員等の派遣の要請	受領拒否	返品	支払遅延	減額	買ったたき
ドラッグストア (N=410)	2.9%	11.7%	6.6%	1.2%	17.3%	0.2%	4.4%	7.6%
ホームセンター (N=1,170)	1.4%	13.8%	6.8%	1.6%	9.7%	1.1%	2.4%	4.1%
ディスカウントストア (N=375)	4.0%	10.9%	8.5%	1.9%	7.7%	0.5%	4.0%	7.5%
専門量販店 (N=1,968)	2.0%	8.3%	2.9%	1.5%	7.7%	1.4%	3.3%	3.4%
食品スーパー (N=2,971)	5.7%	8.2%	2.5%	1.0%	4.0%	0.6%	1.3%	4.2%
百貨店 (N=1,927)	3.6%	4.9%	5.8%	0.6%	7.6%	1.8%	2.1%	2.6%
コンビニエンスストア (N=320)	3.4%	7.2%	1.6%	0.9%	5.9%	0.3%	1.9%	5.0%
総合スーパー (N=2,176)	3.5%	6.3%	1.4%	1.0%	4.6%	0.7%	1.1%	4.0%
農協 (N=902)	5.2%	2.9%	1.2%	1.0%	6.2%	0.9%	2.8%	2.7%
通販業者 (N=882)	1.2%	4.4%	0.3%	1.2%	7.4%	0.9%	1.0%	1.9%
生協 (N=802)	2.5%	6.5%	0.6%	1.4%	4.2%	0.0%	0.6%	2.9%
100円ショップ (N=126)	1.6%	2.4%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.8%	7.1%
その他 (N=1,771)	3.5%	3.7%	0.6%	1.1%	5.0%	0.6%	1.5%	2.5%

ウ 問題となり得る行為がみられた取引の傾向

問題となり得る行為がみられた取引について、「主要取引先と取引依存度（納入業

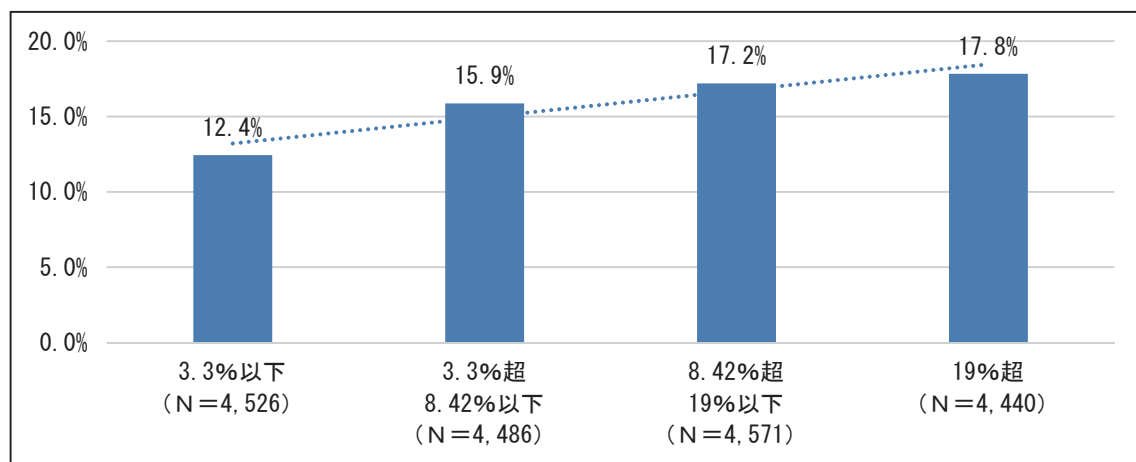
者の売上高に対する主要取引先の売上割合)」との関係、「主要取引先と納入業者の取引年数」との関係、「主要取引先と取引を継続している理由」との関係及び「主要取引先の業態」との関係について、本調査における結果のほかに、傾向を把握するため計量分析を実施した。計量分析については、問題となり得る行為が行われた場合は1、行われていない場合は0とする変数、いわゆるダミー変数を被説明変数として分析するモデルである離散選択モデルを用いた（注5）。

（注5）回帰曲線として正規分布関数を想定しているプロビットモデル（Probit モデル）と、そのような想定をしていない補対数対数モデル（complementary log-log モデル）の両方を実施した。特に記載がない場合は、両モデルにおいて結果は同じであったことを意味する。分析では、「取引年数」、「取引依存度」、「主要取引先と取引を継続している理由」及び「主要取引先の業態」のほかに納入業者の属性等（納入業者の業種、売上高等）も説明変数として用いた。

（7）問題となり得る行為がみられた取引と取引依存度の関係

優越ガイドラインにおいては、大規模小売業者が納入業者に対して取引上の地位が優越しているかの判断に当たっては「取引依存度」などの考慮要素が示されている。そこで、問題となり得る行為がみられた取引と取引依存度との関係についてみると、取引依存度を基準として小さい順に並べ、取引数を4分割し、各グループで当該取引が行われる割合を求めたところ、取引依存度が高いグループほど、当該取引が行われる割合が大きかった（第2図参照）。そして、当該取引と取引依存度の関係について、計量分析を実施したところ、取引依存度が高いほど当該取引が行われる確率が高まる傾向にあるという結果が得られた（1%有意水準）。

第2図 問題となり得る行為がみられた取引と取引依存度の関係



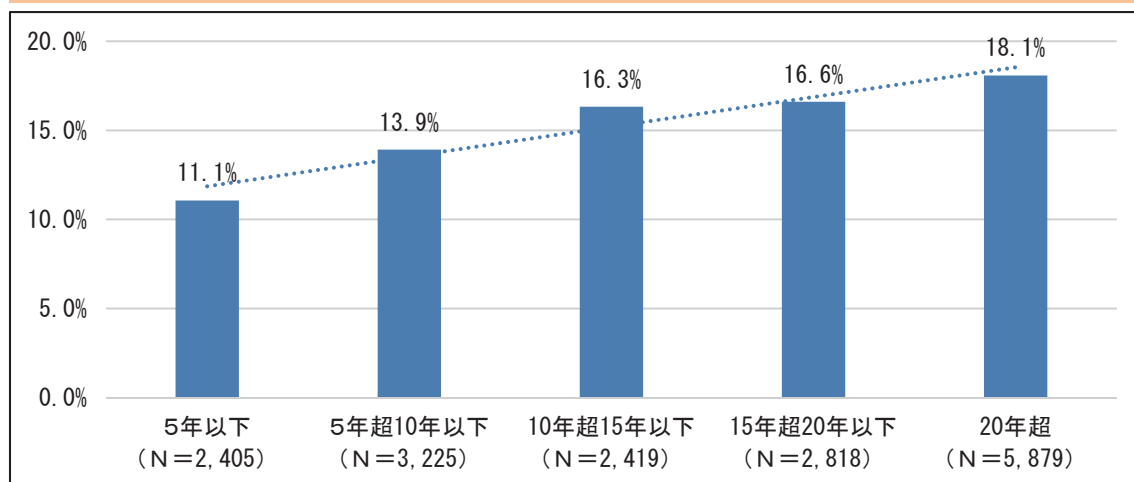
（4）問題となり得る行為がみられた取引と取引年数の関係

納入業者の中には、大規模小売業者との取引において問題となり得る行為を受けたにもかかわらず、その取引を継続して取引年数が長い者もいる。その理由としては、そのような事業者は優越ガイドラインに示されている優越的な地位の考慮要素である取引先の変更の可能性が低い、また、取引することの必要性が高いということが影響していると考えられる。

そこで、問題となり得る行為がみられた取引と取引年数の関係について分析を

行ってみると、取引年数が長いグループほど、当該取引が行われる割合が大きかった（第3図参照）。そして、当該取引と取引年数の関係について、計量分析を実施したところ、取引年数が長いほど当該取引が行われる確率が高まる傾向にあるという結果が得られた（1%有意水準）。

第3図 問題となり得る行為がみられた取引と取引年数の関係



(ウ) 問題となり得る行為がみられた取引と取引継続理由の関係

納入業者は、大規模小売業者との取引において問題となり得る行為を受けたにもかかわらず、その取引を継続している実態がある。そこで、その理由について、納入業者が「取引依存度が高いことから、取引を継続しないと売上げが大幅に減少するため。」などの消極的な理由（注6）から取引を継続しているのか、それとも、「市場におけるシェアが高い事業者であることから、将来の売上増加が期待できるため。」などの積極的な理由から取引を継続しているのかという観点から分析を行った。

問題となり得る行為がみられた取引と「主要取引先と取引を継続している理由」の関係について分析を行ってみると、消極的な理由により取引を継続している場合には、積極的な理由により取引を継続している場合に比べて、当該取引が行われる割合が大きかった（第7表参照）。そこで、当該区分に従い、計量分析を実施したところ、取引継続理由として、消極的な理由により取引を継続している場合は、積極的な理由のみにより取引を継続している場合に比べて、当該取引が行われる確率が高まる傾向にあるという結果が得られた（1%有意水準）。

（注6）取引を継続している理由として、売上げの減少を防ぐためという理由であれば、消極的な理由とし、売上げの増加のためという理由であれば、積極的な理由とした。

第7表 問題となり得る行為がみられた取引と取引継続理由の関係

区分	主要取引先と取引を継続している理由	問題となり得る行為がみられた取引数	当該継続理由による取引に占める割合
消極的な理由	取引依存度が高いことから、取引を継続しないと売上げが大幅に減少するため。	1,467	23.7% (1,467/6,198)
	新たな取引先小売業者との新規の取引契約を交わすことは容易ではなく、他の取引先小売業者との取引を拡大することは困難であるため。	995	22.5% (995/4,427)
	取引額が多いことから、取引を継続しないと売上げが大幅に減少するため。	1,918	21.6% (1,918/8,900)
	取引契約を解除する際には多額の違約金の支払が必要となるため。	8	15.1% (8/53)
積極的な理由	取引先小売業者は事業規模が拡大していることから、取引を継続することが自己の事業規模の拡大につながるため。	824	16.2% (824/5,076)
	市場におけるシェアが高く有力な業者であることから、将来の売上増加が期待できるため。	1,377	15.2% (1,377/9,057)
	取引を行うことが自己の信用力の確保になるため。	896	14.4% (896/6,227)

(エ) 問題となり得る行為がみられた取引と主要取引先の業態の関係

問題となり得る行為がみられた取引と「主要取引先の業態」の関係については、ドラッグストアについて当該取引が行われる割合が大きかった（第8表参照）。そこで、計量分析を実施したところ、ドラッグストアとの間で行われる取引は他の業態との間で行われる取引に比べて、当該取引が行われる確率が高まる傾向にあるとみられ、特に、専門量販店、百貨店、総合スーパー、農協、通販業者、生協、100円ショップとの間で行われる取引においてよりも当該取引が行われる確率が高まる傾向にあるという結果が得られた（注7）。

（注7）これらの業態はプロビットモデル及び補対数対数モデルの両モデルにおいて統計的に有意な結果が得られた（百貨店及び総合スーパーについては10%有意水準。専門量販店及び農協は5%有意水準。これら以外の業態は1%有意水準）。これら以外の業態はドラッグストアが行う取引と比べて、問題となり得る行為が行われる確率が高まる傾向にあるという結果が出たものの、統計的に有意な結果ではなかった（ただし、食品スーパーが行う取引との比較については、プロビットモデルにおいてのみ、統計的に有意な結果が得られた〔10%有意水準〕）。

第8表 問題となり得る行為がみられた取引と主要取引先の業態の関係

主要取引先の業態	問題となり得る行為がみられた取引数	当該業態との取引に占める割合
ドラッグストア	118	28.8% (118/ 410)
ホームセンター	265	22.6% (265/1, 170)
ディスカウントストア	77	20.5% (77/ 375)
専門量販店	356	18.1% (356/1, 968)
食品スーパー	490	16.5% (490/2, 971)
百貨店	315	16.3% (315/1, 927)
コンビニエンスストア	47	14.7% (47/ 320)
総合スーパー	317	14.6% (317/2, 176)
農協	123	13.6% (123/ 902)
通販業者	113	12.8% (113/ 882)
生協	96	12.0% (96/ 802)
100円ショップ	13	10.3% (13/ 126)
その他（サービスエリア，駅ビル 等）	209	11.8% (209/1, 771)

(4) 調査結果の評価

ア 問題となり得る行為の状況

問題となり得る行為は、いずれの行為類型においても一定程度存在する。その中でも、「協賛金等の負担の要請」及び「返品」は、他の行為類型より特に多く存在している。これに「取引の対価の一方的決定（買ったたき）」を加えた、上位3つの行為類型に着目すると、以下のような実態がある。

(7) 協賛金等の負担の要請

協賛金等の負担の要請については、問題となり得る行為がみられた取引は、集計対象取引の6.7%（1,302取引）と最も多くなっている。

当該要請の内容については、書面調査において、「大規模小売業者から、事前に負担額、算出根拠及び目的の3つについて明確にすることなく、一定額又は貴社からの納入金額の一定割合に相当する額の協賛金等の要請」との回答が最も多く、次いで「センターフィー（注8）について、貴社の事業経営上のメリットに応じた合理的な負担分を超える額の要請」が多かった。

（注8）物流センターを運営している小売業者が、当該センターに商品を納入している卸売業者又は製造業者に対して、当該センターの利用料等の名目で支払を要請しているもの。

(4) 返品

返品については、問題となり得る行為がみられた取引は、集計対象取引の6.4%（1,232取引）と協賛金等の負担の要請に次いで多くなっている。

当該返品の理由については、書面調査において、「売れ残り、売場の改装等を理由とした返品」との回答が最も多く、次いで、「大規模小売業者が破損・汚損した

ことを理由とした返品」が多かった。

(ウ) 取引の対価の一方的決定

取引の対価の一方的決定（買いたたき）については、問題となり得る行為がみられた取引の割合は、集計対象取引の3.6%（693取引）となっている。

当該取引の対価の一方的決定の内容については、書面調査において、「セールで販売することを理由に、通常時の取引価格を下回る価格を一方的に定めた。」との回答が最も多かった。

イ 問題となり得る行為を行っている大規模小売業者の状況

問題となり得る行為は、いずれの業態の大規模小売業者においても一定程度存在する。その中でも特に、「ドラッグストア」、「ホームセンター」及び「ディスカунストア」は、その取引の20%超において問題となり得る行為が存在しているため、特に注意を要する。これら3つの業態に着目すると、以下のような実態がある。

(ア) ドラッグストア

ドラッグストアについては、問題となり得る行為がみられた取引は28.8%（118取引）と最も多くなっており、計量分析を実施したところ、他の業態との間で行われる取引に比べて当該取引が行われる確率が高まる傾向にあるという結果が得られた。

また、各行為類型別にみると、返品が17.3%と他の業態に比べて著しく多くなっている。

(イ) ホームセンター

ホームセンターについては、問題となり得る行為がみられた取引は22.6%（265取引）となっている。

また、各行為類型別にみると、協賛金等の負担の要請が13.8%と他の業態に比べて多くなっている。

(ウ) ディスカウントストア

ディスカунストアについては、問題となり得る行為がみられた取引は20.5%（77取引）となっている。

また、各行為類型別にみると、従業員等の派遣の要請が8.5%と他の業態に比べて多くなっている。

(5) 公正取引委員会の対応

本調査の結果、大規模小売業者と納入業者の一部の取引において、大規模小売業者による優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われている状況が認められた。公正取引委員会として、違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から、本調査結果を公表するとともに、以下の対応を行うこととした。

ア(7) 大規模小売業者の関係事業者団体に対して、本調査結果を示すとともに、大規模小売業者が取引に関する問題点の解消に向けた自主的な取組を行えるよう、改めて優越的地位の濫用規制の内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における取引の公正化に向けた取組を要請する。

- (イ) 大規模小売業者を対象とする講習会を実施し、本調査結果及び優越的地位の濫用規制の内容を説明する。
- (ロ) 大規模小売業者及び納入業者に対し、優越的地位の濫用規制への理解を深められるよう、公正取引委員会のホームページ、Twitter、Facebook 等を通じ、各種講習会への参加、講習用動画の活用等を広く呼びかけていく。

イ 公正取引委員会は、今後とも、本調査結果を踏まえ、大規模小売業者と納入業者の取引実態を注視し、優越的地位の濫用規制上問題となるおそれのある行為の把握に努めるとともに、これに違反する行為に対しては、厳正に対処していく。

4 電力卸売分野に関する競争政策上の考え方について

公正取引委員会では、平成28年4月の小売全面自由化後の電力市場において公正かつ有効な競争を確保するため、引き続き、独占禁止法違反行為に厳正かつ迅速に対応していくとともに、その未然防止に努めている。また、電力市場における公正かつ有効な競争が着実に進んでいくよう状況を注視し、必要に応じて、競争の在り方について検討を行っている。

公正取引委員会事務総局では、平成30年2月20日に開催された経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の第4回「競争的な電力・ガス市場研究会」において、以下のとおり、電力市場に関する最近の当委員会の取組を紹介しつつ、電力卸売分野の現状とそれを踏まえた競争政策上の考え方について意見表明を行った。

(1) 背景

小売全面自由化後においても、電力の卸調達については、新規参入者（新電力）と既存事業者との間で構造的な格差があるとみられ、小売電気事業者間の競争を促進していくためには、そのような電力卸売分野における構造的な格差の是正が必要であると考えられる。

(2) 電力卸売分野の現状と問題点

ア ベースロード電源の状況

いわゆるベースロード電源（原子力、石炭火力、一般水力及び地熱）のほとんどは、小売供給の全面自由化以前の旧電気事業法に基づく旧一般電気事業者、旧卸電気事業者（旧一般電気事業者に対して一定規模を超える電力を卸供給する者であり、電源開発(株)及び日本原子力発電(株)が該当する。）、旧卸供給事業者（旧一般電気事業者に対して一定規模を超える電力を一定期間以上卸供給する者であり、水力発電等による公営電気事業を行う地方自治体、独立系発電事業者等が該当する。）により保有されており、自社電源としてベースロード電源を保有している新電力はごく僅かである。

一方で、今後、ベースロード電源を新設していくことは、既存事業者も含め、原子力は現実的な選択肢ではないほか、他の電源種についても、一定規模以上のものを新設しようとした場合、水力については地形等の自然条件や水利権の取得が制約となり、また、石炭火力についても、燃料調達に適した立地の確保に加え、環境アセスメント

をはじめとした環境規制が制約となって、事実上困難になっていると考えられる。

イ ベースロード電源にアクセスできないことによる新電力への影響

新電力はベースロード電源に十分アクセスできていないため、旧一般電気事業者に比べて電力の調達費用が高くなっている場合があり、そのような電力調達面での新電力と旧一般電気事業者との間の構造的な競争条件の格差が生じることで、小売供給の全面自由化によって期待されていた小売分野での有効な競争が妨げられているおそれがある。

具体的には、例えば、高圧以上の電圧分野における小売供給については、一般的に小売供給の料金単価が低い大口かつ高負荷率の需要家（大規模工場等）が小売電気事業者にとって重要な需要家であるにもかかわらず、新電力による参入が困難になっているのではないかと考えられる。

(3) 競争政策上の考え方

小売分野での競争を有効に機能させるためには、新電力によるベースロード電源へのアクセスの機会を増やすことにより、電力卸売分野における構造的な競争条件の格差を解消することも必要である。

ア ベースロード電源へのアクセス方法について

現在、経済産業省において、新電力によるベースロード電源へのアクセスを改善するという観点から、ベースロード市場の創設が検討されている（平成31年度に取引開始予定）。十分な数量の電力が適切な価格で市場に提供されることになれば、新電力のベースロード電源へのアクセスの機会が増え、電力調達面における新電力と旧一般電気事業者との間の構造的な競争条件の格差の改善につながると期待される。

一方で、ベースロード市場による新電力の電力調達面への効果が不十分であるとみられる場合には、例えば、旧一般電気事業者の発電部門と他の新電力等の小売電気事業者との相対取引について、合理的な範囲内において、旧一般電気事業者が自社又はグループ内の小売部門に設定する場合と同等の取引条件を、他の小売電気事業者との電力の卸供給にも義務づける旨を内容とする内外無差別規制を導入するなど、制度上の対応を検討することも必要であると考えられる。

イ 旧卸電気事業者等による卸供給について

旧卸電気事業者及び旧卸供給事業者と旧一般電気事業者との間の電力の卸供給契約については、小売供給が全面自由化された現時点においては、基本的には、旧卸電気事業者等の売電先を旧一般電気事業者に限定する必然性は無くなっている。したがって、経済合理性に基づいて再検討することが、それぞれの契約当事者の利益になると考えられ、競争政策の観点からも望ましい。

なお、売電先を変更しようとする旧卸電気事業者、旧卸供給事業者等の発電事業者に対して、旧一般電気事業者が不当にこれを妨げる場合には、公正取引委員会としては厳正に対処していく方針である。

5 携帯電話市場における競争政策上の課題について（平成30年度調査）

公正取引委員会は、平成28年8月2日に「携帯電話市場における競争政策上の課題について」（以下「平成28年度調査」という。）を公表したが、国民の消費支出における移動系通信費の割合が増加傾向にあること、携帯電話市場の競争が依然として十分ではない状況にあると考えられることから、フォローアップを含めた調査を行い、平成30年6月28日、「携帯電話市場における競争政策上の課題について（平成30年度調査）」を取りまとめ、公表した。

(1) 調査の背景・趣旨及び調査方法

携帯電話は国民生活に必要不可欠なものであり、その競争環境の整備は政府の重要課題である。

公正取引委員会は、平成28年8月2日に平成28年度調査を公表したが、今般、平成28年度調査のフォローアップを含めた調査を行った。

本調査では、平成28年度調査で取り上げた事項についてのフォローアップに加え、携帯電話市場における消費者の行動等の状況についても調査・検討を行った。また、MVNO（注1）の競争環境の整備の観点から重要な要素である接続料等の制度等についても、競争政策の観点から検討を行った。

この検討に際し、MNO（注2）、MVNO、端末事業者、中古端末販売事業者、販売代理店等の携帯電話市場の関係事業者に対してヒアリングを行うとともに、消費者に対して、ウェブアンケートを実施した。また、有識者からも意見を聴取するために「携帯電話分野に関する意見交換会」を開催した。

（注1）Mobile Virtual Network Operator（①MNOの提供する移動体通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動体通信サービスを提供する電気通信事業者であって、②当該移動体通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者）の略

（注2）Mobile Network Operator（電気通信役務としての移動体通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動体通信サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。）又は運用している者）の略

(2) 通信役務及び端末の供給の現状と競争政策上の課題

ア 通信と端末のセット販売

平成28年度調査においては、MNOの端末価格の大部分を毎月の通信料金から値引きするセット販売を見直すことが望ましいとしていたが、平成28年度調査の公表以降も依然としてセット販売が常態化している。また、MNOは、端末購入補助を行わない代わりに従来提供してきたプランよりも通信料金を安くするプランを新たに導入したが、特定の端末の購入等を条件としており、必ずしも汎用的なプランとはなっていない。このため、通信料金単独では大幅には値下がりしておらず、通信役務市場の競争が十分に進んでいるとは言えない。

また、通信と端末のセット販売においては、端末価格の大幅な割引を強調して表示しているが、MNOは端末のみの販売は行っていないため、値引き前の端末価格で販売された実績は少ないと考えられる。

イ 期間拘束・自動更新付契約（いわゆる「2年縛り」）

2年間の通信契約の継続利用を条件に月々の通信料金を1,500円割り引く、いわゆる2年縛りについて、平成28年度調査においては、契約解除料（契約期間中の解約で9,500円）はスイッチングコストとなるため、必要最小限にすること等が望ましいとしていたが、平成28年度調査の公表以降も依然として契約解除料は変更されていない。

また、MNO各社は従来のプランに加えて、平成28年6月から、当初の契約期間である2年経過後は、いつでも契約解除料なく解約できる新たなプランを導入したが、消費者にとって実質的な選択肢として機能するプランとなっていないこと等により、現在のところ、MNO3社の利用者は、2年縛りを選択し続けることが多いと指摘されている。

ウ 将来的な端末の下取りや同じプログラムへの加入等を前提としたプログラム（いわゆる「4年縛り」）

KDDI(株)及びソフトバンク(株)は、平成29年7月以降、端末を4年間（48回分）の割賦払いとし、一定期間経過後、旧端末を下取りに出すこと、新端末についても同じプログラムに加入すること等を条件に、最大2年間（24回分）の端末の残債を免除するプログラム（4年縛り）を導入した。

4年縛りは、残債の免除を受けるための条件を満たさない場合の負担が大きいことから、一度4年縛りを契約してしまうと、利用者のスイッチングコストが高まり、他の通信会社への乗換えが実質的に困難になるおそれがある。

また、4年縛りは消費者に対して、あたかも端末を半額で購入できるかのような印象を与えているとも考えられる。4年縛りのプログラムの表記や、店舗での実際の説明振りによっては、利用者がプログラムのメリット・デメリットを正確に理解しないままに契約してしまうおそれがある。

エ SIMロック

平成28年度調査においては、自社で販売する端末を用いて他社の通信役務を利用することを制限するSIMロックは、スイッチングコストを増加させるものであり、SIMロックを設定しないことが望ましいとしていたが、MNO3社は、盗難防止等の観点からSIMロック自体は必要とし、平成28年度調査の公表以降も依然としてSIMロックを設定している。

オ その他解約の際のスイッチングコストになり得るもの

前記アないしエ以外にも、消費者にとってスイッチングコストとなり得るものがある。例えば、契約の解約月の通信料金等について日割り計算をせずに、1か月分の料金を支払わなければならないことや、携帯電話番号ポータビリティ（MNP）手続における手数料等のように、消費者は解約の際に様々な手数料等を支払わなければならないが、期間拘束契約の更新月に解約したとしても、これらが組み合わされることで、契約解除料以上の金額になることがある。

カ 中古端末の流通

平成28年度調査においては、MNOが下取りをした中古端末の国内での販売を端末メーカーが制限することや、MNO等が不当に高い価格で中古端末を購入することは、独占禁止法上問題となるおそれがあるとしていたが、平成28年度調査の公表以降も依然として中古端末の流通数は増加していない状況にある。

MNO3社は中古端末のSIMロック解除に対応しておらず、これは中古端末の流通を制限する効果を持ち得る。また、一部のMNOは4年縛りを提供するようになったが、これは将来の端末の下取りを前提とするものであり、現在の端末利用者が当該端末を中古市場に将来提供する機会の減少につながる可能性がある。

(3) 携帯電話市場における消費者の認識・行動の特性

ア 携帯電話の契約に対する消費者の認識

消費者アンケートの結果によると、MNO利用者及びMVNO利用者の多くは、契約に際し契約事項の説明を受けたことを認識し、また契約内容を少なくともある程度は理解していると自己評価している。その一方、MNO利用者は、契約時に説明を受ける基本的な事項等であっても必ずしも十分には理解できていないか、理解していると思っけていても、その理解が限定的なものにとどまっている可能性がある（なお、MNO利用者はMVNO利用者よりもその傾向が強い可能性がある。）。

MNOの契約プランを複雑と考える利用者は、MVNOの契約プランを複雑と考える利用者よりも多くなっている。

イ 他の通信会社への乗換え

消費者アンケートの結果によると、MNO利用者の約半数は通信料金や通信品質にかかわらず、現在契約している通信会社を乗り換えるつもりがないと回答している。

プランの選択については、消費者は、実質的に同じ割引額を長期間の累積した金額で示される場合と短期の金額で示された場合では前者に誘引されやすい傾向があると考えられる。

乗換えに際しては、違約金や端末の残債・端末購入補助の存在がスイッチングコストとなっている可能性がある。

ウ MNOを想定したプラン（注3）とMVNOを想定したプラン（注4）の選択

消費者アンケートの結果によると、MNOの利用者であってもMVNOを想定したプランを選択した利用者が多く、消費者の選好と実際の選択との間に乖離が生じている可能性がある。その要因として、①現状維持バイアスが働いていること、②スイッチングコストが妨げとなっていること、③選好に沿った選択ができていないこと等が考えられる。

（注3）最新の端末を分割払いにし、MNOの平均的な通信料金を組み合わせたプラン

（注4）MNOと同じくらいの性能だが少し安価な端末を一括払いにし、MVNOの平均的な通信料金を組み合わせたプラン

(4) 競争政策上の考え方

ア 通信と端末のセット販売

端末市場において、MNO各社が販売する端末が約9割のシェアを占めている。また、前記(2)アの販売方法がMNO各社によって並行して採られているという状況を踏まえれば、当該販売方法が、他の事業者の事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占等）。

また、端末が本来の価格として表示された価格で販売された実績がないなど、根拠のない価格からの大幅な値引き額や値引き率を強調することで、他の事業者に係るものよりも著しく有利であると消費者を誤認させ不当に誘引する場合には、景品表示法上問題となるおそれがある。

消費者アンケートの結果によると、契約に際して、一括で示される端末値引き額の大きさに誘引されて本来の選好に沿った選択をできていない消費者がいる可能性がある。商品・役務の選択は消費者の選好を反映して行われることが望ましく、MNO各社は少なくとも期間拘束契約をする場合には、契約時及び契約更新時に当該期間において利用者が支払う通信役務と端末代金の費用総額の目安を消費者に示すことが望ましい。

イ 期間拘束・自動更新付契約（いわゆる「2年縛り」）

2年縛りのプランと2年縛りのないプランがあるが、全体としてみて利用者を2年間拘束すること以外に合理的な目的はないと判断される場合であって、他の事業者の事業活動を困難にさせるときには、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占，取引妨害等）。

また、2年縛りを自動更新することについても、実質的に消費者を拘束すること以外に合理的な目的はないと判断される場合に、他の事業者の事業活動を困難にさせるときには、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占，取引妨害等）。

ウ 将来的な端末の下取りや同じプログラムへの加入等を前提としたプログラム（いわゆる「4年縛り」）

4年縛りのプログラムは、金銭的な負担なくプログラムの解約等を行うことができる期間がなく、一度これを選択してしまうと、端末が高額になるほど消費者にとって乗換えの実質的な負担が大きい。同プログラムが、消費者の乗換えを断念させることで利用者の選択権を事実上奪うものと判断される場合であって、他の事業者の事業活動を困難にさせるときには独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占，取引妨害等）。

また、4年縛りはあたかも端末を半額で購入できるかのような印象を与えることも懸念され、その表示や説明の内容・方法によっては、他の事業者に係るものよりも著しく有利であると消費者を誤認させ不当に誘引する場合には、景品表示法上問題となるおそれがある。

エ SIMロック

SIMロックが消費者にとって通信会社を乗り換える際の妨げとなり、他の事業者の事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。

MNO各社は一定の要件を満たす場合に利用者の申請があればSIMロックの解除に応じることとしているが、そもそもSIMロックはMNOの都合により設定されているものであり、当該要件が満たされた場合には、MNOが自らSIMロックを解除することが望ましい。

オ 中古端末の流通

MNOが下取りした端末について、その販売先の事業者に対して国内市場への販売を制限することは、MVNOやその利用者がMNOによるセット販売でしか販売されていない端末を入手することができなくなることにより、MVNOを排除する効果を持つ場合には、独占禁止法上問題となり得る（拘束条件付取引、取引妨害等）。

また、MNOが下取りした端末を販売する場合、国内で中古端末を販売する特定の事業者に対して販売しない又は著しく不利な条件で販売するといった行為等についても独占禁止法上問題となり得る（取引拒絶、差別取扱い等）。

特に、MNOの端末下取りプログラムを利用する消費者が多い場合に、下取りした端末の国内市場への販売を制限したり、国内で中古端末を販売する特定の事業者に対して販売しない又は著しく不利な条件で販売したりするときには独占禁止法上問題となりやすい。

カ スイッチングコストを高める行為等の組み合わせ

利用者のスイッチングコストを高める行為（SIMロック、2年縛り、4年縛り及びその他解約の際の費用を高める行為）等は、それぞれ単体の行為でも独占禁止法上問題となり得るが、このような行為が組み合わせられる場合には、それぞれの行為に基づき発生する競争者排除効果が累積的に増幅され、独占禁止法上問題となるおそれが一層高まる（私的独占、取引妨害等）。また、根拠のない端末価格の値引き表示により不当に消費者を誘引する行為も、競争者排除効果を持ち得るため、前記の行為を独占禁止法上問題となりやすくさせる可能性がある。

キ その他消費者の特性に応じた競争政策上望ましい対応

消費者の合理的な選択が妨げられないようにするため、MNOは契約プランの複雑さをもたらしている要因である通信と端末の一体販売や期間拘束・自動更新付契約等の改善をすることが望ましい。また、MNOは消費者の利用状況を把握していることから、各消費者の利用状況を踏まえ、定期的に消費者に最も適した契約プランを提示すること等を積極的に推進することも望ましいと考えられる。

(5) MVNOの競争環境を確保するための制度上の対応等

MVNOは、MNOの通信回線網と接続又は通信回線網を利用することでサービスを提供しているため、MVNOがMNOの通信回線網と接続又は通信回線網を利用する際の接続条件や接続料はMVNOの事業活動にとって重要な要素である。

通信回線網の接続又は利用に係る交渉では、一般的にMNOが強い交渉力を有しているが、現在の制度ではMNOは、MVNOと積極的に取引、接続するインセンティブを持たない。携帯電話市場においてMNOの競争者としてMVNOが機能するためにも、MNOが接続料を引き下げ、MVNOとの取引に積極的に取り組むインセンティブを持つような制度設計を行うことが望ましい。その具体的な手段としては、以下のアないしウが考えられる。

ア 接続料等の周波数割当への活用

周波数の割当においては、周波数を割り当てられた場合の電波の活用として、MVNOに対する利用を促進する計画を有しているか等の審査基準が設けられている。この基準について、例えば、MNOごとの接続料の水準や、これまでどの程度接続料を低下させてきたか、MVNOを通じたサービスの提供をどの程度行ってきたかなども考慮要素とすること等が考えられる。

イ 接続料の検証における一層の透明性の確保

接続料は、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えない範囲で設定することとなっていることを踏まえ、接続料の検証におけるより一層の透明化を図るために、例えば、有識者や専門家による定期的な議論を通じて、透明性・公平性を確保しつつ、MNOの算出する接続料が能率的な水準となっているか、MNO各社は能率的な経営を持続的に行っているかどうかなどの観点から、接続料の具体的かつ定期的な検証を行うことが考えられる。

ウ 接続料の推移（トレンド）における一層の予見性の確保

MNO各社が算出する接続料の推移（トレンド）に対するMVNOの予見性が高まれば、MVNOがMNOの通信回線網を選択する際の自由度が高まり、他方、MNOにとっては、MVNOからの接続料収入を失う可能性が競争圧力となるため、MNO各社に接続料を引き下げるインセンティブが生じると考えられる。したがって、接続料の推移（トレンド）におけるMVNOの予見性を向上させることが競争政策上望ましい。

(6) 公正取引委員会の今後の対応

携帯電話市場においては、MNO及びMVNOという多様な主体が公正かつ自由な競争をする中で、消費者のニーズに応じた多様なサービスが提供され、消費者がその選好に沿って、商品・役務を選択したり、円滑に変更できたりすることが重要である。

現状では、MNO間の競争が必ずしも十分に行われているとはいえない中、MNO各社は利用者のスイッチングコストを高める様々な施策を講じており、市場に競争をもた

らす上で重要な役割を果たしているMVNOの参入を阻害することも懸念される。

このため、公正取引委員会は、特にスイッチングコストを高めることにより利用者を不当に囲い込む行為に対しては独占禁止法を厳正に執行していくことにより、MVNOの競争環境の整備、更にはMNO間の競争促進をも図っていく。

また、MVNOの競争環境の整備の観点からは接続料等の制度面での対応も欠かせないと考えられることから、総務省に対する働きかけ及び連携を引き続き行っていく。

さらに、消費者の選択が機能することも競争促進の観点からは重要である。本調査においては、比較的簡易なものであったが、行動経済学の観点も含めて、消費者の認識等についての分析を行ったが、今後はより有効な調査・分析を行うことを検討していくとともに、消費者団体との連携を通じて、有益な情報の提供に努めていく。

携帯電話市場における競争環境の確保は、一般消費者の利益の確保、国民経済の健全な発達の促進の観点から引き続き重要であるとともに、同市場は、第5世代移動通信システム（5G）の実現に向けた取組が進んでいるなど環境変化の速い市場であること、MNOとしての新規参入が予定されていることを踏まえ、今後ともフォローアップ調査等を行っていく。

第3 独占禁止法適用除外の見直し等

1 独占禁止法適用除外の概要

独占禁止法は、市場における公正かつ自由な競争を促進することにより、一般消費者の利益を確保するとともに国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とし、これを達成するために、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等を禁止している。他方、他の政策目的を達成する観点から、特定の分野における一定の行為に独占禁止法の禁止規定の適用を除外するという適用除外が設けられている。

適用除外は、その根拠規定が独占禁止法自体に定められているものと独占禁止法以外の個別の法律に定められているものとに分けることができる。

(1) 独占禁止法に基づく適用除外

独占禁止法は、知的財産権の行使行為（同法第21条）、一定の組合の行為（同法第22条）及び再販売価格維持契約（同法第23条）を、それぞれ同法の規定の適用除外としている。

(2) 個別法に基づく適用除外

独占禁止法以外の個別の法律において、特定の事業者又は事業者団体の行為について独占禁止法の適用除外を定めているものとしては、平成29年度末現在、保険業法等16の法律がある。

2 適用除外の見直し等

(1) これまでの見直し等

適用除外の多くは、昭和20年代から昭和30年代にかけて、産業の育成・強化、国際競争力強化のための企業経営の安定、合理化等を達成するため、各産業分野において創設されてきたが、個々の事業者において効率化への努力が十分に行われず、事業活動における創意工夫の発揮が阻害されるおそれがあるなどの問題があることから、その見直しが行われてきた。

平成9年7月20日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成9年法律第96号）が施行され、個別法に基づく適用除外のうち20法律35制度について廃止等の措置が採られた。次いで、平成11年7月23日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成11年法律第80号）が施行され、不況カルテル制度及び合理化カルテル制度の廃止、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の廃止等の措置が採られた。さらに、平成12年6月19日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第76号）が施行され、自然独占に固有の行為に関する適用除外の規定が削除された。

平成25年度においては、平成25年10月1日、消費税転嫁対策特別措置法が施行され、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置が設けられた。また、平成26年1月27日、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）が施行され、認可特定地域計画に基づく一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）の供給輸送力の削減等に関する適用除外の規定が設けられた。

これらの措置により、平成7年度末において30法律89制度存在した適用除外は、平成29年度末現在、17法律24制度となっている。

(2) 規制・制度改革における適用除外制度の見直し

「規制・制度改革に係る追加方針」（平成23年7月22日閣議決定）において、「国際航空協定に関する独占禁止法適用除外制度の見直し」の項目が盛り込まれ、「国土交通省は、諸外国の国際航空に関する独占禁止法適用除外制度に係る状況等を分析・検証し、我が国の同制度の在り方について、公正取引委員会と協議しつつ、引き続き検討を行う。〈平成24年度検討〉」とされており、平成26年度末に国土交通省に対し、当委員会と協議しつつ、引き続き検討を行うよう要請し、平成28年8月以降、国土交通省との間で協議に向けた検討を進めるための論点整理等を行っているところ、平成29年度末現在、いまだ結論が得られていない。

また、「規制・制度改革に係る対処方針」（平成22年6月18日閣議決定）において、平成22年度に検討することとされた、外航海運に係る独占禁止法適用除外制度の見直しについては、「国土交通省は、同制度に係る今後の諸外国の動き、荷主の利益、日本経済への影響等を踏まえ、同制度の見直しについて、公正取引委員会と協議しつつ、平成27年度に再度検討を行う」こととなっていた。

これを踏まえ、公正取引委員会は実態調査を行い、平成28年2月4日に、外航海運に係る独占禁止法適用除外制度を維持すべき理由は存在しないとする報告書「外航海運に係る独占禁止法適用除外制度の在り方について」を公表し、同月以降、国土交通省と協議を行った。

国土交通省は、公正取引委員会との協議を踏まえ、平成28年6月14日に、「外航海運に係る独占禁止法適用除外制度に関する再検討の結果について」を公表し、運賃同盟（注1）については、届出に係る行為の存在が確認できない運賃同盟の加盟船社に対し、速やかな脱退を求めること等により、運賃同盟の締結件数が減少し、国際海上輸送サービスの安定的供給に支障がないと判断される場合には、運賃同盟に係る適用除外制度を廃止する方向で見直す旨、また、運賃同盟以外の船社間協定については、その類型ごとの状況や荷主の利益への影響等を踏まえ、必要と認められる場合には、当委員会と協議しつつ見直しを行っていく旨を示していた。

前記の国土交通省による再検討結果の公表後、運賃同盟及び協議協定（注2）から船社が脱退するなどの状況の変化が見受けられたことから、平成29年4月に国土交通省と合同で、これら船社間協定に加盟する船社等へのヒアリングを実施した。その結果、邦船社が加盟する全ての運賃同盟及び一部を除く協議協定（注3）は活用されておらず、形骸化していること等が明らかとなったことから、公正取引委員会は、同年7月に、国土交通省に対し、残存する同盟及び形骸化している協議協定については、廃止等の手続を行うよう、船社（外国船社を含む）への具体的な働きかけを行われたい旨等を要請した。

公正取引委員会は、今後も、国土交通省の対応についてのフォローアップ等を行うとともに、必要に応じ、船社間協定に係る独占禁止法適用除外制度の見直しについて、同省と協議を行っていく。

（注1）運賃又は料金について加盟船社を拘束する船社間協定

（注2）適正な運賃又は料金の水準等について加盟船社間での協議を伴う（拘束力はない）船社間協定

（注3）活用されている協議協定についても、運賃又は料金の水準に係る加盟船社間での協議は行われておらず、主な活動内容は一般的な情報共有にとどまっている。

3 適用除外カルテル

(1) 概要

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を妨げるものとして、価格、数量、販路等のカルテルを禁止されているが、その一方で、他の政策目的を達成するなどの観点から、個々の適用除外ごとに設けられた一定の要件・手続の下で、特定のカルテルが例外的に許容される場合がある。このような適用除外カルテルが認められるのは、当該事業の特殊性のため（保険業法〔平成7年法律第105号〕に基づく保険カルテル）、地域住民の生活に必要な旅客輸送（いわゆる生活路線）を確保するため（道路運送法〔昭和26年法律第183号〕等）に基づく運輸カルテル）など、様々な理由による。

個別法に基づく適用除外カルテルについては、一般に、公正取引委員会の同意を得、又は当委員会へ協議若しくは通知を行って、主務大臣が認可を行うこととなっている。

また、適用除外カルテルの認可に当たっては、一般に、当該適用除外カルテルの目的

を達成するために必要であること等の積極的要件のほか、当該カルテルが弊害をもたらしたりすることのないよう、カルテルの目的を達成するために必要な限度を超えないこと、不当に差別的でないこと等の消極的要件を充足することがそれぞれの法律により必要とされている。

さらに、このような適用除外カルテルについては、不公正な取引方法に該当する行為が用いられた場合等には独占禁止法の適用除外とはならないとする、いわゆるただし書規定が設けられている。

公正取引委員会が認可し、又は当委員会の同意を得、若しくは当委員会に協議若しくは通知を行って主務大臣が認可等を行ったカルテルの件数は、昭和40年度末の1,079件（中小企業団体の組織に関する法律〔昭和32年法律第185号〕に基づくカルテルのように、同一業種について都道府県等の地区別に結成されている組合ごとにカルテルが締結されている場合等に、同一業種についてのカルテルを1件として算定すると、件数は415件）をピークに減少傾向にあり、また、適用除外制度そのものが大幅に縮減されたこともあり、平成29年度末現在、50件となっている（内訳は附属資料3－2表を参照）。

(2) 個別法に基づく適用除外カルテルの動向

平成29年度において、個別法に基づき主務大臣が公正取引委員会の同意を得、又は当委員会へ協議若しくは通知を行うこととされている適用除外カルテルの処理状況及びこのうち現在実施されている個別法に基づく適用除外カルテルの動向は、第9表のとおりである。

第9表 平成29年度における適用除外カルテルの処理状況

法律名	カルテルの内容		根拠条項	適用除外規定	公取委との関係	処理件数	結 果
保険業法	損害保険会社の共同行為	航空保険	第101条 第1項 第1号, 第102条	第101条	同意 (第105条 第1項)	0	所 要 の 検 討 を 行 っ た 結 果 , 同 意 し た 。
		原子力保険				0	
		自動車損害賠償責任保 険				0	
		地震保険				1 (変更1)	
		船舶保険	第101条 第1項 第2号, 第102条			0	
		外航貨物保険				0	
		自動車保険（対人賠償 保険部分）				1 (変更1)	
		自動車保険（対人賠 償, 自損事故及び無保 険車傷害保険部分）				0	
		住宅瑕疵担保責任保険				0	

法律名	カルテルの内容		根拠条項	適用除外規定	公取委との関係	処理件数	結 果
損害保険料率算出団体に関する法律	算出基準料率の	自動車損害賠償責任保険	第7条の2第1項 第2号, 第9条の3	第7条の3	通知 (第9条の3 第3項)	0	—
		地震保険				1 (変更1)	
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	施設、容器その他の販売方法の規制		第42条 第5号, 第43条	第93条	協議 (第94条 第1項)	0	—
著作権法	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め		第95条, 第95条の3, 第97条, 第97条の3	第95条	通知 (施行令第49条 の2 第2項)	10	—
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	料金、価格、営業方法の制限		第8条, 第9条	第10条	協議 (第13条 第1項)	0	—
輸出入取引法	輸出入取引における価格、数量、品質、意匠その他の協定等		第5条, 第11条 第2項,	第33条	通知 (第34条 第1項)	0	—
道路運送法	生活路線確保のための共同経営、旅客の利便向上に資する運行時刻の設定のための共同経営		第18条, 第19条	第18条	協議 (第19条の3 第1項)	3	所要の検討を行った結果、異議ない旨回答した。
航空法	<国内>生活路線確保のための共同経営		第110条 第1号, 第111条	第110条	協議 (第111条の3 第1項)	0	—
	<国際>公衆の利便を増進するための連絡運輸、運賃その他の運輸に関する協定		第110条 第2号, 第111条	第110条	通知 (第111条の3 第2項)	4 (締結0) (変更4)	—
海上運送法	<内航>生活航路確保のための共同経営、利用者利便を増進する適切な運航時刻等を設定するための共同経営		第28条 第1～3号, 第29条	第28条	協議 (第29条の3 第1項)	1	所要の検討を行った結果、異議ない旨回答した。
	<外航>運賃、料金その他の運送条件等を内容とする協定等		第28条 第4号, 第29条の2	第28条	通知 (第29条の4 第1項)	381 (締結38) (変更343)	—
内航海運組合法	運賃、料金、運送条件、配船船腹、保有船腹等の調整等		第8条 第1項 第1～6号, 第10条, 第12条	第18条	協議 (第65条 第1項)	0	—

法律名	カルテルの内容	根拠条項	適用除外規定	公取委との関係	処理件数	結 果
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法	供給輸送力の削減等	第8条の2	第8条の4	通知 (第8条の6第1項)	16	—

ア 保険業法に基づくカルテル

保険業法に基づき損害保険会社は

- ① 航空保険事業，原子力保険事業，自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償責任保険事業若しくは地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）に基づく地震保険事業についての共同行為

又は

- ② ①以外の保険で共同再保険を必要とするものについての一定の共同行為を行う場合には，金融庁長官の認可を受けなければならない。金融庁長官は，認可をする際には，公正取引委員会の同意を得ることとされている。

平成29年度において，金融庁長官から同意を求められたものは2件であった。また，平成29年度末における同法に基づくカルテルは9件である。

イ 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル

損害保険料率算出団体は，自動車損害賠償責任保険及び地震保険について基準料率を算出した場合には，金融庁長官に届け出なければならない。金融庁長官は，届出を受理したときは，公正取引委員会に通知することとされている。

平成29年度において，金融庁長官から通知を受けたものは1件であった。また，平成29年度末における同法に基づくカルテルは2件である。

ウ 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め

著作隣接権者（実演家又はレコード製作者）が有する商業用レコードの二次使用料等の請求権については，毎年，その請求額を文化庁長官が指定する団体（指定団体）と放送事業者等又はその団体間において協議して定めることとされており，指定団体は当該協議において定められた額を文化庁長官に届け出なければならない。文化庁長官は，届出を受理したときは，公正取引委員会に通知することとされている。

平成29年度において，文化庁長官から通知を受けたものは10件であった。

エ 道路運送法に基づくカルテル

輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる路線において地域住民の生活

に必要な旅客輸送を確保するため、又は旅客の利便を増進する適切な運行時刻を設定するため、一般乗合旅客自動車運送事業者は、他の一般乗合旅客自動車運送事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更にあたっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

平成29年度において、国土交通大臣から協議を受けたものは3件であった。また、平成29年度末における同法に基づくカルテルは3件である。

オ 航空法に基づくカルテル

(7) 国内航空カルテル

航空輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる本邦内の各地間の路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、本邦航空運送事業者は、他の航空運送事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更にあたっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

平成29年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、平成29年度末における同法に基づくカルテルはない。

(4) 国際航空カルテル

本邦内の地点と本邦外の地点との間の路線又は本邦外の各地間の路線において公衆の利便を増進するため、本邦航空運送事業者は、他の航空運送事業者と、連絡運輸に関する契約、運賃協定その他の運輸に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更にあたっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をしたときは、公正取引委員会に通知することとされている。

平成29年度において、国土交通大臣から通知を受けたものは4件であった。

カ 海上運送法に基づくカルテル

(7) 内航海運カルテル

本邦の各港間の航路において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、旅客の利便を増進する適切な運航日程・運航時刻を設定するため、又は貨物の運送の利用者の利便を増進する適切な運航日程を設定するため、定期航路事業者は、他の定期航路事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更にあたっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

平成29年度において、国土交通大臣から協議を受けたものは1件であった。また、平成29年度末における同法に基づくカルテルは5件である。

(4) 外航海運カルテル

本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路において、船舶運航事業者は、他の船舶運航事業者と、運賃及び料金その他の運送条件、航路、配船並びに積取りに関する事項を内容とする協定を締結することができる。この協定の締結・変更にあ

たっては、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。国土交通大臣は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

平成29年度において、国土交通大臣から通知を受けたものは381件であった。

キ 内航海運組合法に基づくカルテル

内航海運組合法（昭和32年法律第162号）に基づき内航海運組合が調整事業を行う場合には、調整規程又は団体協約を設定し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

平成29年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、平成29年度末における同法に基づくカルテルは1件である。

ク 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくカルテル

一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰であると認められる特定地域において、一般乗用旅客自動車運送事業者等により組織された協議会は、当該地域において削減すべき供給輸送力やその削減方法等を定める特定地域計画を作成し、当該計画に合意した一般乗用旅客自動車運送事業者はこれに従い、供給輸送力の削減を行わなければならない。この計画の作成・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をしたときは、公正取引委員会に通知することとされている。

平成29年度において、国土交通大臣から通知を受けたものは16件であった。また、平成29年度末における同法に基づくカルテルは20件である。

4 協同組合の届出状況

独占禁止法第22条は、「小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること」（同条第1号）等同条各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為について、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合を除き、同法を適用しない旨を定めている（一定の組合の行為に対する独占禁止法適用除外制度）。

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「中協法」という。）に基づいて設立された事業協同組合及び信用協同組合（以下「協同組合」という。）は、その組合員たる事業者が、①資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）を超えない法人たる事業者又は②常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）を超えない事業者に該当するものである場合、独占禁止法の適用に際しては、同法第22条第1号の要件を備える組合とみなされる（中協法第7条第1項）。

一方、協同組合が前記①又は②以外の事業者を組合員に含む場合には、公正取引委員会は、その協同組合が独占禁止法第22条第1号の要件を備えているかどうかを判断する権限を有しており（中協法第7条第2項）、これらの協同組合に対し、当該組合員が加入している旨を当委員会に届け出る義務を課している（中協法第7条第3項）。

この中協法第7条第3項の規定に基づく届出件数は、平成29年度において、240件であった（第10表及び附属資料3－10表参照）。

第10表 協同組合届出件数の推移

(単位：件)

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
協同組合届出件数	179	154	142	141	184	187	227	235	273	240

5 著作物再販適用除外の取扱いについて

商品の供給者がその商品の取引先である事業者に対して再販売する価格を指示し、これを遵守させることは、原則として、独占禁止法第2条第9項第4号（再販売価格の拘束）に該当し、同法第19条に違反するものであるが、同法第23条第4項の規定に基づき、著作物6品目（書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用CDをいう。以下同じ。）については、例外的に同法の適用が除外されている。

公正取引委員会は、著作物6品目の再販適用除外の取扱いについて、国民各層から意見を求めるなどして検討を進め、平成13年3月、当面同再販適用除外を存置することが相当であると考えたとの結論を得るに至った（第11表参照）。

公正取引委員会は、著作物6品目の再販適用除外が消費者利益を不当に害することがないよう、著作物6品目の流通・取引慣行の実態を調査し、関係業界における弊害是正の取組の進捗を検証するとともに、関係業界における運用の弾力化の取組等、著作物6品目の流通についての意見交換を行うため、当委員会、関係事業者、消費者、学識経験者等を構成員とする著作物再販協議会を設け、平成13年12月から平成20年6月までの間に8回の会合を開催した。平成22年度からは、著作物再販協議会に代わって、関係業界に対する著作物再販ヒアリングを実施し、関係業界における運用の弾力化の取組等の実態を把握するとともにその取組を促している。

第11表 著作物再販制度の取扱いについて（概要）（平成13年3月23日）

(1) 著作物再販制度は、独占禁止法上原則禁止されている再販売価格維持行為に対する適用除外制度であり、競争政策の観点からは同制度を廃止し、著作物の流通において競争が促進されるべきであると考える。

しかしながら、国民各層から寄せられた意見をみると、著作物再販制度を廃止すべきとする意見がある反面、文化・公共面での影響が生じるおそれがあるとし、同制度の廃止に反対する意見も多く、なお同制度の廃止について国民的合意が形成されるに至っていない状況にある。

したがって、現段階において独占禁止法の改正に向けた措置を講じて著作物再販制度を廃止することは行わず、当面同制度を存置することが相当であると考える。

(2) 著作物再販制度の下においても、可能な限り運用の弾力化等の取組が進められることによって消費者利益の向上が図られるよう、関係業界に対し、非再販商品の発行・流通の拡大、各種割引制度の導入等による価格設定の多様化等の方策を一層推進することを提案し、その実施を要請する。また、これらの方策が実効を挙げているか否かを検証し、より効果的な方途を検討するなど、著作物の流通について意見交換をする場として、公正取引委員会、関係事業者、消費者、学識経験者等を構成員とする協議会を設けることとする。公正取引委員会としては、今後とも著作物再販制度の廃止について国民的合意が得られるよう努力を傾注するとともに、当面存置される同制度が硬直的に運用されて消費者利益が害されることがないように著作物の取引実態の調査・検証に努めることとする。

(3) また、著作物再販制度の対象となる著作物の範囲については、従来公正取引委員会が解釈・運用してきた6品目（書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用CD）に限ることとする。

第4 競争評価に関する取組

1 競争評価の本格的実施

平成19年10月以後、各府省が規制の新設又は改廃を行おうとする場合、原則として、規制の事前評価の実施が義務付けられ、規制の事前評価において、競争状況への影響の把握・分析（以下「競争評価」という。）についても行うこととされ、平成22年4月から試行的に実施されてきた。

平成29年7月28日、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」が改正され、競争評価については、公正取引委員会が定める手法により把握すること、また、競争に影響を及ぼす可能性があるとの結果となった場合には、その旨を規制の事前評価書へ記載することが必要であるなどとされたことを受け、公正取引委員会は、競争評価の手法として、同

年7月31日に「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に関する考え方について」及び競争評価の具体的な手法である「競争評価チェックリスト」を作成し、公表した。また、これらを補完するものとして「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」を同年9月26日に公表した。改正された「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」等が同年10月1日に施行されたことに伴い、競争評価も同日から本格的に実施された。規制の事前評価における競争評価において、各府省は、競争評価チェックリストを作成し、規制の事前評価書の提出と併せて総務省に提出し、総務省は、受領した競争評価チェックリストを公正取引委員会へ送付する。

平成29年度においては、試行的実施に係る競争評価チェックリストを19件、本格的実施に係る競争評価チェックリストを125件、総務省から受領し、内容を精査した。

2 競争評価の普及・定着に係る公正取引委員会の取組

公正取引委員会は、競争評価チェックリストに記入するに当たっての考え方や検討方法について、随時、相談を受け付けている。

第5 入札談合の防止への取組

1 概説

公正取引委員会は、以前から積極的に入札談合の摘発に努めているほか、平成6年7月に「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を公表し、入札に係るどのような行為が独占禁止法上問題となるかについて具体例を挙げながら明らかにすることによって、入札談合の防止の徹底を図っている。

また、入札談合の防止を徹底するためには、発注者側の取組が極めて重要であるとの観点から、独占禁止法違反の可能性のある行為に関し、発注官庁等から公正取引委員会に対し情報が円滑に提供されるよう、各発注官庁等において、公共入札に関する当委員会との連絡担当官として会計課長等が指名されている。

公正取引委員会は、連絡担当官との連絡・協力体制を一層緊密なものとするため、平成5年度以降、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催している。平成29年度においては、国の本省庁との連絡担当官会議を平成29年11月21日に開催するとともに、国の地方支分部局等との連絡担当官会議を全国9か所で開催した。

また、公正取引委員会は、地方公共団体等の調達担当者等に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会を開催するとともに、国、地方公共団体等が実施する調達担当者等に対する同様の研修会への講師の派遣及び資料の提供等の協力を行っている。平成29年度においては、研修会を全国で32回開催するとともに、国、地方公共団体及び特定法人（注）に対して275件の講師の派遣を行った。

（注）国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上を出資している法人及び特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（政令で定めるもの等を除く。）をいう。

2 官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査

(1) 調査趣旨

公正取引委員会は、これまで入札談合や発注機関の職員による入札談合等関与行為を防止するためには発注機関側の取組が極めて重要であるとの観点から、発注機関における入札談合等防止のための取組等について調査を実施し、現状の問題点や課題を明らかにするとともに、問題点を解決する施策等について、報告書に取りまとめ・公表を行うなどしている。

しかし、依然として、発注機関の職員が入札談合等に関与した事件が多くみられる状況にあり、また、そうした事件が発生している発注機関は国の機関、地方公共団体及び政府出資法人と様々である。特に、地方公共団体においては、そうした事件が人口5万人未満の中小規模の市町村においても発生している。

平成29年度においては、このような現状を踏まえ、発注機関におけるコンプライアンスの向上に資することを目的として、発注機関における官製談合防止に向けた取組について調査を実施し、平成30年6月13日に公表した。

(2) 調査対象等

ア 調査対象

入札談合等関与行為防止法の適用対象となる国の機関、地方公共団体及び政府出資法人を対象とした。

なお、地方公共団体については、その全てを対象としている。

イ 調査方法

(7) アンケート調査

発注機関2,018機関に対してアンケート調査を実施した（回答数1,768機関、回収率87.6％）。

(4) ヒアリング調査

アンケート調査の記述式回答において、他の発注機関にも参考となると思われる取組例を回答した発注機関130機関に対して、電話又は面談の方法によるヒアリング調査を実施した。

(3) 入札談合等関与行為等の防止に向けて

調査の結果、小規模な発注機関ほど取組が進んでいない結果が明らかになった。職員が入札談合等に関与した事件が一たび発生した場合に必要とされる組織の対応については、発注機関の規模の大小によって大きく異なるわけではない。小規模な発注機関においても、可能な取組から実施することが必要である。

また、国の機関や都道府県及び政令指定都市等の大規模な発注機関においても、必ずしも十分とはいえない状況も依然みられた。

職員に入札談合等に関与させないための発注機関の取組の大きな柱としては、①入札等の手続に関し、発注機関の職員が守るべきルールを定めてその旨を明文化すること

(規程の整備), ②入札等に関して定めたルールが守られているかを(内部・外部を問わず)チェックする体制を作ること(体制の整備), ③入札等の手続に関して定めたルール等を職員に正しく把握させる機会を設けること(研修の実施)が挙げられる。発注機関には, これらの構築に取り組むとともに, 取組内容を定期的に見直し, より充実したものに改善していくことが求められる。具体的には以下のとおりである。

ア 職員が入札談合等に関与しないよう遵守すべきことを定めた規定の整備

発注機関の職員が守るべきルールを定めて明文化する取組は, 発注機関の規模にかかわらず必要であると思われ, また, これらのルールをまとめたマニュアルは一度作成し, 職員に周知しておく, 職員による入札談合等の関与についての未然防止効果があると考えられる。

(7) 規定の作成・見直し

職員に入札談合等に関与させないために必要と考えられる規定の整備については, 以下の取組がある。これらについては, 規定を整備するだけでなく職員に周知等を行うことが求められる。

- ・ 入札等に係る秘密情報の管理
- ・ 外部からの働きかけに対する対応

(4) 組織としての意思の明確化

発注機関は, 組織としていかなる理由があろうとも, 職員が入札談合等に関与する行為を認めないという意思を明確化しておくことが必要であり, それにより職員による入札談合等関与行為の抑止にもつながると考えられる。組織としての明確化の方法には, 懲戒規定に入札談合等関与行為等を懲戒処分の対象にすることの明記, 発注機関の長等による訓示, 会議や研修等の場を利用したコミットメントなどが挙げられる。

(5) コンプライアンス・マニュアルの作成及び見直し

入札談合等関与行為に限らず, 各種の不祥事を防ぐためには, 職員が遵守すべき法令・条例等の内容を理解していることが前提であり, 職員に効果的・効率的に知識を習得させるため, 発注機関は法令・条例等をより具体化したコンプライアンス・マニュアルを作成・整備しておくことが望まれる。また, 発注機関においては, 作成したコンプライアンス・マニュアルをよりわかりやすく使いやすいものとするため, 発注機関において定期的な改定を行うことが望ましい。

イ 職員に入札談合等に関与させないための体制面の整備

入札談合等関与行為等を未然に防止するためには, 法令遵守を推進するための体制の整備が必要である。その際には, 発注機関の内部における体制整備だけでなく, 外部機関を利用し, 客観的な分析・検証等を随時行うための体制整備についても行うことが望ましい。

(7) 発注機関内部における体制面の整備

入札談合等関与行為等を未然に防止するためには, 発注機関自身が組織として包

括的に取り組んでいくことが必要である。そのためには、体制面において、入札談合等関与行為等の発生リスクを低減させる機能を組み込んでおくことが重要である。具体的には以下の項目が考えられるが、発注機関の規模によっては全てを整えることが難しい場合もあると考えられる。例えば、契約担当部課室と発注部課室の分離が困難な発注機関においては、長期配属を行わないなどの人事上の配慮を行う又は仕様書のチェック等は複数の部課室で行うなどが重要である。

- ・ コンプライアンス専担部課室の設置
- ・ 入札手続等に係る事前チェック体制の整備（発注担当部課室と契約担当部課室の分離、仕様書等のチェック）
- ・ 入札手続等に係る事後チェック体制の整備（不自然な結果の検証）
- ・ 公益通報窓口の設置
- ・ 人事上の配慮

(4) 外部機関（第三者機関）の活用

入札談合等関与行為等の未然防止のために、内部体制を充実させることは重要な取組であるが、内部によるチェックではその視点が固定化されてしまうなど、チェックにも限界があると思われることから、外部機関を積極的に活用する取組も重要である。また、リソースの関係から単独で外部機関を設置することが困難な発注機関においては、他の発注機関と共同で設置することも有効である。

第三者機関における審議の対象は、官製談合事件は工事以外でも発生していることも踏まえ、「物品・業務」の入札も対象とするなど、可能な範囲で対象を拡大することが望まれる。

ウ 職員等に対する研修の実施

職員の入札談合等関与行為等を未然に防止するためには、遵守すべき内容を知識として習得する機会を設けることが重要である。また、研修は単に機会を設けるだけでなく、以下の点に留意し、未然防止に向けた取組に資するように、実践的かつ実効性のあるものとすることが求められる。

(7) 定期的・継続的な研修の実施

発注機関が単独で定期的に研修を開催することが困難である場合もあると考えられるが、他の発注機関と連携して研修を開催している例もみられることから、こうした取組も参考になる。

(4) 対象者の選定

これまで公正取引委員会が発注機関に対して入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求を行った事件においては、全て幹部・管理職による関与が認められていることから、一般職員に限らず幹部・管理職も研修の対象とすることが求められる。

(5) 柔軟な周知や研修内容の見直し

一たび職員の入札談合等関与行為が認められた場合の発注機関のリスクの高さを考慮すると、研修という形式を取るかどうかは別にしても職員に対する定期的な周

知や意識付けは必要である。

また、発注機関の中には、定期的・継続的に職員に研修を実施しているにもかかわらず、職員が入札談合等に関与する事件が発生しているケースもみられる。研修の機会を設けていても、職員が受講していなかったり、受講しても正しく理解していなかったりすれば効果的な取組とはいえないことから、職員には研修を受講させるのみならず、職員の理解度を測るような取組も必要と思われる。

エ 職員に入札談合等に関与させないために必要と考えられるその他の取組

(7) 発注関係事務の外部委託先に対する取組

設計、積算、業者選定、監督、検査等の発注関係事務は、高い割合で外部に委託がされているものの、発注機関から委託先に対して入札談合等の未然防止に関する取組は十分には行われていない。取組を行っているとは回答した発注機関においても、その内容をみると、契約書等に秘密情報の漏えい禁止を記載しているにとどまっている回答が多い。

委託先との契約書において秘密情報の漏えい禁止を明記したにもかかわらず、当該委託先から事業者に入札等の情報が漏えいされ、当該漏えいが入札談合につながった事件も発生していることから、単に記載するのみでは十分とはいえず、更なる取組が求められる。

(4) OBの再就職の把握等

OBの再就職については、国家公務員法又は地方公務員法においても規制がされているが、期間等の限定がなされていることから、特に長期配属の人事上の配慮を行っていない発注機関においては、再就職先を把握しているOBに対して取組を行うことが望ましい。また、OBが関与した事件も発生していることから、近いうちに退職して入札参加事業者等に再就職する予定の職員も研修の対象とすることが望ましい。

オ 公正取引委員会の対応

本調査では、発注機関における官製談合防止に向けた取組について、平成23年の同様の調査と比べ、調査対象を大幅に拡大して調査を行った。この結果に基づき、本報告書では、発注機関にとって参考となるとと思われる入札談合等関与行為等の未然防止のための取組を多く紹介するとともに、多くの発注機関から研修等において使用可能な支援ツールの作成について要望があったこと、計量分析からも研修の実施が未然防止に効果があるとの結果が得られたことから、「1分で分かる官談法」、「理解度チェックテスト」などの支援ツールを作成した。

公正取引委員会としては、入札談合等に関して厳正に対処するとともに、本調査結果を踏まえながら、先に述べた支援ツール等の作成にとどまらず、今後も各種研修会や情報発信等を通じて発注機関のコンプライアンス活動を支援する取組を引き続き積極的に行っていく。

第6 独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた取組

公正取引委員会は、市場における公正かつ自由な競争を一層促進していくためには、独占禁止法の厳正な執行とともに、企業におけるコンプライアンスの向上が重要であり、これに関連した企業の取組を促していく必要があると考えられることから、これまで、企業における独占禁止法に関するコンプライアンス活動の状況を調査し、改善のための方策等と併せて、報告書の取りまとめ・公表を行うとともに、その周知に努めている。

平成29年度においては、事業者団体における独占禁止法に関するコンプライアンスを推進するために有効と考えられる方策や留意点を取りまとめた報告書「事業者団体における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について」（平成28年12月21日公表）に基づき、経済団体等からの依頼による講演（10回）及び公正取引委員会が主催する説明会（8回）を通じて周知を行った。

第7 独占的状态調査

独占禁止法第8条の4は、独占的状态に対する措置について定めている。公正取引委員会は、同法第2条第7項に規定する独占的状态の定義規定のうち、事業分野に関する考え方についてガイドラインを公表しており、その別表には、独占的状态の国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件（国内総供給価額が1000億円超で、かつ、上位1社の事業分野占拠率が50%超又は上位2社の事業分野占拠率の合計が75%超）に該当すると認められる事業分野並びに今後の経済事情の変化によってはこれらの要件に該当することとなると認められる事業分野を掲載している（第12表参照）。

別表については、生産・出荷集中度の調査結果等に応じ逐次改定してきている（直近では、平成28年10月11日に改定）。その中でも特に集中度の高い業種については、生産、販売、価格、製造原価、技術革新等の動向、分野別利益率等について、独占禁止法第2条第7項第2号（新規参入の困難性）及び第3号（価格の下方硬直性、かつ、過大な利益率又は販売管理費の支出）の各要件に即し、企業の動向の監視に努めている。

第12表 別表掲載事業分野（33事業分野）

一定の商品		一定の事業分野	類似の商品
同種の商品	当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品		
ビール	発泡酒、ビール風酒類	ビール類製造業	
ウイスキー		ウイスキー製造業	
紙巻たばこ	葉巻たばこ、きざみたばこ、パイプたばこ	たばこ製造業	
インクジェットカートリッジ		インクジェットカートリッジ製造業	
アスファルト		アスファルト製造業	

一定の商品		一定の事業分野	類似の商品
同種の商品	当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品		
コークス		コークス製造業	
飲料用プラスチックボトル		飲料用プラスチックボトル製造業	
石こうボード・同製品		石こうボード製品製造業	
普通鋼冷延広幅帯鋼		普通鋼冷延広幅帯鋼製造業	
住宅用アルミニウム製サッシ		住宅用アルミニウム製サッシ製造業	
電気温水洗浄便座（暖房便座を含む。）		電気温水洗浄便座（暖房便座を含む。）製造業	
自動車用照明器具		自動車用照明器具製造業	
中央処理装置		中央処理装置製造業	
タブレット		タブレット製造業	
二輪自動車		二輪自動車製造業	
輸送機械用エアコンディショナ		輸送機械用エアコンディショナ製造業	

同種の役務	一定の事業分野
固定電気通信	固定電気通信業
ブロードバンドサービス	ブロードバンドサービス業
移動電気通信	移動電気通信業
パソコン用基本ソフト（OS）	パソコン用基本ソフト（OS）業
統合オフィスソフト	統合オフィスソフト業
セキュリティソフト	セキュリティソフト業
鉄道貨物運送	鉄道貨物運送業
国内定期航空旅客運送	国内定期航空旅客運送業
宅配便運送	宅配便運送業
郵便（信書便を含む。）	郵便業
書籍・雑誌取次ぎ	書籍・雑誌取次業
ダストコントロール	ダストコントロール業
コンピュータチケッティング	コンピュータチケッティング業
通信教育	通信教育業
医療事務代行	医療事務代行業
機械警備（事業所向け）	機械警備（事業所向け）業
音楽著作権管理	音楽著作権管理業

（注1）本表は、公正取引委員会が行った平成26年の国内向け供給価額及び供給量に関する調査、その他現段階において利用し得る資料、統計等により、独占的状態の国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件に該当すると認められる事業分野並びに今後の経済事情の変化によってはこれらの要件に該当することとなると認められる事業分野（平成26年の国内総供給価額が950億円を超え、かつ、上位1社の事業分野占拠率が45%を超え又は上位2社の事業分野占拠率の合計が70%を超えると認められるもの）を掲げたものである。

（注2）本表の商品順は「工業統計表」に、役務順は「日本標準産業分類」による。

第6章 競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備

1 はじめに

いわゆる経済の高度化、ボーダーレス化等が進展する中で、公正取引委員会における競争政策上の制度設計や法執行に関し、経済学的、あるいは法学的な分析の成果を取り入れる必要性がますます高まっている。

このような中、公正取引委員会は、平成15年6月、事務総局内に「競争政策研究センター」(CPRC)を発足させた。同センターでは、中長期的観点から、独占禁止法の運用や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するため、独占禁止法や経済学等の専門家等の参画を得て、研究活動を行うほか各種セミナー等を開催している。

2 検討会の開催

公正取引委員会は、競争政策研究センター内において、競争政策上の課題について議論を行うため、検討会委員として有識者等の、また、必要に応じてオブザーバーとして関係省庁の参画を得て、検討会を開催している。平成29年度においては、次の2テーマについて検討会を開催し、それぞれ報告書を取りまとめ、公表した。検討会報告書は競争政策研究センターのウェブサイト (<https://www.jftc.go.jp/cprc/index.html>) 上に全文を掲載している。

(1) 「データと競争政策に関する検討会」

近年、IoT (Internet of Things) の普及や人工知能関連技術の高度化を背景として、「ビッグデータ」の解析で得られる知見が、既存の業界の垣根を越えた新たな革新を生むことが期待されている。データを事業活動に生かすことの重要性が高まる中で、データの利活用を促すことに資するような競争政策上の課題について検討を行うことが必要となっている。

このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、競争政策研究センターにおいて「データと競争政策に関する検討会」(第1表参照)を開催し、データの収集・利活用に関連する競争政策及び独占禁止法上の論点を整理するため、平成29年1月以降、6回の検討会を経て、報告書が取りまとめられた(同年6月6日公表。詳細は後記 **3** 参照)。

(2) 「人材と競争政策に関する検討会」

個人の働き方が多様化するとともに、労働人口の減少による深刻な人手不足のおそれから、人材の獲得を巡る競争の活発化が予想される。その一方で、活発化した競争を制限する行為が行われる可能性もある。

このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、個人が個人として働きやすい環境を実

現するために、人材の獲得を巡る競争に対する独占禁止法の適用関係及び適用の考え方を理論的に整理するため、競争政策研究センターにおいて「人材と競争政策に関する検討会」（第1表参照）を開催し、平成29年8月以降、6回の検討会を経て、報告書が取りまとめられた（平成30年2月15日公表。詳細は後記 4 参照）。

第1表 検討会（平成29年度開催）

	テーマ・検討会委員等
1	「データと競争政策に関する検討会」（平成28年度から継続） 〔検討会委員〕 石井 夏生利 筑波大学図書館情報メディア系准教授 宇都宮 秀樹 森・濱田松本法律事務所 弁護士 川濱 昇 京都大学大学院法学研究科教授 【座長】後藤 晃 東京大学名誉教授 鮫島 正洋 内田・鮫島法律事務所 弁護士 土佐 和生 甲南大学法科大学院教授 中林 純 近畿大学経済学部准教授（CPRC主任研究官） 西岡 靖之 法政大学デザイン工学部教授 松尾 豊 東京大学大学院工学系研究科特任准教授 森 亮二 英知法律事務所 弁護士 和久井 理子 大阪市立大学大学院法学研究科特任教授（CPRC主任研究官） 〔オブザーバー〕 内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 内閣府 知的財産戦略推進事務局 個人情報保護委員会事務局 総務省 経済産業省 〔事務局〕 公正取引委員会事務局（経済取引局総務課経済調査室） （注）検討会委員の役職は平成29年5月26日時点のものである。
2	「人材と競争政策に関する検討会」 〔検討会委員〕 荒木 尚志 東京大学大学院法学政治学研究科教授 大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科教授（CPRC主任研究官） 風神 佐知子 中京大学経済学部准教授 川井 圭司 同志社大学政策学部教授 神林 龍 一橋大学経済研究所教授 【座長】泉水 文雄 神戸大学大学院法学研究科教授 高橋 俊介 慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授 多田 敏明 日比谷総合法律事務所 弁護士 土田 和博 早稲田大学法学学術院教授 中窪 裕也 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 中村 天江 リクルートワークス研究所労働政策センター長 和久井 理子 大阪市立大学大学院法学研究科特任教授（CPRC主任研究官） 〔オブザーバー〕 文部科学省（スポーツ庁） 厚生労働省 経済産業省 CPRC所長

[事務局]

公正取引委員会事務局（経済取引局総務課経済調査室）

（注）検討会委員の役職は平成30年2月1日時点のものである。

3 「データと競争政策に関する検討会」報告書

(1) 検討の背景

近年、I o T（Internet of Things）の普及や人工知能関連技術の高度化を背景として、「ビッグデータ」の解析で得られる知見が、既存の業界の垣根を越えた新たな革新を生むことが期待されている。データを事業活動に生かすことの重要性が高まる中で、データの利活用を促すことに資するような競争政策上の課題について検討を行うことが必要となっている。

(2) 近年の環境変化

近年、低廉なセンサーの開発や通信技術の向上、クラウド・サービスの普及等を背景として、機器、家電、工場等がインターネット等により接続されるようになりつつある。この結果、従来は利用されなかったり、又は、そもそも収集されていなかったものを含め、人間や機器の位置、活動状況等多様な、そして、大量のデータがリアルタイムに収集され、集積されるとともに、それが利用されたりするようになっている。

また、データの解析についても、CPUやメモリ等コンピュータ・リソースの性能向上、インターネットの発達等によって、人間が一定の観点を定義すれば、プログラムの作成等を行わずとも、データから事象間の相関関係等を自動的に識別する解析技術である機械学習を始めとする人工知能関連技術が急速に発達している（注1）。

このような一連の環境変化を俯瞰すれば、I o T等によって、データの大量生成・収集・集積が技術的・経済的に容易になったこと、また、その後、人工知能関連技術の著しい発達によって、データを事業に活用できる確実性が向上し、その範囲も拡大したことという二つの大きな技術的変化が生じている。そして、様々な産業において、例えば、「製造業のサービス化」といったビジネスモデルの大きな転換が起こりつつあると考えられる。

（注1）機械学習の効果として、例えば、深層学習（ディープ・ラーニング）を使用することによって、クレジットカードの不正利用の疑いがあると判定した取引のうち、本当に不正な取引だった比率を従来の5%程度から90%程度へと大幅に引き上げることに成功したとの事例がある。あるいは、SNSへの不適切な投稿（誹謗中傷等）を自動的に振り分ける機能の追加により人の目で実際にチェックする件数について、機械学習を利用することによって従来の1%以下に減少させることができたといった事例もある。

(3) データの利活用の現状

ア パーソナル・データ

インターネット上で収集可能なデータ、例えば、検索履歴、ウェブサイト閲覧履歴といった個人に関連するパーソナル・データは、多数のインターネット広告事業者（注2）によって、顧客ごとにその時点での趣味、関心に連動した行動ターゲティング広

告を効果的に行うため（注3）、大規模に収集されるとともに（注4）、ネット閲覧履歴といったデータ等、個人の識別が困難な形で加工された上で取引されているものもある。

中でも、SNSや検索エンジン等の「無料」サービスを消費者に提供しつつ、別途、広告主から受注したインターネット広告の配信も当該消費者に行う事業者は、当該「無料」サービスやネットワーク効果を誘因として、大量の、かつ、「良質」（注5）なパーソナル・データを収集し、当該データの機械学習を通じて、個別消費者の興味関心に応じたターゲティング機能、リコメンド機能の改善に用いるとともに、「無料」サービスの機能向上に利用する場合もある。

インターネット広告市場は、我が国においても寡占化が進行しているとの指摘があるが、こういったパーソナル・データの収集・利用能力の高さもこの背景にあるものと考えられる。

なお、この「無料」サービスについては、利用の対価を要しないこともあり、価格競争ではなく、品質のみによる競争が行われている。

（注2）インターネット広告事業者には、メディアを保有し、かつ、DMP（Data Management Platform）事業及びDSP（Demand Side Platform）事業（データ収集及びターゲティング）を行う事業者と後者のみを行う事業者等多様な事業者が存在する。DMPとは、自社や外部の様々なデータを一元的に管理するプラットフォームである。DSPは、広告主や広告会社が広告を出稿するためのシステムで、掲載面や価格、ターゲット等設定した条件に合致した広告枠（広告在庫）を自動的に買い付け、広告を配信するものである。

（注3）各種ウェブページ（各種ポータルサイト、ブログ、新聞社等閲覧者が多いページ）の管理者と契約したDSPがタグを有償で設置することによって、当該ウェブページを閲覧した閲覧者は、その後、どのようなウェブページを閲覧したかを当該DSPが把握することが可能となる。

（注4）近年、インターネット外の購買履歴等更に収集対象のデータ範囲が拡大する事例がみられる（一例として、電子マネー決済サービス）。

（注5）ターゲティング広告を行うというデータの使用目的と照らして好適な性質を有すること。例えば、インターネット広告事業者（DMP）のターゲティングに関する能力は、主として、対象者の属性（位置、性別、年収、家族構成等。範囲が広いほど能力が向上。）、趣味嗜好・活動状況に関する情報の即時的な正確性（事実か推測か。推測の程度）、複数の端末間の同定能力等によって左右され、「無料」サービス及びネットワーク効果によって顧客を誘引するデジタル・プラットフォームが圧倒的に「広く」「深い」データ収集能力を保有し、当該データの機械学習を通じて、ターゲティング能力の向上に結びつけることができているとの指摘がある。

イ 産業データ

機器、人体、土壌その他現実の「有体物」の状況に関する極めて多様なデータが、各種のセンサーによって、リアルタイム処理（即時にデータを処理すること）又はバッチ処理（データをまとめて処理すること）によって、事業者によって収集されつつある。

産業データは、例えば、その発生源たる機器の稼働データにおける稼働日時等当該機器の稼働の前提となるデータがなければ限定された者以外には利用価値が乏しい（状況依存性が高い）ことがある。また、データに金銭的価値を付けることが困難であったり、あるいは、データの保有者自身がデータのコントロールを継続したりした

といった様々な事情の下、産業データの取引は活発ではない。この結果、当事者の意向に照らして必要以上にデータの「囲い込み」が行われ、データの利活用が進んでいないとの指摘がある。

このように産業データの取引は、必ずしも容易ではないこと等を背景として、複数の事業者（競争関係にある場合もない場合もある。）が共同して、各種の地図等各事業者に共通する基盤的な部分について、データを収集し、利用する事例が増加している。

(4) 競争政策上又は独占禁止法上の検討に当たっての基本的な考え方

ア データの集積・利活用が競争に及ぼす影響についての基本的な評価

データの集積・利活用は、それ自体としては、競争促進的な行為であり、競争政策上は望ましい行為であって、独占禁止法上も問題となることはない。

しかしながら、競争者を排除しようとする行為といった不当な行為や合併を始めとする企業結合によって、データが特定の事業者を集積される一方で、それ以外の事業者にとっては入手が困難となる結果として、当該データが効率化等の上で重要な地位を占める商品の市場における競争が制限されることとなったり、あるいは、競争の観点から不当な手段を用いてデータが利活用される結果、例えば、商品の市場等データに関連する市場において競争が制限されることとなったりする場合には、独占禁止法による規制によって、競争を維持し、回復させる必要が生じることになる。

また、独占禁止法上は直ちには問題とならない場合であっても、競争上望ましいと考えられる政策的措置はあり得、例えば、以下の指摘があった。

(ア) パーソナル・データのポータビリティ

SNS等ロックイン効果が発生する可能性があるサービスは、パーソナル・データのポータビリティ（注6）が確保されないと、当該サービス市場に関する市場支配力が維持されやすくなるため、何らかの政策的対応が望ましい。

（注6）本報告書において、パーソナル・データのポータビリティとは、自らのパーソナル・データについて、本人の意思に応じて現在の管理者から別の管理者に移転できることをいう。

(イ) 産業データ

「データ・オーナーシップ」（注7）を巡る問題については、産業データの公正で自由な利用に資する明確なルール形成が期待されるとともに、必要に応じて、競争政策や独占禁止法の観点からの検討が更に深められることが望ましい。

（注7）一般的に、データの利用等に関する権利、特に、機器等の所有者が有する（有すべき）権利を意図した用語として用いられることが多い。

(ロ) 公共データ等

国及び地方公共団体が保有するデータに関しては、個人情報に配慮しつつ、オープンデータを強力に推進することとされており、データを利用した競争の促進の観点からも、望ましいものと考えられる。

一方で、法定独占産業等現在又は過去において参入が規制されている又はされて

いた事業分野において、その地位に基づいて収集が可能となるデータ（例えば、交通系ＩＣカードの利用状況）については、プライバシー保護の観点を踏まえつつ、広く、その利活用が促進されるべきではないかなどといった指摘があった。

イ 関連市場についての考え方

一定の行為について競争減殺の観点から独占禁止法上の評価を行うに当たっては、問題となる行為の影響が及ぶ取引について、当該取引の行われる市場における競争が減殺されるか否か（又はそのおそれがあるか否か）が検討される。競争が制限されるか否かを判断するために、一定の取引の対象となる商品の範囲、取引の地域の範囲等に関して、基本的には、需要者にとっての代替性という観点から、加えて、必要に応じて、供給者にとっての代替性という観点から、市場（一定の取引分野）が画定される。

データの収集・利活用に関連する取引については、当該データが用いられる商品の取引の市場とは別に、当該データ自体の取引の市場や、当該データが用いられる技術の取引の市場への影響について検討が必要となる場合があるものの、関連市場の画定方法は、他の商品一般と原則として異なるところはないと考えられる。すなわち、検討対象となる商品について、基本的には、需要者にとっての代替性という観点から、加えて、必要に応じて、供給者にとっての代替性という観点から、商品の範囲及び地理的範囲について市場が画定される。

なお、データを大量に集積し、活用している事業者として、いわゆるデジタル・プラットフォーム事業者が指摘される。これらの事業者が運営するプラットフォームは、いわゆる多面市場を構成し、特に、ある市場ではＳＮＳを始めとする金銭的対価を伴わない「無料」サービスが消費者等に提供される一方で、他の市場（例えば、オンライン広告市場）においては、金銭的対価を得ている場合が多い。また、「無料」サービスを巡っては、デジタル・プラットフォーム事業者と消費者等との間で金銭のやり取りが存在せず、価格競争は観察されていないが、競争者間で品質を巡る非価格競争が行われている。そして、当該競争が阻害される可能性が認められるのであれば、その競争の場を「市場」として考えることが適切な場合があり、金銭的対価を伴わない「無料」サービスの取引が行われる場を、多面市場を構成する一つの市場、すなわち、無料市場として画定することが可能と考えられる。

ウ 競争減殺効果の分析方法

データの集積・利活用に関して市場における競争が減殺されるか（又はそのおそれがあるか）否かは、他の場合と同様に、問題となる行為の内容及び態様、当該行為に係る当事者間の競争関係の有無、当事者が市場において占める地位（シェア、順位等）、対象市場全体の状況（当事者の競争者の数、市場集中度及び取引される商品の特性、

差別化の程度、流通経路、新規参入の難易性等）並びに制限行為においては制限を課すことについての合理的理由の有無及びデータ集積・利活用を積極的に行う意欲（投資インセンティブ）への影響を総合的に勘案し、判断することになる。

この際、SNS等「無料」サービスを提供するデジタル・プラットフォームにおいて、プライバシーの保護水準が重要な競争手段となっている場合には、当該保護水準を商品の品質の一要素と捉え、制限行為による当該保護水準の低下に基づいて競争減殺効果を評価することもあり得るものと考えられる。

また、データの集積による競争制限効果を判断するに当たっては、異なる種類のデータを組み合わせて利用できることとなることの効果、同様のデータがより大量に集積されることによる利用価値の増加の程度、当該データの入手源の限定性といった観点を踏まえ、新規参入者が同程度の利用価値があるデータ集積を実現することが技術的に又は経済的に可能かどうかも考慮要素となると考えられる。

この際、競争者間で、商品の性能に大きな影響を与える生データを収集する能力に関する大きな差が生じる可能性も想定される場合には、特定の事業者へのデータの集積は、他の事業者による新規参入又は事業活動の継続を困難なものとし、市場支配力の形成、維持、強化に資する可能性があることに留意が必要である。

(5) データの収集・利活用に関する行為

以下では、データを巡る我が国の競争上の懸念を踏まえて、データの収集・利活用に関する行為として、本検討会で指摘のあった将来的に顕在化する可能性があるとして現時点で考えられる主要な論点について、データの特有の事情があるか否かを特に意識しつつ、検討する。

ア データの収集に関する行為

前述のとおり事業者が様々なデータを収集することは、それ自体として独占禁止法上問題となることは通常ない。しかし、不当な手段でデータ収集が行われたり、データ収集が競争者間の協調行為を促進したりするなど競争に悪影響を与える場合には、例外的に独占禁止法上問題となることがある。

(7) 単独の事業者による収集

a 取引先企業からのデータの収集

例えば、業務提携等を行う際、業務提携等に先立ち、秘密保持契約を締結した上で業務提携等に必要な研究開発を共同で実施することがある。この際に、共同での研究開発実施後に当事者の一方が相手方に対して共同研究開発により得られたデータや技術及び業務提携等を通じて得られるデータや技術の全てを自らに帰属させることを業務提携等の契約を締結する条件とする場合がある。

このように業務提携等の一方の当事者が他方の当事者に対して自らにデータや技術を帰属させるといった何らかの名目で一方的にデータを提供させる行為は、

データに希少性が認められるときは、当該一方の当事者の関連する市場における有力な地位を強化することにつながり得る、又は当該他方の当事者の研究開発意欲を損ない、新たな技術の開発を阻害し得る場合があり、それによって、市場における競争を減殺する可能性がある。このようにして公正競争阻害性を有するときには、不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号。以下「一般指定」という。）第 12 項（拘束条件付取引）に該当すると考えられる。

また、前記のような何らかの名目で一方的にデータを提供させる行為については、当事者間の一方が優越的な地位にあることが認められる場合、その内容と実施の状況によっては、相手方に不当に不利益を与えるものであり、独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号ハ（優越的地位の濫用）に該当する場合もあると考えられる。

b プラットフォームを運営する事業者によるデータの収集

プラットフォームを運営する事業者が当該プラットフォームを通じて提供するサービス（有料サービス、無料サービスの両方を含む。）について市場支配力を有する一方で、プラットフォーム利用者は他の類似サービスへの切替えが困難となっている場合には、仮に、当該サービスに関する取引条件がデータ収集に関して利用者にとって不利益に変更されたとしても、当該利用者は、当該サービスの利用を停止することが困難となる可能性がある。また、この結果として、当該プラットフォーム運営事業者は、公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれを生じさせる、又はこのようにして収集したデータを利活用することで事業活動を行っている市場において市場支配力を形成、維持、強化することができる可能性があり、私的独占、優越的地位の濫用その他独占禁止法の適用により規制の対象とすることがあり得るのではないかと指摘がある。

(4) 複数の事業者による共同収集

データの共同収集については、広い範囲でのデータの収集が可能となることにより、新たな商品の開発、商品の機能向上、改善、安全性の向上、標準化によるデータの相互運用性や統一性の向上を通じた技術の普及等に資することにより競争を促進することが期待される場合もある。

しかし、共同収集するデータにより、競争関係にある他の参加者が今後販売する商品の内容、価格、数量を相互に把握することが可能となり、これにより競争者間における協調的行為の促進を生じさせる場合には、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限）の問題になり得ると考えられる。

また、前記以外の場合であっても、データを重要な投入財として利用する商品の市場において、競争関係にある事業者の大部分が、各参加事業者が単独でも行い得るにもかかわらず、データを共同で収集するとともに、参加者それぞれにおけるデータ収集を制限し、これによって、当該商品の市場における競争を実質的に制限する場合には、独占禁止法上問題となり得ると考えられる。

イ 収集されたデータへのアクセスに関する行為

(7) 単独の事業者によるアクセス拒絶

一般論として、事業者が誰に商品を提供するか、どのような条件で商品を提供するかは、基本的には、事業者の自由である。しかし、特定の企業が、ある市場において、市場支配力を有しており、当該市場における事業活動を通じて収集するデータが、当該市場又は他の市場における事業活動において不可欠な役割を果たし、かつ、代替的なデータを取得することも技術的又は経済的に困難な場合であって、例えば、次の①、②のようなときには、他者によるデータへのアクセスについて、合理的な理由なく制限を設けることは、「正常な競争手段の範囲を逸脱する人為性を有する」排除又は「独占禁止法上不当な目的を達成するための手段として取引を拒絶」する行為と評価でき、一定の取引分野における競争を実質的に制限する又は公正競争阻害性を有する場合には、独占禁止法上問題となり得ると考えられる（同法第3条〔私的独占〕、同法第19条〔不公正な取引方法〕・一般指定第2項〔その他の取引拒絶〕）。

- ① データを利用した商品の市場における競争者を排除する目的以外には合理的な目的が想定されないにもかかわらず、正当な理由なく、従来可能であったデータへのアクセスを拒絶する場合。
- ② 競争者（又は顧客）に対してデータにアクセスさせる義務があると認められる場合において（注8）、データを利用した商品の市場における競争者を排除することとなるにもかかわらず、正当な理由なく、当該競争者（又は顧客）に対してデータへのアクセスを拒絶する場合。

また、虚偽や法令違反を伴うような不当な行為によって収集されたデータを利用することによって、データの取引の市場又はデータを利用した商品の市場で有力な地位に立った事業者が、当該データが競争者の事業活動に不可欠であり、かつ、競争者にとっては代替的なデータの取得が技術的又は経済的に困難であるにもかかわらず、正当な理由なく、競争者によるデータへのアクセスを拒絶し、それによって、当該競争者の事業を困難とする場合も同様に独占禁止法上問題となり得ると考えられる。

（注8）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）では、個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求されたときは、本人に対し、当該保有個人データを開示しなければならないとされている（同法第28条）。また、契約上の義務として、例えば、管理を委託されたデータについて委託者が受託者に対して第三者によるデータへのアクセスを認めている場合や、金融機関と預金者等当事者間の契約において、取引履歴等のデータへのアクセスを認めている場合がある。

(4) 共同行為によるアクセス拒絶等

シェアの合計が相当程度高い複数の事業者が共同収集したデータについて、ある特定の事業者に対し共同収集への参加を制限し、かつ、合理的な条件の下でのアクセスを認めないことは、当該第三者において他の手段を見出すことができずその事

業活動が困難となり、市場から排除されるおそれがあるときには、例外的に独占禁止法上問題となる場合があると考えられる。

(ウ) データへのアクセスに関連するその他の不当な行為

データへのアクセスに関連して独占禁止法上問題となり得る行為として、データの提供とその解析等他のサービスを抱き合わせで販売するといった行為や自らのみデータの取引をすることを義務付けたり、あるいは、機械学習技術等の要素技術を有償又は無償で提供する条件として、当該提供者以外の者（産業データに係る機器の所有者を含む。）によるデータの収集や利用を制約したりするなどによりデータを不当に利用することを可能としたりするような、一般指定第11項（排他条件付取引）、同第12項（拘束条件付取引）など様々な行為を想定し得る。

(6) 企業結合審査におけるデータに関連する考慮事項等

企業結合審査において、大量のデータを集積し、又はそのような収集経路を保有する企業が当事会社に含まれる企業結合の届出があった場合、データの希少性、代替性の有無等を踏まえつつ、次の事項に特に注意する必要があるものと考えられる。

- ・ 企業結合の時点では、開発中であるといった事情により最終商品が存在しないなど商品間の競争への影響が具体的に明らかでない場合であっても、当該データを利用する技術開発ないし当該データの集積それ自体について、市場支配力が形成されるおそれを判断する必要がある場合がある。
- ・ 無料サービス等によって収集された大量のデータの解析によって、アルゴリズムで規定された商品の機能向上が短期的にもたらされている場合、ネットワーク効果による生データの収集、当該生データの機械学習を通じた商品の機能向上の循環の強化により、データを利用した商品の市場における市場支配力が形成されることとならないか注意する必要がある。
- ・ データは、研究開発活動以外にも、他の様々な商品への投入財と位置付けられる場合もある。企業結合によって、市場において重要な投入財としてのデータやその入手経路が、特定の事業者のみに集積することで、市場支配力が形成されるおそれもある。
- ・ データはそれ自体が取引の対象となる場合があり、一定の行為が当該取引に係る競争に悪影響を及ぼす場合には、当該データを用いる商品の競争関係にかかわらず、データの取引市場も独占禁止法上の評価対象となる。

また、一般的な商品と同様に、データの供給者・需要者の企業結合の結果、当該企業結合がなければ引き続きデータの供給や関連する技術のライセンスを受けて、研究開発や商品開発を行っていた事業者にとって、データの供給等を受けることができなくなるおそれがある場合（投入物閉鎖）には、企業結合が認められるべきではない場合があると考えられる。

(7) 結語

データの利活用を通じた新たなビジネスモデルやイノベーションが広く創出され、生産性が向上していくことへの期待はとみに高まっている。今後、データの利活用を通じたイノベーションが活発に行われるようにするための鍵は、データの収集や利活用を公正かつ自由な競争環境の下で行うことができることにある。もちろん、データの利活用に関する新たなイノベーションが生まれている中で、競争法が性急に介入することは必ずしも望ましくないとの指摘もある。しかしながら、一方で、大量のデータやその解析技術等が一部の事業者集中しつつあるとの指摘もある中で、仮に、競争が阻害されることにより消費者の利益が損なわれるおそれがある場合には、独占禁止法に基づき対応し、与えられた役割を適切に果たす必要がある。

このような考え方の下で、本検討会は議論を行い、報告書を取りまとめ、データの収集・利活用に伴う競争上の懸念の多くは、従来の独占禁止法の枠組みにより対処できることが確認された。

今後、本報告書における考え方を踏まえ、公正取引委員会における今後の政策立案及び厳正な法執行が行われることが期待される。

4 「人材と競争政策に関する検討会」報告書

(1) 検討の背景・目的

近年、個人の働き方は多様化し、労働契約に基づき企業の従業員として働くのではなく、個人請負等、企業の指揮命令を受けずに「個人として働く者」が増加しつつあるといわれている。その背景には、終身雇用や年功序列を前提とした雇用システムでは個人の多様な就労ニーズに対応しきれない状況があることや、オープンイノベーションの推進やITの進展により外部人材の重要性が増していること、インターネット上で企業と人材のマッチングが容易になったことがあると考えられる。

また、今後、労働人口減少が見込まれており、産業構造の変化等から、今後人材の需要が増加する産業では、深刻な人材不足問題が起こるおそれがある。人材不足による人材を巡る需給の逼迫は、人材の獲得を巡る競争が活発化する方向に働くが、その一方で、活発化した競争を制限する行為が行われる可能性もある。

このような状況の下、人材の獲得を巡る競争に独占禁止法を適用する意義は大きい。公正かつ自由な競争による市場メカニズムが十分に発揮されることにより、①就労形態を問わず役務提供者（就労者）が自由に働き、働きがいを得るとともに、その能力をいかんなく発揮して、役務（労働）の価値を適切に踏まえた正当な報酬を受けることが可能となる。さらには、②発注者（使用者）が有為な人材を適切に獲得するといった、社会全体における人材の適材適所の配置（労働力の需給マッチング）を実現し、③人材を利用して供給される商品・サービスの水準の向上を通じた消費者利益の確保、商品・サービスを供給する経済活動の発展に資するものと考えられる。

また、最近、我が国の課題として経済的格差の是正が求められている。人材を巡る競争の維持・促進は、市場メカニズムの活用による生産性・賃金上昇、更には経済成長につながることを期待され、中長期的な観点からもこのような課題への解決に資するという点でも、独占禁止法を適用する意義がある。

現状をみても、働き方の多様化の促進の過渡期にある我が国においては、「個人として働く者」の増加に社会全体が対応しきれておらず、「個人として働く者」にそのしわ寄せが生じている可能性があり、検討会事務局が実施した幅広い業界・多様な立場にある方々を対象としたヒアリング（対象：91者）及びウェブアンケート（回答数：549）では、独占禁止法上問題となり得る事実が少なからず確認されている。

以上のとおり、人材の獲得を巡る競争に対する独占禁止法の適用に係る考え方を整理することは、喫緊の課題となっている。

(2) 検討対象

本報告書では、「個人として働く者」、すなわち「役務提供者」の獲得を巡って、役務提供を受ける企業等、すなわち「発注者」間で行われる競争について、また、役務提供者が労働者と評価される場合には「使用者」間の競争について、それを妨げ役務提供者に不利益をもたらし得る発注者（使用者）の行為に対する独占禁止法上の考え方を整理した。

「個人として働く者」とは、「フリーランス」と呼ばれる人がその代表であり、例えば、システムエンジニア、プログラマー、IT技術者、記者、編集者、ライター、アニメーター、デザイナー、コンサルタント等が挙げられるが、このほか、スポーツ選手、芸能人を含む、幅広い職種を念頭に検討を行った。ただし、特定の業種・職種固有の具体的な取引慣行に対する評価は、検討対象とはしていない。

(3) 労働者・労働組合と独占禁止法

独占禁止法立法時に「労働者」として主に想定されていたと考えられる伝統的な労働者、典型的には「労働基準法上の労働者」は、独占禁止法上の事業者には当たらず、そのような労働者による行為は現在においても独占禁止法の問題とはならないと考えられる。加えて、労働法制により規律されている分野については、行為主体が使用者であるか労働者・労働者団体であるかにかかわらず、原則として、独占禁止法上の問題とはならないと解することが適当と考えられる。例えば、労働組合と使用者の間の集団的労働関係における労働組合法に基づく労働組合の行為がこのような場合に当たる。使用者の行為についても同様であり、労働組合法に基づく労働組合の行為に対する同法に基づく集団的労働関係法上の使用者の行為も、原則として独占禁止法上の問題とはならないと解される。また、労働基準法、労働契約法等により規律される労働者と使用者の間の個別的労働関係における労働者に対する使用者の行為（就業規則の作成を含む。）も同様で

ある。ただし、これらの制度の趣旨を逸脱する場合等の例外的な場合には、独占禁止法の適用が考えられる。

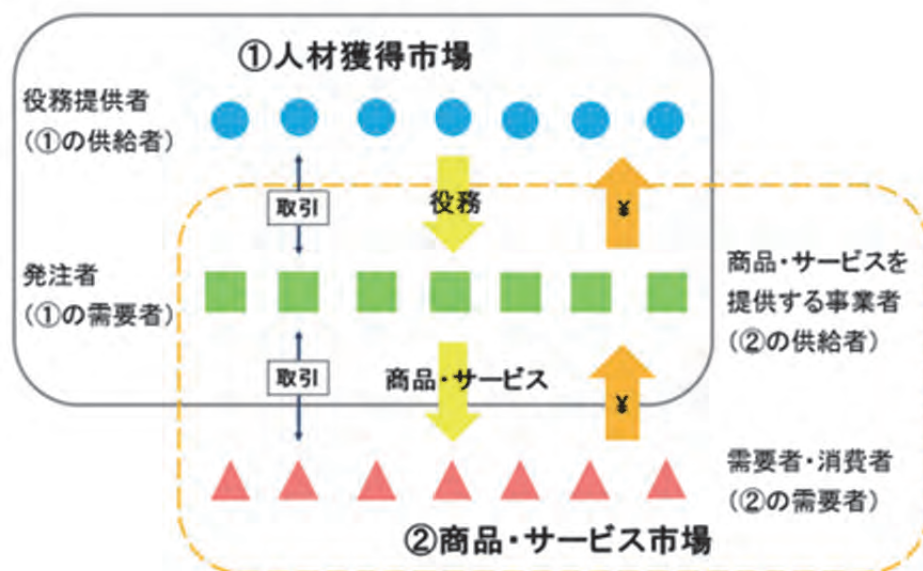
(4) 独占禁止法の適用に関する基本的な考え方

ア 独占禁止法上の問題を検討する行為

発注者、つまり役務提供を受ける企業等は互いに、役務提供者の獲得に係る条件を他の発注者のそれよりも良いものとする事で、優れた役務提供者の獲得を巡って競争し、また、役務提供者は互いに、自己の提供する役務の内容を他の役務提供者のそれよりも良いものとする事で、優良な役務提供条件による供給を巡って競争している。また、役務提供者が労働者と評価される場合には、使用者も互いに競争していることとなり、使用者についても発注者と同様に論じることとなる（以下、これらの競争が行われる場を「人材獲得市場」という。第1図参照）。

また、発注者は、提供された役務を利用して様々な商品やサービスを市場に供給しており、このとき発注者は、その商品やサービスを供給する相手方（需要者・消費者）の獲得を巡って競争している（以下、この競争が行われる場を「商品・サービス市場」という。第1図参照）。

第1図 人材獲得市場及び商品・サービス市場



人材獲得市場における発注者による役務提供者に対する行為は、商品・サービス市場において自由競争減殺や競争の実質的制限を生じさせる場合には、人材を利用して供給される商品・サービスの水準を低下させ消費者利益を損なう弊害もあると考えられる。

イ 人材獲得市場に特有の事情

人材獲得市場における問題を考える上では、人材特有の事情があることに留意する必要がある。

(7) 個人と企業組織では情報量・交渉力の格差が存在すること

人材獲得市場における発注者は、通常、企業組織である。一般に、個人である役務提供者と組織力を有する企業との間には情報量・交渉力の面で大きな格差がある。企業が情報量・交渉力で勝っている点において、個人の役務提供者と企業組織との間の取引は、通常の商品・サービスに関する企業間取引とは異なることに留意する必要がある。

(4) 秘密保持を目的とした行為

役務提供者という「人」を通じて企業秘密やノウハウが他の発注者に漏えいしないようにするために、発注者が役務提供者に対して、その役務提供先を制限する義務を課すことがある。このような義務には、一度「人」が取得した企業秘密やノウハウは「人」と不可分であることから、「秘密保持」という企業の正当な利益を確保するために必要という側面がある一方で、役務提供者が「誰」と「どのような」取引をするかといった選択の自由を侵害するという側面があり、両者のバランスについて留意が必要である。

(5) 人材育成投資費用の回収を目的とした行為

発注者が役務提供者に対して、移籍や転職といった移動の制限を課すことは、発注者の人材育成投資に対するインセンティブを保持するために必要との議論がある一方、前記(4)と同様に、役務提供者が「誰」と「どのような」取引をするかといった選択の自由を侵害するという側面があり、両者のバランスについて留意が必要である。ただし、前記(4)の秘密保持を目的とした行為と異なり、人材育成投資は投資財として観念しやすく、その費用や利益の算出も比較的容易であり、投資費用を回収するのに役務提供先の制限が不可欠であると直ちにいえるものではないという違いがあることにも留意する必要がある。

(5) 共同行為に対する独占禁止法の適用

ア 「役務提供者に対して支払う対価」に係る取決め

複数の発注者（使用者）が共同して、一定の役務提供に対する価格（対価）を取り決めることは、人材獲得市場における発注者（使用者）間の人材獲得競争を停止・回避するものである。価格（対価）は人材獲得における最も重要な競争手段であることから、当該共同行為は人材獲得市場において競争の実質的制限を生じさせるものであり、原則として独占禁止法上問題となる。このとき、競争促進効果の有無、社会公共目的の有無や手段の相当性が考慮される余地は、通常ない。

イ 「移籍・転職」に係る取決め

複数の発注者（使用者）が共同して役務提供者の移籍・転職を制限する内容の取決めを行うことは、役務提供者の役務の提供先の変更を制限することになり、人材獲得市場における発注者（使用者）間の人材獲得競争を停止・回避するものであることから、独占禁止法上問題となることがある。また、この行為により、商品・サービス市場で新規に商品・サービスの供給を開始しようとする者が供給に必要な役務提供者を確保できず、新規参入等が困難になることもあり得、商品・サービス市場の供給に係る競争を阻害する場合には、独占禁止法上問題となり得る。

一方、移籍・転職に係る取決めについて、例えば、移籍・転職をする役務提供者に対してそれまで発注者（使用者）が一定の費用をかけて育成を行っており、その育成に要した費用を回収する目的で行われているとの主張がある。

育成費用を回収することが育成のインセンティブにつながり、それが競争促進効果をもたらすことがあるとしても、それが人材獲得市場にもたらす競争阻害効果を上回るものであるのか、ということを検討する必要がある。さらに、回収する必要があるとされる育成費用の水準は適切か、また、取決めの内容はその水準に相当する範囲にとどまっているのか、移籍・転職を制限する以外に育成費用を回収するよりもより競争制限的でない他の手段は存在しないのか、といった内容、手段の相当性の有無も併せて考慮の上で問題となるかどうか判断される。このとき、複数の発注者（使用者）が共同で移籍・転職を制限する取決めをする場合、通常、育成費用の回収という目的を達成する手段として他に適切な手段が存在しないということはないものと考えられる。

ウ 役務提供者に求める資格・基準を取り決めること

事業者団体等において、一定の商品・サービスを供給する際の自主的な資格・基準として、商品・サービスの供給に必要な役務を提供する者について一定の資格・基準を定める場合がある。このような行為は、一般的には独占禁止法上の問題を特段生じさせないものが多いと考えられるが、その内容及び態様によっては、独占禁止法上問題となることもある。規定された資格・基準を満たす人材を十分に確保できない事業者にとって、商品・サービス市場における商品・サービスの供給が困難となるなどにより、同市場における競争を阻害し得るものだからである。

エ 発注者（使用者）間の情報交換

人材獲得活動をする上で、発注者（使用者）間において現在又は将来の事業活動に係る料金、価格等の重要な競争手段ではなく、過去の情報や客観的な情報について情報交換が行われ、それが発注者（使用者）間に現在又は将来の価格についての共通の目安を与えるようなものではない場合、直ちに独占禁止法上問題となるものではない

が、情報交換を通じて発注者（使用者）間で前記アないしウの行為に関する事実上の合意がなされる場合は、独占禁止法上問題となる。

(6) 単独行為に対する独占禁止法の適用

ア 基本的な考え方

人材獲得市場において行われる発注者による行為は、それが人材獲得市場における競争に影響を与える場合と、商品・サービス市場における競争に影響を与える場合がある。

(7) 自由競争減殺、競争の実質的制限の観点からの検討

自由競争減殺の観点からは、一般的には、商品・サービス市場において高いシェアを有する発注者の制限行為が、同市場において競争関係にある他の発注者の供給や参入を困難とするおそれを生じさせる場合に独占禁止法上問題となる（独占禁止法第2条第5項〔私的独占〕、一般指定第2項〔その他の取引拒絶〕、同第11項〔排他条件付取引〕、同第12項〔拘束条件付取引〕等）。

前記の独占禁止法上の評価においては、問題の行為について、競争促進効果・社会公共目的の有無、手段の相当性の有無等についても総合的に考慮の上で判断される。

(4) 競争手段の不公正さの観点からの検討

競争手段の不公正さの観点からは、発注者が役務提供者に対して実際と異なる条件を提示して、又は役務提供に係る条件（例えば、他の発注者への役務提供の制限）を十分に明らかにせず取引することで、他の発注者との取引を妨げることとなる場合に、独占禁止法上問題となり得る（一般指定第14項〔競争者に対する取引妨害〕）。

(5) 優越的地位の濫用の観点からの検討

優越的地位の濫用の観点からは、役務提供者に対して取引上の地位が優越している発注者が役務提供者に不当に不利益を与える場合に独占禁止法上問題となり得る（独占禁止法第2条第9項第5号ロ・ハ〔優越的地位の濫用〕）。発注者が役務提供者に対して優越した地位にあるとは、役務提供者にとって発注者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、発注者が役務提供者にとって著しく不利益な要請等を行っても、役務提供者がこれを受け入れざるを得ないような場合である。この判断は、①役務提供者の発注者に対する取引依存度、②発注者の市場における地位、③役務提供者にとっての取引先変更の可能性、④その他発注者と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮してなされる。発注者が通常企業であるのに対して役務提供者が個人で事業を行っていることが多いという人材獲得市場の事情は、役務提供者の優越的地位の認定における考慮要素となる。

前記の独占禁止法上の評価においては、問題の行為について、代償措置が採られ

ている場合には、そのこと及び代償措置の内容・水準の相当性等も考慮の上で判断される。

イ 秘密保持義務及び競業避止義務

自由競争減殺の観点からは、発注者（使用者）が役務提供者に対して営業秘密等の漏えい防止の目的のために合理的に必要な（手段の相当性が認められる）範囲で秘密保持義務又は競業避止義務を課すことは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

競争手段の不公正さの観点からは、発注者（使用者）が役務提供者に対して義務の内容について実際と異なる説明をし、又はあらかじめ十分に明らかにしないまま役務提供者が秘密保持義務又は競業避止義務を受け入れている場合には、独占禁止法上の問題となり得る。

優越的地位の濫用の観点からは、優越的地位にある発注者（使用者）が役務提供者に課す秘密保持義務又は競業避止義務が不当に不利益を与えるものである場合には、独占禁止法上の問題となり得る。

不当に不利益を与えるものか否かは、これら義務の内容や期間が目的に照らして過大であるか、役務提供者に与える不利益の程度、代償措置の有無及びその水準、これら義務を課すに際してあらかじめ取引の相手方（役務提供者）と十分な協議が行われたかなどの決定方法、他の取引の相手方（役務提供者）の条件と比べて差別的であるかどうか、通常秘密保持義務及び競業避止義務との乖離の状況等を考慮した上で判断される。

ウ 専属義務

自由競争減殺の観点からは、発注者が役務提供者に対して、発注者が自らへの役務提供に専念させる目的や、役務提供者の育成に要する費用を回収する目的のために合理的に必要な（手段の相当性が認められる）範囲で専属義務を課すことは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

競争手段の不公正さの観点からは、発注者が役務提供者に対して義務の内容について実際と異なる説明をする、又はあらかじめ十分に明らかにしないまま役務提供者が専属義務を受け入れている場合には、独占禁止法上問題となり得る。

優越的地位の濫用の観点からは、優越的地位にある発注者が課す専属義務が不当に不利益を与えるものである場合には、独占禁止法上問題となり得る。

エ 役務提供に伴う成果物の利用等の制限

発注者が役務提供者に対して合理的な理由なく行う以下の行為は、それにより他の発注者が商品・サービスを供給することが困難となるなどのおそれを生じさせる場合

には、自由競争減殺の観点から独占禁止法上問題となり得る。

- ・ 役務の成果物について自らが役務を提供した者であることを明らかにしないよう義務付けること
- ・ 成果物を転用して他の発注者に提供することを禁止すること
- ・ 役務提供者の肖像等の独占的な利用を許諾させること
- ・ 著作権の帰属について何ら事前に取り決めていないにもかかわらず、納品後や納品直前になって著作権を無償又は著しく低い対価で譲渡するよう求めること

競争手段の不公正さの観点からは、発注者が役務提供者に対して義務・制限等の内容について実際と異なる説明をし、又はあらかじめ十分に明らかにしないまま役務提供者がそのような義務・制限等を受け入れている場合には、独占禁止法上問題となり得る。

優越的地位の濫用の観点からは、優越的地位にある発注者が課す義務・制限等が不当に不利益を与えるものである場合には、独占禁止法上問題となり得る。

オ 役務提供者に対して実態より優れた取引条件を提示し、自らと取引するようにすること

発注者（使用者）が役務提供者に対して事実とは異なる優れた取引条件を提示し、又は役務提供に係る条件を十分に明らかにしないことで、役務提供者が、発注者（使用者）から提示された役務提供に係る条件を正確に理解した上で提供先である発注者（使用者）を決定することができず、その取引条件が他よりも優れていると思わせることで役務提供者を誤認させ、又は欺き自らと取引するようにすることは、役務提供者に不利益をもたらすだけでなく、正しく取引条件を提示する発注者（使用者）にも不利益をもたらし、競争者に対する取引妨害として、競争手段の不公正さの観点から独占禁止法上の問題となり得る。

カ その他発注者の収益の確保・向上を目的とする行為

優越的地位にある発注者による役務提供者に対する以下の行為は、優越的地位の濫用の観点から独占禁止法上問題となり得る。

- ・ 代金の支払遅延、代金の減額要請及び成果物の受領拒否
- ・ 著しく低い対価での取引要請
- ・ 成果物に係る権利等の一方的取扱い
- ・ 発注者との取引とは別の取引により役務提供者が得ている収益の譲渡の義務付け

キ 優越的地位の認定に当たって考慮すべき事項

人材獲得市場に特有の以下の事情は、発注者の優越的地位の存在を支持する事情と考えられる。このような事情やその他の事情を含む前記ア(ウ)の①～④に該当する事情

を総合的に考慮して、個別具体的に優越的地位が認定される。

- ・ 企業組織と比べて情報収集能力や交渉力が劣ることに起因して、役務提供者による取引先変更の可能性が低い場合
- ・ 発注者間で情報が広がりやすい業界においては、役務提供者が取引条件を交渉すること自体がネガティブな評判となり取引先変更の可能性を低下させる場合
- ・ 役務提供者の事業規模が小さく業務処理能力の関係上同時に取引できる発注者が限られる場合
- ・ 役務提供者の選択の自由が既存の役務の提供先である発注者により制限されている場合

(7) 競争政策上望ましくない行為

前記(5)及び(6)以外の行為について、独占禁止法上は直ちに問題とならない場合であっても、後記アないしエのように、競争に悪影響を与えたり、独占禁止法違反行為を引き起こす誘因となったりする行為は、競争政策上望ましくない行為である。

ア 役務提供者にとって秘密保持義務・競業避止義務の対象範囲が不明確であること

対象範囲が不明確な秘密保持義務又は競業避止義務は、役務提供者に対して他の発注者（使用者）との取引を萎縮させる場合があり、望ましくない。対策として、関係分野ごとに、範囲の明確化に資する考え方を周知することなどが考えられる。

イ 役務提供者への発注を全て口頭で行うこと

発注者は、書面により、報酬や発注内容といった取引条件を具体的に明示することが望まれる。

ウ 対価等の取引条件について他の役務提供者への非開示を求めること

発注者が、合理的理由なく対価等の取引条件について他の役務提供者への非開示を求めることは、役務提供者に対する情報の非対称性をもたらし、また、発注者間の競争を起こらなくし、望ましくない。

エ 人材獲得市場において取引条件を曖昧な形で提示すること

役務提供者の獲得を巡って競争する発注者（使用者）が対価を曖昧な形で提示する慣行は発注者（使用者）が人材獲得競争を回避する行動であり、望ましくない。

(8) おわりに

現在、我が国における「働き方」は多様化の時代を迎えている。インターネット上のプラットフォームの増加や、シェアリングエコノミーの普及によって、個人として働く者の人口が今後更に増加することが予想される。加えて、第四次産業革命の進展に伴

い成長分野への労働移動が必要となる可能性もある。本検討会は、そうした来るべき時代に備え、人材を巡る社会問題について、独占禁止法の考え方を整理した。その際、現時点で既に顕在化している行為を中心としつつも、それにとどまることなく、将来起こり得る行為も可能な範囲で視野に入れ、そのような問題に対しても対処できるようにすべく、独占禁止法上及び競争政策上の考え方も含め、検討・整理を行った。本報告書における考え方が、個人として働く者の労働環境を向上させ、役務提供者がその能力をいかに発揮できるようにすることを通じて、我が国の経済発展の実現に資するものとなることを切に願っている。

昭和22年に独占禁止法が施行されて以降、人材獲得競争に関して独占禁止法の具体的な執行はほとんどみられなかった。本報告書を契機として、独占禁止法の執行を始めとする公正取引委員会による積極的な取組が行われ、また、独占禁止法の執行を通じた事例の蓄積を踏まえ、本報告書に示した考え方の一層の精緻化、具体化が進められることを強く希望する。

また、人材を巡る社会問題の全体的な解決は、独占禁止法だけでなく、労働法、消費者保護法や各種の事業法等の関係法規や実務慣行等がある中で、バランスを取りながら実現されるべきものである。本検討会の整理は、独占禁止法が対処し得る範囲内での整理であり、他法令との適用関係や具体的な運用の在り方についてまで仔細に検討できたわけではなく、いわば問題解決に必要な議論の第一ステップにすぎない。独占禁止法の執行だけでは対応できない人材獲得競争に関する問題（前記(7)）を含む諸問題に対して、今後、関係各省庁や業界において、積極的な取組がなされることを期待したい。

5 ディスカッション・ペーパーの公表

競争政策研究センターは、平成29年度において、競争政策上の先端的な課題について、学識経験者等が、公正取引委員会の担当部局と議論しながら、執筆者の名義・責任で論考を発表するディスカッション・ペーパー2本を公表した（第2表参照）。ディスカッション・ペーパーは競争政策研究センターのウェブサイト（<https://www.jftc.go.jp/cprc/index.html>）上に全文を掲載している。

第2表 ディスカッション・ペーパー（平成29年度公表分）

	公表年月日	タイトル・執筆者
1	29. 7. 26	「EUの確約制度および制裁金制度の運用」 杉本 武重（CPRC客員研究員）
2	30. 1. 10	「フランス・ブッキングドットコム事件と確約手続、裁判所による競争制限行為規制及び事業法 ―オンライン旅行取引分野における同等性条項をめぐる―」 Jérôme Fabre（BDGS Associés 法律事務所） 和久井 理子（大阪市立大学大学院法学研究科特任教授・CPRC主任研究官）

（注）執筆者の役職等は公表時点のものである。

6 国際シンポジウム、公開セミナー等

(1) 国際シンポジウム

競争政策に関する国際的な交流拠点としての機能を果たすため、競争政策研究センターでは、海外の競争当局担当者や学識経験者を迎えた国際シンポジウムを開催している。

競争政策研究センターは、平成 29 年 5 月 19 日、(公財)公正取引協会との共催により、基調講演者として Howard Shelanski ジョージタウン大学教授及び Bruce Lyons イースト・アングリア大学教授を、コメンテーターとして小田切宏之一橋大学名誉教授を招へいし、「グローバル経済の下での企業結合規制：これまでの軌跡と次の 10 年の課題」をテーマに国際シンポジウムを開催した。同シンポジウムでは、前記 2 名の講演者から、企業結合規制に関する現在の課題や企業結合の影響評価の手法等について報告が行われ、その後行われたパネル・ディスカッションでは、デジタル化等が企業結合規制にもたらす影響等について議論が行われた。

また、平成 30 年 3 月 30 日、大阪弁護士会、(公社)関西経済連合会、大阪商工会議所、(一社)電子情報技術産業協会関西支部及び神戸大学との共催により、報告者として Jorge L. Contreras ユタ大学教授、青木玲子公正取引委員会委員、Simon Vande Walle 欧州委員会競争総局ケースハンドラー及び Thomas Weck ドイツ独占委員会リードアナリストを、討論者として芝田員範京セラ(株)法務知的財産本部ライセンス部部長、Liyang Hou 上海交通大学教授、川濱昇京都大学教授、福岡則子パナソニック IP マネジメント(株)ライセンス部担当部長及び浜中孝之はばたき綜合法律事務所弁護士を招へいし、『『デジタル・エコノミーの進展と競争政策』～I o T, データ, プラットフォーム・ビジネスと法～』をテーマに国際シンポジウムを大阪市で開催した。同シンポジウムでは、第 1 部で「I o T/A I 時代の知的財産権と競争法」をテーマとした報告及び議論が行われ、第 2 部で「データ・プラットフォームと最近の競争法執行の状況」をテーマとした報告が行われた後、データの不可欠施設該当性、アルゴリズムを通じた共謀等について議論が行われた。

(注) 基調講演者等の役職等は開催時点のものである。

(2) 公開セミナー

競争政策研究センターは、一般の方々に競争政策の動向について理解を深めていただくため、平成 29 年度においては、3 件の公開セミナーを開催した(第 3 表参照)。

第3表 公開セミナーの開催状況（平成29年度）

	開催年月日	テーマ・講演者等
1	29. 6. 23	「確約手続の国際比較 ～日・米・欧の観点から～」 [講演者] 小室尚彦（公正取引委員会事務局経済取引局総務課企画室長） 大軒敬子（ホワイト&ケース法律事務所／ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所〔外国法共同事業〕 弁護士） 杉本武重（ギブソン・ダン・クラッチャー法律事務所〔ブリュッセルオフィス〕 弁護士） [コメンテーター] 泉水文雄（神戸大学法学研究科教授）
2	29. 12. 5	「デジタルエコノミーと競争政策―事業戦略と競争ルールの望ましいあり方を考える―」 [講演者] 杉本和行（公正取引委員会委員長） 大橋弘（東京大学大学院経済学研究科教授・CPRC主任研究官） 武田邦宣（大阪大学大学院法学研究科教授） 黒本和憲（コマツ取締役(兼)専務執行役員） 菅久修一（公正取引委員会事務局経済取引局長）
3	30. 3. 16	「スポーツと競争法～『人材と競争政策に関する検討会』報告書を踏まえて～」 [講演者] 川井圭司（同志社大学政策学部教授） 泉水文雄（神戸大学法学研究科教授） [コメンテーター] 神林龍（一橋大学経済研究所教授） 渡辺伸行（TMI 総合法律事務所弁護士）

（注）講演者等の役職等は開催時点のものである。

(3) CPRCセミナー

競争政策研究センターは、将来の研究課題の発掘等に資するために、競争政策上の課題について有識者による講演をCPRCセミナーと題して開催している。

(4) BBL (Brown Bag Lunch) ミーティング

競争政策研究センターは、将来の研究課題の発掘等に資するために、競争政策の観点から注目すべき業界の動向等について、有識者による講演を昼食時間等を利用してBBLミーティングと題して開催している。

第7章 株式取得、合併等に関する業務

第1 概説

独占禁止法第4章は、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の禁止（同法第9条）及び銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限（同法第11条）について規定しているほか、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合及び不公正な取引方法による場合の会社等の株式取得・所有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等の禁止並びに一定の条件を満たす企業結合についての届出義務（同法第10条及び第13条から第16条まで）を規定している。公正取引委員会は、これらの規定に従い、企業結合審査を行っている。個別事案の審査に当たっては、必要に応じ経済分析を積極的に活用している。

また、公正取引委員会は、いわゆる第2次審査を行って排除措置命令を行わない旨の通知をした場合等について、当該審査結果を公表するほか、届出を受理した事案等のうち、企業結合を計画している事業者の参考に資すると思われる事案については、一定の取引分野の画定の考え方や独占禁止法上の判断の理由等についてできるだけ詳細に記載し、その内容を公表している。

第2 独占禁止法第9条の規定による報告・届出

独占禁止法第9条第1項及び第2項の規定は、他の国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化を禁止しており、当該会社及び子会社（注）の総資産合計額が、①持株会社については6000億円、②銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社（持株会社を除く。）については8兆円、③一般事業会社（①及び②以外の会社）については2兆円を超える場合には、(i)毎事業年度終了後3か月以内に当該会社及び子会社の事業報告書を提出すること（同法第9条第4項）、(ii)当該会社の新設について設立後30日以内に届け出ること（同法第9条第7項）と義務付けている。

平成29年度において、同法第9条第4項の規定に基づき提出された会社の事業報告書の件数は105件であり、同法第9条第7項の規定に基づく会社設立届出書の提出はなかった。

（注）会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は、当該会社の子会社とみなす。

第3 銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有

独占禁止法第11条第1項の規定では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%（保険会社は10%）を超えて取得・保有してはならないとされている。ただし、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けるなど一定の要件を満たした場合は、同項の規定の適用を受けない（同条第1項ただし書、第2項）。

平成29年度において、公正取引委員会が認可した銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の件数は1件であり、同法第11条第2項の規定に基づくものであり、銀行業を営む会社に係るものであった。また、外国会社に係るものはなかった（銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可についての詳細は、附属資料4－1表参照）。

第4 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等

1 概要

- (1) 一定の条件を満たす会社が、株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等（以下「企業結合」という。）を行う場合には、それぞれ独占禁止法第10条第2項、第15条第2項、第15条の2第2項及び第3項、第15条の3第2項又は第16条第2項の規定により、公正取引委員会に企業結合に関する計画を届け出ることが義務付けられている（ただし、合併等をしようとする全ての会社が同一の企業結合集団に属する場合等については届出が不要である。）。

企業結合に関する計画の届出が必要な場合は、具体的には次のとおりである。

ア 株式取得の場合

国内売上高合計額が200億円を超える会社が、他の会社であって、その国内売上高と子会社（注1）の国内売上高を合計した額が50億円を超える会社の株式を取得する場合において、当該会社の属する企業結合集団に属する会社が所有することとなる株式に係る議決権の数の割合が20%又は50%を超えることとなる場合（注2）

（注1）会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。

（注2）ただし、あらかじめ届出を行うことが困難である場合として公正取引委員会規則で定める場合は、届出が不要である。

イ 合併の場合

国内売上高合計額200億円超の会社と国内売上高合計額50億円超の会社の場合

ウ 共同新設分割の場合

国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合

国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合
--

承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合
--

承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合

エ 吸収分割の場合

国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合
--

国内売上高合計額50億円超の全部承継会社と国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合
--

承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合

円超の被承継会社の場合

承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合

オ 共同株式移転の場合

国内売上高合計額200億円超の会社と国内売上高合計額50億円超の会社の場合

カ 事業譲受け等の場合

国内売上高合計額200億円超の譲受会社と国内売上高30億円超の全部譲渡会社の場合
--

国内売上高合計額200億円超の譲受会社と対象部分の国内売上高が30億円超の重要部分譲渡会社の場合
--

(2) 平成29年度において、独占禁止法第10条第2項等の規定に基づく企業結合に関する計画の届出を受理した件数は306件であった。

(3) 公正取引委員会は、企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかについて調査を行っている。

平成29年度に届出を受理した306件のうち、届出受理の日から独占禁止法第10条第9項（第15条第3項、第15条の2第4項、第15条の3第3項及び第16条第3項の規定により準用する場合を含む。）に規定する報告等の要請を行う日の前日まで（報告等の要請を行わない場合は、排除措置命令を行わない旨の通知を行う日まで）の期間に行う第1次審査で終了した件数は299件、第1次審査終了前に取下げがあった件数は6件、報告等の要請を行う日から排除措置命令前の通知を行う日まで（同通知をしない場合は、排除措置命令を行わない旨の通知を行う日まで）の期間に行う第2次審査に移行した件数は1件であった。

平成29年度に届出を受理した306件のうち、同法第10条第8項ただし書（第15条第3項、第15条の2第4項、第15条の3第3項及び第16条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、企業結合をしてはならない期間を短縮した件数は193件であった。

(4) 平成29年度において、独占禁止法第10条第1項、第15条第1項、第15条の2第1項、第15条の3第1項又は第16条第1項の規定に違反するとして、同法第17条の2第1項の規定に基づき排除措置命令を行ったものはなかった。

(5) 平成29年度において、第2次審査が終了したもののうち届出会社が一定の適切な措置（問題解消措置）を講じることを前提に独占禁止法上の問題はないと判断したものはなかった。

(6) 平成29年度において、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第28条第1項の規定に基づく協議を受けた件数は3件であった。

第1表 過去3年度に受理した届出の処理状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1次審査で終了したもの	281	308	299
うち禁止期間の短縮を行ったもの	(145)	(171)	(193)
第1次審査終了前に取下げがあったもの	8	8	6
第2次審査に移行したもの	6	3	1
合計	295	319	306

第2表 過去3年度における第2次審査の処理状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第2次審査で終了した件数	4	3	1
うち問題解消措置を前提に問題なしとした件数	1	3	0
排除措置命令を行った件数	0	0	0

(注) 当該年度に受理したか否かにかかわらず，当該年度において処理したものについて記載している。

2 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等の動向

平成29年度における株式取得の届出受理件数は，259件であり，前年度の届出受理件数250件に比べ増加している（対前年度比3.6%増）。

平成29年度における合併の届出受理件数は，9件であり，前年度の届出受理件数26件に比べ減少している（対前年度比65.4%減）。

平成29年度における分割の届出受理件数は，13件であり，前年度の届出受理件数16件に比べ減少している（対前年度比18.8%減）。

平成29年度における共同株式移転の届出受理件数は，3件であり，前年度の届出受理件数3件と同じであった。

平成29年度における事業譲受け等の届出受理件数は，22件であり，前年度の届出受理件数24件に比べ減少している（対前年度比8.3%減）。

平成29年度に届出を受理した企業結合を国内売上高合計額別，総資産額別，態様別，業種別及び形態別でみると，次のとおりである（第3表から第14表。企業結合の詳細な統計については，附属資料4－2以下参照）。

(1) 国内売上高合計額別

平成29年度の企業結合に関する計画の届出受理件数について，それぞれ国内売上高合計額別にみると，次のとおりである。

ア 株式取得

株式取得会社の国内売上高合計額が5000億円未満の会社による株式取得が過半を占めている（第3表参照）。

イ 合併

存続会社の国内売上高合計額が500億円未満の会社による合併が過半を占めている（第5表参照）。

ウ 分割

(7) 共同新設分割

共同新設分割に係る届出はなかった。

(4) 吸収分割

事業を承継する会社の国内売上高合計額が5000億円未満のものが過半を占めている（第7表参照）。

エ 共同株式移転

共同株式移転をする会社のうち、国内売上高合計額が最も大きい会社の国内売上高合計額が1000億円未満の会社による共同株式移転が過半を占めている（第9表参照）。

オ 事業譲受け等

譲受会社の国内売上高合計額が5000億円未満の会社による事業譲受け等が過半を占めている（第11表参照）。

(2) 総資産額別

平成29年度の企業結合に関する計画の届出受理件数について、それぞれ総資産の規模別にみると、次のとおりである。

ア 株式取得

総資産額が1000億円以上の会社による株式取得が過半を占めている（第4表参照）。

イ 合併

存続会社の総資産額が1000億円以上の会社による合併が過半を占めている（第6表参照）。

ウ 分割

(7) 共同新設分割

共同新設分割に係る届出はなかった。

(4) 吸収分割

事業を承継する会社の総資産額が10億円未満の吸収分割が過半を占めている（第8表参照）。

エ 共同株式移転

共同株式移転をする会社のうち、総資産額が最も大きい会社の総資産額が1000億円以上の会社を含む共同株式移転が全てである（第10表参照）。

オ 事業譲受け等

事業を譲り受ける会社の総資産額が10億円未満の会社による事業譲受け等が過半を占めている（第12表参照）。

(3) 態様別

平成29年度の企業結合に関する計画の届出受理件数を態様別にみると、合併については、総数9件の全てが吸収合併であった。分割については、総数13件の全てが吸収分割であった。また、事業譲受け等については、総数22件のうち、16件が事業の譲受け（全体の73%）、6件が事業上の固定資産の譲受け（同27%）であった。

(4) 業種別

平成29年度の企業結合に関する計画の届出受理件数を業種別にみると、次のとおりである（第13表参照）。

ア 株式取得

その他を除けば、卸・小売業が56件（全体の21.6%）と最も多く、以下、製造業が39件（同15.1%）、運輸・通信・倉庫業が28件（同10.8%）と続いている。

製造業の中では、機械業が20件と多くなっている。

イ 合併

製造業及び卸・小売業が各3件（全体の33.3%）と最も多く、以下、金融・保険業が2件（同22.2%）と続いている。

製造業の中では、機械業が2件と多くなっている。

ウ 分割

卸・小売業が5件（全体の38.5%）と最も多く、以下、電気・ガス・熱供給・水道業及びその他が各2件（同15.4%）と続いている。

エ 共同株式移転

3件全てが金融・保険業であった。

オ 事業譲受け等

その他を除けば、卸・小売業が5件（全体の22.7%）と最も多く、以下、製造業が4件（同18.2%）と続いている。

製造業の中では、機械業が3件と多くなっている。

(5) 形態別

平成29年度の企業結合の形態別（注）の件数は、次のとおりである（第14表参照）。

なお、形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、件数の合計は企業結合に関する計画の届出受理件数と必ずしも一致しない。

（注）企業結合の形態の定義については、附属資料4－2(3)参照。

ア 株式取得

水平関係が146件（全体の56.4%）と最も多く、以下、垂直関係（前進）が78件（同30.1%）、混合関係（地域拡大）が62件（同23.9%）と続いている。

イ 合併

水平関係が7件（全体の77.8%）と最も多く、以下、垂直関係（前進）が3件（同33.3%）、垂直関係（後進）及び混合関係（商品拡大）が各1件（同11.1%）と続いている。

ウ 分割

共同新設分割に係る届出はなかった。

吸収分割に係る届出については、水平関係が6件（全体の46.2%）と最も多く、以下、垂直関係（前進）が4件（同30.8%）、垂直関係（後進）及び混合関係（地域拡大）が各3件（同23.1%）と続いている。

エ 共同株式移転

3件全てが水平関係であった。

オ 事業譲受け等

水平関係が17件（全体の77.3%）と最も多く、以下、垂直関係（後進）が5件（同22.7%）、垂直関係（前進）及び混合関係（地域拡大）が各4件（同18.2%）と続いている。

第3表 国内売上高合計額別株式取得届出受理件数

株式発行会社の 国内売上高 合計額 株式取得 会社の国内 売上高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	28	9	1	0	0	38
500億円以上 1000億円未満	32	5	1	2	0	40
1000億円以上 5000億円未満	49	16	8	6	0	79
5000億円以上 1兆円未満	15	9	7	1	2	34
1兆円以上 5兆円未満	30	10	5	14	1	60
5兆円以上	4	2	0	2	0	8
合計	158	51	22	25	3	259

第4表 総資産額別株式取得届出受理件数

株式発行会社の 総資産額 株式取得 会社の総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	6	12	9	12	1	11	51
10億円以上 50億円未満	1	1	1	1	0	0	4
50億円以上 100億円未満	0	2	0	0	0	0	2
100億円以上 500億円未満	2	23	11	11	1	0	48
500億円以上 1000億円未満	0	9	6	3	1	2	21
1000億円以上	17	17	25	46	5	20	130
合計	26	64	52	73	8	33	256

(注) このほか、株式発行会社の総資産額が未定のものが3件存在する。

第5表 国内売上高合計額別合併届出受理件数

消滅会社の 国内売上高 合計額 存続会社 の国内売上 高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0	0	0	2	2	4
200億円以上 500億円未満	0	1	0	0	0	1
500億円以上 1000億円未満	0	1	0	0	1	2
1000億円以上 5000億円未満	0	0	0	0	0	0
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	1	1	2
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	0	2	0	3	4	9

(注) 3社以上の合併，すなわち消滅会社が2社以上である場合には，国内売上高合計額が最も大きい消滅会社を基準とする。

第6表 総資産額別合併届出受理件数

消滅会社の 総資産額 存続会社 の総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	1	0	0	0	0	0	1
10億円以上 50億円未満	0	2	0	0	0	0	2
50億円以上 100億円未満	0	0	0	0	0	0	0
100億円以上 500億円未満	0	1	0	0	0	0	1
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	0	0
1000億円以上	3	1	0	1	0	0	5
合計	4	4	0	1	0	0	9

(注) 3社以上の合併，すなわち消滅会社が2社以上である場合には，総資産額が最も大きい消滅会社を基準とする。

第7表 国内売上高合計額吸収分割届出受理件数

分割する会社の 国内売上高合計額（又は 分割対象部分に係る 国内売上高） 承継する 会社の国内 売上高合計額	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
200億円以上 500億円未満	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
500億円以上 1000億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1000億円以上 5000億円未満	1 (3)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	1 (6)
5000億円以上 1兆円未満	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
1兆円以上 5兆円未満	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
5兆円以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	1 (8)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (1)	1 (12)

（注）（ ）外は事業の全部を承継する会社に係る国内売上高合計額による件数であり，（ ）内は事業の重要部分を承継する会社の分割対象部分に係る国内売上高による件数である（内数ではない。）。

第8表 総資産額別吸収分割届出受理件数

分割する会社 の総資産額 承継する 会社の 総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	1	2	1	2	1	0	7
10億円以上 50億円未満	0	0	0	1	0	0	1
50億円以上 100億円未満	0	0	0	0	0	0	0
100億円以上 500億円未満	0	0	0	0	0	2	2
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	0	0
1000億円以上	0	0	1	0	0	2	3
合計	1	2	2	3	1	4	13

(注) 2社以上からの吸収分割，すなわち分割する会社が2社以上である場合には，総資産額が最も多い分割する会社を基準とした。

第9表 国内売上高合計額別共同株式移転届出受理件数

株式移転 会社2の 国内売上 高合計額 株式移転 会社1の 国内売上 高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	0	1	0	0	0	1
500億円以上 1000億円未満	0	0	1	0	0	1
1000億円以上 5000億円未満	0	0	0	0	0	0
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	0	1	1
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	0	1	1	0	1	3

(注) 共同株式移転をする会社のうち，国内売上高合計額が最も大きい会社を「株式移転会社1」，その次に大きい会社を「株式移転会社2」とした。

第10表 総資産額別共同株式移転届出受理件数

株式移転会社2 の総資産額 株式移転 会社1の 総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	0	0	0	0	0	0	0
10億円以上 50億円未満	0	0	0	0	0	0	0
50億円以上 100億円未満	0	0	0	0	0	0	0
100億円以上 500億円未満	0	0	0	0	0	0	0
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	0	0
1000億円以上	0	0	0	0	0	3	3
合計	0	0	0	0	0	3	3

(注) 共同株式移転をする会社のうち、総資産額が最も大きいものを「株式移転会社1」、その次に大きいものを「株式移転会社2」とした。

第11表 国内売上高合計額別事業譲受け等届出受理件数

譲受け対象部分 に係る国内 売上高 譲受 会社の国内 売上高合計額	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	6	0	0	0	0	6
500億円以上 1000億円未満	1	0	0	0	0	1
1000億円以上 5000億円未満	11	0	1	1	0	13
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上 5兆円未満	1	0	1	0	0	2
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	19	0	2	1	0	22

(注) 2社以上からの事業譲受け等、すなわち譲渡会社が2社以上である場合には、譲受け対象部分に係る国内売上高が最も大きい譲渡会社を基準とする。

第12表 総資産額別事業譲受け等届出受理件数

譲渡会社の 総資産額 譲受会社の 総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	0	3	1	0	3	5	12
10億円以上 50億円未満	0	1	0	0	0	0	1
50億円以上 100億円未満	0	0	0	0	0	0	0
100億円以上 500億円未満	0	1	1	2	1	0	5
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	1	0	0	1
1000億円以上	0	1	0	0	0	2	3
合計	0	6	2	3	4	7	22

(注) 2社以上からの事業譲受け等，すなわち譲渡会社が2社以上である場合には，総資産額が最も大きい譲渡会社を基準とする。

第13表 業種別届出受理件数

業種別	株式取得	合併	分割	共同株式移転	事業譲受け等	合計
農林・水産業	1	0	0	0	0	1
鉱業	0	0	0	0	0	0
建設業	9	0	0	0	0	9
製造業	39	3	1	0	4	47
食料品	1	0	0	0	0	1
繊維	0	0	0	0	0	0
木材・木製品	0	0	0	0	0	0
紙・パルプ	0	0	0	0	0	0
出版・印刷	0	0	0	0	0	0
化学・石油・石炭	4	0	0	0	0	4
ゴム・皮革	1	0	0	0	0	1
窯業・土石	0	0	0	0	0	0
鉄鋼	4	0	1	0	0	5
非鉄金属	2	0	0	0	0	2
金属製品	2	0	0	0	0	2
機械	20	2	0	0	3	25
その他製造業	5	1	0	0	1	7
卸・小売業	56	3	5	0	5	69
不動産業	2	0	1	0	0	3
運輸・通信・倉庫業	28	0	1	0	3	32
サービス業	20	0	1	0	2	23
金融・保険業	19	2	0	3	0	24
電気・ガス 熱供給・水道業	2	0	2	0	0	4
その他	83	1	2	0	8	94
合 計	259	9	13	3	22	306

(注) 業種は，株式取得の場合には株式を取得した会社の業種に，合併の場合には合併後の存続会社の業種に，分割の場合には国内売上高合計額が最も大きい分割する会社又は事業を承継した会社の業種に，共同株式移転の場合には新設会社の業種に，事業譲受け等の場合には事業等を譲り受けた会社の業種によった。

第14表 形態別届出受理件数

形態別		株式取得	合併	共同新設分割	吸収分割	共同株式移転	事業譲受け等
水平関係		146	7	0	6	3	17
垂直関係	前進	78	3	0	4	0	4
	後進	47	1	0	3	0	5
混合関係	地域拡大	62	0	0	3	0	4
	商品拡大	38	1	0	1	0	0
	純粋	33	0	0	2	0	0
届出受理件数		259	9	0	13	3	22

(注) 形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、形態別の件数の合計は、届出受理件数と必ずしも一致しない。

第5 主要な事例

公正取引委員会は、平成29年12月に㈱第四銀行（以下「第四銀行」という。）及び㈱北越銀行（以下「北越銀行」という。）による共同株式移転について、審査結果を公表している。

第四銀行及び北越銀行による共同株式移転は、平成29年度中に届出を受理し、かつ、第2次審査に移行したものである。

事例の概要等は以下のとおりである。

事例 第四銀行及び北越銀行による共同株式移転

1 本件の概要

本件は、当事会社が、共同株式移転の方法により、両者の事業を統合すること（以下「本件統合」という。）を計画しているものである。

関係法条は、独占禁止法第15条の3である。

2 本件審査の経緯及び審査結果の概要

(1) 本件審査の経緯

当事会社は、平成29年3月以降、本件統合が競争を実質的に制限することとはならないと考える旨の意見書及び資料を自主的に公正取引委員会に提出し、当委員会は、当事会社の求めに応じて、当事会社との間で数次にわたり会合を持った。その後、同年6月20日に当事会社から、独占禁止法の規定に基づき本件統合に係る共同株式移転の計画届出書が提出されたため、当委員会はこれを受理し、第1次審査を開始した。当委員会は、前記計画届出書その他の当事会社から提出された資料のほか、競争事業者、需要者等に対するヒアリングの結果等を踏まえつつ、第1次審査を進めた結果、より詳細な審査が必要であると認められたことから、同年7月19日に当事会社に対し

報告等の要請を行い、第2次審査を開始するとともに、同日、第2次審査を開始したこと及び第三者からの意見書を受け付けることを公表した。

第2次審査において、当委員会は、当事会社の求めに応じて、当事会社との間で数次にわたり会合を持ち、論点等の説明及び議論を行った。また、当事会社から順次提出された報告等のほか、競争事業者、需要者等に対するヒアリング及び需要者アンケート（注1）の結果等を踏まえて、本件統合が競争に与える影響について審査を進めた。

なお、当事会社に対する報告等の要請については、平成29年12月6日に提出された報告等をもって、全ての報告等が提出された。

（注1）新潟県における需要者の実際の借入状況や金融機関の利用に関する認識等を広く把握するため、新潟県に所在する需要者のうち約6,900社に対しアンケート調査を実施した（有効回答率は約50%）。

（2）審査結果の概要

公正取引委員会は、当事会社グループが競合関係に立つ取引分野のうち、特に、本件統合による競争上の影響が最も大きいと考えられる「事業性貸出し」については、本件統合により中小企業を中心とする需要者にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況になり、競争を実質的に制限することとなるかどうかという観点から、重点的に審査を行った。その結果、後記3及び4に詳述のとおり、本件統合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

なお、非事業性貸出しや預金等、事業性貸出し以外の取引分野については、当事会社に対する牽制力として機能する競争事業者が複数存在する等の事情が認められることから、いずれも本件統合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

3 事業性貸出しに係る一定の取引分野

（1）役務範囲

ア 事業性貸出しと非事業性貸出し

当事会社を含む金融機関が行う資金の貸付け等のいわゆる貸出業務は、事業者を対象とする事業性貸出しと一般消費者を対象とする非事業性貸出しとに大別される。事業性貸出しは事業者が運転資金や設備資金等の事業に必要な資金を調達するものであるのに対し、非事業性貸出しは一般消費者が住宅や教育等の消費生活に必要な資金を調達するものであり、両者は需要者が異なるとともに用途が異なる。このため、両者は需要者にとっての代替性が認められない。

また、事業性貸出しは個々の需要者の事業や財務の状況等に応じて貸出条件を設定する必要があるため、金融機関には定期的に事業者を訪問しながら信用状況に係る情報等を収集、評価し、貸出条件に反映させるための専門性のほか、拠点となる店舗や一定規模の営業人員が必要となる。一方、非事業性貸出しはあらかじめ一定の貸出条件が設定され、貸出審査を保証会社による審査に依拠する場合も多いため、事業性貸出しに求められるような専門性や店舗、人員等の体制までは必要とならな

い。このため、両者は供給者にとっての代替性も限定的である。

したがって、「事業性貸出し」及び「非事業性貸出し」は、それぞれ別の役務範囲として画定した。

イ 事業性貸出しの役務範囲

当事会社は、地方銀行であり、大企業・中堅企業、中小企業（注2）及び地方公共団体に対して事業性貸出しを行っているが、これら需要者は、その事業規模、事業を展開する範囲、事業の性質等が異なるため、借入金額や取引方法等が異なる。また、借入先である金融機関の業態によって貸出対象者に係る制限が異なることから、取引を行う金融機関が異なる。このように、事業性貸出しについては、取引の相手方によって取引の実態が異なっているため、「大企業・中堅企業向け貸出し」、「中小企業向け貸出し」及び「地方公共団体向け貸出し」を別の役務範囲として画定した。

新潟県における大企業・中堅企業向け貸出しの市場規模は約4千億円、中小企業向け貸出しの市場規模は約2兆5千億円、地方公共団体向け貸出しの市場規模は約1兆3千億円である。

前記3つの役務範囲のうち、地方公共団体向け貸出しについては、新潟県においては基本的に入札や公募の手続により借入先の金融機関が選択されており、本件統合後も当事会社を含む複数の金融機関の間で従前どおりの競争が行われると認められることから、本件統合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。以下、大企業・中堅企業向け貸出し及び中小企業向け貸出しについて詳述する。

（注2）中小企業基本法第2条第1項の規定を踏まえ、製造業等については資本金の額等が3億円以下又は従業員数が300人以下、卸売業については資本金の額等が1億円以下又は従業員数が100人以下、サービス業については資本金の額等が5千万円以下又は従業員数が100人以下、小売業については資本金の額等が5千万円以下又は従業員数が50人以下の会社等を「中小企業」とし、これに該当しない会社等を「大企業・中堅企業」とした。

ウ 競争事業者の範囲

（7）大企業・中堅企業向け貸出し

大企業・中堅企業は、事業規模が比較的大きく、多額の資金を必要とすることから、借入金額が比較的大きい傾向にある。この点、銀行については、貸出対象者の規模、業種等に関する法令上の制限がなく、大口信用供与規制による貸出限度額も大きいため、大企業・中堅企業は、各銀行を代替的な借入先とすることが可能である（注3）。

一方、農業協同組合等（以下「農協等」という。）については、法令等により、基本的に貸出対象者が農業者等に限られている。(株)日本政策投資銀行（以下「DBJ」という。）については、長期かつ多額の事業資金を必要とする場合に、民間金融機関からの資金調達を補完する目的で利用されている。このため、大企業・中堅企業が、農協等及びDBJを代替的な借入先とすることができる場合は限られている。

また、信用金庫、信用組合、^(ホ)商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）及び^(ロ)日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）については、法令等により、貸出対象者が基本的に中小企業に限られていることから、大企業・中堅企業は、これらの金融機関を代替的な借入先とすることができない。

さらに、後記(イ)の中小企業向け貸出しを含め、いわゆるフィンテック企業やクラウドファンディングによるもの等、従来の金融機関からの借入れ以外の新たな方法による借入れの実績は確認できず、当面競争圧力として働くほど増加することも見込まれない。

したがって、大企業・中堅企業向け貸出しの競争事業者の範囲は銀行とし、農協等及びDBJについては、隣接市場からの競争圧力として検討を行った。

（注3）新潟県内においては、インターネットや電話等の通信端末を介した取引を中心とする、いわゆるネット銀行による後記(イ)の中小企業向け貸出しを含む事業性貸出しの実績は確認できなかった。

(イ) 中小企業向け貸出し

中小企業は、事業規模が比較的小さく、借入金額も比較的小さい傾向にある。この点、銀行のほか信用金庫及び信用組合についても中小企業は貸出対象者となるため、中小企業は、銀行、信用金庫及び信用組合を代替的な借入先とすることが可能である。

一方、農協等は、前記(ア)のとおり、貸出対象者が基本的に農業者等に限られている。また、商工中金及び日本公庫は、政府系金融機関として、法令等に基づき、基本的に民業補完の観点から民間金融機関から借り入れることが困難な事業者を貸出対象としており、需要者も、資金需要の性質に応じて民間金融機関とこれらの政府系金融機関を使い分けている。このため、中小企業が、農協等、商工中金及び日本公庫を代替的な借入先とすることができる場合は限られている。

したがって、中小企業向け貸出しの競争事業者の範囲は銀行、信用金庫及び信用組合とし、農協等、商工中金及び日本公庫については、隣接市場からの競争圧力として検討を行った。

(2) 地理的範囲

当事会社は、大企業・中堅企業向け貸出しと中小企業向け貸出しを分けず、地理的範囲を「新潟県」として画定することが適当と主張し、より詳細に地域を分けて審査を行う場合には、需要者が経済活動等を行う範囲の実態を踏まえて、「村上」、「新潟」、「三条」、「長岡」、「柏崎」、「十日町」、「魚沼」、「上越」、「糸魚川」及び「佐渡」という10の経済圏に分けることも考えられると説明した。この点について、公正取引委員会は、大企業・中堅企業向け貸出し及び中小企業向け貸出しそれぞれについて、以下のとおり地理的範囲を画定した。

ア 大企業・中堅企業向け貸出し

新潟県に所在する大企業・中堅企業は、新潟県全域において経済活動を行っている者が多く、需要者アンケートによれば、約4割の大企業・中堅企業が、前記の10の経済圏を越える広い範囲において借入先を探すと回答している。また、供給者である銀行は、新潟県全域において大企業・中堅企業向け貸出しを行うことができる体制や能力を有しており、実際に、大企業・中堅企業向け貸出しについては、新潟県全域を営業範囲としている。

一方、新潟県外に所在する銀行の店舗から借入れを行っている大企業・中堅企業は5%未満にすぎず、県境を越えて競争が行われている実態にはない。

したがって、大企業・中堅企業向け貸出しに係る地理的範囲を「新潟県」として画定した。

イ 中小企業向け貸出し

新潟県に所在する中小企業は、前記の10の経済圏の中で経済活動を行っている者が多く、需要者アンケートによれば、約8割の中小企業が、最も遠くても自己が所在する経済圏内において借入先を探すと回答している。また、供給者である銀行、信用金庫及び信用組合は、貸出金額が比較的小さい中小企業に対しては、営業、与信管理等にかかるコストの観点から、その店舗の所在地を中心として営業活動を行っている。

一方、自己が所在する経済圏の外に所在する銀行、信用金庫又は信用組合の店舗から借入れを行う中小企業は約1割にすぎず、また、新潟県外に所在するこれらの金融機関の店舗から借入れを行う中小企業はほとんど存在しない。

したがって、中小企業向け貸出しに係る地理的範囲については、前記の10の経済圏ごとに画定した。それぞれの経済圏に含まれる市町村は、下表のとおりである。

	経済圏	経済圏に含まれる市町村
1	村上経済圏	村上市、関川村及び粟島浦村
2	新潟経済圏	新潟市、新発田市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、田上町及び阿賀町
3	三条経済圏	三条市、加茂市、燕市及び弥彦村
4	長岡経済圏	長岡市、小千谷市、見附市及び出雲崎町
5	柏崎経済圏	柏崎市及び刈羽村
6	十日町経済圏	十日町市及び津南町
7	魚沼経済圏	魚沼市、南魚沼市及び湯沢町
8	上越経済圏	上越市及び妙高市
9	糸魚川経済圏	糸魚川市
10	佐渡経済圏	佐渡市

4 事業性貸出しに係る競争の実質的制限についての検討

(1) 大企業・中堅企業向け貸出し

ア 当事会社の地位及び競争事業者の状況

(7) 市場シェア及び競争の状況

平成28年度における当事会社の新潟県における大企業・中堅企業向け貸出しの合算市場シェアは、下表のとおりであり、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【大企業・中堅企業向け貸出しの市場シェア】

順位	金融機関名（注4）	市場シェア（注5）
1	第四銀行	約40%
2	北越銀行	約15%
3	A	約15%
4	B	約10%
5	C	約5%
	その他	約15%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約55%・第1位		
統合後のHHI：約3,400		
HHIの増分：約1,300		

（注4）競争事業者については、匿名とするため、任意のアルファベットを用いている。以下同じ。

（注5）37.5%以上42.5%未満を「約40%」とするなど、5%単位で記載している。

このため合計値は必ずしも100になるとは限らない。以下同じ。

本件統合前において、当事会社のほかに13の競争事業者が新潟県に店舗を置いて大企業・中堅企業向け貸出しを行っているが、このうちAは本件統合前の北越銀行と同等の市場シェアを有する。

本件統合後の当事会社の合算市場シェアは約55%で第1位となるが、需要者アンケートによれば、Aや他の一部の銀行について、当事会社と代替的な借入先であるとの回答割合（注6）が高くなっており、大企業・中堅企業はAや他の一部の銀行を当事会社と一定程度代替的な借入先であると認識している。また、新潟県においては、大企業・中堅企業のほとんどが、銀行が積極的に貸出しを行いたいと考える信用度の高い事業者であり、実際、約半数の大企業・中堅企業が、過去3年以内にAや他の一部の銀行から勧誘を受けたとしている。

以上から、Aや他の一部の銀行は本件統合後の当事会社に対する牽制力として機能していくものと認められる。

（注6）第四銀行から借入れを行っている需要者に対し、仮に借入れを行ったときに第四銀行がなかったとした場合、代わりにどの金融機関（北越銀行を含む。）から借入れを行ったと考えられるかについて質問（複数回答可）し、それぞれの金融機関ごとに、全回答者のうち当該金融機関から借入れを行ったと考えられると回答した者の割合を集計したもの（北越銀行から借入れを行っている需要者にも、同様の質問を行った。）

(イ) 競争事業者の供給余力

いずれの競争事業者についても十分な供給余力を有しているほか、競争事業者に対するヒアリングによれば、新潟県内の店舗が少ない競争事業者についても、大企業・中堅企業に対しては新潟県内全域を営業範囲として遠方の需要者にも訪問を行っており、限られた店舗や人員は、大企業・中堅企業向け貸出しを行う上での制約とはならないとのことである。

したがって、競争事業者は、資金面及び体制面において十分な供給余力を有すると認められる。

(ウ) 小括

以上から、競争事業者からの圧力が認められる。

イ 参入

銀行は、既に銀行業に係る免許を有しているため、制度上の参入障壁は存在しない。しかし、競争事業者に対するヒアリングによれば、過去5年間に新潟県内に新たに店舗を設置した銀行はなく、今後、新店舗の設置を予定する銀行も存在しない。このため、参入圧力は認められない。

ウ 隣接市場からの競争圧力

(ア) 地理的隣接市場からの競争圧力

前記3の(2)アのとおり、実際に新潟県外に所在する銀行の店舗から借入れを行う大企業・中堅企業は5%未満にすぎないが、需要者アンケートによれば、約15%の大企業・中堅企業が、仮に貸出条件が悪化した場合に新たな借入先を探す際には、新潟県外に所在する銀行の店舗も含めて借入先を探すと回答している。また、前記ア(7)のとおり、新潟県には銀行が積極的に貸出しを行いたいと考える信用度の高い大企業・中堅企業が多い。

したがって、新潟県外に所在する銀行の店舗から一定程度の競争圧力が働いていると認められる。

(イ) 農協等からの競争圧力

農協等は、法令等による一定の制約はあるものの、新潟県においては、当事会社と競合する大企業・中堅企業にも貸出先を拡大しており、貸出残高も一定規模に及ぶ。

したがって、農協等から一定程度の競争圧力が働いていると認められる。

(ウ) DBJからの競争圧力

DBJは、長期かつ多額の事業資金を必要とする場合に、民間金融機関からの資金調達を補完する目的で利用されているため、DBJによる競争圧力は限定的である。

エ 需要者にとっての取引先変更（注7）の容易性

需要者アンケートによれば、本件統合後に当事会社が金利の引上げを行った場合等に当事会社以外の銀行から借入れを行うことを「検討する」と回答した大企業・中堅企業は約6割と相当程度存在する。この点、当事会社から借入れを行っている

大企業・中堅企業のうち約6割が、実際に当事会社以外の銀行からも借入れを行っており、特にそのような大企業・中堅企業にとっては借入先を当事会社以外の銀行に変更することは比較的容易であると考えられる。また、前記ア(7)のとおり、信用度の高い大企業・中堅企業が多い中で当事会社以外の銀行が相当程度勧誘を行っており、供給余力も十分であることからすると、大企業・中堅企業は、取引先を容易に変更することができると思われる。

(注7) 当事会社からの借入れを減らし、その減らした分について、現に借入実績のある競争事業者からの借入れを増やす場合のほか、現に借入実績のない競争事業者から新たに借り入れる場合を含む。以下同じ。

オ 総括

以上から、需要者にとっての取引先変更の容易性が認められる中、競争事業者からの圧力が認められることに加え、隣接市場からの競争圧力が一定程度認められることからすると、本件統合により、大企業・中堅企業にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況になることはなく、当事会社が、単独行動によって、新潟県における大企業・中堅企業向け貸出しに関する一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

また、前記3の(1)アのとおり、事業性貸出しは個々の需要者の事業や財務の状況等に応じて個々の需要者ごとに貸出条件が設定されており、競争事業者の行動を予測することは困難であると考えられることから、本件統合により、当事会社と競争事業者との協調的行動によって、新潟県における大企業・中堅企業向け貸出しに関する一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

(2) 中小企業向け貸出し

ア 当事会社の地位及び競争事業者の状況

(7) 市場シェア及び競争の状況

平成28年度における当事会社の各経済圏における中小企業向け貸出しの合算市場シェアは、後記a及びbの各表のとおりであり、いずれの経済圏についても水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

a 本件7経済圏

下表のとおり、「村上」、「三条」、「柏崎」、「十日町」、「魚沼」、「上越」及び「糸魚川」の各経済圏（以下「本件7経済圏」という。）においては、それぞれ、前記1から2の競争事業者（注8）が本件統合前の当事会社の少なくとも一方と同等又はそれ以上の市場シェアを有している。当該競争事業者は、地方銀行の場合もあれば、各経済圏を地盤とする信用金庫や信用組合の場合もある。

本件7経済圏において本件統合後の当事会社の合算市場シェアは約40から55%で第1位となるが、需要者アンケートによれば、中小企業は当該競争事業

者について、当事会社相互間と同等又はそれ以上に当事会社と代替的な借入先であると認識している。加えて、同アンケートによれば、約4から6割の中小企業が過去3年以内に当該競争事業者から勧誘を受けたとしている。以上から、当該競争事業者は、本件統合後においても引き続き当事会社に対する牽制力として機能していくものと認められる。

また、当該競争事業者以外にも一定の市場シェアを有する競争事業者が存在するが、需要者アンケートによれば、これらの競争事業者の中にも当事会社と代替的な借入先であるとの回答割合が高く、相当程度勧誘を行っている者が存在するため、そのような競争事業者も本件統合後の当事会社に対する牽制力として一定程度機能していくものと認められる。

(注8) 村上経済圏のD及びE，三条経済圏のG，柏崎経済圏のJ，十日町経済圏のM，魚沼経済圏のP，上越経済圏のS及びT並びに糸魚川経済圏のV

【村上経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	D	約30%
2	第四銀行	約30%
3	E	約10%
4	北越銀行	約10%
5	F	約10%
	その他	約10%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約40%・第1位		
統合後のHHI：約2,800		
HHIの増分：約700		

【三条経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	第四銀行	約35%
2	G	約20%
3	北越銀行	約15%
4	H	約10%
5	I	約10%
	その他	約10%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約45%・第1位		
統合後のHHI：約2,700		
HHIの増分：約800		

【柏崎経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	第四銀行	約30%
2	J	約25%
3	北越銀行	約20%
4	K	約15%
5	L	約5%
	その他	約5%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約55%・第1位		
統合後のHHI：約3,600		
HHIの増分：約1,400		

【十日町経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	第四銀行	約25%
2	M	約25%
3	北越銀行	約25%
4	N	約20%
5	O	約5%
	その他	約5%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約50%・第1位		
統合後のHHI：約3,400		
HHIの増分：約1,200		

【魚沼経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	第四銀行	約 30%
2	北越銀行	約 20%
3	P	約 15%
4	Q	約 10%
5	R	約 5 %
	その他	約 20%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約 50%・第 1 位		
統合後のHH I：約 3, 100		
HH I の増分：約 1, 200		

【上越経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	第四銀行	約 35%
2	北越銀行	約 15%
3	S	約 15%
4	T	約 15%
5	U	約 10%
	その他	約 10%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約 50%・第 1 位		
統合後のHH I：約 2, 900		
HH I の増分：約 1, 000		

【糸魚川経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	北越銀行	約 25%
2	第四銀行	約 25%
3	V	約 25%
4	W	約 10%
5	X	約 5 %
	その他	約 10%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約 50%・第 1 位		
統合後のHH I：約 3, 400		
HH I の増分：約 1, 300		

b 本件 3 経済圏

下表のとおり、「新潟」、「長岡」及び「佐渡」の各経済圏（以下「本件 3 経済圏」という。）においては、本件統合前の当事会社の少なくとも一方と同等又はそれ以上の市場シェアを有する競争事業者は存在しないが、新潟経済圏において Y、長岡経済圏において B B 及び C C、佐渡経済圏において E E 及び F F が一定の市場シェアを有する。需要者アンケートによれば、これらの競争事業者は、当事会社と代替的な借入先であるとの回答割合が高くなっており、中には当事会社相互間と同等又はそれ以上に当事会社と代替的な借入先であると認識されている者もいる。また、同アンケートによれば、本件 3 経済圏それぞれにおいて、半数超の中小企業が過去 3 年以内にこれらの競争事業者から勧誘を受けたとしている。

以上から、これらの競争事業者は本件統合後の当事会社に対する牽制力とし

て一定程度機能していくものと認められる。

【新潟経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	第四銀行	約 35%
2	北越銀行	約 20%
3	Y	約 15%
4	Z	約 5 %
5	AA	約 5 %
	その他	約 20%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約 55%・第 1 位		
統合後のHHI：約 3,500		
HHI の増分：約 1,500		

【長岡経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	北越銀行	約 35%
2	第四銀行	約 25%
3	B B	約 15%
4	C C	約 10%
5	D D	約 5 %
	その他	約 10%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約 60%・第 1 位		
統合後のHHI：約 4,100		
HHI の増分：約 1,800		

【佐渡経済圏】

順位	金融機関名	市場シェア
1	第四銀行	約 35%
2	北越銀行	約 25%
3	E E	約 20%
4	F F	約 15%
	その他	約 5 %
合計		100%
合算市場シェア・順位：約 60%・第 1 位		
統合後のHHI：約 4,300		
HHI の増分：約 1,800		

(イ) 競争事業者の供給余力

銀行は、いずれも十分な供給余力を有しており、特定の地域において貸出しを行う信用金庫及び信用組合についても、基本的に、各経済圏における当事会社の貸出残高と同等又はそれ以上の供給余力を有している。

また、競争事業者に対するヒアリングによれば、貸出しの増加に当たり体制面においても特段の問題はないとのことである。

したがって、競争事業者は、資金面及び体制面において十分な供給余力を有すると認められる。

(ウ) 小括

以上から、本件 7 経済圏については競争事業者からの圧力が相当程度認められ、本件 3 経済圏については競争事業者からの圧力が一定程度認められる。

イ 参入

前記(1)イと同様に、参入圧力は認められない。

ウ 隣接市場からの競争圧力

(7) 地理的隣接市場からの競争圧力

前記3の(2)イのとおり、実際に自己の所在する経済圏の外に所在する銀行、信用金庫及び信用組合の店舗から借入れを行う中小企業は約1割にすぎないが、需要者アンケートによれば、各経済圏において、約10から30%の中小企業が、仮に貸出条件が悪化した場合に新たな借入先を探す際には、自己の所在する経済圏の外に所在する銀行、信用金庫及び信用組合の店舗も含めて借入先を探すとは回答している。ただし、自己の所在する経済圏の外の経済圏においては、前記ア(7) a 及びbのとおり、当事会社が相当程度の地位を占めているため、自己の所在する経済圏の外に所在する銀行、信用金庫及び信用組合の店舗からの競争圧力は限定的であると認められる。

また、前記3の(2)イのとおり、新潟県外に所在する銀行、信用金庫及び信用組合の店舗から借入れを行う中小企業はほとんど存在せず、需要者アンケートによれば、仮に貸出条件が悪化した場合に新たな借入先を探す際に、新潟県外に所在する銀行、信用金庫及び信用組合の店舗も含めて借入先を探すとは回答した中小企業はほとんど存在しない。したがって、新潟県外に所在する銀行、信用金庫及び信用組合の店舗からの競争圧力が働いているとは認められない。

(i) 農協等からの競争圧力

農協等は、中小企業向け貸出しについては、農業者等以外への貸出実績はほとんどないため、農業者等以外の幅広い事業者を対象とする中小企業向け貸出しに対する競争圧力は限定的である。

(ii) 商工中金及び日本公庫からの競争圧力

前記3の(1)ウ(i)のとおり、商工中金及び日本公庫は、政府系金融機関として、法令等に基づき、基本的に民業補完の観点から民間金融機関から借り入れることが困難な事業者を貸出対象としている。また、他の金融機関に対するヒアリングによれば、これらの政府系金融機関と競合するとしても、設備資金等の一部においてのみであるとのことであった。

この点、第四銀行のデータを用いて、需要者が第四銀行と競合する民間金融機関（銀行、信用金庫及び信用組合）から借入れを行っている場合に第四銀行が当該需要者に提示する金利水準と、需要者が政府系金融機関（商工中金及び日本公庫）から借入れを行っている場合に第四銀行が当該需要者に提示する金利水準に有意な差がみられるのかについて、需要者の信用格付等金利水準に影響を与え得る要因を調整しつつ経済分析を行ったが、後者の金利水準の方が統計的に有意に高いという分析結果が得られた。このことは、第四銀行と民間金融機関の競合の程度と比較すると、第四銀行と政府系金融機関の競合の程度が弱いことを示唆す

るものである。

したがって、商工中金及び日本公庫による競争圧力は限定的である。

エ 需要者にとっての取引先変更の容易性

需要者アンケートによれば、本件統合後に当事会社が金利の引上げを行った場合に当事会社以外の競争事業者から借入れを行うことを「検討しない」と回答した者は約4分の1であるのに対して、「検討する」と回答した者は約半数と一定程度存在し、「検討する」と回答した者の多くが切替先として選択した金融機関は、各経済圏において牽制力となり得る競争事業者である。この点、当事会社から借入れを行っている中小企業のうち約6割が、実際に当事会社以外の競争事業者からも借入れを行っており、特にこのような中小企業にとっては借入先を当事会社以外の競争事業者に変更することは比較的容易であると考えられる。また、前記ア(7) a 及び b のとおり、本件3経済圏を含む各経済圏において競争事業者が相当程度勧誘を行っており、供給余力も十分であることからすると、中小企業は、取引先を一定程度容易に変更することができると認められる。

オ 総括

以上から、各経済圏において需要者にとっての取引先変更の容易性が一定程度認められる中、競争事業者からの圧力が、本件7経済圏については相当程度、本件3経済圏については一定程度認められることからすると、本件統合により、中小企業にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況になることはなく、当事会社が、単独行動によって、各経済圏における中小企業向け貸出しに関する一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

また、前記3の(1)アのとおり、事業性貸出しは個々の需要者の事業や財務の状況等に応じて個々の需要者ごとに貸出条件が設定されており、競争事業者の行動を予測することは困難であると考えられることから、本件統合により、当事会社と競争事業者との協調的行動によって、各経済圏における中小企業向け貸出しに関する一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

5 結論

以上から、本件統合により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

第8章 不公正な取引方法への取組

第1 概説

独占禁止法は、第19条において事業者が不公正な取引方法を用いることを禁止しているほか、事業者及び事業者団体が不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的契約を締結すること、事業者団体が事業者の不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること、会社及び会社以外の者が不公正な取引方法により株式を取得し又は所有すること、会社が不公正な取引方法により役員の兼任を強制すること、会社が不公正な取引方法により合併すること等の行為を禁止している（第6条、第8条第5号、第10条第1項、第13条第2項、第14条、第15条第1項、第15条の2第1項第2号及び第16条第1項）。不公正な取引方法として規制される行為の具体的な内容は、公正取引委員会が告示により指定することとされてきたが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号。以下「平成21年独占禁止法改正法」という。）により、これまで不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）により指定されていたもののうち、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束及び優越的地位の濫用の全部又は一部が法定化され（第2条第9項第1号から第5号）、新たに課徴金納付命令の対象となった（第20条の2から第20条の6）。

不公正な取引方法に対する取組に関しては、前記規定に違反する事件の処理のほか、不公正な取引方法の指定に関する調査、不公正な取引方法に関する説明会の開催等の普及・啓発活動、不公正な取引方法を防止するための指導業務等がある。また、不公正な取引方法に関する事業者からの相談に積極的に応じることにより違反行為の未然防止に努めている。

第2 不当廉売に対する取組

企業が効率化によって達成した低価格で商品を提供するのではなく、採算を度外視した低価格によって顧客を獲得しようとすることは、独占禁止法の目的からみて問題がある場合があり、公正な競争秩序に悪影響を与えるときは、不公正な取引方法の一つである不当廉売として規制される。

公正取引委員会は、以前から、不当廉売に対し、厳正かつ積極的に対処することとしている。

1 不当廉売事案への対処

(1) 処理方針

小売業における不当廉売事案については、①申告のあった事案に関しては、処理結果を通知するまでの目標処理期間を原則2か月以内として迅速処理（注）することとし、繰り返し注意を受ける事業者に対しては、事案に応じて、責任者を招致した上で直接注意を行うほか、②大規模な事業者による事案又は繰り返し行われている事案で、周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについては、周辺の販売業者の事業活

動への影響等について個別に調査を行い、問題のみられる事案については厳正に対処することとしている。

(注) 申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

(2) 処理の状況

ア 警告

平成29年度においては、2件の不当廉売事件について警告・公表を行った。具体的には、食品スーパーを営む小売業者2社が、愛知県犬山市に所在する店舗において、平成29年5月11日から同月18日までの間、野菜の主力商品であり、消費者の購買頻度が高いキャベツ等を1円で販売し、当該店舗の周辺地域に所在する野菜等の販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いのある事実が認められたことから、当該2社に対し、今後、このような行為を行わないよう警告した。

イ 注意

平成29年度においては、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業において、不当廉売につながるおそれがあるとして合計457件の事案に関して注意（迅速処理によるもの）を行った（第1表参照）。例えば、酒類について、総販売原価が十分に賄えない対価で繰り返し販売した複数の事業者の責任者に対し、直接注意した事例があった。また、石油製品について、他の事業者に対抗し、それぞれ供給に要する費用を著しく下回る対価で販売した複数の事業者の責任者に対し、直接注意した事例があった。

第1表 平成29年度における不当廉売事案の注意件数（迅速処理によるもの）

(単位：件)

	酒類	石油製品	家庭用電気製品	その他	合計
注意件数	96	352	4	5	457

2 規制基準の明確化

公正取引委員会は、昭和59年に「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」を公表し、その後、個別の業種（酒類、ガソリン等及び家庭用電気製品）についてその取引実態を踏まえたガイドラインを順次公表することにより、不当廉売規制の考え方を明らかにしてきた。

平成21年独占禁止法改正法により、不当廉売が新たに課徴金納付命令の対象となったこと等に伴い、公正取引委員会は、不当廉売の要件に関する解釈を更に明確化すること等により、法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性をより向上させるため、これらのガイドラインを改定し、平成21年12月18日に公表した。

第3 優越的地位の濫用に対する取組

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、取引の相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為（優越的地位の濫用）は、自己と競争者間及び相手方とその競争者間の公正な競争を阻害するおそれがあるものであり、不公正な取引方法の一つとして禁止されている。

公正取引委員会は、以前から、優越的地位の濫用行為に対し、厳正かつ効果的に対処することとしている。

1 優越的地位の濫用への対処

公正取引委員会は、優越的地位の濫用行為に係る調査を効率的かつ効果的に行い、必要な措置を講じていくことを目的とした「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し（平成21年11月）、調査を行っているところ、平成29年度においては、同タスクフォースを活用して、48件の注意を行った。注意の内訳（行為類型）は第2表のとおりであり、購入・利用強制が24件、協賛金等の負担の要請が22件、従業員等の派遣の要請が12件、その他経済上の利益の提供の要請が9件、返品が6件、支払遅延が5件、減額が8件、取引の対価の一方的決定が2件、その他が4件となっている（注）。

（注）独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法である下請法において勧告又は指導が行われた違反行為等は、後記第9章第2 **3** 違反行為類型別件数のとおりである。下請法においては、独占禁止法の優越的地位の濫用の規制とは異なり、支払遅延、買いたたき及び減額の3類型が違反類型別の実体規定違反件数の9割近くを占めている。ただし、下請法の対象は、親事業者と下請事業者との間の一定の委託取引に限られており（後記第9章第1参照）、そのような限定がない優越的地位の濫用規制とは異なる。

第2表 注意事項の行為類型一覧

		(単位：件)					
行為類型	取引形態	冠婚葬祭業 者に対する 納入等取引	小売業者 に対する 納入取引	物流取引	宿泊業者 に対する 納入等取引	卸売業者 に対する 納入取引	その他の 取引
	合計						
購入・利用強制		10	5	1	6	1	1
協賛金等の負担の要請		7	8	1	1	4	1
従業員等の派遣の要請		1	11	0	0	0	0
その他経済上の利益の提供の要請		6	1	0	1	0	1
返品		1	4	0	0	0	1
支払遅延		0	0	4	1	0	0
減額		0	2	6	0	0	0
取引の対価の一方的決定		0	0	2	0	0	0
その他		1	0	3	0	0	0
合計		26	31	17	9	5	4

（注）一つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるので、注意件数（48件）と行為類型の内訳の合計数（92件）とは一致しない。

2 中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野に係る実態調査等

公正取引委員会は、独占禁止法上問題となる個別の違反行為に対し、厳正に対処しているほか、中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野について、実態調査等を実施し、普及・啓発に努めている。

(1) 大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査

公正取引委員会は、大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査を実施し、平成30年1月31日に「大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書」を公表した（詳細は前記第5章参照）。

大規模小売業者の間では、消費者のニーズに対応するための競争が活発に行われる一方で、公正取引委員会は、優越的地位の濫用行為について、平成25年度から平成28年度までの間、毎年度20件前後の注意を小売業者に対して行っている。このような実情を踏まえ、当委員会は、大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査を実施した。

本実態調査では、納入業者を対象に調査票（3万1955通）を発送して行った。当該調査の結果、納入業者が、主要取引先から問題となり得る行為を一つ以上受けたと回答した取引は、集計対象取引全体の15.9%であった。行為類型別の状況をみると、「協賛金等の負担の要請」が6.7%と最も多く、次いで「返品」が6.4%、「取引の対価の一方的決定（買ったとき）」が3.6%と続いており、これら三つの行為類型は他の行為類型に比べて問題となり得る行為がみられた取引の割合が大きかった。また、業態別の状況をみると、「ドラッグストア」、「ホームセンター」及び「ディスカウントストア」では、その取引の20%超において問題となり得る行為が存在し、これら三つの業態は他の業態に比べて問題となり得る行為がみられた取引の割合が大きかった。

調査結果を踏まえ、違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から、関係事業者団体に対して、本調査結果を示すとともに、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請した。また、大規模小売業者向けの講習会を実施することとした。

(2) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成16年3月8日、特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（平成16年公正取引委員会告示第1号。以下「物流特殊指定」という。）を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。

平成29年度においては、物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため、荷主3万名及び物流事業者4万名を対象とする書面調査を実施した。当該調査の結果、物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた596名の荷主に対して、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送した（平成30年3月）。

当該596名の荷主のうち、業種について回答のあった588名を業種別にみると、製造業が最も多く（280名、47.6%）、卸売業（130名、22.1%）、建設業（38名、6.5%）がこれに続いている。また、問題となるおそれがある行為677件を類型別にみると、代金の支払遅延が最も多く（232件、34.3%）、発注内容の変更（200件、29.5%）、代金の減額

(115件, 17.0%) がこれに続いている。

3 優越的地位の濫用規制に係る講習会

公正取引委員会は、過去に優越的地位の濫用規制に係る違反行為がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等の事業者に対して一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う「業種別講習会」を実施している。

平成29年度においては、荷主・物流事業者向けに10回、ブライダル業者・葬儀業者向けに7回、大規模小売業者向けに7回の講習会を実施した。

4 優越的地位の濫用規制に係る相談・指導

(1) 優越的地位の濫用規制に係る相談

公正取引委員会は、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、優越的地位の濫用規制に係る相談を受け付けている。

平成29年度においては、563件の相談に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会の実施

公正取引委員会は、下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に職員を派遣し、優越的地位の濫用規制や下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成29年度においては、60か所で実施した。

5 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの優越的地位の濫用規制に係る相談に応じるとともに、優越的地位の濫用規制の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に職員を講師として派遣している。

平成29年度においては、事業者団体等へ29回講師を派遣した。

第9章 下請法に関する業務

第1 概説

下請法は、経済的に優越した地位にある親事業者が下請代金の支払を遅延するなどの行為を迅速かつ効果的に規制することにより、下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護する目的で、独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法として昭和31年に制定された。

下請法は、親事業者が下請事業者に対し物品の製造・修理、プログラム等の情報成果物の作成及び役務の提供を委託する場合、親事業者に下請事業者への発注書面の交付（第3条）並びに下請取引に関する書類の作成及びその2年間の保存（第5条）を義務付けているほか、親事業者の禁止事項として、①受領拒否（第4条第1項第1号）、②下請代金の支払遅延（同項第2号）、③下請代金の減額（同項第3号）、④返品（同項第4号）、⑤買いたたき（同項第5号）、⑥物の購入強制・役務の利用強制（同項第6号）、⑦報復措置（同項第7号）、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済（同条第2項第1号）、⑨割引困難な手形の交付（同項第2号）、⑩不当な経済上の利益の提供要請（同項第3号）、⑪不当な給付内容の変更・不当なやり直し（同項第4号）を定めており、これらの行為が行われた場合には、公正取引委員会は、その親事業者に対し、当該行為を取りやめ、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じるよう勧告する旨を定めている（第7条）。

第2 違反事件の処理

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあるため、公正取引委員会は、中小企業庁と協力し、親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として定期的に書面調査を実施するなど違反行為の発見に努めている（第1表及び附属資料5－1表参照）。

これらの調査の結果、違反行為が認められた親事業者に対しては、その行為を取りやめさせるほか、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じさせている（第2表及び附属資料5－2表参照）。

1 書面調査

公正取引委員会は、平成29年度において、資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者6万名（製造委託等（注1）3万8680名、役務委託等（注2）2万1320名）及びその下請事業者30万名（製造委託等20万8513名、役務委託等9万1487名）を対象に書面調査を実施した（第1表参照）。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況の推移

(単位：名)

年度	区分	書面調査発送件数	
		親事業者調査	下請事業者調査
29		60,000	300,000
	製造委託等	38,680	208,513
	役務委託等	21,320	91,487
28		39,150	214,500
	製造委託等	25,696	151,912
	役務委託等	13,454	62,588
27		39,101	214,000
	製造委託等	26,559	151,499
	役務委託等	12,542	62,501
26		38,982	213,690
	製造委託等	25,935	152,504
	役務委託等	13,047	61,186
25		38,974	214,044
	製造委託等	26,217	148,332
	役務委託等	12,757	65,712

2 違反被疑事件の新規着手件数及び処理件数

(1) 新規着手件数

平成29年度においては、新規に着手した下請法違反被疑事件は7,271件である。このうち、書面調査により職権探知したものは7,173件、下請事業者等からの申告によるものは97件、中小企業庁長官からの措置請求は1件である（第2表及び附属資料5－2表参照）。

(2) 処理件数

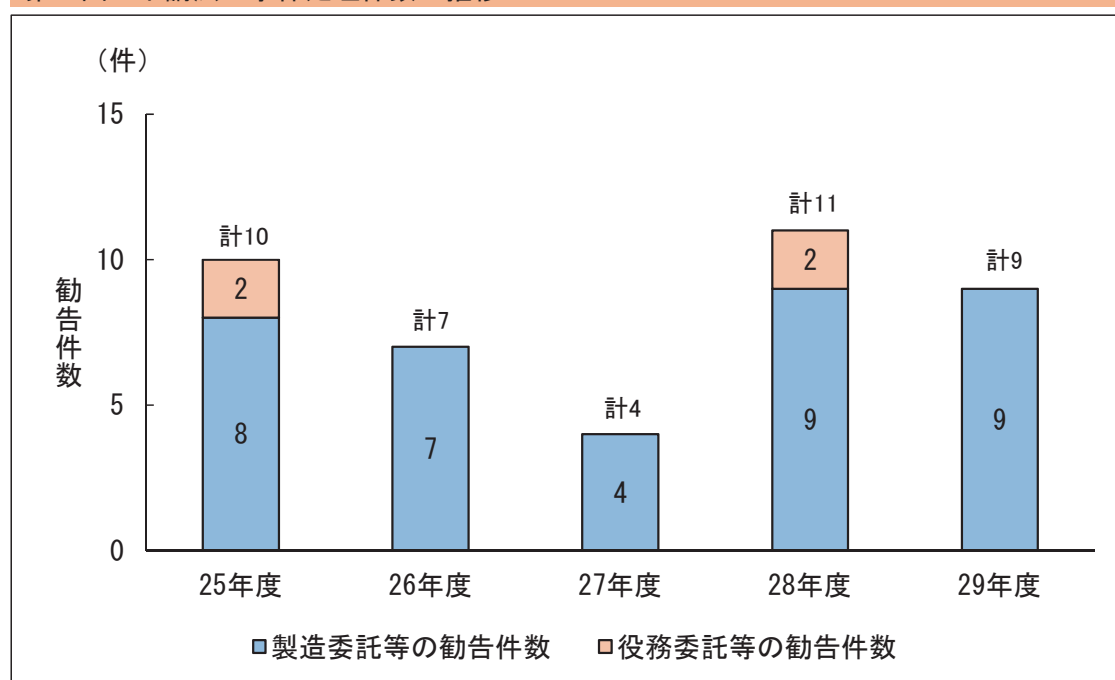
平成29年度においては、公正取引委員会は、7,068件の下請法違反被疑事件を処理し、このうち、6,761件について違反行為又は違反のおそれのある行為（以下総称して「違反行為等」という。）があると認めた。このうち9件について同法第7条の規定に基づき勧告を行い、いずれも公表し、6,752件について指導の措置を採るとともに、親事業者に対して、違反行為等の改善及び再発防止のために、社内研修、監査等により社内体制を整備するよう指導した（第2表、第1図及び附属資料5－2表参照）。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況の推移

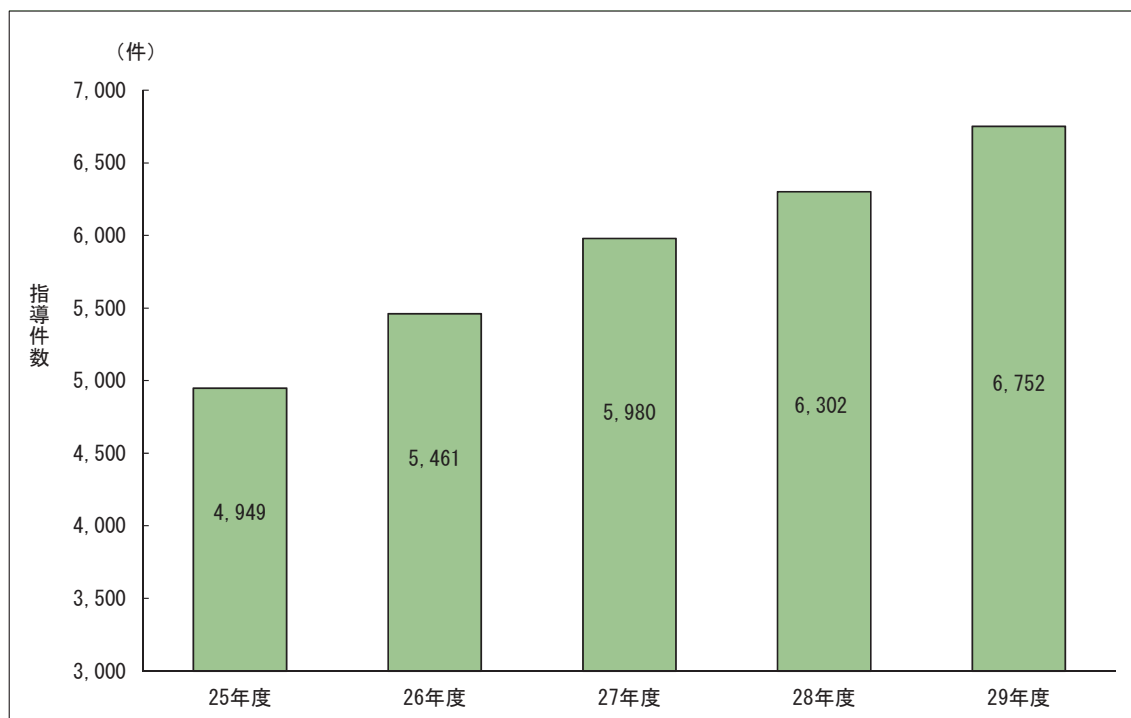
(単位：件)

区分 年度	新規着手件数				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導	小計		
29	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
製造委託等	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
役務委託等	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136
28	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603
製造委託等	4,554	82	0	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
役務委託等	1,923	30	0	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954
27	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271
製造委託等	4,382	69	0	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
役務委託等	1,828	26	0	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847
26	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844
製造委託等	4,074	62	1	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
役務委託等	1,649	21	0	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683
25	5,418	59	1	5,478	10	4,949	4,959	466	5,425
製造委託等	3,631	37	1	3,669	8	3,339	3,347	293	3,640
役務委託等	1,787	22	0	1,809	2	1,610	1,612	173	1,785

第1図 下請法の事件処理件数の推移



(注1) 勧告を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本図においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。
(注2) このほか、勧告に相当するような自発的な申出事案もある(後記5参照)。



3 違反行為類型別件数

平成29年度において勧告又は指導が行われた違反行為等を行為類型別にみると、手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は5,971件（違反行為類型別件数の延べ合計の50.8%）である。このうち、発注時に下請代金の額、支払方法等を記載した書面を交付していない、又は交付していても記載すべき事項が不備のもの（第3条違反）が5,322件、下請取引に関する書類を一定期間保存していないもの（第5条違反）が649件である。また、実体規定違反（第4条違反）は、5,778件（違反行為類型別件数の延べ合計の49.2%）となっており、このうち、下請代金の支払遅延（同条第1項第2号違反）が3,129件（実体規定違反件数の合計の54.2%）、買ったたき（同項第5号違反）が1,179件（同20.4%）、下請代金の減額（同項第3号違反）が611件（同10.6%）となっている（第3表及び附属資料5－3表参照）。

第3表 下請法違反行為類型別件数の推移

違反行為類型		年 度			29			28			27		
					製造 委託等	役務 委託等		製造 委託等	役務 委託等		製造 委託等	役務 委託等	
実 体 規 定 違 反	受領拒否 (第4条第1項第1号違反)	23 (0.4)	19 (0.5)	4 (0.2)	34 (0.6)	30 (0.7)	4 (0.2)	19 (0.4)	17 (0.5)	2 (0.1)			
	下請代金の支払遅延 (第4条第1項第2号違反)	3,129 (54.2)	1,988 (48.2)	1,141 (68.9)	3,375 (58.0)	2,184 (52.3)	1,191 (72.6)	3,131 (66.7)	2,070 (61.7)	1,061 (79.1)			
	下請代金の減額 (第4条第1項第3号違反)	611 (10.6)	461 (11.2)	150 (9.1)	489 (8.4)	393 (9.4)	96 (5.9)	373 (7.9)	281 (8.4)	92 (6.9)			
	返品 (第4条第1項第4号違反)	20 (0.3)	19 (0.5)	1 (0.1)	15 (0.3)	14 (0.3)	1 (0.1)	14 (0.3)	12 (0.4)	2 (0.1)			
	買いたたき (第4条第1項第5号違反)	1,179 (20.4)	932 (22.6)	247 (14.9)	1,143 (19.7)	901 (21.6)	242 (14.8)	631 (13.4)	518 (15.4)	113 (8.4)			
	購入・利用強制 (第4条第1項第6号違反)	94 (1.6)	62 (1.5)	32 (1.9)	78 (1.3)	46 (1.1)	32 (2.0)	69 (1.5)	42 (1.3)	27 (2.0)			
	報復措置 (第4条第1項第7号違反)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)			
	有償支給原材料等の対価の早期決済 (第4条第2項第1号違反)	92 (1.6)	89 (2.2)	3 (0.2)	59 (1.0)	58 (1.4)	1 (0.1)	56 (1.2)	53 (1.6)	3 (0.2)			
	割引困難な手形の交付 (第4条第2項第2号違反)	324 (5.6)	311 (7.5)	13 (0.8)	365 (6.3)	347 (8.3)	18 (1.1)	210 (4.5)	201 (6.0)	9 (0.7)			
	不当な経済上の利益の提供要請 (第4条第2項第3号違反)	261 (4.5)	212 (5.1)	49 (3.0)	208 (3.6)	168 (4.0)	40 (2.4)	161 (3.4)	138 (4.1)	23 (1.7)			
	不当な給付内容の変更・やり直し (第4条第2項第4号違反)	45 (0.8)	29 (0.7)	16 (1.0)	49 (0.8)	34 (0.8)	15 (0.9)	33 (0.7)	24 (0.7)	9 (0.7)			
	小 計	5,778 (100)	4,122 (100)	1,656 (100)	5,815 (100)	4,175 (100)	1,640 (100)	4,697 (100)	3,356 (100)	1,341 (100)			
手 続 規 定 違 反	発注書面不交付・不備 (第3条違反)	5,322	3,826	1,496	4,806	3,555	1,251	4,507	3,294	1,213			
	書類不保存等 (第5条違反)	649	448	201	629	457	172	470	344	126			
	虚偽報告等 (第9条第1項違反)	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	小 計	5,971	4,274	1,697	5,435	4,012	1,423	4,977	3,638	1,339			
合 計		11,749	8,396	3,353	11,250	8,187	3,063	9,674	6,994	2,680			

4 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成29年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者308名から、下請事業者1万1025名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額33億6716万円相当の原状回復が行われた。

主なものとしては、①下請代金の減額事件においては、親事業者は総額16億7800万円を下請事業者に返還し、②受領拒否事件においては、親事業者は総額14億7624万円相当の商品を下請事業者から受領し、③下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は遅延利息等として総額1億9675万円を下請事業者に支払い、④不当な経済上の利益の提供要請事件においては、親事業者は総額633万円の利益提供分を下請事業者に返還した（第4表及び第2図参照）。

第4表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	返還等を行った 親事業者数（注2）	返還等を受けた 下請事業者数（注2）	返還等の金額（注1） （原状回復額）
減額	29年度	140名	7,659名	16億7800万円
	28年度	131名	4,060名	18億4452万円
	27年度	93名	4,405名	7億7050万円
	26年度	108名	2,253名	4億499万円
	25年度	127名	3,777名	5億4558万円
受領拒否	29年度	3名	162名	14億7624万円
	28年度	—	—	—
	27年度	1名	4名	71万円
	26年度	1名	16名	1億6725万円
	25年度	—	—	—
支払遅延	29年度	138名	3,015名	1億9675万円
	28年度	144名	2,076名	6958万円
	27年度	124名	2,857名	3億2691万円
	26年度	91名	1,783名	6299万円
	25年度	110名	1,765名	1億1107万円
不当な経済上の 利益の提供要請	29年度	8名	47名	633万円
	28年度	8名	98名	2190万円
	27年度	4名	123名	3078万円
	26年度	2名	7名	65万円
	25年度	6名	60名	1399万円
返品	29年度	11名	107名	360万円
	28年度	2名	17名	3億3957万円
	27年度	7名	161名	1億7896万円
	26年度	3名	65名	2億2830万円
	25年度	1名	2名	21万円
買いたたき	29年度	1名	1名	289万円
	28年度	1名	10名	8411万円
	27年度	2名	2名	38万円
	26年度	1名	2名	657万円
	25年度	—	—	—
有償支給原材料等 の対価の早期決済	29年度	4名	19名	168万円
	28年度	5名	24名	58万円
	27年度	1名	1名	18万円
	26年度	2名	15名	0万円
	25年度	—	—	—

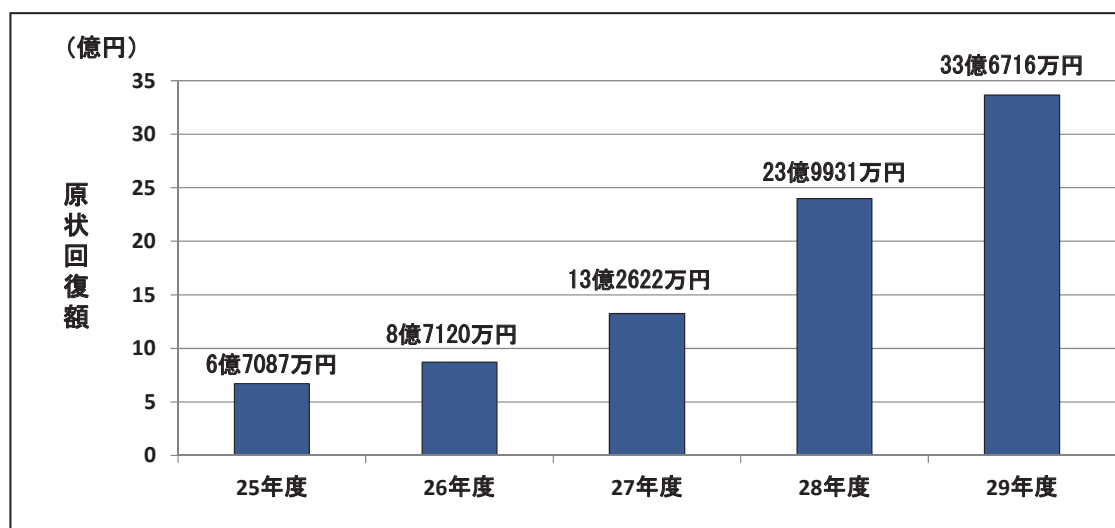
違反行為類型	年度	返還等を行った 親事業者数 (注2)	返還等を受けた 下請事業者数 (注2)	返還等の金額 (注1) (原状回復額)
割引困難な 手形の交付	29年度	1名	5名	158万円
	28年度	1名	5名	44万円
	27年度	1名	4名	44万円
	26年度	1名	1名	41万円
	25年度	—	—	—
購入等強制	29年度	2名	10名	6万円
	28年度	7名	221名	2359万円
	27年度	1名	199名	25万円
	26年度	—	—	—
	25年度	—	—	—
やり直し等	29年度	—	—	—
	28年度	3名	3名	1498万円
	27年度	2名	4名	1706万円
	26年度	—	—	—
	25年度	—	—	—
合計	29年度	308名	11,025名	33億6716万円
	28年度	302名	6,514名	23億9931万円
	27年度	236名	7,760名	13億2622万円
	26年度	209名	4,142名	8億7120万円
	25年度	244名	5,604名	6億7087万円

(注1) 違反行為類型ごとの返還等の金額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。また、平成26年度における有償支給原材料等の対価の早期決済については、返還金額が1万円未満のため、「0万円」としている。

(注2) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

(注3) 該当がない場合を「—」で示した。

第2図 原状回復の状況



5 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日。詳細については、後記リンク先を参照）。

平成29年度においては、上記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は47件であった（第5表参照）。また、同年度に処理した自発的な申出は46件であり、そのうちの5件については、違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当するような事案であった。平成29年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者1,068名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額18億4795万円相当の原状回復が行われた（注）。

https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

（注）前記 **4** 記載の金額に含まれている。

第5表 自発的な申出の件数

（単位：件）

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
14	47	52	61	47

6 勧告事件及び主な指導事件

平成29年度における勧告事件及び主な指導事件は次のとおりである。

(1) 勧告事件

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
食料品等の卸売業等 (29. 4. 27勧告)	㈱久世は、自社が飲食店に販売する食料品、調味料、洗剤等の製造及び飲食店から請け負う食料品の製造を下請事業者に委託しているところ、平成27年6月から平成28年11月までの間、下請事業者に対し、次のアからカまでの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア 「特別条件」を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 イ 「年間リベート」を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 ウ 「発注単価と『ユーザー特価』との差額」を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 エ 「事務手数料」を下請代金の額から差し引いていた。 オ 「キャンペーン」を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 カ 下請事業者に前記アの「特別条件」、前記イの「年間リベート」、前記ウの「発注単価と『ユーザー特価』との差額」又は前記オの「キャンペーン」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払わせた際に、振込手数料を支払わせていた。 減額金額は、下請事業者52名に対し、総額5043万9920円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
フランチャイズ・システムによるコンビニエンスストア事業 (29. 5. 10勧告)	山崎製パン㈱は、消費者に販売する食料品（弁当、麺類等）等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次のアからカまでの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア 平成26年2月から平成27年1月までの間、「ベンダー協賛金」を下請代金の額から差し引いていた。 イ 平成26年2月から平成27年1月までの間、「箸・フォーク代」を下請代金の額から差し引いていた。 ウ 平成26年2月から同年12月までの間、「販売奨励金」等を支払わせていた。 エ 平成26年2月から平成27年1月までの間、「登録写真代」を下請代金の額から差し引いていた。 オ 平成26年2月から平成27年1月までの間、「販促協力金」を下請代金の額から差し引いていた。 カ 平成27年12月から平成29年1月までの間、「オープン販促費」を下請代金の額から差し引いていた。 減額金額は、下請事業者10名に対し、総額4622万4401円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
自動車部品の製造業 (29. 6. 23勧告)	寿屋フロンテ㈱は、自動車メーカーから請け負うフロアカーペット等の部材の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次のア又はイの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア 平成27年9月から平成28年8月までの間、「原低」を下請代金の額から差し引いていた。 イ 単価の引下げ改定を行ったところ、単価の引下げの合意日前に発注した部材について引き下げた単価を遡って適用することにより、平成27年10月から平成28年7月までの間、下請代金の額から、下請代金の額と発注後に引き下げた単価を遡って適用した額との差額を差し引いていた。 減額金額は、下請事業者8名に対し、総額1870万5174円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
自動車部品等の製造業 (29. 7. 18勧告)	タカタ㈱は、自動車メーカーから製造を請け負うシートベルト、エアバッグ等の部品等の製造及び小売業者に販売するチャイルドシートの部品等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次のアからウまでの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア 平成27年12月から平成29年2月までの間、「一時金」を下請代金の額から差し引いていた。 イ 単価の引下げ改定を行ったところ、単価の引下げの合意日前に発注した部品等について引き下げた単価を遡って適用することにより、平成27年12月から平成29年2月までの間、下請代金の額から、下請代金の額と発注後に引き下げた単価を遡って適用した額との差額を差し引いていた。 ウ 原材料の市場価格の下落に伴い引き下げた単価を過去に発注し納品された分まで遡って適用することにより、平成28年1月から同年10月までの間、下請代金の額から、当該単価引下げによる差額分を差し引いていた。 減額金額は、下請事業者64名に対し、総額2億4976万9538円である。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
フランチャイズ・システムによるコンビニエンスストア事業 (29. 7. 21勧告)	㈱セブンーイレブン・ジャパンは、消費者に販売する食料品の製造を下請事業者に委託しているところ、平成27年9月から平成28年8月までの間、下請事業者に対し、次のア又はイの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア 「商品案内作成代」を下請代金の額から差し引いていた。 イ 「新店協賛金」を下請代金の額から差し引いていた。 減額金額は、下請事業者76名に対し、総額2億2746万1172円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
緑茶、麦茶、ウーロン茶等の清涼飲料及び茶葉製品の製造販売業 (30. 2. 5勧告)	㈱伊藤園は、小売業者等に販売する緑茶等の清涼飲料の製造を下請事業者に委託しているところ、平成28年6月から平成29年5月までの間、下請事業者に対し、次のア及びイの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア 「特別協力金」を支払わせていた。 イ 前記アの「特別協力金」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払させた際に、振込手数料を支払わせていた。 減額金額は、下請事業者2名に対し、総額1億1880万1404円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
シール、ラベル等の製造販売業 (30. 3. 26勧告)	サトープリンティング㈱は、シール、ラベル等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次のア及びイの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア 平成28年6月から平成29年12月までの間、「生産システム利用料」、「ドットプリンタ保守料」及び「レーザープリンタ保守料」を下請代金から差し引いていた。 イ 平成28年6月から平成30年2月までの間、「通信回線利用料」、「パソコン利用料」、「バーコードプリンタ利用料」、「ドットプリンタ利用料」、「レーザープリンタ利用料」、「バーコードスキャナ利用料」及び「パソコン保守料」を下請代金から差し引いていた。 減額金額は、下請事業者39名に対し、総額9881万5194円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
アンテナ、テレビ受信関連機器等の製造業 (30. 3. 29勧告)	D Xアンテナ㈱は、電設資材卸売業者等に販売するテレビ受信関連機器の製造及び電設資材卸売業者等から請け負うテレビ受信関連機器の製造を下請事業者に委託しているところ、次の行為により、下請代金の額を減じていた。 単価の引下げ改定を行ったところ、単価の引下げの合意日前に発注した製品について引き下げた単価を遡って適用することにより、平成28年1月から平成29年4月までの間、下請代金の額から、下請代金の額と発注後に引き下げた単価を遡って適用した額との差額を差し引いていた。 減額金額は、下請事業者1名に対し、総額1254万2830円である。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
冷凍食品の企画、 開発及び販売 (30.3.30勧告)	㈱大冷は、卸売業者等に販売する冷凍食品の製造及び卸売業者から請け負う冷凍食品の製造を下請事業者に委託しているところ、平成28年8月から平成30年2月までの間、下請事業者に対し、次のア及びイの行為により、下請代金の額を減じていた。 ア 「品質管理指導料」を支払わせていた。 イ 前記アの「品質管理指導料」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払わせた際に、振込手数料を支払わせていた。 減額金額は、下請事業者43名に対し、総額約4億6985万円である。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）

(2) 主な指導事件

違反行為等の概要	関係法条
発電機部品等の製造を下請事業者に委託しているA社は、自社の受入体制が整っていないことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。	第4条第1項第1号（受領拒否の禁止）
新聞のコラム欄に掲載する原稿の執筆を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者に対し、「毎月末日納品締切、翌月末日支払」の支払制度を採っていたにもかかわらず、数か月分の下請代金をまとめて支払っていたため、下請事業者に対し、下請事業者からの給付を受けた日から60日以内に下請代金を支払っていなかった。	第4条第1項第2号（下請代金の支払遅延の禁止）
自動車の板金・塗装を下請事業者に委託しているC社は、「早払奨励金」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
調味料の製造を下請事業者に委託しているD社は、賞味期限が近づいたことを理由に、当該調味料の在庫を返品していた。	第4条第1項第4号（返品の禁止）
ビルのメンテナンスを下請事業者に委託しているE社は、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に従来の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。	第4条第1項第5号（買いたたきの禁止）
プライベート・ブランド商品の製造を下請事業者に委託しているF社（スーパーマーケット）は、土用の丑の日及びクリスマスの時期に、購買担当者を通じて、下請事業者に対し、自社の販売するうなぎ及びクリスマスケーキを購入させていた。	第4条第1項第6号（購入・利用強制の禁止）
鉄鋼材の加工を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。	第4条第2項第1号（有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止）
工業炉の製造を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形（134日）を交付していた。	第4条第2項第2号（割引困難な手形の交付の禁止）
自社ブランドの飲料水の製造を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者に、当該製品を海外へ輸出する際に必要となる検査用サンプルを無償で提供させていた。	第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）
プラスチック用金型の製造を下請事業者に委託しているJ社は、発注後に委託内容を変更して、当初とは異なる作業又は追加的な作業を行わせたにもかかわらず、新たに生じた費用の一部又は全部を負担していなかった。	第4条第2項第4号（不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止）

第3 下請法の普及・啓発

下請法の運用に当たっては、違反行為を迅速かつ効果的に排除することはもとより、違反行為を未然に防止することも重要である。このような観点から、公正取引委員会は、次のとおり各種の施策を実施し、違反行為の未然防止を図っている。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

平成29年度においては、59回の講習会を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施している。

平成29年度においては、47都道府県62会場（うち公正取引委員会主催分26都道府県33会場）で実施した。

(3) 応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや応用的な内容に関する講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を有する者を対象として、勧告事例等の説明、事例研究等を内容とする「応用講習会」を実施している。

平成29年度においては、13回（うち3回は自動車関連事業者向け、1回は卸・小売業者向け）の講習会を実施した。

2 下請法に係る相談

(1) 下請法に係る相談

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、下請法に係る相談を受け付けている。

平成29年度においては、8,676件に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会（再掲）

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成29年度においては、60か所で実施した。

(3) 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を活用し、相談を受け付けている。

平成29年度においては、全国の商工会議所及び商工会で従事する経営指導員向けの研修会等へ35回講師を派遣するとともに、中小事業者向けリーフレット（「1分で分かる！独禁法」）等の参考資料を全国の商工会議所及び商工会へ配布した。

3 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法に係る相談に応じるとともに、下請法の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成29年度においては、事業者団体等へ63回講師を派遣した。

4 親事業者に対する下請法遵守のための年末要請

特に年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、買いたたき等の行為が行われることのないよう、公正取引委員会及び経済産業省は、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名の文書で要請している。

平成29年度においては、親事業者約21万名及び関係事業者団体約650団体に対し、11月15日に要請を実施した。

5 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成29年度における下請取引等改善協力委員（定員）は153名である。

平成29年度においては、5月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行うとともに、その概要を公表した（「平成29年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等」〔平成30年5月31日公表〕の別紙4「下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見」）。

第10章 消費税転嫁対策特別措置法に関する業務

第1 概説

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、平成25年6月5日に成立し、同年10月1日に施行された。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置を定めており、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して、特定事業者の遵守事項として、①減額又は買いたたき（第3条第1号）、②商品購入、役務利用又は利益提供の要請（第3条第2号）、③本体価格での交渉の拒否（第3条第3号）、④報復行為（第3条第4号）を定め、公正取引委員会は、その特定事業者に対し、これらの行為を防止し、又は是正するために必要な指導又は助言をする旨を定め（第4条）、また、これらの消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）が認められた場合には、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置を採るべきことを勧告する旨を定めている（第6条）。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を定めており、事業者又は事業者団体が公正取引委員会に届出をしてする特定の共同行為について、独占禁止法の適用を除外する旨を定めている（第12条）。

第2 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

1 転嫁拒否行為に関する情報収集

(1) 相談窓口における対応

公正取引委員会は、本局及び全国の地方事務所等に相談窓口を設置しており、当該窓口において転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けている。

平成29年度においては、392件の相談に対応した。

(2) 書面調査

公正取引委員会は、転嫁拒否行為を受けた事業者にとって、自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから、転嫁拒否行為を受けた事業者からの情報提供を受動的に待つだけでなく、書面調査を実施し、中小企業・小規模事業者等（売手側）から転嫁拒否行為に関する情報収集を積極的に行っている。

平成29年度においては、中小企業庁と合同で、中小企業・小規模事業者等（売手側。約280万名）に対する悉皆的（しっかいてき）な書面調査を実施した。また、中小企業庁と合同で、個人事業者（売手側。約350万名）に対する書面調査を実施した。

(3) 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査

公正取引委員会は、平成29年度において、様々な業界における転嫁拒否行為に関する

情報や取引実態を把握するため、1,009名の事業者及び346の事業者団体に対してヒアリング調査を実施した。

(4) 移動相談会

公正取引委員会は、事業者にとって、より一層相談しやすい環境を整備するため、全国各地で移動相談会を実施しており、平成29年度においては、43回実施した。

(5) 下請法の書面調査の活用

公正取引委員会は、下請法の書面調査を通じて、転嫁拒否行為に関する情報も併せて収集し、転嫁拒否行為に関する情報が得られた場合には、速やかに調査を行った。

(6) 下請法との一体的な運用

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において、下請法に違反する事実（発注書面不交付・不備、受領拒否、割引困難な手形の交付等）が判明した場合には、下請法に基づき迅速かつ厳正に対処した。

2 転嫁拒否行為に対する調査・措置等

(1) 転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

公正取引委員会は、様々な情報収集活動によって把握した情報を踏まえ、立入検査等の調査を積極的に実施し、転嫁拒否行為に対しては、指導により転嫁拒否行為に係る不利益の回復等の必要な改善措置を講ずるよう迅速かつ厳正に対処している。また、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には勧告を行うとともに、特定事業者名、違反行為の概要等を公表している。

平成29年度においては、5件について勧告を行い、370件について指導を行った（第1表参照）。

第1表 転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

(単位：件)		
	勧告	指導
平成29年度	5 (1)	370 (16)
平成28年度	6 (0)	362 (20)
累 計 (注1)	43 (8)	2,121 (140)

(注1) 累計の数値は、平成25年10月から平成30年3月までの累計である。

(注2) () 内の件数は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導の件数で内数である。

第2表 勧告及び指導件数の内訳（業種別）

（単位：件）

業種	平成29年度			平成28年度			累計（注3）		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
建設業	0	54	54	2	54	56	4	236	240
製造業	0	84	84	0	66	66	1	553	554
情報通信業	1	42	43	1	37	38	4	194	198
運輸業（道路貨物運送業等）	0	12	12	1	14	15	1	130	131
卸売業	0	28	28	0	20	20	1	156	157
小売業	1	29	30	0	39	39	8	237	245
不動産業	2	21	23	0	19	19	8	84	92
技術サービス業（広告・建築設計業等）	0	15	15	0	15	15	0	114	114
学校教育・教育支援業	0	10	10	1	19	20	3	47	50
その他（注4）	1	75	76	1	79	80	13	370	383
合 計	5	370	375	6	362	368	43	2,121	2,164

（注3）累計の数値は、平成25年10月から平成30年3月までの累計である。

（注4）「その他」は、娯楽業、医療福祉、事業サービス業（ビルメンテナンス業、警備業等）等である。

（注5）複数の業種にわたる場合は、当該事業者の主たる業種により分類している。

(2) 行為類型別件数

平成29年度において勧告又は指導が行われた違反行為を行為類型別にみると、買いたたき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）が363件、減額（同法第3条第1号前段）が36件、本体価格での交渉の拒否（同法第3条第3号）が1件となっている（第3表参照）。

第3表 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

（単位：件）

行為類型	平成29年度			平成28年度			累計（注6）		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
減額	0	36	36	0	19	19	3	106	109
買いたたき	5	358	363	6	356	362	43	1,793	1,836
商品購入、役務利用又は利益提供の要請	0	0	0	0	0	0	0	49	49
本体価格での交渉の拒否	0	1	1	0	3	3	0	249	249
合 計（注7）	5	395	400	6	378	384	46	2,197	2,243

（注6）累計の数値は、平成25年10月から平成30年3月までの累計である。

（注7）1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と、第1表及び第2表に記載の件数（勧告及び指導の合計件数）とは一致しない。

(3) 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成29年度においては、転嫁拒否行為によって特定供給事業者が被った不利益について、特定事業者357名から、特定供給事業者2万1698名に対し、総額8億1008万円の原状回復が行われた。

第4表 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

	平成29年度	平成28年度	累計（注8）
原状回復を行った特定事業者数	357名	293名	1,211名
原状回復を受けた特定供給事業者数	21,698名	36,137名	115,988名
原状回復額	8億1008万円	9億2957万円	28億2564万円

（注8）累計の数値は、平成26年4月から平成30年3月までの累計である。

3 勧告事件及び主な指導事例

平成29年度における勧告事件及び主な指導事例は次のとおりである。

(1) 勧告事件

事業内容	違反行為の概要	関係法条
不動産業 (29.7.14勧告)	不動産取引業、建築工事業等を営む住友不動産(株)は、自社が一般消費者から請け負う住宅の改築工事に伴う大工工事の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段（買いたたき）
社会福祉、介護事業 (29.9.14勧告)	教育講座の運営等の事業を営む(株)ニチイ学館は、教育指導業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 【本件は、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、処理した案件である。】	第3条第1号後段（買いたたき）
新聞業 (29.12.14勧告)	日刊新聞の発行及び販売等の事業を営む(株)西日本新聞社は、 ア 日刊新聞の販売促進業務（新聞の新規購読者の獲得や既存の購読者に対する契約更新手続等の業務）を委託している人格のない社団等である事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 イ 日刊新聞等に掲載する記事、写真、イラスト等の原稿作成業務を委託している個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段（買いたたき）
駐車場業 (30.2.1勧告)	駐車場事業を営むエコロシティ(株)は、駐車場用地の賃貸人に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。 【本件は、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、処理した案件である。】	第3条第1号後段（買いたたき）

事業内容	違反行為の概要	関係法条
小売業 (30.2.6勧告)	大規模小売事業者であり、音楽・映像ソフト、楽器等の小売業のほか、音楽教室の運営等の事業を営む(株)山野楽器は、 ア 音楽教室の生徒に対する楽器の演奏等の指導業務を委託している事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 イ 自社が販売する楽器を顧客が選定するための助言等を行う業務を委託している事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに手数料を据え置いて支払った。 【本件は、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、処理した案件である。】	第3条第1号後段（買ったとき）

(2) 主な指導事例

業 種	違反行為の概要	関係法条
小売業	大規模小売事業者であるA社は、納入業者（特定供給事業者）に対し、仕入代金について、納入ごとに本体価格に消費税率を乗じて1円未満の端数を切り捨てた額を消費税額として支払うことで、支払ごとに商品の本体価格を合計し消費税額を計算した場合と比べ、支払総額を1円以上減じていた。	第3条第1号前段（減額）
建設業	B社は、住宅の建築工事を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成25年10月から平成26年3月の間に発注し、平成26年4月1日以後に引渡しを受けた物件の工事代金について、消費税率の引上げ分相当額を減じて支払っていた。	第3条第1号前段（減額）
情報通信業	C社は、スマートフォン向けゲームのシナリオの制作を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、著作権の譲渡代金について消費税相当額を減じて支払っていた。	第3条第1号前段（減額）
放送業	D社は、翻訳作業、取材、原稿執筆等の業務を委託している事業者（特定供給事業者）及びライブカメラ設置場所の賃貸人（同）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの対価を据え置いていた。	第3条第1号後段（買ったとき）
情報通信業	E社は、ソーシャルネットワーキングサービスの提供を行っていると、記事等のコンテンツの制作業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。	第3条第1号後段（買ったとき）
製造業	F社は、法律顧問、技術顧問、清掃及び産業医の派遣に係る業務を委託しているそれぞれの事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。	第3条第1号後段（買ったとき）
娯楽業	G協同組合は、インストラクター業務を委託している組合員事業者（特定供給事業者）、器材のリース先事業者（同）及び看護業務を委託している事業者（同）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの対価を据え置いていた。	第3条第1号後段（買ったとき）
医療業	H法人は、平成26年4月1日以後の医薬品及び医療用材料の納入業者（特定供給事業者）との価格交渉において、税込価格での交渉を余儀なくさせていた。	第3条第3号（本体価格での交渉の拒否）

第3 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

1 制度の概要

消費税転嫁対策特別措置法では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、消費税

の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為について、公正取引委員会に事前に届け出ることにより独占禁止法に違反することなく行うことができるものとしている（第12条）。

2 届出の受付等

公正取引委員会は、本局及び全国の地方事務所等において、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為の届出を受け付けたほか、事業者又は事業者団体からの届出書の記載方法等に関する相談を受け付けた。

平成29年度においては、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（以下「転嫁カルテル」という。）7件、消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為（以下「表示カルテル」という。）1件の合計8件の届出を受け付けた（転嫁カルテル及び表示カルテルの届出件数は第5表、業種別届出件数は第6表参照）。転嫁カルテル及び表示カルテルの届出状況は、届出を受け付けた月ごとに取りまとめて、翌月、公正取引委員会のウェブサイトに掲載した。

平成29年度においては、2件の相談に対応した。

第5表 転嫁カルテル及び表示カルテルの届出件数

（単位：件）

	転嫁カルテル	表示カルテル	合 計
平成29年度	7	1	8
平成28年度	11	0	11
累計（注1）	194	140	334

（注1）累計の数値は、平成25年10月から平成30年3月までの累計である。

第6表 業種別届出件数

（単位：件）

	転嫁カルテル			表示カルテル		
	平成29年度	平成28年度	累計（注2）	平成29年度	平成28年度	累計（注2）
製造業	1	2	95	0	0	79
卸売業	0	2	59	0	0	49
小売業	1	4	51	0	0	45
サービス業	2	3	48	1	0	22
その他（注4）	3	2	29	0	0	10
合計	7	13	282	1	0	205

（注2）累計の数値は、平成25年10月から平成30年3月までの累計である。

（注3）複数の業種にわたる場合の届出があるので、合計の数字は第5表に記載の届出件数と一致しない。

（注4）「その他」の業種は、運輸業、建設業等である。

3 政令指定組合からの届出に係る主務大臣に対する通知

消費税転嫁対策特別措置法では、法律の規定に基づいて設立された組合であって政令で定めるもの（以下「政令指定組合」という。）は、当該政令指定組合の設置根拠法の規定にかかわらず、転嫁カルテル及び表示カルテルをすることができることとされており（第13条第1項）、公正取引委員会は、政令指定組合からの届出を受理したときは、当該政令指定組合を所管する大臣に通知を行うこととされている（第13条第2項）。

第4 消費税転嫁対策特別措置法の普及・啓発

公正取引委員会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税転嫁対策特別措置法の周知等の転嫁拒否行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

1 消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会等

(1) 公正取引委員会主催説明会

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施しており、平成29年度においては、42回実施した。

(2) 講師派遣

公正取引委員会は、商工会議所、商工会、事業者団体等が開催する説明会等に、当委員会事務総局の職員を講師として派遣しており、平成29年度においては、職員を15回派遣した。

2 消費税転嫁対策特別措置法に係る広報

(1) パンフレット

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法等の内容を分かりやすく説明した事業者等向けパンフレットを当委員会のウェブサイトに掲載しているほか、商工会議所、商工会、地方公共団体等に配布した。

また、消費税転嫁対策特別措置法の運用を踏まえ、公正取引委員会のウェブサイトにおいて主な違反事例について説明したパンフレットを掲載しているほか、商工会議所、商工会等に配布した。

(2) ウェブサイトの活用

公正取引委員会は、当委員会のウェブサイト「消費税転嫁対策コーナー」を設けており、リーフレット、パンフレット等の資料、相談窓口（転嫁拒否行為等についての相談窓口）・届出窓口（転嫁カルテル及び表示カルテルの届出窓口）、月ごとの転嫁カルテル及び表示カルテルの届出状況、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」等を掲載した。

(3) 転嫁拒否行為の未然防止に係る集中的な広報

公正取引委員会は、転嫁拒否行為が禁止されていること、転嫁拒否行為に対して当委員会が厳しく監視していること及び転嫁拒否行為に関する積極的な情報提供を求めていることを広く周知するため、平成29年11月に、新聞広告、雑誌広告、ラジオ広告及びインターネット広告により、事業者向け広報を集中的に実施した。

第1 独占禁止協力協定等

近年、複数の国・地域の競争法に抵触する事案、複数の国・地域の競争当局が同時に審査を行う必要のある事案等が増加するなど、競争当局間の協力・連携の強化の必要性が高まっている。このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、二国間独占禁止協力協定等に基づき、関係国の競争当局に対し執行活動等に関する通報を行うなど、外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。

1 独占禁止協力協定

(1) 日米独占禁止協力協定

日本国政府は、米国政府との間で、平成11年10月7日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」に署名し、同協定は同日に発効した。同協定は、両政府の競争当局間における執行活動に係る通報、協力、調整、執行活動の要請、重要な利益の考慮等を規定している。

(2) 日欧州共同体独占禁止協力協定

日本国政府は、欧州共同体との間で、平成15年7月10日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定」に署名し、同協定は同年8月9日に発効した。同協定は、前記日米独占禁止協力協定とほぼ同様の内容となっている。

なお、我が国及び欧州連合（EU）の双方は、競争分野における日EU間の協力関係をより一層強化するとともに、競争当局が審査過程において入手した情報の交換を可能とすることを目指して同協定を改正することとしており、平成29年10月19日及び20日に改正交渉第1回会合を開催し、引き続き交渉を進めることで一致したところである。

(3) 日加独占禁止協力協定

日本国政府は、カナダ政府との間で、平成17年9月6日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定」に署名し、同協定は同年10月6日に発効した。同協定は、前記日米独占禁止協力協定とほぼ同様の内容となっている。

2 競争当局間の協力に関する覚書等

平成27年度に締結したオーストラリア競争・消費者委員会及び中国国家発展改革委員会との協力に関する覚書等並びに平成28年度に締結した中国商務部及びケニア競争当局との協力に関する覚書並びにモンゴル公正競争・消費者保護庁との競争に関する取決めに加え、平成29年度においては、更に以下の二つの競争当局との間で覚書等を締結した。

(1) カナダ競争局との執行活動の情報伝達に関する協力取決め

公正取引委員会は、カナダの競争当局であるカナダ競争局との間で、平成29年5月11日に「日本国公正取引委員会とカナダ政府競争局競争長官との執行活動の情報伝達に関

する協力取決め」を締結し、同取決めに基づく協力が開始された。同取決めは、両競争当局間における執行活動に係る情報伝達、情報伝達に係るその他の事項等を規定している。また、同取決めでは、審査を含む執行活動を通じて違反被疑事業者等から入手した情報の伝達を可能とするために日加独占禁止協力協定による情報伝達に関する実施細則を規定しているところ、審査を含む執行活動を通じて違反被疑事業者等から入手した情報の伝達について規定した協定、取決め等としては、平成27年4月にオーストラリア競争・消費者委員会との協力に関する取決めに次ぐものである。

(2) シンガポール競争委員会との協力に関する覚書

公正取引委員会は、シンガポール共和国の競争当局である競争委員会との間で、平成29年6月22日に「日本国公正取引委員会とシンガポール共和国競争委員会との間の協力に関する覚書」を締結し、同覚書に基づく協力が開始された。同覚書は、両競争当局間における通報、情報交換、執行調整、執行活動の要請及び情報伝達等を規定している。

第2 競争当局間協議

公正取引委員会は、我が国と経済的交流が特に活発な国・地域の競争当局等との間で競争政策に関する協議を定期的に行っている。平成29年度における協議の開催状況は、第1表のとおりである。

第1表 平成29年度における競争当局間協議の開催状況

	期日及び場所	相手当局
中国	平成29年12月12日 北京	中国商務部
中国	平成29年12月12日 北京	中国国家発展改革委員会
中国	平成29年12月12日 北京	中国国家工商行政管理総局

第3 経済連携協定への取組

近年における経済のグローバル化の進展と並行して、地域貿易の強化のため、現在、多くの国が、経済連携協定や自由貿易協定の締結又は締結のための交渉を行っている。我が国は、平成29年度、EU、中国・韓国、トルコ等との間で経済連携協定等の締結交渉を行い、また、東アジア地域包括的経済連携（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）及び環太平洋パートナーシップに関する包括的かつ先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）の締結交渉を行ってきた。競争政策の観点からは、経済連携協定等が市場における競争を一層促進するものとなることが重要であり、公正取引委員会は、このような観点から我が国の経済連携協定等の締結に関する取組に参画している。我が国がこれまでに署名・締結した経済連携協定のうち、第2表に掲げるものには、競争に関する規定が設けられ、両国が反競争的行為に対する規制の分野において協力することが盛り込まれている。

第2表 我が国が署名・締結した経済連携協定のうち競争に関する規定が設けられているもの

協定名	状況
日・シンガポール経済連携協定	平成14年1月署名 平成14年11月発効 (注1)
日・メキシコ経済連携協定	平成16年9月署名 平成17年4月発効
日・マレーシア経済連携協定	平成17年12月署名 平成18年7月発効
日・フィリピン経済連携協定	平成18年9月署名 平成20年12月発効
日・チリ経済連携協定	平成19年3月署名 平成19年9月発効
日・タイ経済連携協定	平成19年4月署名 平成19年11月発効
日・インドネシア経済連携協定	平成19年8月署名 平成20年7月発効
日・ASEAN包括的経済連携協定	平成20年4月署名(注2) 順次月発効(注3)
日・ベトナム経済連携協定	平成20年12月署名 平成21年10月発効
日・スイス経済連携協定	平成21年2月署名 平成21年9月発効
日・インド経済連携協定	平成23年2月署名 平成23年8月発効
日・ペルー経済連携協定	平成23年5月署名 平成24年3月発効
日・オーストラリア経済連携協定	平成26年7月署名 平成27年1月発効
日・モンゴル経済連携協定	平成27年2月署名 平成28年6月発効
環太平洋パートナーシップ(TPP)協定(注4)	平成28年2月署名

(注1) 平成19年3月に両国間で見直しのための改正議定書が署名され、同年9月に発効した。競争に関する章については、実施取極において、シンガポール側における競争法導入及び競争当局設立に伴う修正が行われた。

(注2) 平成20年4月に日本及び全ASEAN構成国の署名が完了した。

(注3) 日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマーとの間では平成20年12月に、ブルネイとの間では平成21年1月に、マレーシアとの間では同年2月に、タイとの間では同年6月に、カンボジアとの間では同年12月に、インドネシアとの間では平成22年3月に、フィリピンとの間では同年7月に発効した。

(注4) TPP(Trans-Pacific Partnership)には我が国のほか、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムが参加している。平成30年3月8日、米国を除く11ヶ国により環太平洋パートナーシップに関する包括的かつ先進的な協定(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)が署名された。

第4 多国間関係

1 国際競争ネットワーク(ICN: International Competition Network)

(1) ICNの概要

ICNは、競争法執行における手続面及び実体面の収れんを促進することを目的とし

て平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり、平成29年度末現在、125か国・地域から138の競争当局が加盟している。このほか、国際機関、研究者、弁護士等の非政府アドバイザー（N G A : Non-Governmental Advisors）も I C N に参加している。

I C Nは、主要な21の競争当局の代表者で構成される運営委員会（Steering Group）により、その全体活動が管理されている。公正取引委員会委員長は、I C Nの設立以来、運営委員会のメンバーとなっている。

I C Nは、運営委員会の下に、テーマごとに、①カルテル作業部会、②企業結合作業部会、③単独行為作業部会、④アドボカシー作業部会及び⑤競争当局有効性作業部会の五つの作業部会並びに I C Nの組織及び運営等に関する作業部会を設置している。これらの作業部会においては、電話会議、質問票の活用、各国競争当局からの書面提出等を通じて、それぞれの課題に対する検討が行われているほか、テーマごとにワークショップが開催されている。公正取引委員会は、これらの活動に積極的に取り組んでおり、平成23年5月から平成26年4月までカルテル作業部会の共同議長を、平成26年4月から平成29年5月まで同作業部会サブグループ（S G 1）の共同議長を務め、平成29年5月からは企業結合作業部会の共同議長を務めている。

また、I C Nは、これらの作業部会の成果の報告、次年度のワークプランの策定等のため、年次総会を開催しており、第16回年次総会は、平成29年5月10日から同月12日にかけてポルトガル・ポルトにおいて開催され、公正取引委員会からは、委員長及び事務総局の職員9名がスピーカー等として参加した。また、第17回年次総会は、平成30年3月21日から同月23日にかけてインド・ニューデリーにおいて開催され、当委員会からは、委員及び事務総局の職員9名がスピーカー等として参加した。

平成29年度における主な会議の開催状況は、第3表のとおりである。

第3表 平成29年度における I C Nの主な会議の開催状況

会議	期日	場所
第16回年次総会	平成29年5月10日～12日	ポルトガル・ポルト
カルテルワークショップ	平成29年10月4日～6日	カナダ・オタワ
単独行為ワークショップ	平成29年11月30日及び12月1日	イタリア・ローマ
企業結合ワークショップ	平成29年12月12日及び13日	メキシコ・メキシコシティ
第17回年次総会	平成30年3月21日～23日	インド・ニューデリー

(2) 各作業部会の活動状況

平成29年度における各作業部会の活動状況は、次のとおりである。

ア カルテル作業部会

カルテル作業部会は、反カルテル執行における国内的及び国際的な諸問題に対処することを目的として設置された作業部会である。同作業部会には、ハードコア・カルテルの定義等の基本的な概念について検討を行う一般的枠組みサブグループ（S G 1）及び個別の審査手法に関する情報交換等を通じてカルテルに対する法執行の効率性を高めることを目的とした審査手法サブグループ（S G 2）が設置されている。

第16回年次総会以降、SG1においては、効果的かつ効率的なリニエンシープログラム及びその申請のための重要な要素に関する中間報告書を作成したほか、「違反行為者の親会社に対する措置・制裁」、「国際協力」及び「職権探知手法」をテーマとした電話セミナーを実施した。また、「違反行為者の親会社に対する措置・制裁」及び「職権探知手法」をテーマとした電話セミナーについては、アジア太平洋地域に所在する競争当局が参加しやすい時間帯でも実施し、このうち「職権探知手法」をテーマとした電話セミナーでは、公正取引委員会事務総局の職員がスピーカーを務めた。

他方、SG2においては、公正取引委員会の主導の下、平成27年度に「非秘密情報の交換を促進するためのフレームワーク」を設立し、運用を行っているほか、反カルテル執行テンプレートの更新作業を行った。また、SG2は、ICNに加盟する競争当局のカルテル審査担当者が実務上の問題を議論するため、年1回、カルテルワークショップを主催しているところ、平成29年度のワークショップは、平成29年10月、カナダ・オタワにおいて開催され、「公共調達におけるカルテルの撲滅」をテーマとして議論が行われ、当委員会事務総局の職員6名がスピーカー等として参加した。

イ 企業結合作業部会

企業結合作業部会は、企業結合審査の効率性を高めるとともに、その手続面及び実体面の収れんを促進し、国際的企業結合の審査を効率化することを目的として設置された作業部会である。

第16回年次総会以降、同作業部会においては、「企業結合届出及び審査手続に関する推奨される慣行」のうち、「企業結合届出の時期」、「審査期間」及び「国際協力」の各章の改訂作業を行ったほか、垂直型企業結合に関する報告書を作成した。また、公正取引委員会は、同作業部会の共同議長として、「イノベーションと企業結合」をテーマとした電話セミナーを3回主宰し、うち1回において当委員会事務総局の職員がモデレーター及びスピーカーを務めた。さらに、平成29年12月、企業結合ワークショップがメキシコ・メキシコシティにおいて開催され、「企業結合審査テクニク」をテーマとして議論が行われ、当委員会事務総局の職員3名がスピーカー等として参加した。

また、公正取引委員会の主導により、平成24年に同作業部会の下に設立された「企業結合審査に係る国際協力のためのフレームワーク」について、当委員会は引き続きその運用を行った。

ウ 単独行為作業部会

単独行為作業部会は、事業者による反競争的単独行為に対する規制の在り方等について議論することを目的として設置された作業部会である。

第16回年次総会以降、同作業部会においては、垂直的制限の競争への影響及び想定される効率性を検討することを目的として、同等性条項に係る仮想事例を作成したほか、「ビッグデータ」及び「高価格濫用」をテーマとした電話セミナーを実施し、このうち「ビッグデータ」をテーマとした電話セミナーでは公正取引委員会事務総局の職員がスピーカーを務めた。また、平成29年11月、単独行為ワークショップがイタリ

ア・ローマにおいて開催され、「デジタル市場における競争法の執行に関する課題」をテーマとして議論が行われ、当委員会事務総局の職員4名がスピーカー等として参加した。

エ アドボカシー作業部会

アドボカシー作業部会は、競争唱導活動の有効性を向上させることを目的として設置された作業部会である。

第16回年次総会以降、同作業部会においては、効果的なアドボカシー戦略の策定及び評価に関する報告書を作成したほか、各競争当局が実施した市場調査に関するデータベースであるインフォメーションストアの更新作業を行った。また、「アドボカシー活動に関する革新的な手法」及び「変化する市場に関する市場調査」をテーマとした電話セミナーを実施し、このうち「アドボカシー活動に関する革新的な手法」をテーマとした電話セミナーでは公正取引委員会事務総局の職員がスピーカーを務めた。さらに、同作業部会は、世界銀行との共催で、各競争当局の競争唱導の成功例に関する平成29-30年アドボカシーコンテストを開催した。

オ 競争当局有効性作業部会

競争当局有効性作業部会は、競争政策の有効性に関する諸問題とその有効性を達成するために最もふさわしい競争当局の組織設計を検討することを目的として設立された作業部会である。

第16回年次総会以降、同作業部会においては、「審査手続に関するガイダンス」の改訂作業を行ったほか、競争当局におけるチーフ／シニアエコノミストの役割に関する調査を実施した。また、同作業部会は、「競争政策における新しいデジタル・ITツール」及び「合併シミュレーション」をテーマとした電話セミナーを実施した。さらに、競争法や競争当局の実務に関する研修教材を作成するICNトレーニング・オン・デマンド・プロジェクトに関して、新たに「審査手続」、「国際協力」及び「企業結合審査における問題解消措置」をテーマとした動画教材の作成に取り組んだ。

2 経済協力開発機構（OECD）・競争委員会（COMP : Competition Committee）

- (1) 競争委員会は、OECDに設けられている各種委員会の一つであり、昭和36年12月に設立された制限的商慣行専門家委員会が昭和62年に競争法・政策委員会に改組され、平成13年12月に現在の名称に変更されたものである。我が国は、昭和39年のOECD加盟以来、その活動に参加してきており、公正取引委員会は、同年10月の会合以降、これに参加してきている。競争委員会は、本会合のほか、その下に各種の作業部会及び競争に関するグローバルフォーラムを設け、随時会合を行っている。また、平成29年度は、アジア太平洋競争当局ハイレベル会合が初めて開催された。同年度における会議の開催状況は、後記(2)及び(3)のとおり（第4表参照）であり、当委員会からは、委員及び数名の事務総局職員が出席し、我が国の経験を紹介するなどして、議論に貢献した。

第4表 平成29年度における競争委員会の開催状況

期日	会議
平成29年6月19日～同月23日	第127回本会合，第63回第2作業部会（競争と規制），第125回第3作業部会（協力と執行）
平成29年12月4日～同月8日	第128回本会合，第64回第2作業部会（競争と規制），第126回第3作業部会（協力と執行），第16回競争に関するグローバルフォーラム，アジア太平洋競争当局ハイレベル会合

（注）前記会議の開催場所は，全てフランス・パリである。

- (2) 平成29年6月の第127回本会合においては，①アフターマーケットにおける競争上の問題に係るラウンドテーブル討議，②アルゴリズムと共謀に係るラウンドテーブル討議等が行われた。また，同年12月の第128回本会合においては，①競争法に基づくセーフ・ハーバー及び違法性の推定に係るラウンドテーブル討議，②機関投資家による株式の同時保有及び競争に対する影響に関するヒアリング等が行われた。
- (3) 競争委員会に属する各作業部会，競争に関するグローバルフォーラム及びアジア太平洋競争当局ハイレベル会合の平成29年度における主要な活動は，次のとおりである。
- ア 第2作業部会では，平成29年6月の会合においては，電力分野における抜本的なイノベーションに関するヒアリング等が行われた。また，同年12月の会合においては，①競争当局と金融分野の規制官庁との協力に係るラウンドテーブル討議，②日本における競争評価の枠組みの利用に関するプレゼンテーション等が行われた。
- イ 第3作業部会では，平成29年6月の会合においては，①市場調査を行うための方法論に係るラウンドテーブル討議，②「ハードコア・カルテルに対する効果的な措置に関する理事会勧告」の実施状況のモニタリング等が行われた。また，同年12月の会合においては，①問題解消措置の域外への射程に係るラウンドテーブル討議，②「ハードコア・カルテルに対する効果的な措置に関する理事会勧告」の実施状況のモニタリング等が行われた。
- ウ 競争に関するグローバルフォーラムでは，平成29年12月の会合において，①競争法に関する裁判官の視点に係るラウンドテーブル討議，②ベトナムの競争法に関するピアレビュー等が行われた。
- エ アジア太平洋競争当局ハイレベル会合では，平成29年12月の会合において，競争当局の活動に係る優先順位付けに関する討議が行われた。

3 東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンス

公正取引委員会は，東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンスにおいて主導的な役割を果たしている。

東アジア競争政策トップ会合は，東アジア地域における競争当局及び競争関連当局のトップ等が一堂に会し，その時々課題や政策動向等について率直な意見・情報交換を行

うことにより、東アジア地域における競争当局及び競争関連当局間の協力関係を強化することを目的とするものである。同会合においては、競争法・政策の執行に係る課題、効果的・効率的な技術支援のための協力・調整等のテーマについて議論が行われている。

東アジア競争法・政策カンファレンスは、競争当局及び競争関連当局に加え、学界、産業界等からの出席者を交えて、競争法・政策に係るプレゼンテーション・質疑応答等を行い、東アジア地域における競争法・政策の普及・広報に寄与することを主要な目的とするものである。

平成29年度においては、公正取引委員会は、平成29年9月にインドネシア・バリにおいてインドネシアの競争当局等との共催により、第13回東アジア競争政策トップ会合及び第10回東アジア競争法・政策カンファレンスを開催した。

4 アジア太平洋経済協力（APEC）

APECにおいては、APEC域内における競争政策についての理解を深め、貿易及び投資の自由化及び円滑化に貢献することを目的として、貿易投資委員会の下部組織として競争政策・規制緩和グループ（CPDG）が平成8年に設置された。同グループは、平成19年に貿易投資委員会の下部組織から経済委員会（EC）の下部組織に移行し、平成20年には、競争政策・競争法グループ（CPLG）に改称した。公正取引委員会は、平成17年から平成24年12月までCPLG（改称前においてはCPDG）の議長を務め、平成28年1月からはCPLGの副議長を務めるなど、APECにおける競争政策に関する取組に対して積極的に貢献を行っている。

平成29年度において、公正取引委員会は、平成29年8月にベトナム・ホーチミンで開催された「競争法に係るFTA交渉技術に関するキャパシティービルディングのためのワークショップ」、「効果的な競争政策及び市場機能のための経済的証拠の利用促進ワークショップ」等にスピーカーとして参加したほか、平成30年3月にパプアニューギニア・ポートモレスビーにおいて開催されたCPLG会合において、我が国の競争政策の動向について報告を行った。

5 国連貿易開発会議（UNCTAD）

昭和55年、UNCTAD主催による制限的商慣行国連会議において、「制限的商慣行規制のための多国間の合意による一連の衡平な原則と規則」（以下「原則と規則」という。）が採択された。さらに、原則と規則は、同年の第35回国連総会において、国連加盟国に対する勧告として採択された。原則と規則は、国際貿易、特に発展途上国の国際貿易と経済発展に悪影響を及ぼす制限的商慣行を特定して規制することにより、国際貿易と経済発展に資することを目的としている。その後、このような制限的商慣行についての調査研究、情報収集等を行うために、昭和56年、制限的商慣行政府間専門家会合が設置され、平成8年のUNCTAD第9回総会において競争法・政策専門家会合と名称変更された後、平成9年12月の国連総会の決議により、競争法・政策に関する政府間専門家会合と名称が再変更された。また、同会合のほか、原則と規則の全ての側面についてレビューを行う国連レビュー会合が5年に1回開催されている。

平成29年度においては、平成29年7月5日から同月7日にかけてスイス・ジュネーブに

において第16回競争法・政策に関する政府間専門家会合が開催され、公正取引委員会事務総局の職員が同会合に出席した。同会合においては、「競争法・政策に関する能力強化及び技術支援」及び「国境を越える競争法違反事件の審査における国際協力の促進：方法と手続」に関するラウンドテーブルにおいてパネリストを務めるなどした。

また、公正取引委員会は、平成28年7月からUNCTAD競争消費者政策課に当委員会事務総局の職員1名を派遣するなど、海外の競争当局等に対する技術支援の分野でUNCTADと協力を進めている。

第5 海外の競争当局等に対する技術支援

近年、東アジア地域等の発展途上国において、競争法・政策の重要性が認識されてきていることに伴い、既存の競争法制を強化する動きや、新たに競争法制を導入する動きが活発化しており、これらの国に対する技術支援の必要性が高まってきている。公正取引委員会は、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、これら諸国の競争当局等に対し、当委員会事務総局の職員の派遣や研修の実施等による競争法・政策分野における技術支援活動を行っている。また、平成28年9月から、ASEAN（東南アジア諸国連合）競争当局者フォーラム及びインドネシアの競争当局の協力の下、日・ASEAN統合基金（JAIF）を活用した新たな技術支援プロジェクトを開始しており、我が国における研修やASEAN加盟国における現地ワークショップを開催している。

公正取引委員会による発展途上国に対する具体的な技術支援の概要は、次のとおりである。

1 JICAの枠組みによる技術支援

(1) インドネシアに対する技術支援

インドネシアに対して、公正取引委員会は、平成28年7月から平成31年9月にかけて当委員会事務総局の職員1名をJICA長期専門家としてインドネシアの競争当局に派遣し、現地における技術支援を実施している。また、当委員会は、平成30年3月26日から同月30日にかけてインドネシアの競争当局の職員10名を我が国に招へいし、競争法・政策等に関する研修を実施した。さらに、平成29年11月30日にインドネシア・ジャカルタにおいて開催されたインドネシアの競争当局等向け現地セミナーに当委員会事務総局の職員を派遣した。

(2) モンゴルに対する技術支援

モンゴルに対して、公正取引委員会は、平成30年2月26日から同年3月1日にかけてモンゴルの競争当局等の職員15名を我が国に招へいし、また、同年3月22日にモンゴルの競争当局の職員25名に対してテレビ会議システムを利用し、競争法・政策等に関する研修を実施した。さらに、平成29年6月6日及び同年11月9日にモンゴル・ウランバートルにおいて開催されたモンゴルの政府職員等向け現地セミナーに当委員会事務総局の職員を派遣した。

(3) 集団研修

公正取引委員会は、平成6年度以降、競争法制を導入しようとする国や既存の競争法制の強化を図ろうとする国の競争当局等の職員を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施している。平成29年度においては、発展途上国16か国から21名の参加を得て、平成29年7月24日から同年8月10日にかけて実施した。

2 J A I Fを活用した技術支援

(1) 訪日研修

公正取引委員会は、平成29年12月6日から同月8日にかけてASEAN加盟国の競争当局の職員等24名を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施した。

(2) 現地研修

公正取引委員会は、平成29年8月22日から同月25日にかけてインドネシア・バンドンにおいて開催されたインドネシア現地研修に当委員会事務総局の職員及び学識経験者を派遣した。

(3) 現地ワークショップ

公正取引委員会は、平成29年4月26日及び27日にマレーシア・クアラルンプールにおいて開催されたマレーシア現地ワークショップ、同年11月15日及び16日にインドネシア・ジャカルタにおいて開催されたインドネシア現地ワークショップ及び平成30年1月17日及び18日にブルネイ・ダルサラーム・バンダルスリブガワンにおいて開催されたブルネイ・ダルサラーム現地ワークショップに当委員会事務総局の職員及び学識経験を派遣した。

3 その他の発展途上国に対する技術支援

公正取引委員会は、ケニアの競争当局との共催により、平成29年4月19日から同月21日にかけてケニア・ナイロビにおいてケニアの競争当局向けの現地セミナーを開催したほか、UNCTADとの共催により、平成29年7月10日から同月12日にかけてスイス・ジュネーブにおいてアフリカの競争当局向けワークショップを開催した。

このほか、公正取引委員会は、発展途上国に対する技術支援として、OECD等の国際機関や外国政府等主催の東アジアやアフリカ地域における競争法・政策に関するセミナーに、当委員会事務総局の職員や学識経験を積極的に派遣している。平成29年度においては、OECD韓国政策センターが主催するワークショップ、台湾や韓国の競争当局が主催するセミナー等に職員を派遣した。

第6 海外調査

公正取引委員会の競争政策の企画・運営に資するため、諸外国・地域の競争政策の動向、競争法制及びその運用状況等について情報収集や調査研究を行っている。平成29年度においては、米国、EU、その他主要なOECD加盟諸国やアジア各国を中心として、競争当

局の政策動向，競争法関係の立法活動等について調査を行い，その内容の分析とウェブサイト等による紹介に努めた。

第7 海外への情報発信

我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することにより公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させるため，報道発表資料や所管法令・ガイドライン等を英訳し，英文ウェブサイトに掲載している。平成29年度においては，前年度に引き続き，英語版報道発表資料の一層の充実及び速報化に努めた。

このほか，外国の競争当局，弁護士会等が主催するセミナー等に積極的に公正取引委員会委員及び事務総局の職員を派遣したり，海外のメディアに寄稿を行ったりするなどの活動を行っている。平成29年度においては，平成29年9月に米国・ニューヨークにおいて開催されたフォーダム大学主催国際競争カンファレンス，同月に米国・シカゴにおいて開催されたノースウェスタン大学主催セミナー及び平成30年2月にフランス・パリにおいて開催されたABA（米国法曹協会）／IBA（国際法曹協会）共催国際カルテルワークショップに，それぞれ公正取引委員会委員がスピーカー等として参加した。

また，平成29年5月にポルトガル・ポルトにおいて開催されたIBA等主催競争政策における新しい傾向に関する会議，同月にポルトガル・ポルトにおいて開催されたCPI主催反競争的行為，産業政策及びグローバル経済に関するラウンドテーブル，同年6月に英国・オックスフォードにおいて開催されたオックスフォード大学シンポジウム，同年8月に中国・上海で開催された中国競争政策年次フォーラム2017，同年10月にインドネシア・ジャカルタにおいて開催されたジャカルタ国際競争フォーラム，同年11月に東京において開催された在日米国商工会議所主催講演会等に，公正取引委員会事務総局の職員がスピーカー等として参加した。

第12章 広報・広聴等に関する業務

第1 広報・広聴

1 概要

公正取引委員会は、独占禁止法等に対する企業関係者の理解を深めて同法等の違反行為の未然防止を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進に資するため、広く国民に情報提供を行い、国民各層からの意見、要望の把握、小中学生を含めた幅広い国民各層の競争政策に対する理解の増進に努めているところである。広報・広聴業務の主なものは、次のとおりである（海外向け広報については、第11章第7参照）。

2 記者会見

事務総長定例記者会見を毎週水曜日に開催している。

3 報道発表

公正取引委員会は、独占禁止法違反事件に対する法的措置、企業結合に係る審査結果、独占禁止法を始めとする関係法令に係る各種ガイドライン、実態調査報告書等の内容について、幅広く報道発表を行っている。平成29年度においては、367件の報道発表を行った。なお、特定のテーマについては、報道発表のほか政府広報を利用した広報を行っている。

4 講師派遣

事業者団体等の要請に対応して、講演会、研修会等に職員を講師として派遣し、独占禁止法等について広報を行った。

5 各委員制度等及びその運用状況

(1) 独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実状に即した政策運営に資するため、平成11年度から、独占禁止政策協力委員制度を設置し、公正取引委員会に対する独占禁止法等の運用や競争政策の運営等に係る意見・要望の聴取等を行い、施策の実施の参考としている。平成29年度においては、各地域の有識者150名に委員を委嘱した。

(2) 消費者アドバイザー

競争政策は、一般消費者に多様な選択肢を提供することを通じ、最終的には一般消費者の利益を確保することを目的とするものであることを踏まえ、平成30年5月以降、主要消費者団体の推薦を得て、消費者アドバイザーを委嘱している。消費者アドバイザーからは、最近の消費者問題の動向や独占禁止法及び競争政策に関連すると思われる消費者問題に関する知見を聴取すること等によって、公正取引委員会の行政運営等に活かすこととしている。

(3) その他の制度

公正取引委員会は、独占禁止政策協力委員制度のほか、下請取引等改善協力委員制度、独占禁止法相談ネットワーク制度等を通じて、事業者等に対して当委員会の活動状況等について広報を行うとともに、意見・要望等を聴取し、施策の実施の参考としている。

6 各種懇談会等の実施

(1) 独占禁止懇話会

ア 概要

経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、昭和43年度以降、毎年開催している。

イ 開催状況

平成29年度においては、独占禁止懇話会を3回開催した。

(2) 地方有識者との懇談会

ア 概要

地方有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会及び講演会を通して、競争政策についてより一層の理解を求めるとともに、幅広く意見及び要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るため、昭和47年度以降、毎年、全国各地において開催している。

イ 開催状況

平成29年度においては、全国8都市（北海道旭川市、福島市、新潟県長岡市、静岡市、京都市、広島市、高知市及び鹿児島市）において、公正取引委員会の最近の活動状況等について、各地の主要経済団体、消費者団体の代表者等の有識者と公正取引委員会委員等との意見交換を行った。

このほか、全国各地において、地方事務所長の公正取引委員会事務総局の職員と有識者との懇談会を89回開催した。

(3) 弁護士会等に対する講演会

独占禁止法等に対する弁護士等の認知度を向上させるとともに、その相談・情報収集体制を強化することを目的として、平成23年度から本格的に行っている。

平成29年度においては、全国7都市において、公正取引委員会委員による弁護士会に対する講演会等を9回開催した。

7 一日公正取引委員会

(1) 概要

本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、独占禁止法講演会、消費税転嫁対策特別措置法説明会、

下請法基礎講習会，入札談合等関与行為防止法研修会，消費者セミナー，独占禁止法教室，報道機関との懇談会，相談コーナーなどを1か所の会場で開催している。

(2) 開催状況

平成29年度においては，北海道旭川市，盛岡市，千葉市，三重県四日市市，京都市，松山市，島根県浜田市及び熊本市において，合計8回の一公正取引委員会を開催した。

8 消費者セミナー

一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について，より一層の理解を深めてもらうため，対話型・参加型のイベントとして開催している。

平成29年度においては，合計92回開催した。

9 独占禁止法教室（出前授業）

中学校等の授業に職員を講師として派遣し，市場経済の基本的な考え方における競争の必要性等について授業を行った。また，大学（短期大学等を含む。）における独占禁止法等の講義等に職員を講師として派遣し，競争法の目的，公正取引委員会の最近の活動状況等について講義を行った。

平成29年度においては，中学生向けに合計58回，高校生向けに合計46回，大学生等向けに合計110回開催した。

10 庁舎訪問学習

中学校等からの要請を受けて，公正取引委員会の庁舎において，市場経済の基本的な考え方における競争の必要性についての説明を行うとともに，審判廷などの職場見学に対応した。

11 広報資料の作成・配布

(1) パンフレット

独占禁止法等や公正取引委員会に対する一般の理解を深めるため，「知ってなっとく独占禁止法」，「知るほどなるほど下請法」等を作成し，事業者，一般消費者等に広く配布しているほか，中学生向け副教材として「わたしたちの暮らしと市場経済」を作成し，中学校等に配布している。

(2) 広報用DVD

独占禁止法及び下請法に関する広報用DVDを作成しており，事業者団体，消費者団体等に対してこれらの貸出しを行った。

また，独占禁止法及び下請法の概要を紹介する動画を公正取引委員会のウェブサイト上（<https://www.jftc.go.jp/houdou/douga.html>）に掲載し，配信している。

(3) ウェブサイト，メールマガジン及びソーシャルメディアによる情報発信

ウェブサイトにおいて報道発表資料を含む各種の情報を掲載しており，また，公正

取引委員会の活動状況を適切なタイミングで国民の幅広い層に対し積極的に発信することを目的として、平成20年3月からメールマガジンの発行を行っている。

さらに、平成26年6月から Twitter 及び Facebook の運用を開始し、報道発表等の公正取引委員会に関連する様々な情報を発信しているほか、平成27年5月から YouTube の運用を開始し、独占禁止法及び下請法の概要を紹介する動画を配信している。

第2 政策評価

公正取引委員会は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づき政策評価を実施している。

平成29年度は、「競争政策の広報・広聴」の事後評価を実績評価の方法により実施し、政策評価書を公表した。

第1 概説

景品表示法は、平成21年9月、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行うことを目的として消費者庁が設置されたことに伴い、公正取引委員会から消費者庁に移管された。消費者庁への移管に伴い、景品表示法の目的は、「商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護すること」とされた。

景品表示法は、消費者庁移管後に既に2度の法改正が行われているが、平成26年10月24日、景品表示法への課徴金制度導入を内容とする不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案が第187回臨時国会に提出され、同年11月19日に成立し（平成26年法律第118号。以下「平成26年景品表示法改正法」という。）、平成28年4月1日に施行された。

平成26年景品表示法改正法は、違反行為を防止するため、不当表示を行った事業者に経済的不利益を課す課徴金制度を導入するとともに、併せて一般消費者の被害回復を促進する観点から、所定の手続に沿って消費者に自主返金を行った場合に、返金相当額を課徴金額から減額する、又は返金相当額が課徴金額を上回るときは課徴金の納付を命じないことを内容とするものである。

1 景品表示法違反事件の調査

景品表示法は、不当な顧客の誘引を防止するため、景品類の提供について、必要と認められる場合に、内閣府告示（注1）により、景品類の最高額、総額、種類、提供の方法等について制限又は禁止し（第4条）、また、商品又は役務の品質、規格その他の内容又は価格その他の取引条件について一般消費者に誤認される不当な表示を禁止している（第5条）。これらの規定に違反する行為に対し、消費者庁長官及び都道府県知事は措置命令を行い、これを是正させることができる（第7条第1項）。

また、事業者が、同法第5条の規定に違反する行為（同条第3号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、消費者庁は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の売上額に3パーセントを乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならないが、当該事業者が相当の注意を怠った者でないと認められるとき、又はその額が150万円未満であるときは、その納付を命ずることができない（第8条第1項）（注2）。

さらに、消費者庁は、同法第26条第1項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置について必要な指導及び助言をすることができる（第27条）。また、消費者庁は、事業者が正当な理由がなくて同法第26条第1項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置

を講ずべき旨の勧告をすることができるとともに（第28条第1項）、勧告を行った場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる（同条第2項）。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反事件に係る調査権限の委任を受け、景品表示法の規定に違反する行為について必要な調査等を行っている。

（注1）消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による改正前の景品表示法に基づく従来の公正取引委員会告示は、経過措置により引き続き効力を有する。

（注2）平成26年景品表示法改正法の施行日である平成28年4月1日以後に行われた課徴金対象行為について適用される。

2 公正競争規約制度

景品表示法第31条の規定に基づき、事業者又は事業者団体は、景品類又は表示に関する事項について、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けて、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択と、事業者間の公正な競争を確保するため、協定の締結又は規約の設定をすることができる。当委員会は、協定又は規約（以下これらを総称して「公正競争規約」という。）の認定に当たり、事業者間の公正な競争の確保等の観点から審査を行っている。

第2 景品表示法違反事件の調査

消費者庁は、景品表示法違反事件について、違反行為者に対して措置命令を行うほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行っている。

平成29年度において、消費者庁が措置命令を行った50件のうち、公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは6件であり、消費者庁が指導を行った179件のうち、公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは34件である（第1表及び第2表参照）。

また、平成29年度において、消費者庁が課徴金納付命令を行った19件のうち、公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは1件（530万円）である（第1表及び第3表参照）。

さらに、平成29年度において、同法第26条第1項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、消費者庁が行った勧告は0件であり、消費者庁が指導を行った86件のうち、公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは27件である。

第1表 平成29年度において公正取引委員会が調査に関わった景品表示法違反被疑事件の処理状況

事件	措置命令	指導	合計	課徴金納付命令	
				件数	課徴金額
景品事件	0 (0)	8 (14)	8 (14)		
表示事件	6 (50)	26 (165)	32 (215)	1 (19)	530万円 (3億9153万円)
合計	6 (50)	34 (179)	40 (229)	1 (19)	530万円 (3億9153万円)

（注）（ ）内は消費者庁が行った措置件数の総数・課徴金の総額

第2表 平成29年度に消費者庁により措置命令が行われた事例のうち公正取引委員会が調査に関わったもの

一連 番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
1	平成29年5月12日 (コスモ石油販売 ㈱)	コスモ石油販売㈱は、自ら運営する「コスモ石油サービスステーション」と称する店舗のうち5店舗において自動車の車検サービス（以下1において「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、平成27年9月26日から平成28年11月19日までの間、新聞折り込みチラシにおいて、例えば、「2015年10月末日までに車検ご予約または実施されたお客様は 検査費用 通常検査費用14,040円 今がチャンス 8,640円」と記載することにより、あたかも、「通常検査費用」と称する価額は、当該チラシに記載の店舗において本件役務について通常提供している価格であり、記載の期限までに本件役務の提供を受けることを予約した又は受けた場合に限り、「検査費用」と称する価額で本件役務の提供を受けることができるかのように表示していた。 実際には、「通常検査費用」と称する価額は、平成26年3月以降、当該チラシに記載の店舗において提供された実績のないものであり、平成27年9月26日から平成28年11月30日までの期間において、「検査費用」と称する価額で本件役務が提供されるものであった。	第5条 第2号
2	平成29年6月8日 (㈱ナイスリフォーム)	㈱ナイスリフォームは、26種類の住宅リフォーム工事（以下2において「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、例えば、「シャワートイレ付節水トイレパック」と称する本件役務について、平成27年4月21日の新聞折り込みチラシにおいて、「当社通常価格12.2万円のところ9.5万円（税別）」と記載するなど、それぞれ、実際の提供価格に当該価格を上回る「当社通常価格」等と称する価額を併記することにより、あたかも、「当社通常価格」等と称する価額は、同社が本件役務について通常提供している価格であり、実際の提供価格が当該通常提供している価格に比して安いかにように表示をしていた。 実際には、「当社通常価格」等と称する価額は、同社が任意に設定したものであって、同社において提供された実績のないものであった。	第5条 第2号
3	平成29年6月28日 (㈱ビーライン)	㈱ビーラインは、自ら運営する宮崎県及び熊本県に所在する店舗において自動車用タイヤ（以下3において「本件タイヤ」という。）を一般消費者に販売するに当たり、 ① 宮崎県内において、例えば、「BRIDGESTONE BRIDGESTONE K305 145R12 6P」と称する本件タイヤについて、平成28年4月8日の新聞に掲載した広告において、「当店通常価格より『新聞見ました』で最大半額！」と記載した上で、「通常1本価格3,400円が→50%OFF→1本価格1,700円＋消費税」と、「1本価格」と称する実際の販売価格に当該価格を上回る「通常1本価格」と称する価額を併記することにより ② 熊本県内において、例えば、「国内一流メーカー 145R 12 6P」と称する本件タイヤについて、平成28年7月15日の新聞の別刷広告において、「当店通常価格より『この広告を見た』で最大半額！」等と記載した上で、「通常1本価格3,400円が→50%OFF 1本価格1,700円＋消費税」と、実際の販売価格に当該価格を上回る「通常1本価格」と称する価額を併記することにより あたかも、「通常1本価格」等と称する価額は、前記店舗において本件タイヤについて通常販売している価格であり、「1本価格」と称する実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかにように表示していた。 実際には、「通常1本価格」等と称する価額は、同社が任意に設定したものであって、前記店舗において販売された実績のないものであった。	第5条 第2号

一連 番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
4	平成29年9月29日 (ティーライフ ㈱)	ティーライフ㈱は、「ダイエットプーアール茶」と称するポット用ティーバッグ35個入り及び4個入りの食品（以下4において、これらを併せて「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、平成28年5月18日から同年12月5日までの間及び同年12月7日から平成29年2月1日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「知らないうちにスタイルアップ↑に導く まったく新しいダイエット茶」、「苦しむことなくラクラクダイエットサポート!」、「いつもの飲み物をおいしいお茶に替える新習慣!」、「2大有用成分がラクラクダイエットを応援」、「長期間の醗酵によって緑茶の有用成分カテキンが『重合カテキン』や『没食子酸』にパワーアップ。ラクラクダイエットをサポートします。」と記載することにより、あたかも、普段の食生活における飲料を本件商品に替えることにより、本件商品に含まれる成分による痩身効果の促進作用が容易に得られるかのように示す表示をしていた。 消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。	第5条 第1号 (第7 条第2 項適用)
5	平成29年12月14日 (㈱SAKLIKIT)	㈱SAKLIKIT は、「CC+ DOWN LEGGINGS (シーシープラス ダウンレギンス)」と称する下着（以下5において「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、遅くとも平成28年5月17日から平成29年4月20日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「何もしなくても24時間絶食状態!! 異常なスピードで体重が落ちる!! その威力はたった3日で-5kg 減量! 7日後・・・-10kg 10日後・・・-14kg 21日後には下半身だけじゃない!? 全身の脂肪が痩せていく!! ↓↓↓」と記載するとともに人の身体を比較した画像を掲載した上で「78kg⇒56kg!! 体重-22kg 減!!」、「ただレギンスを履くだけで・・・①ミクロ単位の骨盤矯正 ↓↓↓ ②強制循環呼吸法 ↓↓↓ ③脂肪の無限∞燃焼 ↓↓↓ ④毒素の大量排出 この4step で 365日・・・脱ぎ捨てるまで痩身スパイラルが止まらない」、「14日以内に全身の脂肪を削ぎ落とす!! 》14日間着用《」と記載するとともに人の腹部を比較した画像を掲載した上で「体重64kg⇒43kg 体重-21kg 減 体脂肪率⇒驚異の9%」、「体型が激変した体験者は既に300名を超えています」と記載した上で「◎最低体重記録を更新しました! 柴田茜様 (29歳) 3週間着用」と記載するとともに人の身体を比較した画像を掲載した上で「61kg⇒43kg 》-18kg< 出産を期に15kg 太ってしまいました。5年くらい何をしても全く落ちなかったのに・・・CC+ ダウンレギンスを履き始めたら、ここ数年の最低体重記録を更新しました。」などと記載することにより、あたかも、本件商品を着用するだけで、短期間で容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。 消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は当該期間内に当該資料を提出しなかった。	第5条 第1号 (第7 条第2 項適用)

一連 番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
6	平成30年3月27日 (生活協同組合連 合会グリーンコー プ連合)	生活協同組合連合会グリーンコープ連合は、14種類のウインナーソーセージ（以下6において「本件ウインナーソーセージ」という。）を、会員生協を通じて会員生協の組合員である一般消費者に販売するに当たり、平成28年6月13日から平成29年3月18日までの間、「GREEN」と称するカタログ（以下6において「GREEN」という。）において、例えば、平成28年6月13日から同月18日までの間に配布された GREEN において、「ハム・ソーセージも 原料は産直豚100%！ 添加物に頼らず、素材の良さをいかしています。保存料・着色料・添加物・化学調味料など不使用。」及び「今週のお・す・す・め！ グリーンコープのハム・ソーセージには化学的な合成添加物は一切使っていません。」と記載するなど、配布された GREEN において、あたかも、本件ウインナーソーセージは、化学的な合成添加物を一切使用せずに製造されたものであるかのように示す表示をしていた。 実際には、本件ウインナーソーセージに使用された羊腸は、化学的な合成添加物であるリン酸三ナトリウム溶液に漬けて加工されたものであった。	第5条 第1号

第3表 平成29年度に消費者庁により課徴金納付命令が行われた事例のうち公正取引委員会が調査に関わったもの

一連 番号	命令日 (事業者名)	事件概要	課徴金額
1	平成30年3月23日 (㈱エネルギー・ コミュニケーションズ)	㈱エネルギー・コミュニケーションズは、自らが供給する「メガ・エッグ 光ネット [ホーム]」又は「メガ・エッグ for BB 東広島 [ホーム]」と称する戸建住宅向け光回線インターネット接続サービスに「ギガ王」と称する複数年にわたる契約に伴う割引を適用した役務（以下1において「メガ・エッグ光ネットホーム」という。）の取引について、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成28年4月1日から同年5月20日までの間、「今カラ割と今カラ割プラスで月額料金を最大2年間800円割引！ 3年間で最大22,800円もオトク！」「期間限定今カラ割＋今カラ割プラス 今がチャンス キャンペーン期間：2016年2月1（月）～5月20日（金） 月々最大800円割引 ギガ王 3年契約（ファミリーコース）の場合」等と記載することにより、あたかも、当該期間内において新規にメガ・エッグ光ネットホームの提供を申し込んだ場合に限り、2年間にわたり毎月最大で800円の割引が適用されるかのような表示を行っていた。 実際には、平成27年2月1日から平成28年9月30日までの期間において、新規にメガ・エッグ光ネットホームの提供を申し込んだ場合に、2年間にわたり毎月最大で800円の割引を実施していた。	530万円

第3 公正競争規約の認定

1 概要

平成30年3月末現在、104件（景品関係37件、表示関係67件）の公正競争規約が認定されている（附属資料6参照）。これらの公正競争規約に参加する事業者又は事業者団体により、公正競争規約の運用団体として公正取引協議会等が組織されているところ、公正取引協議会等は、公正競争規約の運用上必要な事項について、公正競争規約の定めるところにより、施行規則、運用基準等を設定している。公正取引委員会は、公正取引協議会等がこれらの施行規則等の設定・変更を行うに際しても、事業者間の公正な競争の確保等の観点から審査を行い、問題があれば指導を行っている。

2 公正競争規約の変更

平成29年度においては、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約の一部変更の認定（平成29年9月20日認定。平成29年公正取引委員会・消費者庁告示第5号）のほか、削りぶしの表示に関する公正競争規約の一部変更の認定（平成29年9月20日認定。平成29年公正取引委員会・消費者庁告示第6号）、飲用乳の表示に関する公正競争規約の一部変更の認定（平成29年12月13日認定。平成29年公正取引委員会・消費者庁告示第7号）、即席めんの表示に関する公正競争規約の一部変更の認定（平成30年2月5日認定。平成30年公正取引委員会・消費者庁告示第1号）等を行った。

第14章 相談その他の業務

第1 独占禁止法及び関係法令に関する相談等

事業者、事業者団体、一般消費者等から寄せられる独占禁止法及び関係法令に関する質問に対しては、文書又は口頭により回答している。また、ウェブサイトでも意見等の受付を行っている (<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=goiken>)。

また、平成12年度から申告の処理に関する疑問、苦情等の申出を受け付けるため、官房総務課（地方事務所・支所においては総務課、沖縄総合事務局公正取引室においては総務係）に申出受付窓口を設置し、公正取引委員会が指名する委員等をもって構成する審理会において、当該処理が適正であったかどうかを点検している。

第2 事業活動に関する相談状況

1 概要

公正取引委員会は、以前から、独占禁止法及び下請法違反行為の未然防止を図るため、事業者及び事業者団体が実施しようとする具体的な行為に関する相談に対応し、実施しようとする行為に関して、独占禁止法及び下請法の考え方を説明している。

2 事前相談制度

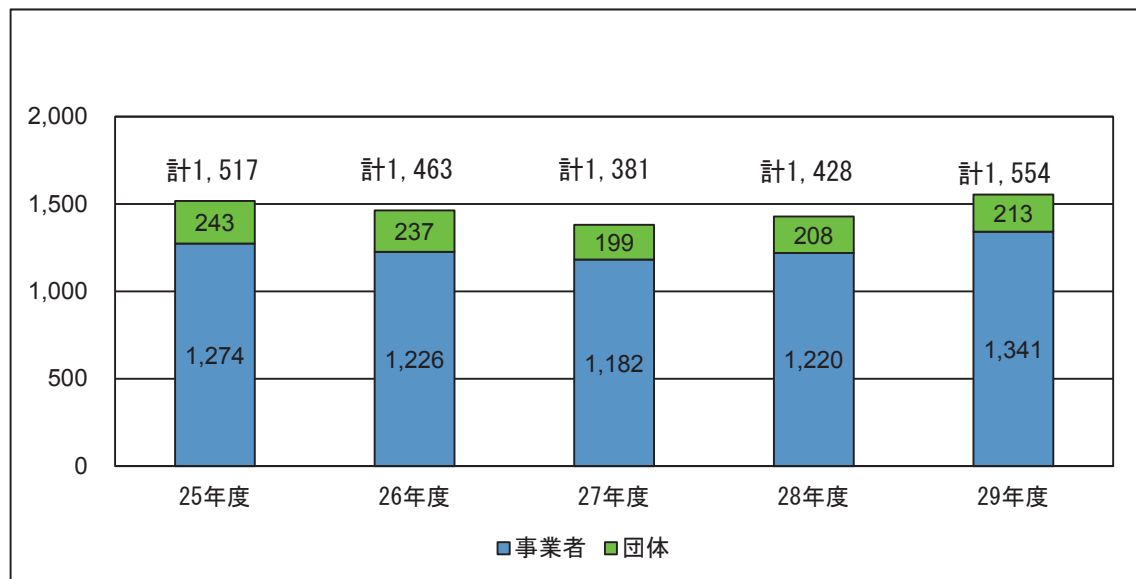
公正取引委員会は、以前から、事業者等からの書面による事前相談に対して書面により回答する事前相談制度を実施してきたが、相談制度の一層の充実を図るため、平成13年10月から当委員会が所管する法律全体を対象として整備された「事業者等の活動に係る事前相談制度」を実施している。

本制度は、事業者及び事業者団体が実施しようとする具体的な行為が、前記法律の規定に照らして問題がないかどうかの相談に応じ、原則として、事前相談申出書を受領してから30日以内に書面により回答し、その内容を公表するものである。

3 独占禁止法に係る相談の概要

平成29年度に受け付けた相談件数は、事業者の行為に関するもの1,341件、事業者団体の行為に関するもの213件の計1,554件である（第1図参照）。

第1図 独占禁止法に係る相談件数の推移（企業結合に関する相談を除く。）



4 相談事例集

公正取引委員会は、事業者等から寄せられた相談のうち、他の事業者等の参考になると思われるものを相談事例集として取りまとめ、公表している（平成28年度に寄せられた相談〔平成28年度相談事例集〕について、平成29年6月21日公表。平成29年度に寄せられた相談〔平成29年度相談事例集〕について、平成30年6月27日公表）。

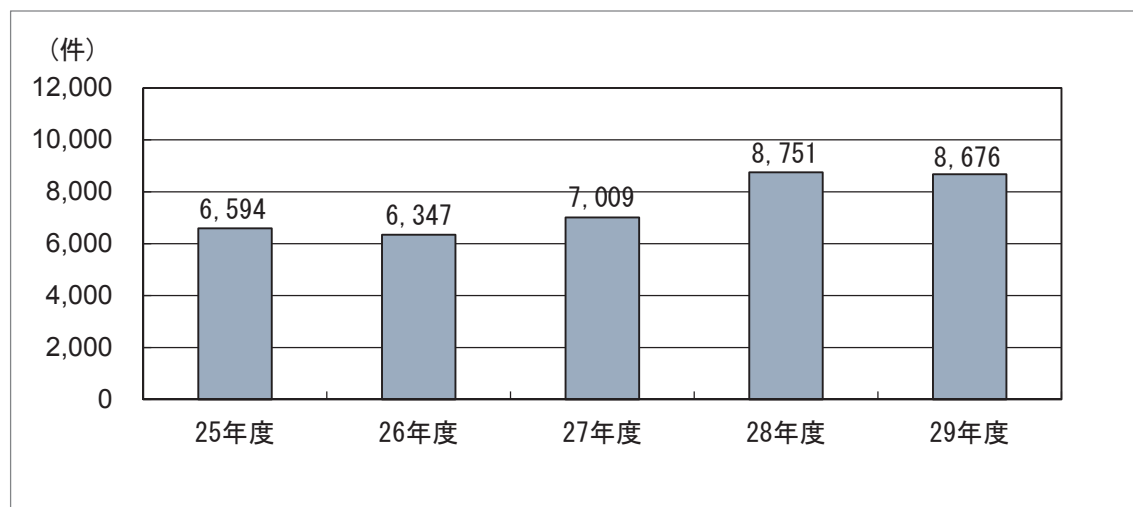
平成29年度相談事例集に掲載された相談のうち、特徴的な内容の相談を挙げると、事業者による自己の競争者との取引制限、事業者による配送の共同化のための情報共有、事業者団体による会員の特定の曜日の休業推進等がある。

5 下請法に係る相談の概要

平成29年度に下請法に関して事業者等から受け付けた相談件数は、8,676件である（第2図参照）。

この中には、例えば、下請法の適用範囲に関する相談、発注書面の記載方法に関する相談、下請代金の支払期日に関する相談等がある。

第2図 下請法に係る相談件数の推移



6 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を活用し、独占禁止法及び下請法に関する相談を受け付けている。また、平成29年度においては、全国の商工会議所及び商工会へのリーフレットの配布、相談業務に従事する経営指導員向けの研修会等に職員を講師として派遣するなどした。

附 属 資 料

平成29年度年次報告 附属資料編の目次

1 組織・予算関係	267
1－1表 公正取引委員会の構成	267
1－2表 公正取引委員会の予算額（平成29年度補正後）	267
2 審決・訴訟関係等	269
2－1表 審決一覧（平成29年度）	269
2－2表 手続別審決等件数推移	270
2－3表 関係法条別審決件数推移	274
2－4表 告発事件一覧	276
2－5表 緊急停止命令一覧	285
2－6表 注意の対象となった行為の業種・行為類型別分類	286
3 独占禁止法適用除外関係	287
3－1表 独占禁止法適用除外根拠法令一覧	287
3－2表 年次別・適用除外法令別カルテル件数の推移	288
3－3表 保険業法に基づくカルテル	290
3－4表 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル	292
3－5表 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め	292
3－6表 道路運送法に基づくカルテル	292
3－7表 海上運送法に基づくカルテル（内航）	293
3－8表 内航海運組合法に基づくカルテル	293
3－9表 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくカルテル	293
3－10表 業種別事業協同組合及び信用協同組合の届出件数	296
4 株式取得、合併等関係	297
4－1表 銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可一覧	297
4－2 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等に関する統計資料 （4－3表から4－19表）について	297
4－3表 形態別・株式取得会社業種別株式取得件数（平成29年度）	298
4－4表 形態別・新設会社又は存続会社業種別合併件数（平成29年度）	299
4－5表 形態別・承継会社業種別共同新設分割件数（平成29年度）	299
4－6表 形態別・被承継会社業種別吸収分割件数（平成29年度）	300
4－7表 形態別・株式移転会社業種別共同株式移転件数（平成29年度）	301
4－8表 形態別・譲受会社業種別事業譲受け等件数（平成29年度）	302
4－9表 合併後の総資産が300億円以上となる合併 （平成29年度に完了報告書が提出されたもの）	303
4－10表 行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同新設分割 （平成29年度に完了報告書が提出されたもの）	304

4-11表	行為後の承継した会社の総資産が300億円以上となる吸収分割 (平成29年度に完了報告書が提出されたもの)	304
4-12表	行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同株式移転 (平成29年度に完了報告書が提出されたもの)	304
4-13表	行為後の譲受会社の総資産が300億円以上となる事業譲受け等 (平成29年度に完了報告書が提出されたもの)	305
4-14表	資本金額別株式取得件数	305
4-15表	資本金額別合併件数の推移	306
4-16表	資本金額別共同新設分割件数	307
4-17表	資本金額別吸収分割件数	308
4-18表	資本金額別共同株式移転件数	308
4-19表	資本金額別事業譲受け等件数の推移	309
5	下請法関係	310
5-1表	書面調査発送件数の推移	310
5-2表	下請法違反事件新規着手件数及び処理件数の推移	311
5-3表	下請法違反行為類型別件数の推移	312
6	景品表示法に基づく協定又は規約及び運用機関の一覧(平成30年3月末現在)	313
7	懇話会及び研究会	316
7-1	独占禁止懇話会	316
7-2	独占禁止法研究会	317
8	公正取引委員会機構図	320

1 組織・予算関係

1－1表 公正取引委員会の構成

(平成29年4月1日現在)

委員長	杉本 和行 (注1)
委員	幕田 英雄 (注2)
委員	山本 和史
委員	三村 晶子
委員	青木 玲子

(注1) 平成30年3月5日再任。

(注2) 平成29年6月30日退任。後任として、平成29年7月1日、小島吉晴氏が就任。

1－2表 公正取引委員会の予算額 (平成29年度補正後)

(単位：千円)

事 項	予 算 額
(組織) 公正取引委員会	10,792,817
(項) 公正取引委員会	10,792,817
(事項) 公正取引委員会に必要な経費	8,935,369
(事項) 独占禁止法違反行為に対する措置等に必要な経費	361,057
(事項) 下請法違反行為に対する措置等に必要な経費	230,565
(事項) 競争政策の普及啓発等に必要な経費	140,699
(事項) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に必要な経費	1,125,127

2 審決・訴訟関係等

2－1表 審決一覧（平成29年度）

番号	事件番号	件名	内 容	関係法条	審決年月日
1 ） 45	23 (判) 8 ） 52	植野興業株式 会社ほか22名 に対する件	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。（不当な取引制限〔入札談合〕） 【課徴金額に係る認定】 5億1810万円（23社合計） 被審人らが違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。	独占禁止法 66条2項（3条 後段，7条の 2）（注）	29. 6. 15 (排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決)
46 ） 66	23 (判) 53 ） 57 ・ 59 ） 69 ・ 71 ） 75	株式会社飯塚 工業ほか10名 に対する件	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。（不当な取引制限〔入札談合〕） 【課徴金額に係る認定】 2億511万円（10社合計） 被審人らが違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。	独占禁止法 66条2項（3条 後段，7条の 2）	29. 10. 4 (排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決)

（注）「独占禁止法」とは、平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法をいう。以下、2－1表において同じ。

2－2表 手続別審決等件数推移

(1) 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続

年度 分類	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
審判審決	0	0	1	10	8	8	2	3	5	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	3	4	0	0	5	1	4	1
勧告審決	0	0	2	4	4	3	5	0	5	5	7	2	2	1	3	7	24	30	26	17	11	28	26	43	37	27	67	(注4) 47 (6)	(注4) 31 (7)
同意審決	5	2	11	45	6	4	5	2	1	0	0	0	0	0	0	5	11	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	2
課徴金の納付 を命ずる審決等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
独占禁止法 第49条第2項に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
独占禁止法 第65条に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
独占禁止法 第66条に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
景品表示法 第9条第2項に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
景品表示法 第10条第6項に 基づく審決	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0
計	5	2	14	59	18	15	12	5	11	6	7	2	2	1	3	13	36	30	27	17	12	31	32	44	37	34	69	60	34

(注1) 平成25年度の審決により、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続は全て終了した。

(注2) 「分類」欄の独占禁止法第49条第2項、第65条及び第66条並びに景品表示法第9条第2項及び第10条第6項は、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法及び景品表示法の条文番号である。

(注3) 審判審決とあるのは、過去の年次報告において「正式審決」と分類していたものである（平成5年度から正式審決の呼称を審判審決に変更）。

(注4) () 内の数字は、中小企業等協同組合法第107条に基づく審決件数で内数である。

(注5) 平成11年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が1件含まれている。

(注6) 平成20年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が4件含まれている。

(注7) 平成25年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が2件含まれている。

(注8) 平成14年度及び平成15年度の独占禁止法第49条第2項及び景品表示法第9条第2項に基づく審決は審判手続開始請求を却下する審決である。

51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
0	4	0	2	2	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	2	1	2	3	1	1	3	1	3	3	4	1	2	1	2
24	13	7	12	12	12	18	10	7	10	4	6	5	10	17	27	37	27	21	18	23	25	23	27	21	37	38	19	28	18
1	1	1	1	1	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	2	0	0	4	11	8
-	0	0	0	0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	1	(注5) 2	24	1	7	14	32	14
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注8) 1	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注8) 1	(注8) 1	0	0
0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	18	8	15	16	13	20	12	9	17	5	6	6	10	17	29	38	33	25	20	30	29	25	33	50	42	48	40	72	42

年度 分類	年度									計
	18	19	20	21	22	23	24	25		
審判審決	14	3	5	8	3	-	-	-	135	
勸告審決	-	-	-	-	-	-	-	-	(注4) 1,020 (13)	
同意審決	42	21	5	0	3	-	-	-	212	
課徴金の納付 を命ずる審決等	46	10	(注6) 37	21	13	0	5	(注7) 7	248	
独占禁止法 第49条第2項に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
独占禁止法 第65条に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	9	
独占禁止法 第66条に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
景品表示法 第9条第2項に 基づく審決	0	0	0	0	0	-	-	-	2	
景品表示法 第10条第6項に 基づく審決	0	0	0	0	0	-	-	-	4	
計	102	34	47	29	19	0	5	7	1,634	

(2) 平成17年独占禁止法改正法による改正後平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続

分類		年度	17 (注2)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27 (注5)	28 (注5)	29 (注5)	計
独占禁止法関係	排除措置命令 (審判開始) (注1)		2 (1)	12 (0)	22 (1)	16 (5)	26 (5)	12 (3)	22 (10)	20 (7)	18 (4)	10 (4)	2 (0)	- (-)	- (-)	162 (40)
	課徴金納付命令 (審判開始) (注1)		171 (8)	56 (0)	121 (1)	39 (8)	73 (7)	100 (12)	255 (61)	108 (13)	176 (6)	128 (70)	0 (0)	- (-)	- (-)	1227 (186)
	審決	排除措置命令に係る審決	0	0	0	3	0	3	4	4	3	15	7	6	33	78
		課徴金納付命令に係る審決	0	0	1	8	0	3	8	4	5	18	9	8	33	97
		課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する審決	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
景品表示法関係	排除命令 (審判開始) (注1)		28 (0)	32 (5)	56 (3)	52 (9)	6 (注3) (0)	- (注4) (0)	- (注4) (0)	- (注4) (0)	- (注4) (0)	- (注4) (0)	- (注4) (0)	- (注4) (0)	- (注4) (0)	174 (17)
	排除命令に係る審決		0	0	0	0	11	- (注4)	-	-	-	-	-	-	-	11

- (注1) () 内の数字は、当該年度の命令件数のうち、命令後に審判手続が開始されたもの（次年度に開始されたものを含む。）の数で内数である（その後審判請求の取下げのあったもの及び審判手続打ち切決定を行ったものを含む。）。
- (注2) 平成17年度における独占禁止法関係の件数については、平成18年1月4日から同年3月31日までの期間である。
- (注3) 平成21年8月31日までの排除命令件数である。
- (注4) 平成22年8月6日、(株)ウインズインターナショナルに対する件の審判手続が打ち切られたことにより、景品表示法関係の審判手続は全て終結した。
- (注5) 審判制度は平成25年独占禁止法改正法により廃止されたが、同法の施行日（平成27年4月1日）前に、改正前の独占禁止法第49条第5項の規定に基づく排除措置命令等に係る事前通知等が行われた場合は、なお従前の例により、審判手続が行われる。平成27年度における命令の件数は、平成27年度中に行われた命令のうち、平成25年独占禁止法改正法の施行日前に前記の事前通知が行われたものの件数である。平成28年度以降、前記の事前通知は行われていない。

(3) 平成25年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法における手続

分類		年度	27	28	29	計
排除措置命令 (訴訟提起) (注1)			7 (2)	11 (3)	13 (1)	31 (6)
課徴金納付命令 (訴訟提起) (注1)			31 (4)	32 (注2) (2)	32 (0)	95 (6)
第一審判決	排除措置命令に係る判決		0	0	0	0
	課徴金納付命令に係る判決		0	0	0	0
第二審判決	排除措置命令に係る判決		0	0	0	0
	課徴金納付命令に係る判決		0	0	0	0
第三審判決	排除措置命令に係る判決		0	0	0	0
	課徴金納付命令に係る判決		0	0	0	0

- (注1) () 内の数字は、当該年度の命令件数のうち、命令後に訴訟が提起されたもの（次年度に開始されたものを含む。）の数で内数である（その後訴えの取下げ、請求の放棄のあったものを含む。）。平成27年度における命令の件数は、平成27年度中に行われた命令のうち、平成25年独占禁止法改正法の施行日後に独占禁止法第50条第1項の規定に基づく意見聴取の通知が行われたものの件数である。
- (注2) 課徴金納付命令後に刑事事件裁判が確定した1名の事業者に対して、独占禁止法第63条第2項の規定に基づき、課徴金納付命令を取り消す決定を行った結果、対象となった課徴金納付命令の件数である。

２－３表 関係法条別審決件数推移

法令	年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	
独占禁止法 3条前段		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3条後段		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7条の2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19 条		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
51 条		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
66条1項		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
独占禁止法 3条前段 (旧審判手続)		2	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
3条後段 (旧審判手続)		4	2	5	25	4	8	2	1	5	1	2	0	0	0	0	0	2	9	2	0	2	6	3	3	3	10	35	31	12	14	2	1	3	
4 条 (旧審判手続)		1	1	3	9	4	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5 条 (旧審判手続)		3	0	1	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6 条 (旧審判手続)		0	0	1	21	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	
7条の2 (旧審判手続)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	
8 条 (旧審判手続)		-	-	-	-	-	-	4	1	2	2	4	2	1	1	2	10	25	20	22	15	6	22	24	40	34	11	33	11	10	6	9	2	10	
10 条 (旧審判手続)		0	0	1	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
11 条 (旧審判手続)		0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
13 条 (旧審判手続)		0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
14 条 (旧審判手続)		0	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
15 条 (旧審判手続)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
16 条 (旧審判手続)		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17 条 (旧審判手続)		0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
19 条 (旧審判手続)		0	0	2	20	1	2	3	4	4	2	1	0	1	0	0	2	9	1	3	2	5	3	1	1	0	2	0	1	5	4	6	4	4	
49 条 (旧審判手続)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
65 条 (旧審判手続)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	
66 条 (旧審判手続)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
事業者団体法 (旧審判手続)		0	0	9	20	13	8	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
景品表示法 4 条		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
景品表示法 3 条 (旧審判手続)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0	
4 条 (旧審判手続)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	1	0	
9 条 (旧審判手続)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10 条 (旧審判手続)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
中小企業等協同 組合法107条 (旧審判手続)		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	7	0	0	0	0	
(注2) 審 決 件 数		5	2	14	(注3) 59	18	(注3) 15	12	5	11	6	7	2	2	1	3	13	36	30	27	17	12	31	32	44	37	34	69	60	34	25	18	8	15	

(注1) 本表において「旧審判手続」とあるのは、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法による審判手続を経てなされた審決である。

(注2) 本表に掲げる数字が審決件数より多いのは、同一事件に2以上の法条を適用した場合があるからである。

(注3) 昭和25年度審決のうち1件及び昭和27年度審決のうち4件は、審決をもって審判開始決定を取り消したものである。

55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	計	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	3	0	2	4	3	3	15	6	6	33	75	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	8	0	3	8	4	5	18	9	8	33	97	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	(注4) 7	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	
4	6	5	5	4	1	3	0	5	4	4	12	23	22	8	11	15	15	14	23	17	37	36	21	29	24	54	21	7	8	6	0	0	0	0	0	0	0	641	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32		
0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	1	2	24	1	7	14	32	14	42	10	37	21	13	0	5	7	0	0	0	0	(注5) 244	
8	4	7	2	5	3	1	5	0	3	7	6	11	2	14	5	8	3	2	3	3	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	434	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
3	3	7	4	0	7	0	1	1	3	6	9	4	5	1	4	1	8	7	3	6	3	3	3	8	3	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注6) 1	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注6) 2	
1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	
16	13	20	12	9	17	5	6	6	10	17	29	38	33	25	20	30	29	25	33	50	42	48	40	72	42	102	35	58	43	25	12	13	15	33	16	14	66	1823	

(注 4) 独占禁止法66条 1 項に基づく審決は、審判請求を却下する審決である。

(注 5) 7 条の 2 (旧審判手続) の審決件数には、課徴金の納付を命じなかった審決が 7 件含まれており、また、8 条の 3 により当該条項が準用されている審決が含まれている。

(注 6) 独占禁止法49条 (旧審判手続) 及び景品表示法 9 条 (旧審判手続) に基づく審決は、審判手続開始請求を却下する審決である。

2-4表 告発事件一覽

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
農 林 連 絡 協 議 会 ほ か 21 名 (役員)	24. 4. 28	25. 6. 16 (農林連絡 協議会ほか 2 名 を 起 訴)	東京高裁 26. 2. 27	罰金 各1万円	閉鎖機関に指定され清算中であったところ、購買及び販売の営業に従事する等禁止規定を免れる行為をした。	事業者団体 法 第5条第1 項第13、第 14号、第2 項、第14条 第1項第1 号、第3項	協議会委員長、常任委員は26. 3. 11上告したが、前者は死亡したため、35. 3. 15控訴棄却、後者は36. 12. 5上告棄却
大 川 (合) ほ か 1 名 (役員)	24. 5. 21	25. 11. 25	東京高裁 27. 5. 12	免 訴 (講 和 条 約 に よ る 大 赦 の た め)	解散及び清算計画書、株式の処分に関する計画書を期限までに提出しなかった。	独占禁止法 第105条、 第107条、 第108条、 第109条、 第111条、 第112条	
山 一 証 券 (株)	24. 11. 28	26. 12. 28 (不起訴)			許可を受けないで営業を譲り受けた。	独占禁止法 第16条、第 91条の2第6 項	
(株)三愛土 地ほか1名 (役員)	45. 4. 3	45. 5. 26	東京高裁 46. 1. 29	被告会社に 20万円の罰 金、被告人 に懲役1年 (執行猶予3 年)、罰金10 万円	審決に違反して不当表示を行なった。	独占禁止法 第90条第3 号、第95条 第1項、 景品表示法 第4条第1 号、第2号	
出 光 興 産 (株)ほか26 名 (法 人 及 び 15 役 員)	49. 2. 15	49. 5. 28	東京高裁 55. 9. 26	被告会社に 150万円から 250万円の罰 金、被告人 に4月から10 月の懲役 (執行猶予 つき)	出光興産(株)ほか11名の石油元 売会社は、石油製品の販売価 格を、昭和48年1月、2月、8 月、10月及び11月に引き上げ ることを共同して決定し実施 した。	独占禁止法 第 3 条 後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項	日本石油(株)及び同社 常務は確定 昭和石油(株)常務は死 亡したため55. 11. 19 公訴棄却
			最高裁 59. 2. 24	太 陽 石 油 (株)、九州石 油(株)及び太 陽石油(株)取 締役に関する 部分を破棄 無罪、その 他の被告 会社及び被 告人につき 上告棄却			丸善石油(株)専務は 57. 10. 21及び三菱石 油 (株) 取 締 役 は 57. 5. 27それぞれ死 亡につき公訴棄却

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
石油連盟 ほか4名 (4役員)	49.2.15	49.5.28 (石油連盟 ほか2名を 起訴, 残り 2名を不起 訴)	東京高裁 55.9.26	被告人に違 法の認識が なかったと して無罪	石油連盟は昭和47年度下期及 び昭和48年度上期の会員の原 油処理量を決定し実施した。	独占禁止法 第8条第1項 第1号, 第 89条第1項 第2号, 第 95条第2項	
三井東圧 化学(株)ほ か22名(8 社, 役員 15名)	3.11.6 (3.12.19追 加告発)	3.12.20	東京高裁 5.5.21	被告会社に 600万円から 800万円の罰 金, 被告人 に懲役6月か ら1年(執行 猶予2年)	三井東圧化学(株)ほか7社は, 塩化ビニル製業務用ストレッ チフィルムの販売価格を平成 2年9月及び同年11月出荷分か ら引き上げること等を共同し て決定し実施した。	独占禁止法 第3条後 段, 第89条 第1項第1 号, 第95条 第1項	
トッパ ン・ムー ア(株)ほか3 名	5.2.24	5.3.31	東京高裁 5.12.14	被告会社に 400万円の罰 金	トッパン・ムーア(株)ほか3社 は, 社会保険庁が発注する支 払通知書等貼付用シールの受 注予定者及び受注予定価格を 決定し実施していた。	独占禁止法 第3条後 段, 第89条 第1項第1 号, 第95条 第1項	
(株)日立製 作所ほか 26名(9社 及び受注 業務に従 事してい た者17名 並びに発 注業務に 従事して いた者1 名)	7.3.6 (7.6.7追加 告発)	7.6.15	東京高裁 8.5.31	被告会社に 4000万円か ら6000万円 の罰金, 被 告会社の受 注業務に従 事していた 者に懲役10 月(執行猶 予2年)日本 下水道事業 団の発注業 務に従事し ていた者に 懲役8月(執 行猶予2年)	(株)日立製作所ほか8社は, 平 成5年度における日本下水道 事業団発注に係る電気設備工 事の受注予定者を決定すると ともに, 受注予定者が受注で きるようあらかじめ定められ た価格で入札することを合意 し実施していた。	独占禁止法 第3条後 段, 第89条 第1項第1 号, 第95条 第1項, 刑法第62条 第1項	
(株)金門製 作所ほか 58名(25 社及び受 注業務に 従事して いた者34 名)	9.2.4	9.3.31	東京高裁 9.12.24	被告会社に 500万円から 900万円の罰 金, 被告会 社の受注業 務に従事し ていた者に 懲役6月から 9月(執行猶 予2年)	(株)金門製作所ほか24社は, 平 成6年度, 平成7年度及び平成 8年度の各年度における東京 都発注に係る水道メーターに ついて, 受注予定者を決定す るとともに, 受注予定者が受 注できるようあらかじめ定め られた価格で入札することを 合意し実施していた。	独占禁止法 第3条後 段, 第89条 第1項第1 号, 第95条 第1項, 刑法第60条	富士水道工業(株)は 10.1.6, (株)東京量水 器工業所及び同社管 理部長兼工場長は 10.1.7それぞれ上告 したが, いずれも 12.9.25上告棄却

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
(株)クボタ ほか12名 (3社及び 受注業務 に従事し ていた者 10名)	11.2.4 (11.3.1追 加告発)	11.3.1	東京高裁 12.2.23	被告会社に 3000万円か ら1億3000万 円の罰金、 被告会社の 受注業務に 従事してい た者に懲役6 月から10月 (執行猶予2 年)	(株)クボタほか2社は、平成8年 度及び平成9年度の各年度に 日本国内において需要のある ダクタイル鋳鉄管直管の3社 のシェア配分協定に合意し実 施していた。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項、 刑法第60条	
コスモ石 油(株)ほか 19名(11 社、個人9 名)	11.10.13 (11.11.9追 加告発)	11.11.9	東京高裁 16.3.24	被告会社に 300万円から 8000万円の 罰金、被告 人に懲役6月 から1年6月 (執行猶予2 年から3年)	コスモ石油(株)ほか10社は、防 衛庁調達実施本部が平成10年 度に調達する、ガソリン、軽 油、灯油、重油及び航空ター ビン燃料の各石油製品の発注 に係る6回の指名競争入札の うち前4回において、各入札 前に会合を開催し、前年度の 受注実績を勘案して受注予定 者を決定するとともに受注予 定者が受注できるような価格 で入札を行う旨合意した上、 同合意に従って受注予定者を 決定し、もって、被告発会社 が共同して、その事業活動を 相互に拘束し、遂行すること により、公共の利益に反し て、前記石油製品の受注に係 る取引分野における競争を実 質的に制限した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項、 刑法第60条	3社及び4名について は、それぞれ 16.3.31、16.4.2、 16.4.5に上告した が、17.11.21上告棄 却決定 (17.11.26、17.11. 29、17.12.20確定)
愛知時計 電機(株)ほ か8名(4 社、個人5 名)	15.7.2	15.7.23	東京高裁 16.3.26 (1社、個 人2名) 16.4.30 (2社、個 人2名) 16.5.21 (1社、個 人1名)	被告会社に 2000万円か ら3000万円 の罰金、被 告人に懲役1 年から1年2 月(執行猶 予3年)	4社及びこれら4社の東京都発 注に係る水道メーターの受注 業務に従事していた者等5名 は、同水道メーターの受注業 務に従事する他の水道メー ターの製造業者等14社の従業 員らとともに、それぞれの所 属する会社の業務に関し、東 京都が一般競争入札の方法に より発注する水道メーターの うち、口径13ミリ、同20ミリ 及び同25ミリのものについ て、受注予定者を決定すると ともに、受注予定者が受注で きるような価格で入札を行う 旨合意した上、同合意に従っ て受注予定者を決定し、もっ て、被告発会社が共同して、 その事業活動を相互に拘束 し、遂行することにより、公 共の利益に反して、前記水道 メーターの受注に係る取引分 野における競争を実質的に制 限した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項 (平成14年 法律第47号 による改正 前)	

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
㈱横河ブリッジほか33名（26社，個人8名）	17.5.23 (17.6.15追加告発)	17.6.15	東京高裁 18.11.10 (23社，個人7名及び日本道路公団元理事1名) 19.9.21 (3社，個人2名)	被告会社に1億6000万円から6億4000万円の罰金，被告人に懲役1年から2年6月（執行猶予3年から4年）	26社は，平成15年度にあっては他の鋼橋上部工事業者23社とともに，平成16年度にあっては他の鋼橋上部工事業者21社とともに，国土交通省関東地方整備局，東北地方整備局及び北陸地方整備局が競争入札により発注する鋼橋上部工事について，受注予定者を決定するとともに，受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上，同合意に従って受注予定者を決定し，もって，被告発会社が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号，刑法第60条，第62条第1項	
㈱横河ブリッジほか12名（6社，個人4名，日本道路公団元理事1名，同副総裁1名及び同理事1名）	17.6.29 (17.8.1，17.8.15追加告発)	17.8.1 (6社，受注業務に従事していた者4名及び日本道路公団元理事1名) 17.8.15 (日本道路公団副総裁1名) 17.8.19 (日本道路公団理事1名)	東京高裁 19.12.7 (日本道路公団理事1名) 20.7.4 (日本道路公団副総裁1名) 17.8.15 (日本道路公団副総裁1名) 17.8.19 (日本道路公団理事1名)	日本道路公団理事（当時）に懲役2年（執行猶予3年），日本道路公団副総裁（当時）に懲役2年6月（執行猶予4年） ※併合罪	6社は，平成15年度にあっては他の鋼橋上部工事業者43社とともに，平成16年度にあっては他の鋼橋上部工事業者41社とともに，日本道路公団が競争入札により発注する鋼橋上部工事について，受注予定者を決定するとともに，受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上，同合意に従って受注予定者を決定し，もって，被告発会社が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号，刑法第60条，第65条第1項	日本道路公団理事（当時）1名及び日本道路公団副総裁（当時）1名は，独占禁止法違反の事実とは別に背任罪の事実も認定されている。 日本道路公団理事（当時）については，19.12.17に上告したが，22.7.20上告棄却決定。 日本道路公団副総裁（当時）については，20.7.4に上告したが，22.9.22上告棄却決定。

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
(株)クボタ ほか21名 (11社， 個人11 名)	18.5.23 (18.6.12追 加告発)	18.6.12	大阪地裁 19.3.12 (1社，個 人1名) 19.3.15 (1社，個 人1名) 19.3.19 (1社，個 人1名) 19.3.22 (2社，個 人2名) 19.3.29 (3社，個 人3名) 19.4.23 (2社，個 人2名) 19.5.17 (1社，個 人1名)	被告会社に 7000万円か ら2億2000万 円の罰金， 被告人に罰 金140万円か ら170万円又 は懲役1年4 月から2年6 月（執行猶 予3年から4 年）	11社は，市町村等が競争入札 により発注するし尿処理施設 の新設及び更新工事につい て，受注予定者を決定すると ともに，受注予定者が受注で きるような価格等で入札を行 う旨合意した上，同合意に 従って受注予定者を決定し， もって，被告発会社が共同し て，その事業活動を相互に拘 束し，遂行することにより， 公共の利益に反して，し尿処 理施設の新設及び更新工事の 受注に係る取引分野における 競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第3条後 段，第89条 第1項第1 号，第95条 第1項第1 号， 刑法第60条	被告会社の受注業務 に従事していた者の うち1名について は，独占禁止法違反 の事実とは別に贈賄 罪の事実も認定され ている。
(株)大林組 ほか9名 (5社，個 人5名)	19.2.28 (19.3.20追 加告発)	19.3.20	名古屋地裁 19.10.15	被告会社に1 億円から2億 円の罰金， 被告人に懲 役1年6月か ら3年（執行 猶予3年から 5年）	5社は，名古屋市交通局が一 般競争入札の方法により特別 共同企業体に発注する地下鉄 第6号線野並・徳重間延伸事 業に係る土木工事について， 受注予定の特別共同企業体を 決定するとともに，受注予定 特別共同企業体が受注できる ような価格で入札を行う旨を 合意した上，同合意に従って 受注予定特別共同企業体を決 定し，もって，被告発会社等 が共同して，その事業活動を 相互に拘束し，遂行すること により，公共の利益に反し て，前記土木工事の受注に係 る取引分野における競争を実 質的に制限した。	独占禁止法 第3条後 段，第89条 第1項第1 号，第95条 第1項第1 号， 刑法第60条	被告会社の受注業務 に従事していた者の うち1名について は，独占禁止法違反 の事実とは別に談合 罪の事実も認定され ている。

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
(財)林業土木コンサルタンツほか10名 (4法人、個人5名、独立行政法人緑資源機構元理事1名及び同機構元課長1名)	19.5.24 (19.6.13追加告発)	19.6.13	東京地裁 19.11.1	被告会社に4000万円から9000万円の罰金、被告人に懲役6月から8月(執行猶予2年から3年)、独立行政法人緑資源機構の元役職員であった者に懲役1年6月から2年(執行猶予3年から4年)	4法人は、地質調査・調査測量設計業務を営む他の事業者とともに、独立行政法人緑資源機構が平成17年度及び平成18年度において指名競争入札等の方法により発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務について、独立行政法人緑資源機構の意向に従って受注予定業者を決定するとともに受注予定業者が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記地質調査・調査測量設計業務の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条、第65条第1項	
日鉄住金鋼板(株)ほか8名(3社、個人6名)	20.11.11 (20.12.8追加告発)	20.12.8	東京地裁 21.9.15	被告会社に1億6000万円から1億8000万円の罰金、被告人に懲役10月から1年(執行猶予3年)	3社は、不特定多数の需要者向け溶融55パーセントアルミニウム亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯の平成18年7月1日以降出荷分の販売価格を引き上げる旨を合意し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記めっき鋼板及び鋼帯の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
日 本 精 工 (株)ほか9名 (3社, 個人7名)	24. 6. 14	24. 6. 14	東京地裁 24. 12. 28 (1社, 個人2名) 25. 2. 25 (1社, 個人3名) 27. 2. 4 (1社, 個人2名)	被告会社に1億8000万円から4億円の罰金, 被告人に懲役1年から1年6月(執行猶予3年)	3社等は, 産業機械用軸受について, 平成22年7月1日以降に納入する産業機械用軸受の販売価格を, 同年6月時点における被告発会社等の販売価格から, 一般軸受につき8パーセントを, 大型軸受につき10パーセントをそれぞれ引き上げることが販売先等に申し入れるなどして, 軸受の原材料である鋼材の仕入価格の値上がり分を産業機械用軸受の販売価格に転嫁することを目途に引き上げること, 並びに, 具体的な販売価格引き上げ交渉に当たっては, 販売地区及び主要な販売先ごとに3社等の従業員らが連絡, 協議しながら行うことを各合意し, もって, 被告発会社等が共同して, その事業活動を相互に拘束することにより, 公共の利益に反して, 産業機械用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。 また, 2社等は, 自動車用軸受について, 平成22年7月1日以降に納入する自動車用軸受の販売価格を, 同年6月時点における被告発会社等の販売価格から, 軸受の原材料である鋼材の投入重量1キログラム当たり20円を目途に引き上げることが合意し, もって, 被告発会社等が共同して, その事業活動を相互に拘束することにより, 公共の利益に反して, 自動車用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項第1号, 刑法第60条	1社及び2名については, 27. 2. 4に控訴したが, 28. 3. 22控訴棄却判決。同日, 上告したが, 29. 12. 5上告棄却決定。 (29. 12. 12確定)

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
高砂熱学工業(株)ほか15名 (8社, 個人8名)	26. 3. 4	26. 3. 4	東京地裁 26. 9. 30 (1社, 個人1名) 26. 10. 2 (2社, 個人2名) 26. 10. 3 (1社, 個人1名) 26. 10. 6 (1社, 個人1名) 26. 11. 12 (1社, 個人1名) 26. 11. 13 (1社, 個人1名) 26. 11. 14 (1社, 個人1名)	被告会社に1億2000万円から1億6000万円の罰金, 被告人に懲役1年2月から1年6月(執行猶予3年)	8社等は, 平成23年10月以降に, 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が条件付一般競争入札の方法により発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事について, 受注予定事業者を決定するとともに当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上, 同合意に従って, 前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし, もって, 8社等が共同して, 前記工事の受注に関し, 相互にその事業活動を拘束し, 遂行することにより, 公共の利益に反して, 前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項第1号, 刑法第60条	
(株)NIPPONほか20名 (10社, 個人11名)	28. 2. 29	28. 2. 29	東京地裁 28. 9. 7 (3社, 個人3名) 28. 9. 15 (1社, 個人1名) 28. 10. 6 (2社, 個人3名) 28. 10. 11 (1社) 28. 10. 25 (個人1名) 28. 10. 27 (2社, 個人2名) 28. 11. 1 (1社, 個人1名)	被告会社に1億2000万円から1億8000万円の罰金, 被告人に懲役1年2月から1年6月(執行猶予3年)	10社等は, 平成23年7月以降に, 東日本高速道路(株)東北支社が条件付一般競争入札の方法により発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について, 受注予定事業者を決定すること及び当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上, 同合意に従って, 前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし, もって, 10社等が共同して, 前記工事の受注に関し, 相互にその事業活動を拘束し, 遂行することにより, 公共の利益に反して, 前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項第1号, 刑法第60条	

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
大 成 建 設 (株)ほか5名 (4社, 個人2名)	30. 3. 23	30. 3. 23			4社は, 平成26年4月下旬頃から平成27年8月下旬頃までの間, 東海旅客鉄道(株)が4社を指名して競争見積の方法により順次発注する品川駅・名古屋駅間の中央新幹線に係る地下開削工法によるターミナル駅新設工事について, 受注予定事業者を決定すること及び当該受注予定事業者が受注できるような価格で見積りを行うことなどを合意した上, 同合意に従って, 前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし, もって4社が共同して, 前記工事の受注に関し, 相互にその事業活動を拘束し, 遂行することにより, 公共の利益に反して, 前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第 3 条 後 段, 第89条 第 1 項 第 1 号, 第95条 第 1 項 第 1 号, 刑法第60条	

2－5表 緊急停止命令一覧

件名	当委員会 申立年月日	東京高裁 決定年月日	東京高裁 決定内容	事件の内容	関係法条	処 理 結 果		備 考
						東京高裁 決定年月日	決定内容	
㈱朝日新聞社ほか153名に対する件	30.3.16 30.7.27 (停止命令の取消し)	30.4.6	申立一部容認一部却下	㈱朝日新聞社、㈱読売新聞社、㈱毎日新聞社による千葉新聞の供給を受けないことを条件とする販売店との取引及び販売店による千葉新聞不買の申合せ	独占禁止法第19条（旧一般指定1, 7）	30.7.29	当事者の和解により違反事実の消滅（停止命令の取消し）	
伊藤勲に対する件	30.7.4 30.12.10 (停止命令の取消し)	30.7.29	申立容認	毎日新聞販売店（伊藤勲）による毎日新聞購読者に対する物品の供与	独占禁止法第19条（旧一般指定6）	30.12.23	営業廃止により違反事実の消滅（停止命令の取消し）	停止命令違反に対する過料（1万円）決定（30.10.12）
㈱大阪読売新聞社に対する件	30.10.5	30.11.5	申立容認	㈱大阪読売新聞社による読売新聞購読者に対する物品の供与	独占禁止法第19条（旧一般指定6）			同意審決（30.12.8）
㈱北国新聞社に対する件	31.12.21	32.3.18	申立容認	㈱北国新聞社の販売する富山新聞の差別対価	独占禁止法第19条（新聞業特殊指定3）	33.7.11	違反事実の自発的排除（停止命令の取消し）	被申立人による停止命令の執行免除の申立て（32.3.29申立棄却）
八幡製鉄㈱ほか1名に対する件	44.5.7 取下げ 44.5.30			八幡製鉄㈱及び富士製鉄㈱の合併	独占禁止法第15条第1項			被申立人が、合併期日を延期したので取下げ
㈱中部読売新聞社に対する件	50.3.25	50.4.30	申立容認	中部読売新聞の不当廉売	独占禁止法第19条（旧一般指定5）			同意審決（52.11.24） 被申立人は、特別抗告したが、最高裁はこれを却下（50.7.17）
㈱有線ブロードネットワークスほか1社に対する件	16.6.30 取下げ 16.9.14			有線音楽放送事業における私的独占又は差別対価若しくは取引条件等の差別取扱い	独占禁止法第3条前段、第19条（一般指定3, 4）			被申立人が、申立に係る行為を取りやめたので取下げ

２－６表 注意の対象となった行為の業種・行為類型別分類

業種	件数	行為類型
総合工事業	1	優越的地位の濫用
職別工事業(設備工事業を除く)	1	価格カルテル
食料品製造業	2	優越的地位の濫用
木材・木製品製造業(家具を除く)	1	優越的地位の濫用
化学工業	1	その他の拘束・排他条件付取引
窯業・土石製品製造業	1	優越的地位の濫用
その他の製造業	1	再販売価格の拘束
道路旅客運送業	2	価格カルテル, 一定の事業分野における事業者数の制限
繊維・衣服等卸売業	1	再販売価格の拘束
飲食料品卸売業	4	優越的地位の濫用, 不当廉売
建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	1	優越的地位の濫用
機械器具卸売業	3	優越的地位の濫用
その他の卸売業	4	再販売価格の拘束, 優越的地位の濫用, その他の拘束・排他条件付取引
各種商品小売業	1	優越的地位の濫用
飲食料品小売業	8	優越的地位の濫用, 不当廉売
機械器具小売業	1	優越的地位の濫用
その他の小売業	23	優越的地位の濫用, 不当廉売
物品賃貸業	2	価格カルテル, 優越的地位の濫用
宿泊業	6	優越的地位の濫用
持ち帰り・配達飲食サービス業	1	優越的地位の濫用
その他の生活関連サービス業	14	価格カルテル, 優越的地位の濫用
娯楽業	2	優越的地位の濫用, 不当廉売
保健衛生	1	構成事業者の機能又は活動の制限
協同組合(他に分類されないもの)	2	優越的地位の濫用
廃棄物処理業	1	価格カルテル
自動車整備業	3	不当廉売

(注) 業種は, 「日本標準産業分類」を参考にしている。

3 独占禁止法適用除外関係

3－1表 独占禁止法適用除外根拠法令一覧

(1) 独占禁止法に基づくもの（3制度）

（平成30年3月末現在）

法律名	適用除外制度の内容 （根拠条項）	適用除外制度の 制定年次
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）	知的財産権の行使行為（第21条）	昭和22年
	一定の組合の行為（第22条）	昭和22年
	再販売価格維持契約（第23条）	昭和28年
独占禁止法第22条各号要件に係るみなし規定のあるもの たばこ耕作組合法（昭和33年法律第135号） 信用金庫法（昭和26年法律第238号） 農業協同組合法（昭和22年法律第132号） 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号） 森林組合法（昭和53年法律第36号） 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号） 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号） 労働金庫法（昭和28年法律第227号）		

(2) 個別法に基づく適用除外（16法律・21制度）

（平成30年3月末現在）

所管官庁	法律名 （法律番号）	適用除外の対象	適用除外制度 の制定年次
公正取引委員会	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）	転嫁カルテル	平成25年
		表示カルテル	平成25年
金融庁	保険業法（平成7年法律第105号）	保険カルテル	昭和26年
	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和23年法律第193号）	基準料率の算出（自賠償・地震）	平成10年
法務省	会社更生法（平成14年法律第154号）	更生会社の株式取得	昭和27年
財務省	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）	合理化カルテル	昭和34年
文部科学省	著作権法（昭和45年法律第48号）	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め	昭和45年

所管官庁	法律名 (法律番号)	適用除外の対象	適用除外制度 の制定年次
厚生労働省	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和32年法律第164号)	過度競争防止カルテル	昭和32年
農林水産省	農業協同組合法 (昭和22年法律第132号)	農業協同組合中央会が行う一定の事業	平成11年
		農事組合法人が行う一定の事業	平成11年
経済産業省	輸出入取引法 (昭和27年法律第299号)	輸出カルテル	昭和27年
	中小企業団体の組織に関する法律 (昭和32年法律第185号)	共同経済事業	昭和32年
	中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号)	中小企業団体中央会が行う一定の事業	平成11年
国土交通省	海上運送法 (昭和24年法律第187号)	海運カルテル (内航)	昭和24年
		海運カルテル (外航)	昭和24年
	道路運送法 (昭和26年法律第183号)	運輸カルテル	昭和26年
	航空法 (昭和27年法律第231号)	航空カルテル (国内)	昭和27年
		航空カルテル (国際)	昭和27年
	内航海運組合法 (昭和32年法律第162号)	内航海運カルテル	昭和32年
		共同海運事業	昭和32年
	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 (平成21年法律第64号)	供給輸送力削減カルテル	平成25年

3－2表 年次別・適用除外法令別カルテル件数（注1）の推移

(各年3月末現在)

	根 拠 法 令	適用業種等	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
1	保険業法 平成8年4月1日施行	特定事業に係る共同行為	4	4	4	4
		その他の事業に係る共同行為	5	5	5	5

	根 拠 法 令	適用業種等	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
2	損害保険料率算出団体 に関する法律 昭和23年7月29日施行	地震保険に係る 基準料率及び自 動車損害賠償責 任保険に係る基 準料率の算出	2	2	2	2
3	酒税の保全及び酒類業 組合等に関する法律 昭和28年3月1日施行	酒類製造業	0	0	0	0
		酒類販売業	0	0	0	0
		(小 計)	0	0	0	0
4	著作権法 昭和45年5月6日施行	商業用レコード の二次使用料等 に関する取決め (注2)	20	10	12	10
5	生活衛生関係営業の運 営の適正化及び振興に 関する法律 昭和32年9月2日施行	特定生活衛生関 係サービス業、 販売業	0	0	0	0
6	輸出入取引法 昭和27年9月1日施行	輸出業者の輸出 取引	0	0	0	0
7	道路運送法 昭和26年7月1日施行	道路運送業 (注3)	3 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)
8	航空法 昭和27年7月15日施行	航空運送事業 (国内)	0	0	0	0
		航空運送事業 (国際) (注4)	[8]	[2]	[12]	[4]
9	海上運送法 昭和24年8月25日施行	海運カルテル (内航)	5	5	5	5
		海運カルテル (外航) (注4)	[212]	[660]	[457]	[381]
10	内航海運組合法 昭和32年10月1日施行	内航海運業	1	1	1	1

	根 拠 法 令	適用業種等	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
11	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 平成26年1月27日施行	一般乗用旅客自動車運送事業	0	0	4	20
合 計			40 (38)	30 (28)	36 (34)	50 (48)

(注1) 件数は、公正取引委員会の同意を得、又は当委員会に協議若しくは通知を行って主務大臣が認可等を行ったカルテルの件数である。

(注2) 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決めの数は、当該取決めの届出を受けた文化庁長官による公正取引委員会に対する通知の件数である。

(注3) 道路運送法に基づくカルテルについては路線ごとにカルテルが実施されているが、実施主体が同じカルテルを1件として算定した場合の数を()で示した。

(注4) 航空法に基づく航空運送事業カルテル(国際)及び海上運送法に基づく海運カルテル(外航)に関する〔 〕内の数は、各年3月末日に終了する年度において締結、変更又は廃止の通知を受けた件数であり、外数である。

3-3表 保険業法に基づくカルテル

(1) 保険業法第101条第1項第1号に基づく共同行為

(平成30年3月末現在)

対象種目	主 体	制 限 事 項	最初の発効日	有効期限
航空保険	日本航空保険プール	再保険における料率及び条件の決定 (注)、再保険の出再割合の決定、再保険手数料料率の決定、配分再保険の配分割合及び再保険手数料料率の決定、再々保険の禁止、海外再々保険の相手方、出再割合、料率その他条件及び再保険手数料料率の決定、損害査定	平成9年6月20日	期限の定めなし
原子力保険	日本原子力保険プール	保険約款の内容の決定、保険料率及びその他の条件の決定、元受保険及び受再保険の引受割合の決定、元受保険の共同処理(募集を含む。)、再保険の共同処理、損害査定の審査及び決定	平成9年6月20日	期限の定めなし
自賠責保険	損害保険会社	契約の引受け及び契約規定の作成方法、募集方法、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定、再保険取引に関する相手方又は数量の決定、損害査定方法の決定	平成9年4月30日	期限の定めなし

対象種目	主 体	制 限 事 項	最初の発効日	有効期限
地震保険	損害保険会社	契約引受方法の決定、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定、損害査定方法の決定、再保険取引に関する事項の決定、地震保険の普及拡大に関する事項の決定	平成9年6月20日	期限の定めなし

(注) 日本航空保険プールの共同行為では、保険料率の決定は明示的に行われていないが、①出再割合を100%としていること、②再保険について、会員は全て元受会社の契約内容に従って責任を負担することとなっているため、保険料率＝再保険料率となり、各社保険料率が同一となっている。

(2) 保険業法第101条第1項第2号に基づく共同行為

(平成30年3月末現在)

対象種目	主 体	制 限 事 項	最初の発効日	有効期限
船舶保険	日本船舶保険再保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
外航貨物保険	外航貨物再保険プール	再保険約款及び再保険料率の決定、再保険の出再割合の決定、再保険手数料の決定、配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定、再々保険の禁止、再保険に係る損害査定	平成10年4月1日	期限の定めなし
自動車保険 (対人賠償保険部分)	自動車対人賠償保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
自動車保険 (対人賠償、自損事故及び無保険者傷害保険部分)	自動車対人賠償保険超過損害額再保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
住宅瑕疵担保責任保険	住宅瑕疵担保責任超過損害額再保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率の決定	平成21年4月1日	平成32年3月31日

3－4表 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル

(平成30年3月末現在)

対 象	主 体	内 容	最初の発効日	有効期限
自動車損害賠償責任保険	損害保険料率算出団体	自動車損害賠償責任保険に係る基準料率を算出し、会員の利用に供すること	平成10年7月1日	期限の定めなし
地震保険	損害保険料率算出団体	地震保険に係る基準料率を算出し、会員の利用に供すること	平成10年7月1日	期限の定めなし

3－5表 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め

(平成30年3月末現在)

対 象	主 体	内 容	最初の発効日	有効期限
商業用レコードの二次使用料等	文化庁長官が指定する団体（指定団体）	商業用レコードの二次使用料等の額に関する指定団体と放送事業者等又はその団体間における協議	協議によって定められた期日	協議によって定められた期日

3－6表 道路運送法に基づくカルテル

(平成30年3月末現在)

主 体	路 線	内 容	最初の発効日	有効期限
一般乗合旅客自動車運送事業者	北 部 支 線 (沖縄)	生活路線維持のための共同経営	平成14年10月8日	平成32年9月30日
一般乗合旅客自動車運送事業者	読谷線・糸満線 (沖縄)	適切な運行時刻設定のための共同経営	平成14年10月8日	平成32年10月7日
一般乗合旅客自動車運送事業者	名護西線・名護西空港線 (沖縄)	適切な運行時刻設定のための共同経営	平成14年10月8日	平成32年10月7日

3－7表 海上運送法に基づくカルテル（内航）

（平成30年3月末現在）

主 体	航 路	内 容	最初の発効日	有効期限
一般旅客定期 航路事業者	松山／宇品	適切な運航時刻の設定のための 共同経営（旅客）	平成12年7月19日	平成30年7月5日
一般旅客定期 航路事業者	岡山／土庄	適切な運航時刻の設定のための 共同経営（旅客）	平成12年7月21日	平成32年5月1日
一般旅客定期 航路事業者	竹 原 ／ 垂 水・白水	適切な運航時刻の設定のための 共同経営（旅客）	平成12年8月10日	平成30年7月29日
貨物定期航路 事業者	大阪・神戸 ／那覇	適切な運航日程の設定のための 共同経営（貨物）	平成12年7月8日	平成30年6月30日
貨物定期航路 事業者	鹿児島／那 覇	適切な運航日程の設定のための 共同経営（貨物）	平成12年7月23日	平成30年7月22日

3－8表 内航海運組合法に基づくカルテル

（平成30年3月末現在）

対 象	主 体	内 容	最初の発効日	有効期限
船 舶	日本内航海 運組合総連 合会	船腹の過剰に対処するための、保 有船舶を解撤等する者に対する交 付金の交付及び船舶の新規建造者 からの納付金の徴収	平成10年5月15日	期限の定めなし

3－9表 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくカルテル

（平成30年3月末現在）

主 体	交 通 圏	内 容	最初の発効日	有効期限（注）
特定地域協議 会，一般乗用 旅客自動車運 送事業者	長野交通圏 （特定地域指定 日：平成27年8月 1日）	供給輸送力の削減等	平成28年12月2日	平成30年7月31日
特定地域協議 会，一般乗用 旅客自動車運 送事業者	京浜交通圏 （特定地域指定 日：平成27年8月 1日）	供給輸送力の削減等	平成28年12月16日	平成30年7月31日
特定地域協議 会，一般乗用 旅客自動車運 送事業者	秋田交通圏 （特定地域指定 日：平成27年6月 1日）	供給輸送力の削減等	平成29年1月30日	平成30年5月31日

特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	仙台市 （特定地域指定日：平成27年6月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年3月2日	平成30年5月31日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	長崎交通圏 （特定地域指定日：平成27年8月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年3月29日	平成30年7月31日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	福岡交通圏 （特定地域指定日：平成27年11月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年3月29日	平成30年10月31日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	札幌交通圏 （特定地域指定日：平成27年11月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年5月18日	平成30年10月31日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	北九州交通圏 （特定地域指定日：平成27年8月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年5月25日	平成30年7月31日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	金沢交通圏 （特定地域指定日：平成27年8月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年6月22日	平成30年7月31日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	東京都南多摩交通圏 （特定地域指定日：平成28年7月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年6月23日	平成31年6月30日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	大分市 （特定地域指定日：平成27年7月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年6月30日	平成30年6月30日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	広島交通圏 （特定地域指定日：平成27年7月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年7月26日	平成30年6月30日

特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	熊本交通圏 （特定地域指定日：平成27年6月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年9月11日	平成30年5月31日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	大阪市域交通圏 （特定地域指定日：平成27年11月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年9月29日	平成30年10月31日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	埼玉県県南中央交通圏 （特定地域指定日：平成28年7月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年10月20日	平成31年6月30日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	神戸市域交通圏 （特定地域指定日：平成27年9月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年11月27日	平成30年8月31日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	栃木県宇都宮交通圏 （特定地域指定日：平成28年7月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年12月1日	平成31年6月30日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	宮崎交通圏 （特定地域指定日：平成27年8月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年12月13日	平成30年7月31日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	鹿児島市 （特定地域指定日：平成27年8月1日）	供給輸送力の削減等	平成30年2月26日	平成30年7月31日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	千葉県千葉交通圏 （特定地域指定日：平成28年7月1日）	供給輸送力の削減等	平成30年2月16日	平成31年6月30日

（注）特定地域の指定期間の終了日。ただし，特定地域の指定は，原則として1回に限り延長することができる。

3-10表 業種別事業協同組合及び信用協同組合の届出件数

(平成30年3月末現在)

業種等		届出件数	
事業協同組合	農業，林業，漁業	0	
	鉱業，採石業，砂利採取業	0	
	建設業	4	
	製造業	食料品，飲料・たばこ・飼料	0
		繊維	0
		木材・木製品，家具・装備品	0
		パルプ・紙・紙加工品	0
		印刷・同関連業	0
		化学	0
		石油・石炭	1
		プラスチック	0
		ゴム製品，なめし革・同製品・毛皮	0
		窯業・土石	0
		鉄鋼	0
		非鉄金属	0
		金属製品	0
		はん用機械器具，生産用機械器具，業務用機械器具	0
		電子部品・デバイス・電子回路，電気機械器具，情報通信機械器具	0
		輸送用機械器具	0
		その他	0
		小計	1
	電気・ガス・熱供給・水道業	2	
	情報通信業	1	
	運輸業，郵便業	0	
	卸売業	0	
	小売業	2	
	金融業，保険業	0	
	不動産業，物品賃貸業	0	
	サービス業	19	
	その他	193	
	小計	222	
信用協同組合	18		
合計	240		

(注1) 組合員の資格となる業種が複数にまたがる協同組合は, 「その他」としている。

(注2) 業種は, 「日本標準産業分類」を参考にしている。

4 株式取得，合併等関係

4－1表 銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可一覧

(1) 独占禁止法第11条第1項ただし書の規定に基づく認可

平成29年度において，認可した案件はなかった。

(2) 独占禁止法第11条第2項の規定に基づく認可

認可年月日	認可銀行又は保険会社名	株式発行会社名	保有経緯等
30. 2. 21	㈱りそな銀行	アズワン㈱ほか1社	年金信託財産の運用に係る議決権取得

4－2 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等に関する統計資料（4－3表から4－19表）について

(1) この統計資料は，平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に，公正取引委員会が受理した会社の株式取得，合併，分割，共同株式移転及び事業譲受け等（以下「企業結合」という。）の届出に関する諸指標を取りまとめたものである。

なお，4－9表から4－13表までに記載した届出は，平成30年3月31日までに「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則」（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第7条第5項の規定に基づく完了報告書が提出されたものである。

(2) 会社がどの業種に属するかは，株式取得においては株式取得会社の業種，合併においては合併後の存続会社の業種，共同新設分割においては分割する会社の業種，吸収分割においては事業を承継する会社の業種，共同株式移転においては新設会社の業種，事業譲受け等においては事業等を譲り受ける会社の業種によった。また，事業を行っていない会社についてはその他に分類した。

(3) 各表の分類のうち，「水平」とは，当事会社グループ同士が同一の一定の取引分野において競争関係にある場合をいう。

「垂直」とは，当事会社グループ同士が取引段階を異にする場合をいう。「垂直」のうち，「前進」とは，株式取得会社，存続会社，被承継会社又は譲受会社が最終需要者の方向にある会社と企業結合を行う場合をいい，「後進」とは，その反対方向にある会社と企業結合を行う場合をいう。

「混合」とは，「水平」，「垂直」のいずれにも該当しない場合をいう。「混合」のうち，「地域拡大」とは，同種の商品又は役務を異なる市場へ供給している場合をいい，「商品拡大」とは，生産あるいは販売面での関連性のある異種の商品又は役務を供給している場合をいい，「純粹」とは，前記「地域拡大」及び「商品拡大」のいずれにも該当しない場合をいう。

なお，形態別の件数については，複数の形態に該当する企業結合の場合，該当する形態を全て集計している。そのため，件数の合計は，届出件数と必ずしも一致しない。

(4) 資本金及び総資産の額は，原則として100万円未満の金額を切り捨てて集計した。

4－3表 形態別・株式取得会社業種別株式取得件数（平成29年度）

形 態 株式取得会社の業種	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業	1		1				1
鉱 業							
建 設 業	8			7	2	1	9
製 造 業	17	15	12	2	5	3	39
食 料 品	1	1					1
織 維							
木 材 ・ 木 製 品							
紙 ・ パ ル プ							
出 版 ・ 印 刷							
化学・石油・石炭			3			1	4
ゴ ム ・ 皮 革		1					1
窯 業 ・ 土 石							
鉄 鋼	3	2			1		4
非 鉄 金 属	2	1		1			2
金 属 製 品			1				2
機 械	10	9	6	1	4		20
そ の 他 製 造 業	1	1	2			2	5
卸 ・ 小 売 業	40	30	12	17	9	1	56
不 動 産 業	1	1	1	1			2
運輸・通信・倉庫業	15	6	5	6	3	3	28
サ ー ビ ス 業	16	2	2	8	1	1	20
金 融 ・ 保 険 業	13	3	3	1		1	19
電 気 ・ ガ ス 熱供給・水道業	2	2			1		2
そ の 他	33	19	11	20	17	23	83
合 計	146	78	47	62	38	33	259

（注）形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、形態別の件数の合計は、届出受理件数と必ずしも一致しない。以下同じ。

4－4表 形態別・新設会社又は存続会社業種別合併件数（平成29年度）

形態 新設会社 又は存続会社の業種	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業							
鉱 業							
建 設 業							
製 造 業	2	1			1		3
食 料 品							
織 維							
木 材 ・ 木 製 品							
紙 ・ パ ル プ							
出 版 ・ 印 刷							
化学・石油・石炭							
ゴ ム ・ 皮 革							
窯 業 ・ 土 石							
鉄 鋼							
非 鉄 金 属							
金 属 製 品							
機 械	1	1			1		2
そ の 他 製 造 業	1						1
卸 ・ 小 売 業	3	2					3
不 動 産 業							
運輸・通信・倉庫業							
サ ー ビ ス 業							
金 融 ・ 保 険 業	1		1				2
電 気 ・ ガ ス 熱供給・水道業							
そ の 他	1						1
合 計	7	3	1		1		9

4－5表 形態別・承継会社業種別共同新設分割件数（平成29年度）

該当なし

4－6表 形態別・被承継会社業種別吸収分割件数（平成29年度）

承継する 会社の業種 形 態	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業							
鉱 業							
建 設 業							
製 造 業	1	1					1
食 料 品							
織 維							
木 材 ・ 木 製 品							
紙 ・ パ ル プ							
出 版 ・ 印 刷							
化学・石油・石炭							
ゴ ム ・ 皮 革							
窯 業 ・ 土 石							
鉄 鋼	1	1					1
非 鉄 金 属							
金 属 製 品							
機 械							
そ の 他 製 造 業							
卸 ・ 小 売 業	3			1		1	5
不 動 産 業		1		1			1
運輸・通信・倉庫業	1	1					1
サ ー ビ ス 業				1			1
金 融 ・ 保 険 業							
電 気 ・ ガ ス 熱供給・水道業			2				2
そ の 他	1	1	1		1	1	2
合 計	6	4	3	3	1	2	13

4－7表 形態別・株式移転会社業種別共同株式移転件数（平成29年度）

形態 新設会社の業種	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業							
鉱 業							
建 設 業							
製 造 業							
食 料 品							
織 維							
木 材 ・ 木 製 品							
紙 ・ パ ル プ							
出 版 ・ 印 刷							
化学・石油・石炭							
ゴ ム ・ 皮 革							
窯 業 ・ 土 石							
鉄 鋼							
非 鉄 金 属							
金 属 製 品							
機 械							
そ の 他 製 造 業							
卸 ・ 小 売 業							
不 動 産 業							
運輸・通信・倉庫業							
サ ー ビ ス 業							
金 融 ・ 保 険 業	3						3
電 気 ・ ガ ス 熱供給・水道業							
そ の 他							
合 計	3						3

4－8表 形態別・譲受会社業種別事業譲受け等件数（平成29年度）

形 態 譲受会社の業種	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業							
鉱 業							
建 設 業							
製 造 業	1	1	3				4
食 料 品							
織 維							
木 材 ・ 木 製 品							
紙 ・ パ ル プ							
出 版 ・ 印 刷							
化学・石油・石炭							
ゴ ム ・ 皮 革							
窯 業 ・ 土 石							
鉄 鋼							
非 鉄 金 属							
金 属 製 品							
機 械	1	1	2				3
そ の 他 製 造 業			1				1
卸 ・ 小 売 業	3	1		2			5
不 動 産 業							
運輸・通信・倉庫業	3	2	2				3
サ ー ビ ス 業	2			2			2
金 融 ・ 保 険 業							
電 気 ・ ガ ス 熱供給・水道業							
そ の 他	8						8
合 計	17	4	5	4			22

4－9表 合併後の総資産が300億円以上となる合併（平成29年度に完了報告書が提出されたもの）

（単位：億円）

受理年月日	存続会社	総資産	消滅会社	総資産	合併後の名称	総資産
28. 8. 31	The Dow Chemical Company	82,379	Diamond Merger Sub, INC.	0	The Dow Chemical Company	82,379
28. 8. 31	E. I. du Pont de Nemours and Company	49,852	Orion Merger Sub, Inc.	0	E. I. du Pont de Nemours and Company	49,852
28.11. 21	Alere Inc.	6,390	Angel Sub, Inc.	0	Alere Inc.	6,390
28.11. 30	Endurance Specialty Holdings Ltd.	7,113	Volcano International Limited	0	Endurance Specialty Holdings Ltd.	7,113
28.12. 21	Harman International Industries, Incorporated	865	Silk Delaware, Inc.	0	Harman International Industries, Incorporated	865
29. 1. 6	クミアイ化学工業(株)	666	イハラケミカル工業(株)	505	クミアイ化学工業(株)	1,171
29. 1. 30	Mentor Graphics Corporation	1,216	Meadowlark Subsidiary Corporation	0	Mentor Graphics Corporation	1,216
29. 2. 17	タキロン(株)	705	シーアイ化成(株)	450	タキロンシーアイ(株)	1,155
29. 3. 10	Chemtura Corporation	2,624	LANXESS Additives Inc.	0	Chemtura Corporation	2,624
29. 4. 28	三菱UFJ信託銀行(株)	403,205	(株)しんきん信託銀行	173	三菱UFJ信託銀行(株)	403,378
29. 4. 28	Brocade Communications Systems, Inc.	6,007	Bobcat Merger Sub, Inc.	0	Brocade Communications Systems, Inc.	6,007
29. 6. 22	Fortress Investment Group LLC	2,417	Foundation Acquisition LLC	0	Fortress Investment Group LLC	2,417
29. 9. 29	C. R. Bard, Inc.	4,489	Lambda Corp.	0	C. R. Bard, Inc.	4,489

4－10表 行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同新設分割（平成29年度に完了報告書が提出されたもの）

該当なし

4－11表 行為後の承継した会社の総資産が300億円以上となる吸収分割（平成29年度に完了報告書が提出されたもの）

（単位：億円）

受理年月日	承継する会社	総資産	分割する会社	総資産	行為後 総資産	備考 (承継内容等)
27. 7. 2	ジョンソンコン トロールズ空調 (株)	0	日立アプライ アンス(株)	2,335	2,306	日立アプライアンス (株)の総合空調機器事 業
29. 5. 26	(株) エ イ チ ・ ツー・オーア セットマネジメ ント	1,799	(株)そごう・西 武	4,241	1,906	・兵庫県神戸市にお ける百貨店事業 ・大阪府高槻市にお ける百貨店事業
29. 9. 28	楽天(株)	11,359	プラスワン・ マーケティング(株)	61	11,359	国内MVNO事業 (一部サービスを除 く)
29. 11. 10	三協立山(株)	2,132	コクヨ(株)	2716	2,132	日本国内における店 舗用什器及び備品の 提案コンサルティング、販売、施工に関 する事業

4－12表 行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同株式移転（平成29年度に完了報告書が提出されたもの）

該当なし

4-13表 行為後の譲受会社の総資産が300億円以上となる事業譲受け等（平成29年度に完了報告書が提出されたもの）

（単位：億円）

受理年月日	譲受会社	総資産	譲渡会社	総資産	行為後 総資産	備考 （譲受内容）
27. 5. 27	三菱レイヨン(株)	4,442	三井化学(株)	10,963	4,495	MMAモノマーの製造に係る特許権及びノウハウ
29. 5. 26	(株)パソナ	306	N T T ソルコ & 北海道テレマート(株)	212	328	労働者派遣に関する事業
29. 5. 26	(株)パソナ	306	テルウェル西日本(株)	200	306	労働者派遣に関する事業

（注）行為後の総資産が300億円以上の場合でも、当事会社のいずれかの総資産が100億円未満のものは除く。

4-14表 資本金額別株式取得件数

資本金 年度	1000万円未満	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上	計
25	23	5	3	21	5	38	19	104	218
26	45	10	7	22	7	23	20	97	231
27	31	6	6	13	5	36	19	106	222
28	32	9	8	18	6	44	16	117	250
29	39	15	7	18	13	31	23	113	259

（注）資本金は株式取得会社の資本金である。

4－15表 資本金額別合併件数の推移

資本金 年度	50万円 未満	50万円 以上 100万円 未満	100万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 1000万円 未満	1000万円 以上 5000万円 未満	5000万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上 50億円 未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上	計
22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23
23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	309
24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	571
25	27	34	215	62	68	7	7	0	0	0	0	420
26	12	34	139	58	66	8	12	2	0	0	0	331
27	15	24	162	71	70	17	19	4	3	0	0	385
28	10	9	156	52	64	24	19	5	5	0	0	344
29	6	15	151	33	73	15	23	5	4	0	0	325
30	11	13	141	47	88	11	15	4	7	1	0	338
31	10	18	150	75	89	17	13	2	6	1	0	381
32	2	18	135	84	98	30	18	4	9	0	0	398
33	4	10	152	85	81	16	23	2	7	1	0	381
34	3	9	149	95	94	18	30	7	8	0	0	413
35	2	8	144	100	94	33	41	8	9	0	1	440
36	2	6	147	125	176	63	45	9	13	3	2	591
37	6	9	146	131	221	72	91	10	23	3	3	715
38	0	11	188	187	320	115	116	15	28	5	12	997
39	3	5	182	160	313	67	90	14	17	4	9	864
40	1	6	220	169	318	57	93	16	8	3	3	894
41	1	11	205	142	341	63	67	11	23	2	5	871
42	3	6	218	181	367	77	94	9	29	4	7	995
43	2	5	206	177	383	103	100	16	19	2	7	1,020
44	6	10	187	195	456	111	142	20	29	5	2	1,163
45	1	6	178	161	460	119	142	37	34	3	6	1,147
46	1	7	169	165	489	150	131	27	23	9	7	1,178
47	1	7	150	154	486	141	171	29	37	1	7	1,184
48	0	0	101	135	431	136	163	25	26	3	8	1,028
49		252			406	115	157	30	19	0	16	995
50		241			426	109	128	17	24	6	6	957
51		211			441	111	119	27	27	1	4	941
52		211			446	124	164	29	29	5	3	1,011
53		179			365	113	158	51	26	4	2	898
54		177			265	205	153	33	28	3	7	871
55		192			433	108	158	37	22	6	5	961
56		173			424	162	198	43	36	4	4	1,044
57		177			492	144	140	40	35	4	8	1,040
58		157			432	175	184	24	30	10	8	1,020
59		197			482	177	174	19	34	6	7	1,096
60		203			440	231	162	29	33	7	8	1,113
61		206			472	213	167	37	31	12	9	1,147
62		174			491	203	226	42	51	12	16	1,215
63		182			509	250	286	33	48	18	10	1,336
元		165			551	243	347	53	51	14	26	1,450
2		216			651	270	409	74	88	15	28	1,751
3		250			854	338	422	79	101	21	26	2,091
4		227			910	286	357	79	86	23	34	2,002
5		225			898	283	327	52	87	15	30	1,917
6		187			960	297	375	57	81	14	29	2,000
7		276			1,349	341	374	56	85	14	25	2,520
8		107			1,122	414	405	74	108	16	25	2,271
9		110			1,286	303	301	40	84	24	26	2,174
10		100			860	193	214	29	52	18	48	1,514
11		0			30	22	40	7	24	12	16	151
12		0			30	11	42	10	34	15	28	170
13		0			12	16	42	10	28	4	15	127
14		0			16	17	24	5	26	4	20	112
15		0			17	17	41	4	15	3	6	103
16		0			11	6	18	7	14	5	9	70
17		0			19	8	19	7	17	5	13	88
18		0			13	11	28	0	10	4	8	74
19		0			11	7	25	4	22	0	7	76
20		1			5	11	18	8	19	1	6	69
21		0			8	8	16	2	9	2	3	48
22		0			1	2	1	0	3	1	3	11
23		0			1	2	7	0	1	1	3	15
24		0			1	1	3	0	5	0	4	14
25		0			0	1	3	0	0	0	3	8
26		3			0	3	0	0	2	0	3	12
27		0			1	0	2	1	5	1	8	23
28		2			0	0	4	0	4	1	13	26
29		1			0	1	3	0	0	0	4	9

(注1) 昭和22年度から昭和24年度前半(昭和24年6月17日以前)までは認可制の下での件数, 昭和24年度後半(昭和24年6月18日以降)からは届出制の下での件数を示す。

(注2) 平成10年独占禁止法改正法による改正により平成11年1月1日から届出対象範囲が大幅に縮減された。

(注3) 資本金は合併後における存続会社の資本金である。

(注4) 平成25年度において, 合併後における存続会社単体の資本金額が未定のものが1件ある。

(注5) 平成26年度において, 合併後における存続会社単体の資本金額が未定のものが1件ある。

(注6) 平成27年度において, 合併後における存続会社単体の資本金額が未定のものが5件ある。

(注7) 平成28年度において, 合併後における存続会社単体の資本金額が未定のものが2件ある。

4-16表 資本金額別共同新設分割件数

資本金 年度	1000万円未満	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上	計
16	0	0	0	3	0	2	1	0	6
17	0	0	0	1	0	0	1	0	2
18	0	0	1	0	0	0	0	0	1
19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	0	0	0	1	1	0	0	0	2
21	0	0	0	1	0	0	0	0	1
22	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	0	1	0	0	0	0	0	0	1
25	1	0	0	0	0	0	0	0	1
26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	0	1	0	0	0	1	0	0	2
28	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 資本金は事業を承継した会社の資本金である。

4－17表 資本金額別吸収分割件数

資本金 年度	1000万円未満	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上	計
16	0	1	2	7	1	3	0	3	17
17	0	3	1	2	2	6	1	0	15
18	0	3	2	4	1	2	2	4	18
19	8	5	6	5	2	3	2	2	33
20	2	4	0	5	1	2	1	4	19
21	0	0	2	4	1	2	0	5	14
22	1	1	0	2	0	5	0	2	11
23	2	0	3	3	0	1	0	1	10
24	0	2	2	2	2	1	1	4	14
25	0	1	2	4	1	2	0	3	13
26	2	0	3	0	2	2	4	7	20
27	4	6	0	2	1	2	0	0	15
28	4	4	1	4	0	1	2	0	16
29	2	5	0	2	0	0	2	2	13

(注) 資本金は事業を承継した会社の資本金である。

4－18表 資本金額別共同株式移転件数

資本金 年度	1000万円未満	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上	計
22	1	0	1	0	0	1	1	1	5
23	0	0	2	1	0	0	1	2	6
24	0	0	0	1	1	2	1	0	5
25	0	0	0	0	0	0	1	2	3
26	0	0	0	2	0	1	0	4	7
27	0	0	0	3	0	0	0	3	6
28	0	0	0	1	0	1	1	0	3
29	0	0	0	0	0	0	0	1	3

(注1) 資本金は新設会社の資本金である。

(注2) 平成29年度において、新設会社単体の総資産額が未定のものが2件ある。

4-19表 資本金額別事業譲受け等件数の推移

資本金 年度	50万円 未満	50万円 以上 100万円 未満	100万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 1000万円 未満	1000万円 以上 5000万円 未満	5000万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上 50億円 未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上	計
22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22
23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	192
24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	196
25	13	15	78	30	34	12	15	8	2	0	0	207
26	9	23	64	26	39	3	9	1	5	3	0	182
27	1	5	44	22	30	4	12	6	0	0	0	124
28	4	3	34	15	31	16	15	3	5	0	0	126
29	4	6	44	27	35	15	21	3	11	1	0	167
30	1	4	31	16	40	12	17	7	13	2	0	143
31	6	2	55	32	52	17	26	8	11	0	0	209
32	0	2	18	26	35	17	26	5	11	0	0	140
33	0	4	20	20	34	15	15	5	5	0	0	118
34	2	2	31	22	21	11	24	11	15	0	0	139
35	0	2	29	19	35	15	21	7	16	0	0	144
36	1	2	36	36	34	13	29	2	8	1	0	162
37	0	3	48	30	49	16	29	5	11	1	1	193
38	0	3	59	27	58	22	32	5	14	1	2	223
39	1	1	31	30	63	21	25	9	14	0	0	195
40	1	2	39	31	53	22	30	8	10	2	4	202
41	0	4	46	35	83	35	31	9	11	4	6	264
42	1	3	53	37	91	29	51	14	12	4	4	299
43	1	2	50	64	135	46	36	8	8	0	4	354
44	1	4	42	52	160	37	62	12	18	2	1	391
45	1	7	69	59	153	28	49	16	20	3	8	413
46	1	3	69	58	171	50	54	10	22	7	4	449
47	0	1	44	52	178	60	65	13	29	5	5	452
48	0	1	18	39	118	68	95	26	38	16	24	443
49			102		178	49	46	11	18	4	12	420
50			117		158	49	53	9	30	0	13	429
51			116		209	73	61	13	24	4	11	511
52			123		243	89	104	17	50	6	14	646
53			140		222	80	91	16	24	5	17	595
54			118		262	74	83	26	30	5	13	611
55			144		292	86	93	12	25	13	15	680
56			137		350	112	96	23	36	7	10	771
57			158		322	109	132	24	38	5	27	815
58			133		266	115	115	16	31	10	16	702
59			129		304	134	158	6	22	10	27	790
60			125		290	129	155	24	51	7	26	807
61			168		360	124	158	24	48	10	44	936
62			168		422	162	205	17	45	11	54	1,084
63			173		391	145	197	11	52	9	50	1,028
元			138		370	143	191	36	51	19	40	988
2			136		394	162	196	40	46	21	55	1,050
3			154		489	192	224	29	74	18	86	1,266
4			112		440	157	201	42	51	16	60	1,079
5			119		424	164	235	36	75	25	75	1,153
6			152		459	190	242	33	75	14	90	1,255
7			140		576	200	298	39	101	25	88	1,467
8			121		628	200	267	42	114	26	78	1,476
9			129		657	229	272	36	101	38	84	1,546
10			148		450	135	217	42	90	24	70	1,176
11			1		32	20	36	6	33	9	42	179
12			1		33	31	29	14	32	15	58	213
13			0		16	25	40	11	31	13	59	195
14			1		36	17	44	15	27	17	40	197
15			2		42	23	43	3	22	12	28	175
16			0		31	23	36	5	23	14	34	166
17			5		25	21	33	6	17	9	25	141
18			6		36	18	22	8	12	10	24	136
19			3		18	22	33	7	17	7	16	123
20			4		14	9	18	10	14	1	19	89
21			4		6	8	26	3	8	6	18	79
22			6		6	10	11	1	4	1	15	54
23			3		5	5	3	0	1	0	3	20
24			2		6	6	4	1	2	2	7	30
25			1		3	3	4	0	7	1	2	21
26			2		1	6	2	0	1	3	2	19
27			4		3	3	4	1	2	5	5	27
28			2		4	3	7	1	1	2	4	24
29			8		1	4	2	0	3	1	3	22

(注1) 昭和22年度から昭和24年度前半(昭和24年6月17日以前)までは認可制の下での件数、昭和24年度後半(昭和24年6月18日以降)からは届出制の下での件数を示す。

(注2) 平成10年独占禁止法改正法による改正により平成11年1月1日から届出対象範囲が大幅に縮減された。

(注3) 資本金は事業等を譲り受けた会社の資本金である。

5 下請法関係

5－1表 書面調査発送件数の推移

年度	区分	定期調査発送件数		特別調査発送件数	
		対象親事業者数	対象下請事業者数	対象親事業者数	対象下請事業者数
		(事業所・名)	(名)	(事業所・名)	(名)
31		304			
32		723			
33		769			
34		986			
35		1,214			
36		1,514			
37		1,803			
38		1,800			
39		2,004			
40		2,554			
41		2,631			
42		5,512			
43		6,030			
44		6,684			
45		7,214			
46		8,451			
47		8,751			
48		10,039	2,915		
49		10,045	3,808		
50		12,007	4,861		
51		12,171	6,325		
52		12,315	7,247		
53		10,973	10,663		
54		12,007	11,546		
55		13,490	21,785		
56		13,668	18,091		
57		16,026	20,532		
58		16,346	23,138		
59		15,959	66,579	16,095	
60		9,574	48,031		
61		9,559	52,105		
62		10,121	59,535		
63		13,854	70,968		
元		13,537	73,320		
2		12,889	72,030		
3		12,680	71,603		
4		14,234	74,334		10,027
5		13,781	75,864		10,786
6		13,235	72,784		10,559
7		13,261	75,202		
8		13,857	70,453		
9		13,648	71,860	1,000	5,000
10		13,869	70,182	1,736	
11		14,453	70,554		
12		15,964	75,859		
13		16,417	93,483	1,673	1,003
14		17,385	99,481		
15		18,295	108,395		
16		30,932	170,517		
17		30,991	170,878		
18		29,502	162,521		
19		30,268	168,108		
20		34,181	160,230		
21		36,342	201,005		
22		38,046	210,166		
23		38,503	212,659		
24		38,781	214,042		
25		38,974	214,044		
26		38,982	213,690		
27		39,101	214,000		
28		39,150	214,500		
29		60,000	300,000		

(注) 親事業者調査は昭和 59 年度までは事業所ベース、昭和 60 年度以降は企業ベースの数字である。また、下請事業者調査は企業ベースの数字である。

5－2表 下請法違反事件新規着手件数及び処理件数の推移

区分 年度	新規着手件数				処理件数			
	書面調査	申告	中小企業庁長官 からの措置請求	計	措置		不問	計
					勧告	指導		
	(事業所・名)	(名)	(名)	(事業所・名)	(名)	(事業所・名)	(事業所・名)	(事業所・名)
31	61	20	0	81	0	19	46	65
32	130	21	0	151	13	73	37	123
33	161	21	0	182	5	110	39	154
34	97	3	0	100	7	82	37	126
35	105	5	0	110	0	38	20	58
36	156	10	0	166	0	62	33	95
37	261	33	0	294	12	149	35	196
38	219	17	0	236	22	182	55	259
39	218	17	14	249	14	180	104	298
40	417	23	31	471	15	193	93	301
41	541	15	19	575	14	299	111	424
42	669	12	10	691	5	459	97	561
43	414	7	0	421	9	416	171	596
44	525	6	0	531	26	447	231	704
45	430	5	2	437	52	354	80	486
46	609	9	5	623	56	432	56	544
47	690	2	0	692	41	485	99	625
48	707	2	0	709	17	569	130	716
49	739	5	5	749	4	542	296	842
50	1,029	10	18	1,057	6	686	269	961
51	1,220	15	18	1,253	12	906	255	1,173
52	1,391	38	59	1,488	15	1,097	191	1,303
53	1,050	35	80	1,165	7	916	406	1,329
54	1,242	16	9	1,267	2	746	146	894
55	1,126	20	35	1,181	0	921	436	1,357
56	1,158	9	8	1,175	1	932	252	1,185
57	1,331	19	4	1,354	4	1,014	271	1,289
58	1,413	15	13	1,441	0	1,119	317	1,436
59	1,458	24	0	1,482	0	1,224	693	1,917
60	(3,008)	-	-	(3,039)	-	(2,243)	-	-
	1,570	31	0	1,601	0	1,512	159	1,671
61	1,426	51	0	1,477	0	1,242	155	1,397
62	1,498	52	0	1,550	0	1,273	197	1,470
63	2,112	61	0	2,173	0	1,474	85	1,559
元	1,928	29	0	1,957	0	2,419	160	2,579
2	2,001	23	1	2,025	1	2,186	127	2,314
3	1,534	15	0	1,549	0	1,492	101	1,593
4	2,191	18	0	2,209	0	1,933	132	2,065
5	2,844	38	0	2,882	0	2,428	279	2,707
6	1,590	21	0	1,611	1	1,632	186	1,819
7	1,548	23	0	1,571	0	1,544	148	1,692
8	1,516	10	0	1,526	2	1,439	106	1,547
9	1,330	13	1	1,344	3	1,348	60	1,411
10	1,329	22	0	1,351	1	1,271	69	1,341
11	1,135	26	0	1,161	3	1,101	66	1,170
12	1,153	52	1	1,206	6	1,134	50	1,190
13	1,308	59	0	1,367	3	1,311	44	1,358
14	1,357	70	0	1,427	4	1,362	60	1,426
15	1,341	67	1	1,409	8	1,357	71	1,436
16	2,638	72	0	2,710	4	2,584	75	2,663
17	4,009	65	0	4,074	10	4,015	41	4,066
18	2,983	100	1	3,084	11	2,927	121	3,059
19	2,964	145	1	3,110	13	2,740	307	3,060
20	3,168	152	4	3,324	15	2,949	273	3,237
21	3,728	105	2	3,835	15	3,590	254	3,859
22	4,509	145	4	4,658	15	4,226	369	4,610
23	4,494	56	4	4,554	18	4,326	292	4,636
24	4,819	50	1	4,870	16	4,550	316	4,882
25	5,418	59	1	5,478	10	4,949	466	5,425
26	5,723	83	1	5,807	7	5,461	376	5,844
27	6,210	95	0	6,305	4	5,980	287	6,271
28	6,477	112	0	6,589	11	6,302	290	6,603
29	7,173	97	1	7,271	9	6,752	307	7,068

(注) 数字は昭和59年度までは事業所ベースの件数、昭和60年度以降は企業ベースの件数である。
 なお、昭和60年度の()内の数字は事業所ベースの数字である。

表 3-1 違反行為類型別件数の推移

[illegible]

(注1) 数字は昭和59年度までは事業所ベースの件数、昭和60年度以降は企業ベースの件数である。

なお、昭和60年度は、事業所ベースの件数と企業ベースの件数を併記した。

(注2) 1件の勧告又は指導において複数の行為を問題としている場合があるので、違反行為類型別件数の合計欄の数字と5-2表の「措置」件数とは一致しない。

(注3) () 内の数値は、実体規定違反全体に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入したため、合計は必ずしも100.0とならない。

6 景品表示法に基づく協定又は規約及び運用機関の一覧（平成30年3月末現在）

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
1	全国飲用牛乳公正取引協議会	—	飲用乳の表示に関する公正競争規約
2	はっ酵乳、乳酸菌飲料公正取引協議会	—	はっ酵乳、乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約
3	殺菌乳酸菌飲料公正取引協議会	—	殺菌乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約
4	チーズ公正取引協議会	—	ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約
5	アイスクリーム類及び氷菓公正取引協議会	アイスクリーム類及び氷菓業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	アイスクリーム類及び氷菓の表示に関する公正競争規約
6	（一社）全国はちみつ公正取引協議会	—	はちみつ類の表示に関する公正競争規約
7	（一社）全国ローヤルゼリー公正取引協議会	—	ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約
8	全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会	—	辛子めんたいこ食品の表示に関する公正競争規約
9	全国削節公正取引協議会	—	削りぶしの表示に関する公正競争規約
10	食品のり公正取引協議会	—	食品のりの表示に関する公正競争規約
11	全国食品缶詰公正取引協議会	—	食品缶詰の表示に関する公正競争規約
12	全国トマト加工品業公正取引協議会	トマト加工品業における景品の提供の制限に関する公正競争規約	トマト加工品の表示に関する公正競争規約
13	全国粉わさび公正取引協議会	—	粉わさびの表示に関する公正競争規約
14	全国生めん類公正取引協議会	—	生めん類の表示に関する公正競争規約
15	日本即席食品工業公正取引協議会	即席めん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	即席めんの表示に関する公正競争規約
16	全国ビスケット公正取引協議会	ビスケット業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ビスケット類の表示に関する公正競争規約
17	全国チョコレート業公正取引協議会	チョコレート業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	チョコレート類の表示に関する公正競争規約
18	チョコレート利用食品公正取引協議会	—	チョコレート利用食品の表示に関する公正競争規約
19	全国チューインガム業公正取引協議会	チューインガム業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	チューインガムの表示に関する公正競争規約
20	凍豆腐製造業公正取引協議会	凍り豆腐製造業における景品類の提供の制限及び凍り豆腐の表示に関する公正競争規約	
21	全国味噌業公正取引協議会	みそ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	みその表示に関する公正競争規約
22	醤油業中央公正取引協議会	しょうゆ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	しょうゆの表示に関する公正競争規約
23	日本ソース業公正取引協議会	ソース業における景品の提供の制限に関する公正競争規約	—
24	全国食酢公正取引協議会	—	食酢の表示に関する公正競争規約
25	カレー業全国公正取引協議会	カレー業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
26	果実飲料公正取引協議会	—	・果実飲料等の表示に関する公正競争規約 ・合成レモンの表示に関する公正競争規約
27	全国コーヒー飲料公正取引協議会	—	コーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
28	全日本コーヒー公正取引協議会	—	レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約
29	日本豆乳公正取引協議会	—	豆乳類の表示に関する公正競争規約
30	マーガリン公正取引協議会	—	マーガリン類の表示に関する公正競争規約
31	全国観光土産品公正取引協議会	—	観光土産品の表示に関する公正競争規約
32	ハム・ソーセージ類公正取引協議会	—	ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約
33	日本パン公正取引協議会	—	包装食パンの表示に関する公正競争規約
34	全国食肉公正取引協議会	—	食肉の表示に関する公正競争規約
35	全国ドレッシング類公正取引協議会	—	ドレッシング類の表示に関する公正競争規約
36	もろみ酢公正取引協議会	—	もろみ酢の表示に関する公正競争規約
37	食用塩公正取引協議会	—	食用塩の表示に関する公正競争規約
38	鶏卵公正取引協議会	—	鶏卵の表示に関する公正競争規約
39	日本ワイナリー協会	果実酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
40	ビール酒造組合	ビール製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ビールの表示に関する公正競争規約
41	日本洋酒輸入協会	酒類輸入販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約 ・輸入ビールの表示に関する公正競争規約
42	日本洋酒酒造組合	洋酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ウイスキーの表示に関する公正競争規約
43	日本酒造組合中央会	・清酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約 ・単式蒸留しようちゅう製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・単式蒸留しようちゅうの表示に関する公正競争規約 ・泡盛の表示に関する公正競争規約
44	日本蒸留酒酒造組合	合成清酒及び連続式蒸留しようちゅうの製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
45	全国小売酒販組合中央会	—	酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約
46	全国帯締め羽織ひも公正取引協議会	—	帯締め及び羽織ひもの表示に関する公正競争規約
47	眼鏡公正取引協議会	—	眼鏡類の表示に関する公正競争規約
48	（公社）全国家庭電気製品公正取引協議会	家庭電気製品業における景品類の提供に関する公正競争規約	・家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約 ・家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約
49	医療用医薬品製造販売業公正取引協議会	医療用医薬品製造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
50	医療用医薬品卸売業公正取引協議会	医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
51	化粧品公正取引協議会	—	化粧品の表示に関する公正競争規約
52	化粧石けん公正取引協議会	化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	化粧石けんの表示に関する公正競争規約
53	洗剤・石けん公正取引協議会	家庭用合成洗剤及び家庭用石けん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
54	歯磨公正取引協議会	歯みがき業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	歯みがき類の表示に関する公正競争規約
55	防虫剤公正取引協議会	—	防虫剤の表示に関する公正競争規約
56	新聞公正取引協議会	新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
57	出版物小売業公正取引協議会	出版物小売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
58	雑誌公正取引協議会	雑誌業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
59	（一社）自動車公正取引協議会	自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・自動車業における表示に関する公正競争規約 ・二輪自動車業における表示に関する公正競争規約
60	タイヤ公正取引協議会	タイヤ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	タイヤの表示に関する公正競争規約
61	農業機械公正取引協議会	農業機械業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	農業機械の表示に関する公正競争規約
62	不動産公正取引協議会連合会	不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	不動産の表示に関する公正競争規約
63	（一社）北海道不動産公正取引協議会		
64	東北地区不動産公正取引協議会		
65	（公社）首都圏不動産公正取引協議会		
66	北陸不動産公正取引協議会		
67	東海不動産公正取引協議会		
68	（公社）近畿地区不動産公正取引協議会		
69	中国地区不動産公正取引協議会		
70	四国地区不動産公正取引協議会		
71	（一社）九州不動産公正取引協議会		
72	旅行業公正取引協議会	旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約
73	全国銀行公正取引協議会	銀行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	銀行業における表示に関する公正競争規約
74	指定自動車教習所公正取引協議会	指定自動車教習所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	指定自動車教習所業における表示に関する公正競争規約
75	ペットフード公正取引協議会	ペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ペットフードの表示に関する公正競争規約
76	全国釣竿公正取引協議会	—	釣竿の表示に関する公正競争規約
77	鍵盤楽器公正取引協議会	—	・ピアノの表示に関する公正競争規約 ・電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約
78	衛生検査所業公正取引協議会	衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
79	スポーツ用品公正取引協議会	—	スポーツ用品の表示に関する公正競争規約
80	医療機器業公正取引協議会	医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
81	仏壇公正取引協議会	—	仏壇の表示に関する公正競争規約

7 懇話会及び研究会

7-1 独占禁止懇話会

(1) 開催趣旨等

経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、昭和43年11月以来開催しているもので、平成30年6月現在、次の学界、言論界、消費者団体、産業界、中小企業団体等の有識者24名をもって開催されている。

会長	伊藤元重	学習院大学国際社会科学部教授
会員	天野真志	(株)読売新聞東京本社論説副委員長
	新井ちとせ	日本生活協同組合連合会副会長
	有田芳子	主婦連合会会長
	依田高典	京都大学大学院経済学研究科教授
	伊藤雄二郎	(株)三井住友銀行副会長
	稲垣泰弘	(株)小松製作所常務執行役員経営管理部長
	及川勝	全国中小企業団体中央会事務局次長
	大高和雄	(株)毎日新聞社論説委員
	川田順一	JXTGホールディングス(株)取締役副社長執行役員
	川濱昇	京都大学大学院法学研究科教授
	川本裕子	早稲田大学大学院経営管理研究科教授
	河野康子	(一財)日本消費者協会理事
	泉水文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	高橋伸子	生活経済ジャーナリスト
	土田和博	早稲田大学法学学術院教授
	野原佐和子	(株)イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
	細田真	(株)榮太樓總本舗代表取締役社長
	三村優美子	青山学院大学経営学部教授
	村上政博	成蹊大学大学院法務研究科客員教授
	山田秀顕	全国農業協同組合中央会常務理事
	由布節子	弁護士
	吉田明子	東洋大学経済学部教授
	チャールズ D. レイク II	アフラック生命保険(株)代表取締役会長

(役職は平成30年6月19日時点)

(2) 開催状況

回	開催年月日	議 題
206	29. 4. 7	○ ビッグデータと競争政策について ○ 流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針の見直しについて ○ 「ブライダル取引に関する実態調査報告書」及び「葬儀の取引に関する実態調査報告書」について ○ 事業者団体における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について
207	29. 6. 15	○ 独占禁止法研究会報告書について ○ 平成28年度における独占禁止法違反事件の処理状況 ○ 平成28年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組
208	29. 11. 22	○ 独占禁止法施行70周年に当たって ○ 平成28年度における主要な企業結合事例 ○ 液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書
209	30. 4. 10	○ 「人材と競争政策に関する検討会」報告書について ○ 大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書について ○ 公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書について
210	30. 6. 19	○ 平成29年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例 ○ 平成29年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等 ○ 平成29年度における独占禁止法違反事件の処理状況

(注) 平成29年4月から平成30年6月までの開催状況

7-2 独占禁止法研究会

(1) 開催趣旨等

課徴金制度が昭和52年に導入されて約40年が経過し、その間、数次の改正が行われているものの、事業者の経済活動や企業形態のグローバル化・多様化・複雑化は一層進展しており、現行課徴金制度では事業活動の実態を反映せず適正に対応できていない場面も生じているため、経済・社会環境の不断の変化にも対応し得る課徴金制度の在り方について検討する必要がある。

また、諸外国において広く導入されているような、独占禁止法違反行為に対して、事業者の調査への協力・非協力の程度等を勘案して、当局の裁量により課徴金額を決定する仕組みを導入することは、事業者と公正取引委員会が協力して実態解明・事件処理を行う領域を拡大するものであり、事業者による自主的なコンプライアンスの推進にも資するものと考えられる。

加えて、経済活動のグローバル化が進展する中、我が国の課徴金制度と諸外国の制度との国際的整合性を向上させる必要があると考えられる。

公正取引委員会は、このような認識の下、課徴金制度の在り方について専門的見地から検討を行うことを目的として、各界の有識者からなる「独占禁止法研究会」を開催した。本研究会は、平成28年2月23日に初会合を開催して以来、計15回の会合を重ね、検討結果を踏まえて報告書を取りま

とめ、当委員会は、平成29年4月25日にこれを公表した。

座長	岸井大太郎	法政大学法学部教授
座長代理	宇賀克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会員	井手秀樹	慶應義塾大学名誉教授
	井上隆	(一社)日本経済団体連合会常務理事
	及川勝	全国中小企業団体中央会事務局次長
	大沢陽一郎	(株)読売新聞東京本社編集局次長
	大竹たかし	シティニューワ法律事務所 弁護士 (オブ・カウンセル) 元東京高等裁判所部総括判事
	川出敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	黒木麻実	(公社)全国消費生活相談員協会関西支部副支部長
	佐伯仁志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	泉水文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	中原茂樹	東北大学大学院法学研究科教授
	向宣明	桃尾・松尾・難波法律事務所 弁護士 (パートナー) 日本弁護士連合会独占禁止法改正問題ワーキンググループ事務局長
	村上政博	成蹊大学大学院法務研究科客員教授
	柳川範之	東京大学大学院経済学研究科教授
	若林亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科教授

(役職は平成29年4月25日時点)

(2) 開催状況

回	開催年月日	議 題
1	28. 2. 23	○ 研究会の運営について ○ 課徴金制度の概要と見直しの視点について ○ 研究会の進め方について
2	28. 3. 18	○ 大阪大学大学院 佐久間修教授 (刑法) からのヒアリング ○ 関西学院大学 曾和俊文教授 (行政法) からのヒアリング
3	28. 4. 22	○ 宮川裕光弁護士 (在日米国商工会議所競争政策タスクフォース委員長) からのヒアリング ○ 欧州ビジネス協会からのヒアリング ○ 亀岡悦子弁護士からのヒアリング
4	28. 5. 20	○ 多田敏明弁護士 (日弁連推薦) からのヒアリング ○ 日本経済団体連合会からのヒアリング ○ 全国中小企業団体中央会からのヒアリング

5	28. 5. 27	○ 全国消費者団体連絡会からのヒアリング ○ 日本労働組合総連合会からのヒアリング ○ 東京大学大学院 宍戸常寿教授（憲法）からのヒアリング
6	28. 6. 28	○ 論点整理
7	28. 9. 30	○ 各論の検討 ・ 課徴金の算定基礎とする売上額の範囲 ・ 課徴金の算定基礎とする売上額の算定期間
8	28. 10. 28	○ 各論の検討 ・ 課徴金の基本算定率，業種別算定率，中小企業算定率，加減算 ・ 調査協力インセンティブを高める制度
9	28. 11. 11	○ 各論の検討 ・ 調査協力インセンティブを高める制度 ・ 和解制度 ・ 課徴金の賦課方式
10	28. 11. 25	○ 各論の検討 ・ 課徴金制度の法的位置づけ ・ 調査妨害行為に対するペナルティー ・ 新制度に見合った手続保障
11	28. 12. 16	○ 各論の検討 ・ 新制度に見合った手続保障 ・ 各論点の意見集約
12	29. 1. 27	○ 報告書案の検討
13	29. 2. 10	○ 報告書案の検討
14	29. 3. 1	○ 報告書案の検討 ○ 新制度全体の検証
15	29. 3. 30	○ 報告書案の検討

（ヒアリング対象者の役職は各会合開催日現在）

8 公正取引委員会機構図

